

帰宅困難者等に係る対策の参考資料

目 次

参考資料 1 3 帰宅困難者対策の検討経緯	279
1. 帰宅困難者に係る被害想定（東京湾北部地震M7.3）	279
2. 首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）における帰宅困難者対策（抜粋）	282
3. 首都直下地震の地震防災戦略（平成 18 年 4 月中央防災会議決定）における帰宅困難者対策（抜粋）	284
参考資料 1 4 帰宅困難者に関する主な既存施策例	285
1. 帰宅者数の低減（混雑緩和）	285
1. 1. 安否確認情報の提供.....	285
1. 2. 「むやみに移動を開始しない」ことの企業等への周知	299
1. 3. 企業・学校における備蓄等.....	302
1. 4. 大規模集客施設での場所の提供等	310
2. 帰宅の円滑化	316
2. 1. 一時休憩施設の確保・帰宅支援情報の提供.....	316
3. 駅での混乱防止.....	332
3. 1. 来場者の誘導	332
3. 2. ターミナル駅への集中の回避	334
4. 代替交通機関による帰宅支援	335
5. 救援活動の担い手として帰宅困難者に協力要請.....	336
参考資料 1 5 帰宅困難者等に係るアンケートの集計結果と課題	337
1. 市区町村への照会の対象等.....	337
1. 1. 本照会の対象等.....	337
1. 2. 前提条件	337
1. 3. 本照会における用語の定義.....	337
2. 帰宅困難者問題に対する認識等（市区町村への照会結果）	338
2. 1. 帰宅困難者に対する基本的な認識	338
(1) 企業や学校からの帰宅困難者の発生.....	338
(2) 買い物客等からの帰宅困難者の発生.....	340
(3) 遠距離徒歩帰宅者の通過.....	342
2. 2. 帰宅困難者に関する懸念	344
(1) 帰宅困難者のための水の確保.....	344
(2) 帰宅困難者のための食料の確保	346
(3) 帰宅困難者のためのトイレの確保.....	348
(4) 帰宅困難者のための滞在場所の確保.....	350
(5) 帰宅困難者を救護する体制の確保.....	352
3. 対策の現況及び課題（市区町村への照会結果）	354
3. 1. 安否確認の確実な実施	354

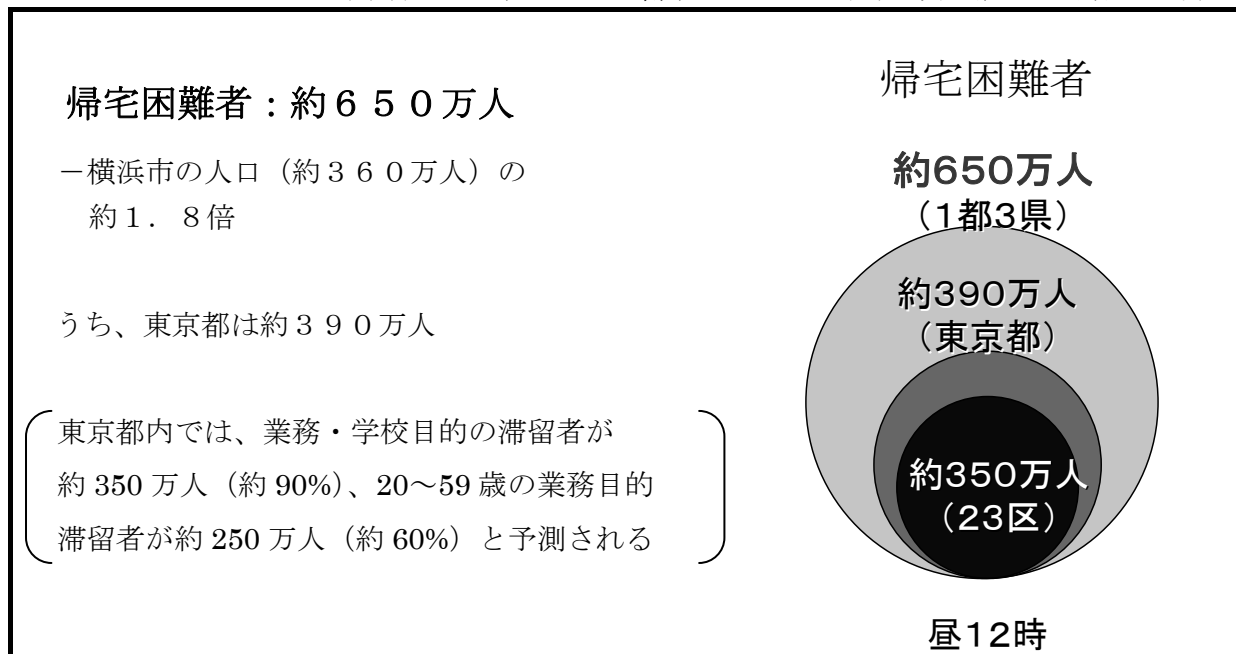
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	354
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	354
3. 2.	むやみに移動を開始しないことの周知	360
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	360
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	360
3. 3.	企業や学校における帰宅困難者及び帰宅者対策推進	366
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	366
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	366
3. 4.	一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における対策の推進	372
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	372
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	372
3. 5.	徒歩帰宅者の円滑な誘導	410
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	410
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	410
3. 6.	駅における混乱の防止	416
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	416
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	416
3. 7.	代替交通機関の確保	429
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	429
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	429
3. 8.	帰宅断念者のボランティアとしての活用	430
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	430
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	430
3. 9.	帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備	434
(1)	これまでの専門調査会で提示された課題	434
(2)	市区町村照会結果から把握・確認した事項	434
4.	帰宅困難者及び帰宅者問題全般に関わる総合的な施策	439
4. 1.	これまでの専門調査会で提示された課題	439
4. 2.	市区町村照会結果から把握・確認した事項	439
5.	帰宅困難者対策の実施状況と地域防災計画への位置づけ（全体集計）	452
5. 1.	帰宅困難者対策の実施状況	452
5. 2.	帰宅困難者対策の地域防災計画への位置づけ	454
	参考資料 1 6 帰宅困難者対策等に関する参考資料	455
1.	帰宅困難者向け収容施設を有するビルの建設例	455
2.	防災に関する委員会アンケート（日本経団連防災に関する委員会）	456
3.	防災案内板の整備状況	457
4.	地域防災計画における帰宅支援に係る記載内容	459
5.	災害時対応自動販売機	461
6.	ガソリンスタンドでの支援	462
7.	徒歩帰宅訓練による歩行時間等のデータ（帰宅難民の会）	465

8. 帰宅困難者の代替輸送に関する基礎データ	467
9. 帰宅困難者の心がけ	469
10. 帰宅支援グッズの例	471
11. 一斉に帰宅することのデメリット	472
参考資料 17 新しい情報提供の具体的な事例.....	475
1. 福岡県避難支援マップ	475
1. 1. ホームページ版.....	475
1. 2. 携帯電話版.....	480

参考資料 1 3 帰宅困難者対策の検討経緯

1. 帰宅困難者に係る被害想定（東京湾北部地震M7.3）

（平成 17 年 7 月首都直下地震対策専門調査会報告等）



計算手法等

- ・ 各地区の滞留者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を帰宅困難者とし、その数を算出（都心部の滞留者が多いと考えられる昼 12 時を想定）。
- ・ 就業者、通学者だけでなく、私事目的による滞留者も考慮。
- ・ 震度 5 以上の揺れで交通機関は点検等のため停止し、また夜間に入るなど運行再開に時間がかかるため、滞留者の帰宅手段は徒歩のみとする。
- ・ 帰宅までの距離が 10km 以内の人は全員「帰宅可能」とする。
- ・ 帰宅距離 10km～20km では、被災者個人の運動能力の差から、1km 長くなるごとに「帰宅可能」者が 10%低減していくものとする。
- ・ 帰宅距離 20km 以上の人は全員「帰宅困難」とする。

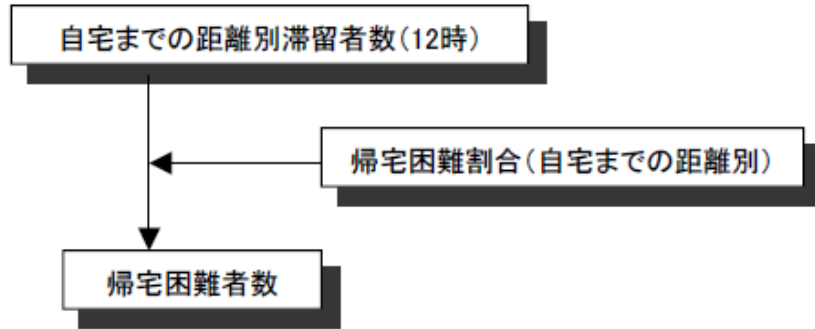


図 手法フロー

表 自宅までの距離に対する帰宅困難割合

自宅までの距離	帰宅困難割合
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難割合＝0％）
10km～20km	被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km遠くなるごとに10％増加
20km～	全員帰宅困難（帰宅困難割合＝100％）

③被害想定結果（昼12時）

(a) 帰宅困難者数（昼12時）

（単位：人）

	公共交通機関	その他（自動車、二輪車、自転車、徒歩）	合計
埼玉県	約 310,000	約 360,000	約 670,000
千葉県	約 350,000	約 470,000	約 820,000
東京都	約 3,400,000	約 480,000	約 3,900,000
神奈川県	約 730,000	約 390,000	約 1,100,000
1都3県合計	約 4,800,000	約 1,700,000	約 6,500,000

（資料）東京都市圏パーソントリップ調査（H10年）及び国勢調査より作成

（注）数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の欄の値と一致しない場合がある。

【参考】（朝 5 時）

（単位：人）

	公共交通機関	その他（自動車、二輪車、自転車、徒歩）	合計
埼玉県	約 5,400	約 14,000	約 19,000
千葉県	約 8,100	約 23,000	約 31,000
東京都	約 42,000	約 31,000	約 73,000
神奈川県	約 14,000	約 22,000	約 36,000
1 都 3 県合計	約 70,000	約 90,000	約 160,000

(b) 帰宅困難者の内訳（都県別）

（単位：人）

		帰宅困難者数	
		死者数	負傷者数
埼玉県	約 670,000	約 20	約 1,300
千葉県	約 820,000	約 60	約 2,600
東京都	約 3,900,000	約 800	約 26,000
神奈川県	約 1,100,000	約 100	約 2,700
1 都 3 県合計	約 6,500,000	約 1,000	約 33,000

(c) 帰宅困難者数（滞留目的別） ※ 昼 12 時の場合

（単位：人）

	合計	業務+学校		買い物	
		人数	割合	人数	割合
埼玉県	約 670,000	約 580,000	86%	約 90,000	14%
千葉県	約 820,000	約 690,000	85%	約 130,000	15%
東京都	約 3,900,000	約 3,500,000	90%	約 400,000	10%
神奈川県	約 1,100,000	約 960,000	85%	約 140,000	15%
1 都 3 県合計	約 6,500,000	約 5,700,000	88%	約 800,000	12%

2. 首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定） における帰宅困難者対策（抜粋）

第2章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～

第2節 膨大な避難者、帰宅困難者への対応

2. 帰宅困難者対策

（1）一斉帰宅行動者を減らす対策

膨大な数の帰宅困難者の発生が予測されるため、都心部から居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる。

国、地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。平日に発災した場合の帰宅困難者は、企業や学校に所属する人が多いため、地方公共団体は、企業や学校の協力による帰宅行動者の軽減対策を図る。

企業・学校等は、自ら、自社従業員や教職員・児童生徒等の一定期間の収容、そのための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄、家族を含めた安否確認等の体制整備を図る。

また、企業は、国、地方公共団体の協力の下、来客者等の一時的な収容、地方公共団体が準備している一時的避難場所への誘導等、企業が果たすべき社会的責任の考え方について検討する。

（2）安否確認システムの活用

国、地方公共団体、関係事業者は、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）が十分に活用されるよう、その認知度の向上を図る。

（3）徒歩帰宅支援及び搬送

（1）に記述したように一斉帰宅行動者を減らす対策を推進することは重要であるが、一方で、企業等に所属しない人に対しては速やかに帰宅を支援する必要があること、また、企業等に所属する人でも数日間都心に留まった後は整然と帰宅してもらうことが必要であることから、徒歩帰宅支援及び搬送のための対策を実施する。

地方公共団体は、地域住民の避難所として指定されていない公共施設等を帰宅途上の人たちへの一時休憩施設として提供できるよう協定の締結に努める。また、駅、郵便局、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド及びその他街頭において情報提供スポットを整備して被災情報や交通情報の提供を行う。また、道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供する。

災害発生時には、国、地方公共団体、関係事業者は、船の利用、折り返し駅整備や早期運転再開による鉄道の運行の確保及び臨時バスの早期運行など、多様な交通手段を確保し、帰宅支援を行う。その際、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。

（4）周辺地域の救援活動

国、地方公共団体、企業は、帰宅困難者が被災者としてではなく、地域救援活動の戦力にもなりうるという観点から、都心部に留まった帰宅困難者について救援活動の担い手としての役割についても検討する。

3. 首都直下地震の地震防災戦略（平成18年4月中央防災会議 決定）における帰宅困難者対策（抜粋）

IV 今後の課題

1. 生活支障の軽減

首都直下地震では、膨大な避難所生活者及び帰宅困難者が発生する。これら生活支障については、今後、軽減方策を具体的に検討する予定であり、その検討結果を踏まえて、減災目標、具体目標等の提示を行うこととする。

参考までに、今後10年間で被害を半減するとした場合に、検討すべき具体目標の目安を示す。

今後10年間で混乱を生じるおそれのある帰宅困難者数を半減

帰宅困難者数を約650万人から約330万人に

発災時に自宅から遠方にいる人が自宅へ帰ることができず、帰宅困難者が発生する。行き場がなく混乱を生じるおそれのある帰宅困難者数を半減させるためには、

- ①企業における従業員の一時的な収容
- ②学校における生徒・児童等の一時的な収容

が必要である。具体的には、小学校低学年以下の児童については全員を学校に一時収容するとともに、その他の児童・生徒及び企業の従業員については半数程度を学校及び企業に一時収容することにより達成可能である。今後、学校、企業の協力などによる帰宅困難者の軽減方策及び買物客等に対する帰宅困難者対策について検討する。

参考資料 1 4 帰宅困難者に関する主な既存施策例

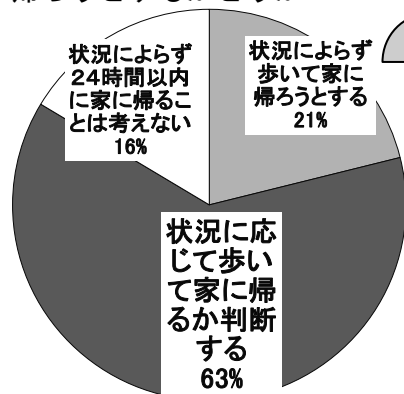
1. 帰宅者数の低減（混雑緩和）

1. 1. 安否確認情報の提供

（現状）

- ・ 大都市大震災軽減化特別プロジェクトにおけるアンケート結果によれば、徒歩で帰宅するか否かの判断は、自宅の状況や家族の安否を確認できるか、自身が安全であることを家族に伝えられるかによるところが大きい。
- ・ 東京都の「防災に関する世論調査」では、帰宅困難者になった時に必要な情報について聞いているが、「家族や親戚・知人の安否」「自宅周辺の被害や火災などの状況」など個人の被災状況に関する事項への関心が高い。

地震発生から 24 時間以内に、歩いて自宅に帰ろうとするかどうか



「状況によらず歩いて家に帰ろうとする」を選択した理由（複数回答）

選択肢	回答数	比率
自宅の様子や家族の安否が不明なので、早く確認したいから	77	73.3
自分が安全であることを早く家族に知らせたいから	45	42.9
自宅は近距離にあり、歩いて帰るのに抵抗はない	24	22.9
被災地にいるのは危険なので、早く安全な場所に移りたいから	23	21.9
勤務場所や学校、買い物先では寝たり食事をとることができない	14	13.3

「状況に応じて歩いて家に帰るか判断する」と回答した人が、帰ることを決める上で最も重要視する点（単一回答）

選択肢	回答数	比率
しばらくたっても自宅や家族の安否状況がつかめない	97	31.2
その目のうちに帰れそう	66	21.2
駅に行くなどし数日は交通機関が復旧しないことを自分で確認できる	47	15.1
携帯できる食料や飲料水、服装などが徒歩で帰る上で問題ない	34	10.9
勤務場所や学校、買い物先等で帰るよう指示が出る	18	5.8
しばらくたっても自分が安全であることを家族に伝えられない	16	5.1
雨が降っていないなど、帰るのに都合のよい天候である	12	3.9
近くの避難所などで泊まろうとしたが地元の住民が優先されている	9	2.9
勤務場所や学校、買い物先等での居場所がない	6	1.9
勤務場所や学校での散乱した身の回りなどの後片付けが終わった	4	1.3
帰り道がそれほど混雑していない様子である	2	0.6

図 1 4-1 帰宅意思に関するアンケート調査結果

（大都市大震災軽減化特別プロジェクト「帰宅行動者の行動と対策に関する調査研究」（平成 16 年度）より）

* 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、渋谷区、豊島区のいずれかに、通勤、通学、買物などの目的で鉄道を利用して月 1 回以上の頻度で行く人（513 人）を対象としたインターネットによるアンケート結果

Q12 仮に、大地震による災害のため、徒歩での帰宅もできなくなったとしたら、あなたは、まずどのような情報を知りたいと思いますか。この中から5つまであげてください。(2M.A.)

<図2-5-1>

(n=2,134)

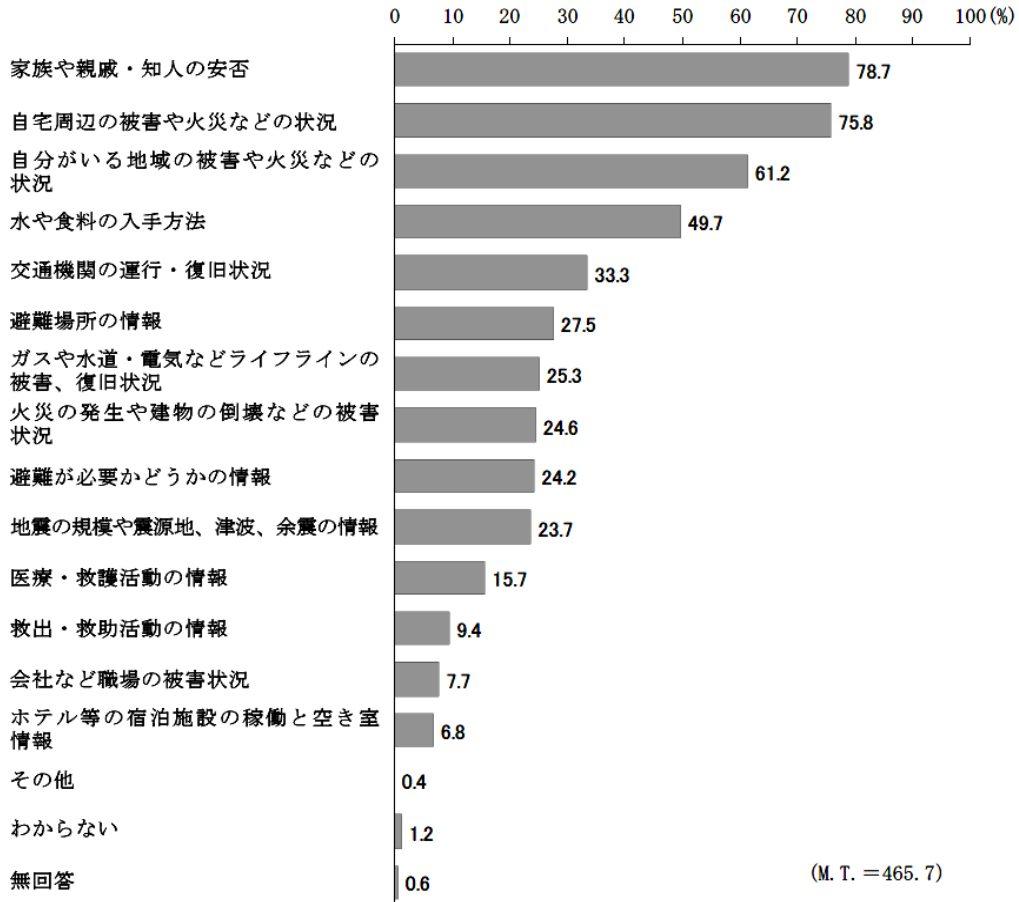


図 1 4-2 帰宅困難になった場合に知りたい情報内容

(「防災に関する世論調査」(東京都、平成18年3月)より)

(施策例)

施策例 1 災害用伝言ダイヤル

- ・災害用伝言ダイヤルは、地震や水害等の災害発生時など被災地との電話連絡がとりにくい場合でも、被災地の人と連絡・安否確認ができる音声の伝言板である。公衆電話、携帯電話、PHSからも使用できる。

震度6弱以上の地震が発生した場合や震度5強以下の地震及びその他災害で被災状況及び通信の輻輳状況などから必要と判断される場合に運用が開始され、マスコミを通じて広報される。利用イメージは下の図のとおりである。

なお、新潟県中越地震の例では、被災地外からの「無事を問い合わせる録音」が多くなっている。大都市部での大規模災害時には、伝言処理能力や伝言蓄積容量の限界に達しないよう、「被災地外から被災地の方の無事を確認する録音は控えて、まずは被災地内からの録音を優先的に実施してもらおう」ことを周知・啓発することも重要な課題であると考えられる。



図 14-3 災害用伝言ダイヤル（171）の利用イメージ

表 14-1 災害用伝言ダイヤルの諸元

伝言登録容量	全国約 800 万伝言（NTT 東日本・西日本両社の共用分）
運用条件	震度 6 弱以上の地震が発生した場合は自動的に起動、震度 5 強以下の地震及びその他の災害では、被災状況や通信の輻輳状況などを勘案し、運用を判断
利用できる電話	一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS、INS ネット 64・1500、メンバーズネット、特設公衆電話
利用できない電話	一部の IP 電話
メッセージ登録可能電話番号	災害により電話がかかりにくくなっている地域を対象として、都道府県単位で電話会社がエリアを設定
メッセージ登録可能件数等	1 電話番号あたり 1～10 伝言（提供時に N T T から通知） 1 伝言あたり 30 秒以内
メッセージ保存期間	録音してから 48 時間（これを過ぎると自動的に消去）
閲覧可能エリア	全国
利用料金	伝言の録音・再生時の通話料のみ必要、伝言蓄積等のセンター利用料は無料

（NTT 東日本ホームページ<<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/sousa.html>>等を参考に作成）

施策例 2 携帯電話災害用伝言板

- ・携帯電話災害用伝言板では、災害時に i モード等により伝言を登録することができる。震度 6 弱以上の地震などの災害が発生した場合には、災害用伝言板メニューが、トップ画面に表示される。

情報の登録は、メニュー画面から、自分の状況に当てはまる選択肢を選んで登録する。必要に応じて、メッセージを入力することもできる。入力した安否状況やメッセージはその人の携帯電話番号をキーに登録される。

安否情報を確認する場合は、その携帯電話番号を入力することで行う。なお、安否情報の確認は、パソコンからも行える。

操作方法のイメージは次図のとおりである。

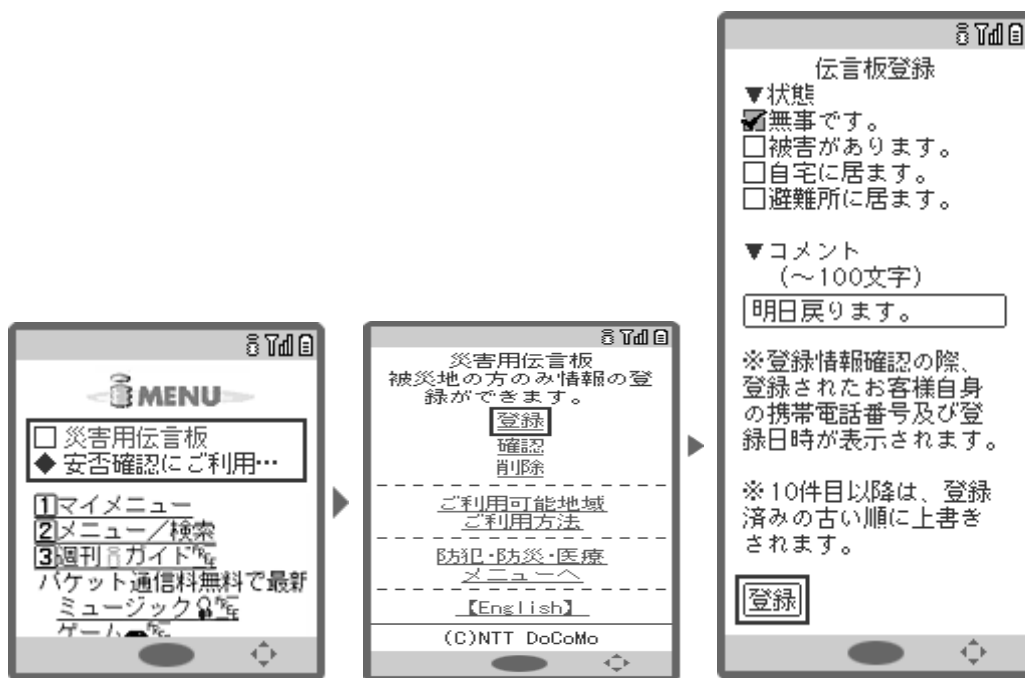


図 14-4 i モード災害伝言板操作イメージ

(NTTドコモホームページより)

<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/guidance/index.html#p01>

同様のサービスは、KDDI グループ (au/ツーカー)、ソフトバンク、ウィルコムでも提供されている。

表 14-2 iモード災害用伝言板サービスの諸元

伝言登録容量	約 4,000 万件
運用条件	震度 6 弱以上の地震が発生した場合は自動的に起動、震度 5 強以下の地震及びその他の災害では、被災状況や通信の輻輳状況などを勘案し、運用を判断
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域を管轄しているドコモ各社の営業エリア全域及びその周辺
メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり 10 件
メッセージ登録方法	メニュー選択が基本 テキスト入力 は 全角 100 文字以下
メッセージ登録内容	状態（日本語版・英語版それぞれ下記の 4 つの中から選択） 日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語版：「I' m okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」
メッセージ保存期間	登録から最大 72 時間（サービスが提供されている間）
登録可能電話番号	登録可能エリアにいる iモード契約者の携帯電話番号
閲覧可能エリア	全国
利用料金	無料

（NTT ドコモホームページ及び聞き取り結果より）

<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/guidance/index.html#p01>

施策例3 web171 (災害用ブロードバンド伝言板)

- ・web171では、被災地域の居住者が、インターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）を登録することができる。
- ・登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国（海外も含む）からインターネットを経由して、閲覧や追加メッセージの登録が可能となる。

昨今のインターネットの普及拡大に伴い、大規模災害発生時にインターネットを活用し、音声やテキスト等を融合した新たな安否確認サービスに対するニーズが高まっているため、開発されたサービスである。「災害用伝言ダイヤル(171)」等を補完する安否確認サービスとして提供されている。

震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に立ち上がり、震度5強以下の地震及びその他の災害では、被災状況や通信の輻輳状況などを勘案し、運用を判断する。サービス提供開始時には、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等で広報される。

web171では、伝言メッセージだけでなく画像ファイルや音声ファイルを登録することができる。

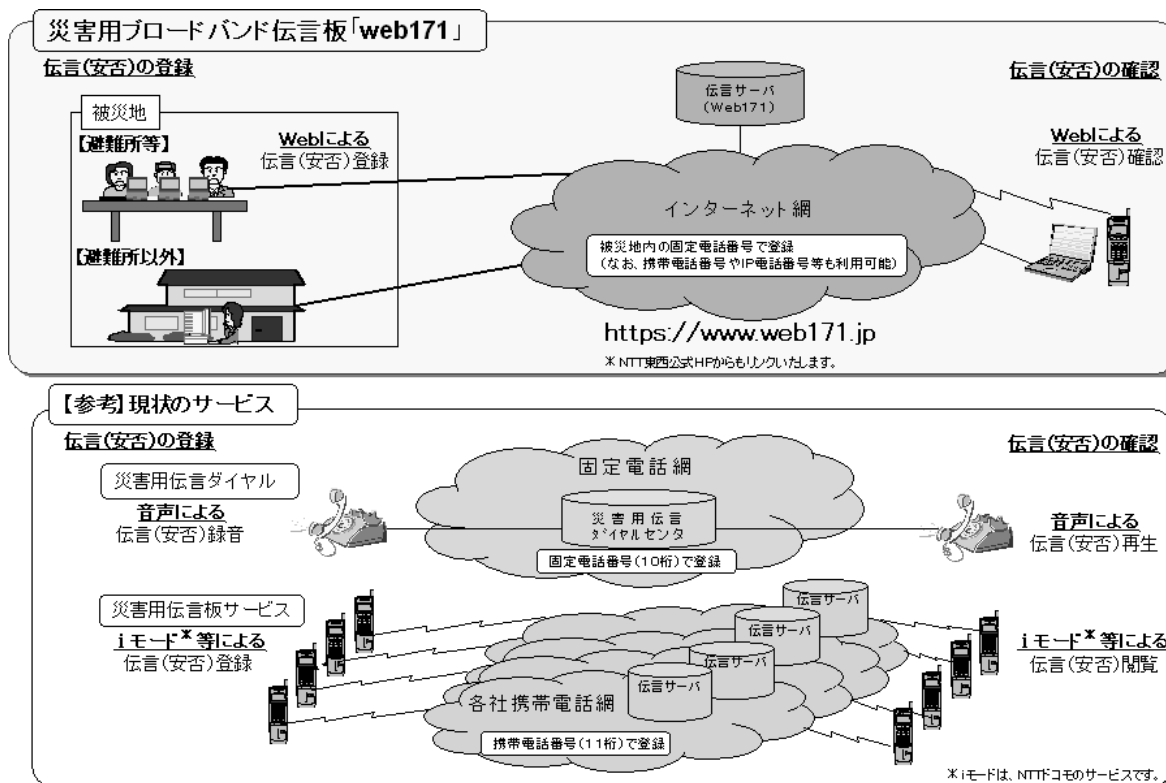


図 14-5 web171 及び災害用伝言ダイヤル等の構成

(NTT東日本ホームページより)

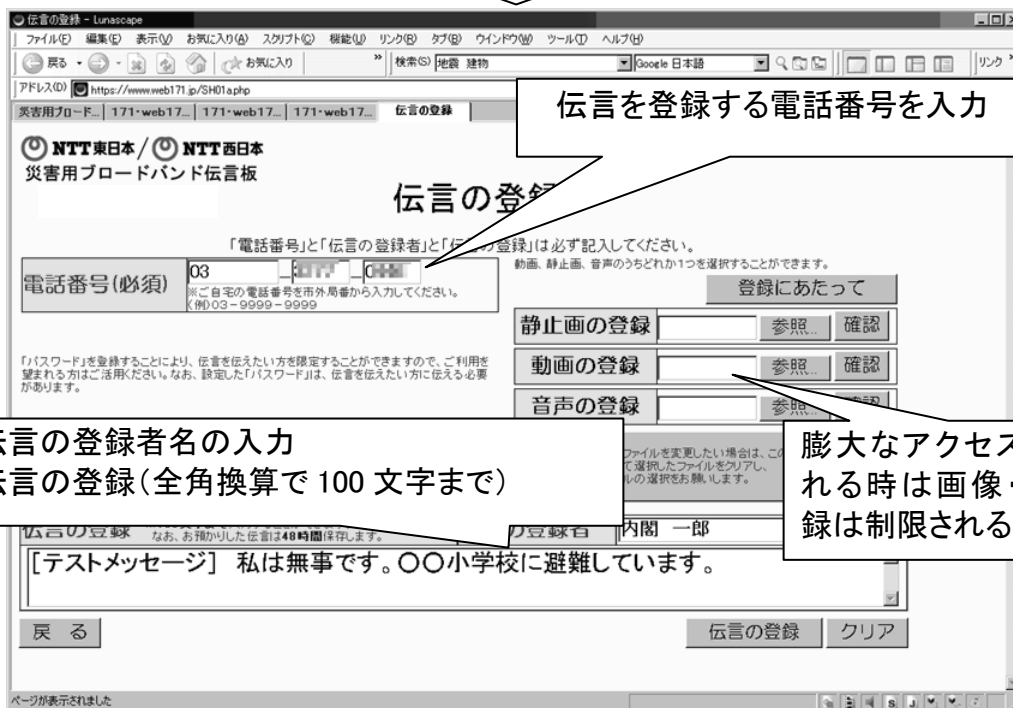
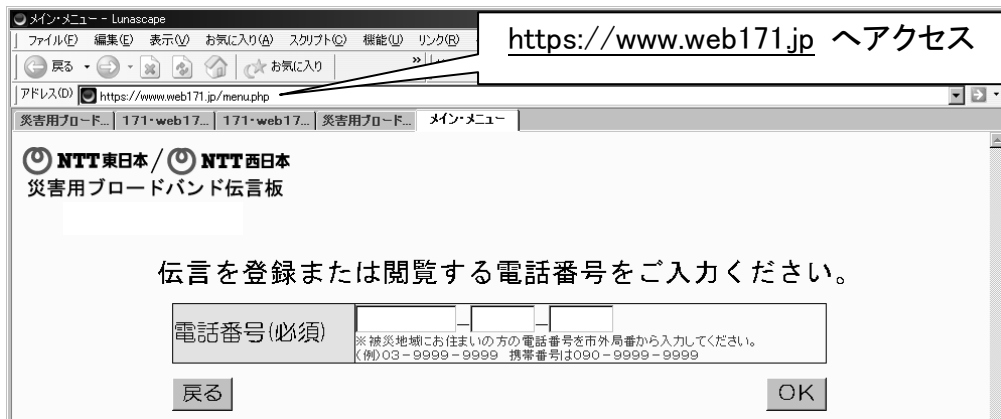
http://www.ntt-east.co.jp/release/0508/050826b_3.html

表 14-3 web171の諸元

伝言登録容量	5億伝言（テキスト換算）
運用条件	震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に起動、震度5強以下の地震及びその他の災害では、被災状況や通信の輻輳状況などを勘案し、運用を判断
利用できる端末等	インターネット接続ができるパソコン及び携帯電話等（携帯電話からは新規登録は行えないが、追加登録は行なえる。機種によっては利用できない場合がある。）
メッセージ登録可能エリア	全国
メッセージ登録可能件数	新規登録は 1件/1電話番号 追加登録は 1～9件/1電話番号
メッセージ登録方法	テキスト入力（全角100文字以下）
添付可能ファイル	wav形式の音声ファイル（1メガバイト以下） jpg、jpeg形式の静止画ファイル（1メガバイト以下） wmv、avi形式の動画ファイル（10メガバイト未満）
メッセージ保存期間	48時間
登録可能電話番号	全ての電話番号 （携帯電話番号やIP電話番号等も利用可能）
閲覧可能エリア	全国
利用料金	無料

（NTT東日本ホームページ等より）

<http://www.ntt-east.co.jp/release/0508/050826b.html> 等



- ・伝言の登録者名の入力
- ・伝言の登録(全角換算で 100 文字まで)

膨大なアクセスが見込まれる時は画像・音声の記録は制限される。

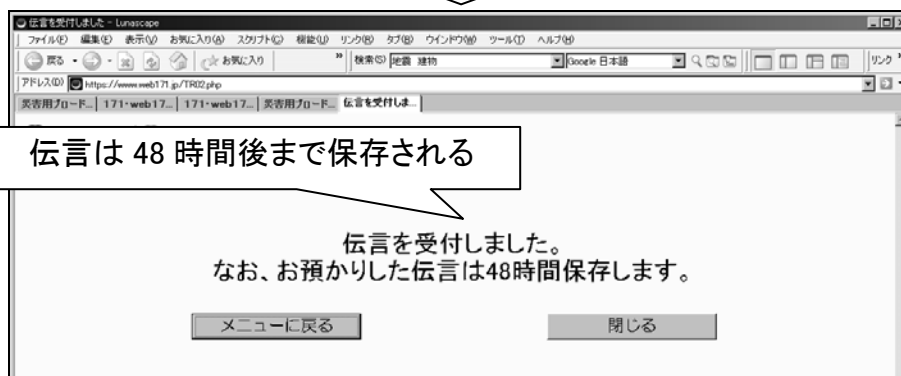


図 14-6 web171 メッセージ等の登録方法

(NTT東日本ホームページより)
<https://www.web171.jp/top.php>

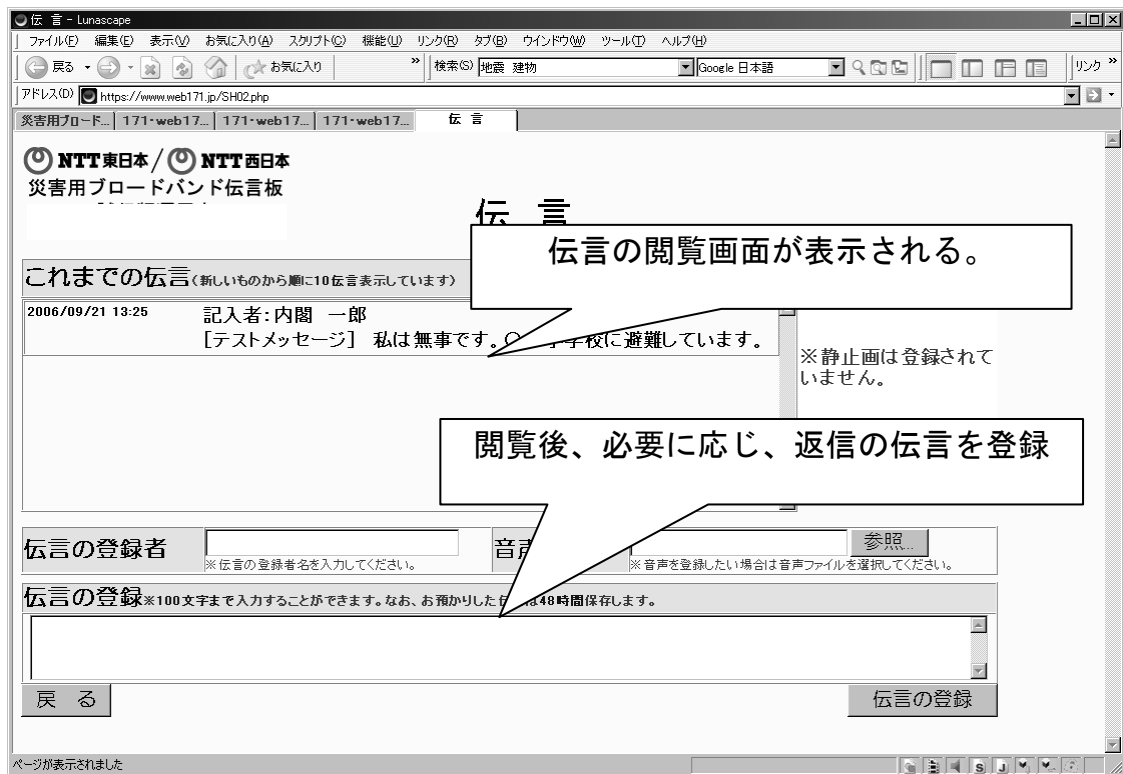
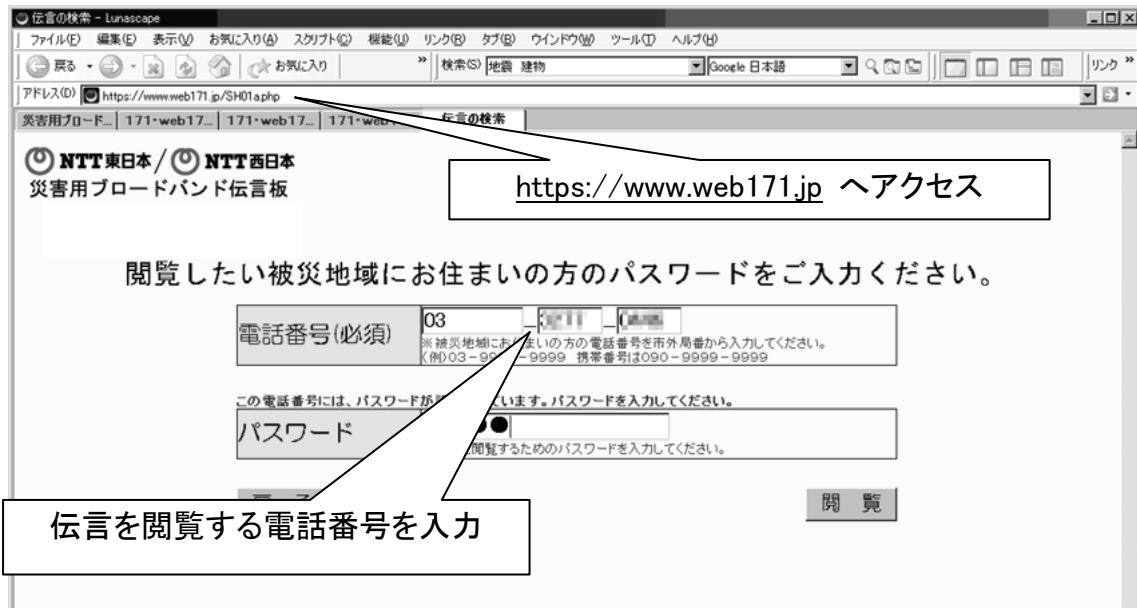


図 1 4-7 web 1 7 1 メッセージ等の閲覧・追加方法

(NTT東日本ホームページより)

<https://www.web171.jp/top.php>

施策例 4 一般企業・官公庁向け安否確認システム

- ・一般企業、官公庁向けに、安否確認システムが開発されている。
- ・様々な通信メディア（e-mail、携帯電話、PHS、一般電話、FAX、ポケベル）を用いて、家族・社員への緊急連絡、安否確認が可能なシステムである。

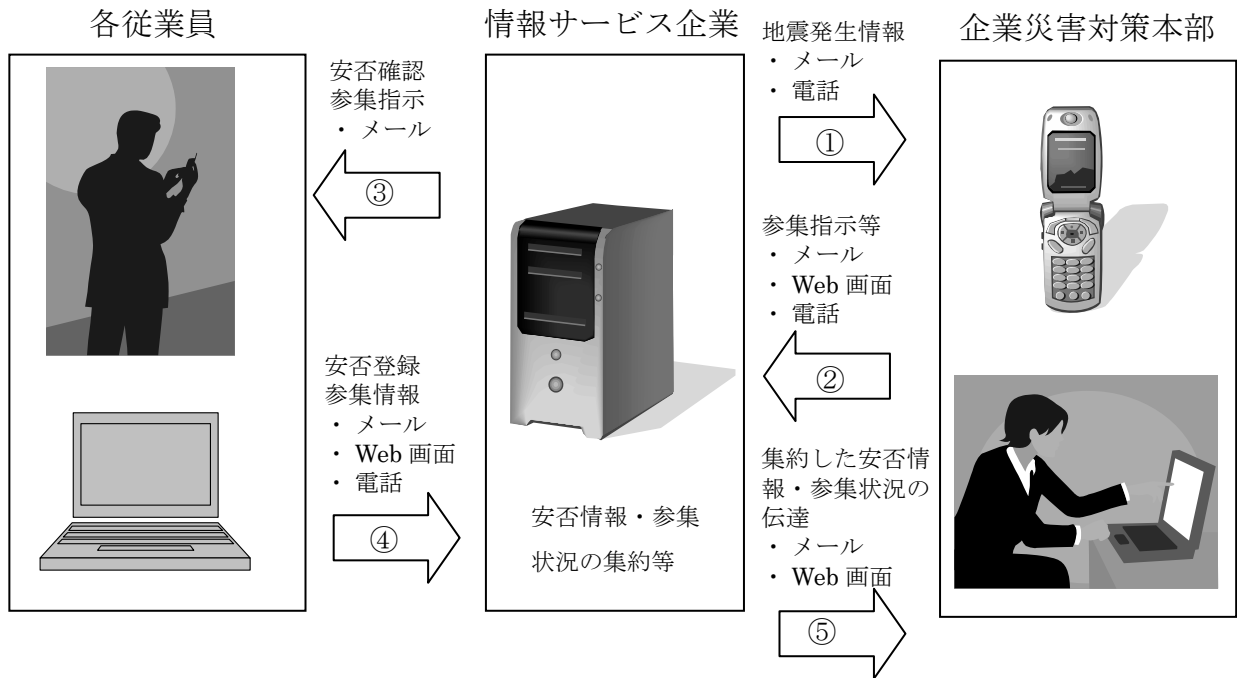


図 14-8 従業員安否確認システムのイメージ

安否確認システムの主な事例は以下のとおりである。

- ・ イメージシティ(株)
(http://www.imagecity.jp/p_emergency.html)
- ・ NTT コムウェア(株)
(<http://www.nttcom.co.jp/anpi/index.html>)
- ・ (株)NTT データシステムズ
(<http://www.nttdsys.com/anpi/index.html>)
- ・ 関西テレビソフトウェア(株)
(<http://www.ktvs.co.jp/safety/safety.html#01>)
- ・ セコム(株)
(<http://www.secom.co.jp/service/safety/anpi.html>)
- ・ 総合警備保障
(http://e-shop.alsok.co.jp/corporate/risk_management/anpikakunin.html)
- ・ 富士通
(http://www.net.intap.or.jp/INTAP/information/seminar/17-20051117_bcm/06_ota.pdf)
- ・ レスキューナウ・ドット・ネット
(<http://www.rescuenow.net/press/news/021120.html>)

(50 音順)

施策例5 登録しているビル及び学校の安否情報の放送（ニッポン放送の例）

- ・大規模災害発生時に、あらかじめ登録されたビルの安否情報を、ビル管理者から収集し、ラジオにより放送する仕組みである。
- ・ビル単位で安否を伝える「お勤め先安否情報」、学校単位で安否を伝える「学校安否情報」がある。
- ・ビル管理者は、建物の被害状況や、ビル内のテナントも含めた顧客や従業員等の安否が把握できた段階で、専用連絡用紙に記入し、ニッポン放送本社（有楽町）もしくは明治安田生命ビル（新宿）に持参する。
- ・ビルの被災情報、重傷者発生などの優先すべき内容等を、繰り返し定期的に放送する。
- ・放送内容は連絡用紙の記入内容に基づくが、編集権はニッポン放送にある。

放送実施のタイミングは、東京及び東京周辺で震度 5 強以上の地震が発生し、甚大な被害が出るとともに、都内の交通・通信機能が円滑を欠き、電話による連絡が不可能もしくは困難に陥った時に、ニッポン放送が規程に基づき災害特別放送本部を設置した場合となる。

「お勤め先安否情報」の収集対象ビルは、在館人口 1,000 人以上の予め登録されたビルである。（大手町地区(30)、丸の内地区(39)、有楽町地区(15)、内幸町地区(15)、新橋地区(10)、虎ノ門地区(16)、霞ヶ関地区(6)、日本橋地区(22)、八重洲地区(10)、京橋地区(14)、銀座地区(19)、築地地区(3)、新宿地区(36)、その他の地区(70)）

「学校安否情報」は、東京都、神奈川県、千葉県私立小学校・中学校・高等学校、国立大学の附属小学校・中学校・高等学校、特殊教育学校の約 700 校が登録されており、発災時には、東京都、神奈川県の私立学校協会との連携により情報を収集し、放送することとなっている。例えば、東京都私学協会では、12 支部 46 ブロックに分かれ、ブロックごとに幹事校が決まっている。各ブロックの学校が、災害時優先電話で幹事校に報告し、幹事校が災害時優先電話でニッポン放送に連絡する。

（ニッポン放送ホームページ及び聞き取り結果より）

<http://www.1242.com/bousai/>

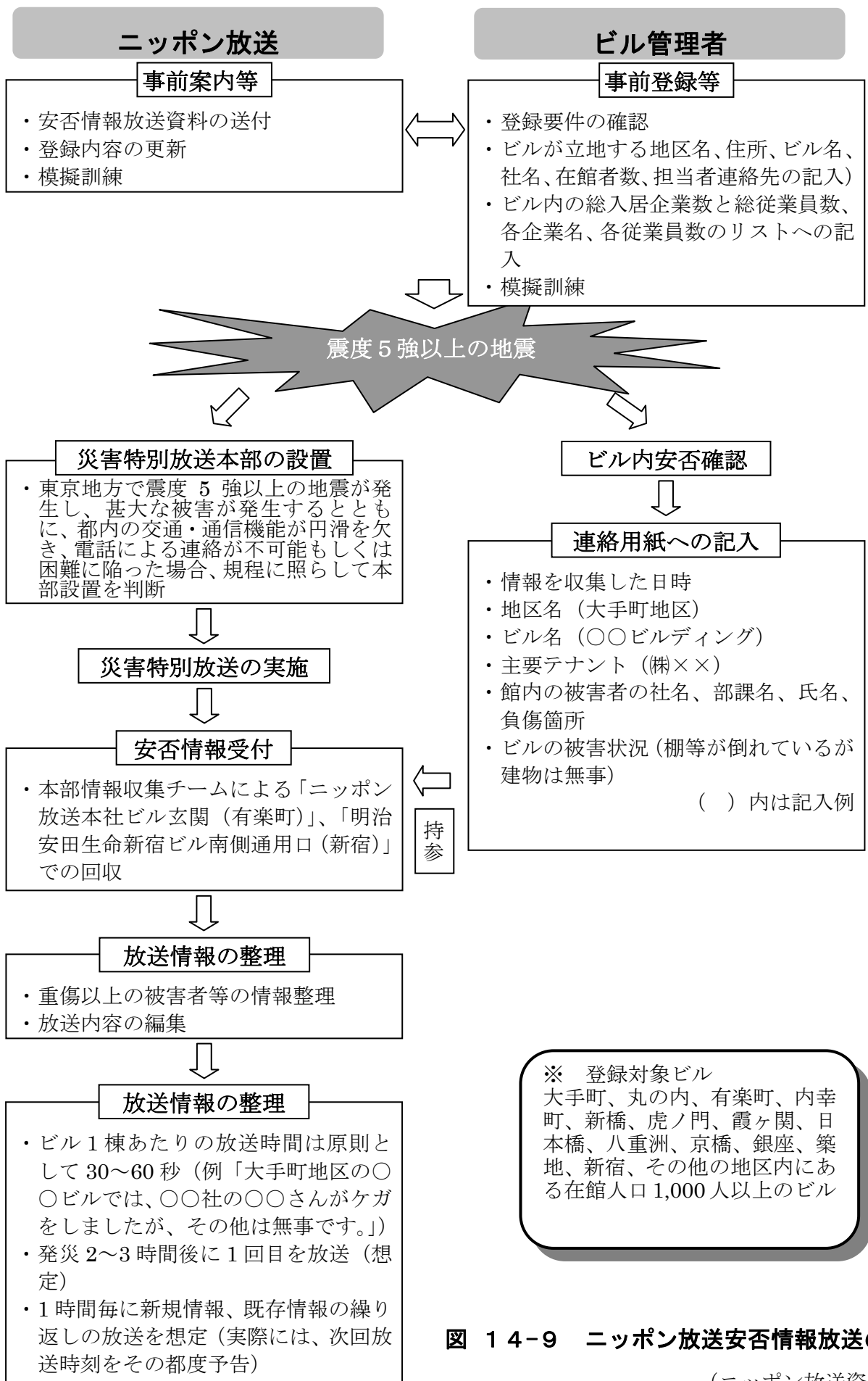


図 14-9 ニッポン放送安否情報放送の流れ
(ニッポン放送資料より)

「お勤め先安否情報」連絡用紙

No. _____

ニッポン放送

地区名	ビル名	主要テナント

_____時 _____分現在

館内の被害者 やまとほうそう かわのみさお
 (例：大和放送・編成部・河野三三夫・右腕骨折←重傷以上)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

ビルの被害状況他

.....

.....

.....

.....

.....

.....

情報提供責任者名 _____ ㊟

- (注1) 固有名詞にはフリガナをつけて下さい。
- (注2) ニッポン放送周辺地区は、ニッポン放送本社玄関(東京都千代田区有楽町1-9-3)まで、新宿地区は、ニッポン放送新宿受付所(明治安田生命新宿ビル南側通用口)へご持参下さい。

図 14-10 「お勤め先安否情報」の専用連絡用紙

(ニッポン放送資料より)

1. 2. 「むやみに移動を開始しない」ことの企業等への周知 (現状)

- ・ 都心部等のオフィス街や繁華街では、昼間人口が非常に多い。交通機関が停止した場合にこれらの人が一斉に徒歩で帰宅すると、歩道が渋滞し、混雑により負傷が発生するなど危険性が高まる。また、一部の人が車道にあふれ出ることなどにより、救急活動や緊急輸送等を阻害する可能性がある。

(北米大停電による徒歩帰宅者の発生)

2003年8月14日の午後4時過ぎ、クリーブランド州で送電線が過負荷を起こし、遮断が連鎖的に拡大し、停電はニューヨーク市からカナダのトロント市までの広範囲にわたり、6千万人に影響を及ぼした。ニューヨーク市では停電が30時間近くに及んだ。ニューヨーク市のマンハッタン島からブルックリン地区に抜けるためのブルックリン橋は徒歩帰宅者で混雑した。



図 14-11 ブルックリン橋を渡る徒歩帰宅者

((財)自治体国際化協会レポート264号より)

(施策例)

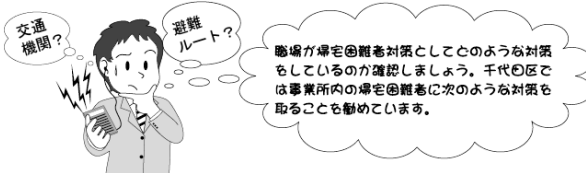
施策例 1 昼間区民に対する意識啓発（千代田区の例）

・千代田区では、事業所・団体向け地震対策ガイド「無事に家に帰ろう」を作成しており、その中で、「あわてて帰宅しない」ということを記載している。
 ・昼間区民は事業所従業員等が中心であるため、本来業務を継続しながら、一斉の帰宅行動はしないように広報している。例えば、東京商工会議所での経営者の勉強会等で、千代田区の災害対策の取り組みを説明する中で、従業員の安否確認後、まずは事業継続をして冷静な行動をとってもらうこと等をお願いしている。

Scene 2

地震が起きたら、情報が生命線

職場の対策を確認しておこう

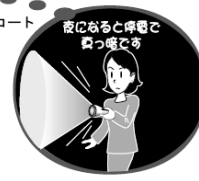


- | | |
|--|---|
| <p>●帰る人に対する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報
(帰宅途中には治安上のリスクがあることを知らせる) ・食料、飲料水を持たせる
(食料備蓄は社員一人一人に持たせておく) | <p>●宿泊する人に対する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就寝場所を確保する ・帰宅計画を立てておく ・交通機関等の運行状況等の情報を提供する方法 ・食料、飲料水、寝具等の備蓄 ・安否情報を社員・家族に提供する方法 |
|--|---|

自分で準備するもの

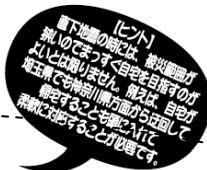
出典：帰宅難民の会が推奨する「難民グッズ」等

- 運動靴（履き慣れたもの、ヒモやマジックテープ付きで締め直しのできるものが望ましい）
革靴、ハイヒールでは歩けない。長距離歩いても疲れにくいビジネスシューズも開発されている。
- 地図、磁石、身分証明書
- 軍手、タオル、マグライト（懐中電灯）、ヘルメット、レインコート
- ティッシュ、ウェット・ティッシュ、バンド・エイド、ライター
- 10円玉を10枚分ゼロ・テープでとめたもの、携帯電話など
- 携帯ラジオ、筆記具、ビニール袋
- チョコレート、アメ、梅干し、飲料水ボトル
- 携帯カイロ（冬の場合）
- 扇子やうちわ、帽子（夏の場合）
- 帰宅経路近辺の町丁目別地震危険度情報（都内の火災、建物倒壊、避難、人的危険度）



安全情報を入手する

- 携帯ラジオなどで安全情報を入手しましょう。
- ・周囲の状況（何が起きたのか）・被害の全体情報 ・余震情報
 - ・交通機関の運行状況、救助・救援情報、医療機関の情報
 - ・避難ルート情報（どちらに行ったら安全か）・避難所情報



あわてて帰宅しない

- 直下地震では、強い余震が予想されるので、状況により一晩待つことも必要です。
- 震災後、帰宅の方法、帰宅所要時間、ライフラインや災害用備蓄の状況などを考慮して、帰宅時期を判断することが望まれます。

帰宅途中で立ち寄る場所

どれか確認したものはありませんが、帰宅の際は情報、休息が得られる場所として記憶にとどめておきましょう

- 情報収集やちょっとした休息など帰宅支援施設として検討されているものです。
- 駅（ターミナル駅の電光掲示板など）
 - 交番
 - 郵便局
 - 比較的大規模な集客施設
 - 臨時公衆電話設置場所
 - 都・区市町村の公共施設
 - コンビニ
 - ファミリーレストラン

掲示板

毎年、都庁から自宅まで徒歩で帰宅するイベント、サブイバルウォークを行っているのが「帰宅難民の会」（代表：吉武正一氏）です。帰宅難民の会では次のような帰宅難民心得を帰宅のノウハウをまとめています。

- 自分流の「帰宅難民グッズ」を身近に常備する。
- 20kmまでは何とか歩ける。それ以上自宅が離れている人は、1日1万歩歩くなど平時から運動して体を鍛えておくことが重要。
- 緊急連絡先やネットワークを作り、頼れる先を作る努力をする。など10箇条にまとめられています。

帰宅難民の会
<http://homepage2.nifty.com/kikikan/>

図 14-12 「無事に家に帰ろう」からの抜粋

（千代田区パンフレット「無事に家に帰ろう」より）

施策例2 一斉に帰宅の行動をとらないことを求めた条例の制定（文京区の例）

- ・文京区の防災対策条例では、帰宅困難者に対し一斉に帰宅の行動をとらないよう努めることや、事業所や学校等にはあらかじめ従業員又は教職員、児童・生徒等を一定期間収容できる体制の整備と食料・生活必需品の備蓄及び飲料水の確保に努めることを求めている。
- ・今後、文京区は、区内事業者向けにパンフレットを作成する予定である。

（文京区への聞き取り結果より）

文京区では、防災対策条例を平成18年4月1日に施行した。条例の帰宅困難者対策を記述した部分は以下のとおりである。事業所等に留まった帰宅困難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めることも求めている。

文京区防災対策条例（帰宅困難者対策）

第35条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、一斉に帰宅の行動をとらないように努めなければならない。

2 帰宅困難者は、災害時において、安全に帰宅するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

3 事業者、学校等は、あらかじめ従業員又は教職員、児童・生徒等を一定期間収容できる体制の整備に努めなければならない。

4 事業者、学校等は、従業員又は教職員、児童・生徒等のため、食料及び生活必需品の備蓄並びに飲料水の確保に努めなければならない。

5 区は、あらかじめ他の特別区その他の地方公共団体及び区内に存する大学等教育機関と連携を図り、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を実施するよう努めなければならない。

6 区は、災害時に、他の特別区その他の地方公共団体及び事業者と連携を図り、帰宅困難者に対して適切な情報提供を行うよう努めなければならない。

7 区、事業者、学校等は、災害時に、事業所、学校等に留まった帰宅困難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めなければならない。

（文京区ホームページより）

http://www.city.bunkyo.lg.jp/service/disaster_prevention/information/bousaitaisaku-jourei/index.html

1. 3. 企業・学校における備蓄等 (現状)

- ・ 港区や東京商工会議所の調査によれば、地震に備えた備蓄を行っている事業者は、まだ少ないのが現状である。
- ・ 一斉帰宅による混乱に伴う負傷等の危険性軽減や、歩いて帰るのが困難な従業員や学生等への対応の観点を考慮すると、従業員や学生等をしばらくオフィスや学校等の中にとどまらせることが望まれるが、その場合、食料や飲料水等が不足するおそれがある。

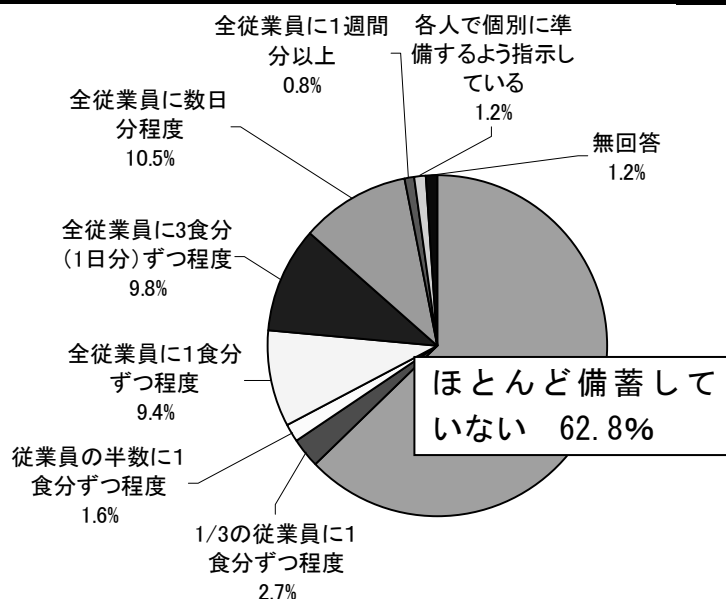


図 14-13 港区事業所における食料の備蓄状況

(「港区内事業所の防災対策に関するアンケート結果」(港区、平成18年3月)より)

* 港区の事業所から業種に応じた数を考慮してアンケートを配布した。配布数5,000事業所、回収数合計1,907事業所(回収率38.1%)

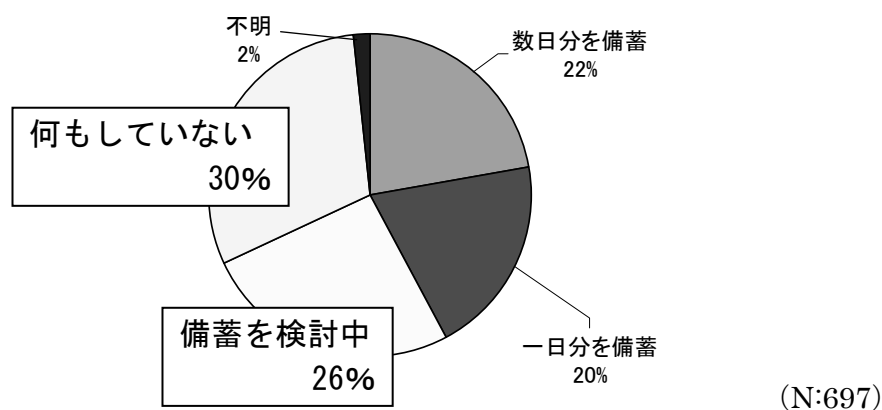


図 14-14 東京商工会議所アンケート結果における食料や水等の備蓄状況

(「会員事業者の災害対策に関するアンケート結果」(東京商工会議所、平成18年)より)

* 東京商工会議所23支部の役員・評議員企業等3,110社を対象に調査。回答企業は697社(回収率22.4%)

(施策例)

施策例 1 地域防災計画に基づく企業等の食料備蓄対策の推進（東京都、新宿区の例）

- ・東京都は地域防災計画において、帰宅困難者対策の一環として、事業所、学校等の組織が、組織に所属する従業員等の食料等の備蓄を行うといった「組織対応の原則」を示している。
- ・東京都では事業者が取り組むべき帰宅困難者対策についての検討会で、都から事業者団体（経団連、東京商工会議所等）に所属事業者で「組織対応の原則」に則った対応を行うよう働きかけた。
- ・新宿区地域防災計画では、事業所・集客施設等に対して、食料の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画^{*}に位置づけ、対策の推進を図ることを求めている。
- ・また、新宿区では、事業所に対し、帰宅困難者対策に関するパンフレットを配布し、歩いて帰れない人や復旧要員のために数日間宿泊できるよう食料等の準備を促しているほか、事業所を対象とした講演も積極的に実施している。

^{*}東京都震災対策条例によれば、「事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(事業所防災計画)を作成しなければならない。」とされている。

東京都地域防災計画 第13章 帰宅困難者対策 第2節 帰宅困難者対策の推進

(3) 事業所・集客施設における対策の推進

事業所、学校等において従業員や生徒の保護、情報の収集、食料の備蓄など「組織対応の原則」を、都、区市町村及び東京消防庁において啓発・指導する。

(東京都地域防災計画より)

新宿区地域防災計画 第10章 帰宅困難者対策 第4節 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者対策の計画化

イ 事業所・集客施設等においては、従業員や顧客・来訪者等の保護、情報の確保、食料の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図ることとする。

(4) 水・食料等の備蓄

ア 都及び区の役割分担を明確化し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図ることとする。

イ 事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底を図ることとする。

(新宿区地域防災計画より)

施策例2 食料等備蓄に対する補助金制度（千代田区の例）

千代田区では、区内で事業を営み、町会に加入している中小企業を対象に、従業員や顧客のための備蓄物資の購入費用について、対象経費の2分の1で、上限10万円の補助を実施している。

企業・事業所の備蓄物資等について 購入費用を助成します

町会等の自主防災組織と一体となって、毎年から地域の防災活動や災害時における災害要援護者の救出・救援など、防災対策に取り組む企業・事業所に対し、従業員や顧客のために備蓄する物資の費用の一部を助成します。

◆ 対象となる企業・事業所は・・・

区内で事業を営む事業者（※1）で、次の条件のすべてを満たすものとします。

- ① 従業員数が概ね50人以上300人未満（※2）であること。
- ② 町会に加入し、町会の推薦（※3）があること。
- ③ 最近1年間に納付すべき事業税及び住民税を完納していること。

※1…事業者とは、企業の他、学校法人・医療法人・特定非営利活動法人等の法人をいいます。

※2…同一の法人で区内に複数の事業所又は営業所等を有する場合は、町会の区域を単位として一つの法人とみなすことができます。

※3…町会の推薦は、町会活動に積極的に参加していることを条件としています。

◆ 補助額等について

対象経費の2分の1で、上限は10万円です。

（1事業所につき、1回限りとします）

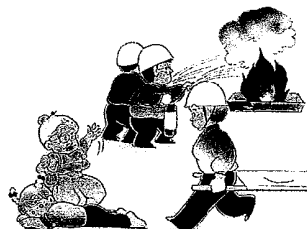


図 14-15 千代田区による補助金制度のパンフレット

（千代田区資料より）

施策例 3 企業等の水・食料等の備蓄

全般的に企業による食料等の備蓄は少ないものの、「平成 17 年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」（国土交通省大都市圏整備課）の調べによれば、一部の大企業等では食料等の備蓄が進められていることがわかる。
(次 4 ページ参照)

表 14-4 大企業等の帰宅困難者対策の例（1）

		A社 製造業 (鉄鋼)	B社 製造業 (電気)	C社 建設業	D社 運輸業 (旅行業)
企業の特性、発災時の基本的対応等		<ul style="list-style-type: none"> ・ビル内に1,300人在籍 ・500人/日の訪問者がある。 ・帰宅困難者対策を織り込んだ防災対策策定中 	<ul style="list-style-type: none"> ・700人在籍（平日昼間はこの半数） ・総務関係者を中心に本社で30~40人が業務継続にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000人在籍（社内はこの1/3程度いる） ・発災時は建設現場や施工物件のサポートが必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,450人在籍 ・地震対策マニュアルがあるが、帰宅困難者対策には言及していない。
帰宅困難者対策の想定規模	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・担当要員以外は帰宅させる方針（帰宅路の状況による） ・在館者数2,000人を対象（訪問者含む）に備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当以外は安全確認し帰宅が原則 ・在籍社員の1/4分を対象に備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社ビルへの収容は考えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張中、訪問者を相殺して1,500人を想定して備蓄
	顧客	<ul style="list-style-type: none"> ・上記在館者に含まれる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・来館者への具体的対策はない。 	
	周辺の人	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺にいる一般の人は対象外 ・ビル地下には飲食店があり、これらの客を受け入れる可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行人などのビルへの収容は考えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に収容や対応は考えていない。
備蓄	水・食料等	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000人×3日分をビル内に備蓄している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水、食料は在籍社員の1/4×3日分を備蓄している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水、食料は3,000人×3食×2日分=18,000食を備蓄（従業員用） ・毛布、紙おむつ、各種工具等を準備（従業員用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,500人×2食を備蓄 ・毛布、簡易トイレ（若干）を準備
	トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・簡易トイレを用意している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレを200ほど準備している（従業員用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当ビル周辺に、マンホールトイレの用意がある。
電気		<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電装置はないが、無停電電源はある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電装置（7~8時間）が数台ある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源（2日間）がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内での対策はない（必要性低い）。
水		<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは中水を使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・中水利用なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・570m³の中水タンクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中水設備があり、電力があれば利用可能
通信		<ul style="list-style-type: none"> ・幹部自宅、主要部署には衛星電話を設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・役員は衛星携帯を所持 	

（「平成17年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」（平成18年3月、国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課）における企業ヒアリング結果より）

表 14-5 大企業等の帰宅困難者対策の例（2）

		E社 小売業 (デパート)	F社 小売業 (デパート)	G社 小売業 (家電量販店)
企業の特性、発災時の基本的対応等		<ul style="list-style-type: none"> ・1,000 人在籍（通常はこの約半数が建物内にいる） ・従業員全員で対応を行う。 ・商品の散乱の危険性があることや、スペースがないこと等から、顧客について、宿泊等の対応は考えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員、パート、取引先派遣と併せて、3,000 人（通常はこのうちの 75%程度が稼働）が就業している。 ・従業員は状況等に応じて順次帰宅させるが、顧客対応、店の保守のため、一定の人員を確保することが優先 	<ul style="list-style-type: none"> ・22 店舗（首都圏、政令指定都市）で総計 5,000 人が勤務する。本部は 200 人程度 ・危機対応マニュアルは現在作成検討中である。 ・拡声器、モニター等を利用して、避難誘導、情報提供を考えている。
帰宅困難者 対策の想定 規模	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・500～600 人（通常店内にいる従業員数）を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災要員以外は、帰宅路の安全が確認できれば帰す方針 ・従業員 3,000 人を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に考えていない。
	顧客	<ul style="list-style-type: none"> ・客数は時間によって異なるため、想定は難しい。上層階映画館の入れ替え時には 3,000 人以上でてくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6～7 万人/日来店するが、一旦外に出てもらうのが基本である。ただし、状況により出せない場合もあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外に出てもらうのが基本で、店内への収容は考えていない（商品の散乱による滞留スペース不足、略奪の懸念）。
	周辺の人	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の滞留者は断らざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容は考えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応は考えていない。
準備内容	水・食料等	<ul style="list-style-type: none"> ・500～600 人分（店内従業員）の水、非常食、ホットシートを備蓄 ・資機材はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の備蓄は特に無い。店内の食品で 3,000 人×2 食分程度はあると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用の備蓄はないが、店内の食品が使えると考えている。 ・店内の商品（電池、靴など）で災害時に使えるものをどう活用するか検討中
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用トイレはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの準備はない（従業員、来店客とも）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ対策はない。
電気		<ul style="list-style-type: none"> ・ビルに自家発電装置がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電装置はある（長時間はもたない）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法で定められた非常用電源のみ
水				
通信				

（「平成 17 年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」（平成 18 年 3 月、国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課）における企業ヒアリング結果より）

表 14-6 大企業等の帰宅困難者対策の例（3）

		H社 小売業 (燃料販売業界団体)	I社 飲食業 (外食チェーン)	J社 飲食業 (レストランチェーン)
企業の特性、発災時の基本的対応等		<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンド（以下 SS）においては、顧客への対応、営業の継続等は各 SS での判断となる。 ・燃料供給のための分散型拠点、資材置き場等の役割が果たせると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗勤務者で帰宅が困難な場合は店舗内待機 ・東京本部従業員は 200 人 ・インフラが稼働している限り、営業継続するのが基本方針 ・防災要員は特に定めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部勤務が 120 人、店舗従業員の 9 割はパート、アルバイトで、常時 20 人程度が勤務 ・災害時にも営業継続が基本であるが、実際に営業を継続するかどうかは各店舗の店長、ゾーンマネージャーが決定する。 ・本部では各部署 3 名×15 部署で約 50 人が情報収集等を行う。
帰宅困難者対策の想定規模	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の自宅が近いケースが多いため、帰宅困難者はそれほど発生しないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部勤務の従業員の多くが埼玉県からの通勤者のため、帰宅不可能となる。 ・各店舗従業員は、地域での採用なので、帰宅困難者にはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当者以外は、本人の意思により、帰宅可能であれば帰宅する。
	顧客		<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインが途絶せず、営業できる場合は、協定（一都三県さいたま市）に基づき、トイレ、飲料水、情報（地域レベル）を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り営業を継続する。
	周辺の人	<ul style="list-style-type: none"> ・収容は考えていない。 ・飲料水、トイレ、道路情報の提供などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティステーションとして対応する方向性は出しているが、具体的な内容は詰まっていない。
準備内容	水・食料等	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄はほとんどない。 ・大型ジャッキ等の工具があり、救出活動等に活用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に備蓄はしていない。 ・平均で 1 店舗あたり 300 食分程度のストックがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に備蓄はしていない。 ・1 店舗あたり 1,000 食程度は作れる用意がある。
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ（従業員用、一般用）は水が利用できれば、一般の方々も利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ対策はない。 	
電気		<ul style="list-style-type: none"> ・一部の SS に自家発電装置を設置 ・自動車から供給可能か検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
水		<ul style="list-style-type: none"> ・一部の SS には、貯水設備がある。 ・洗車のために井戸を設置している SS もあり、活用可能 		
通信				<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーンマネージャー（全体で 3 人）が携帯無線機所持

（「平成 17 年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」（平成 18 年 3 月、国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課）における企業ヒアリング結果より）

表 14-7 大企業等の帰宅困難者対策の例（4）

		K社 金融・保険業	L社 不動産業	M社 不動産業
企業の特性、発災時の基本的対応等		<ul style="list-style-type: none"> 災害時の対応をとる従業員が決まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> まずビルを守り、テナントを守ることが第一と考えている。 帰宅困難者対策に関わるチームを作る機運も出ている。 可能な範囲で救護所や収容スペースを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自社社員は、帰宅困難者をケアする立場となるのが基本 地域の一時避難拠点として機能が果たせるよう、インフラや体制を整備している。 帰宅困難者や周辺地区居住者の屋内収容、受け入れも計画している。
帰宅困難者対策の想定規模	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ピーク時に5,000人いる。 防災担当者以外は帰宅させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策要員（男性限定）以外（約9割）は帰宅させる方針 交通機関の状況を確認し、方面別にまとめて帰宅する。3日×3食を常備しており、これを背負って帰宅する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自社従業員1,000人（ヒアリング調査対象地区）。 従業員は帰宅困難者をケアする立場となるのが基本
	顧客	<ul style="list-style-type: none"> ピーク時は多いが、行員よりも少なく、対処に困る数ではない。 備蓄物資配布を予定 	<ul style="list-style-type: none"> 各テナントで備蓄してもらうのが前提。発災後1日はビル内にいられることを想定。ただし、テナントにより意識は相当違う。 	<ul style="list-style-type: none"> テナントについては各社で対応されることが前提
	周辺の人	<ul style="list-style-type: none"> 銀行業務の性格上、建物への受け入れは難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィスビルでは玄関部分のみを収容場所として予定 	<ul style="list-style-type: none"> 来街者は平日10万人、休日15万人の来街者があり、平均2~3時間滞在する。これにより滞在人数を想定
準備内容	水・食料等	<ul style="list-style-type: none"> 行員（パート、アルバイト含む）が1日目に全員、2日目に半数が寝泊りするのを想定して、その人数×3日分を各拠点に備蓄している。 上記には、来店客分も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員全員に3日分の水と食料を配布。対策要員用に3日分（ビル規模による）確保。 各ビルで全館入居者の10%について1食分を用意する。その他従業員分も含め、全国で20万食備蓄。 	<ul style="list-style-type: none"> 水、食料を10万食（当地区分）、その他ビル用に10万食、備蓄している。 毛布、紙おむつ、各種工具等も備蓄している。 上記とは別に、万が一に備えてテナント向けに1人1食分の水と食料を準備している。 従業員用は1人4食×3日分用意（夜食を含む） 来街者用は1人3食を用意
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 簡易トイレを上記必要量準備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 各ビルに簡易トイレ10個程度（対策要員用など）確保 マンホールトイレもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 吸収剤を使った紙おむつ式簡易トイレを中心に準備しており、マンホールトイレが使えるところもある。
電気		<ul style="list-style-type: none"> 中央防災会議の規定を、どの程度遵守できるか銀行業界として検討中 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターを動かす程度の自家発電装置がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ガスコジェネシステムで電源として自立している。 ガス使用不可時は、系統連結の電気を使う。 上記両方が使用不可でも、石油を焚く。
水		<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽があり、飲用は別に備蓄しているため、当面对応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水は途絶することを想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 井戸を2本設置しており、飲み水、トイレ、空調等が使用できる。
通信		<ul style="list-style-type: none"> 固定、携帯ともに優先回線を一定数もっている。 衛星電話を配備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 通信は途絶することを想定している。 	

（「平成17年度帰宅困難者のための大都市圏整備方策に関する調査」（平成18年3月、国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課）における企業ヒアリング結果より）

1. 4. 大規模集客施設での場所の提供等 (現状)

- ・ 遠方からの買い物客や行楽客など、地震発生後の公共交通機関の運行停止時に、行くあてが近くにはない人々が、繁華街地区等で多く発生する可能性がある。
- ・ これらの人々を、大きな収容能力がある大規模集客施設等に一時的に収容してもらわないと、路上が混乱して災害応急対策活動が阻害されるおそれがある。
- ・ 特に、雨天等で屋外空間に滞在することが多くの人々にとって困難な状況の場合に、大規模集客施設等を利用できなければ、混乱等が生じたり、劣悪な環境の下での滞在を余儀なくされることにより健康を損なう人が多く発生するおそれがある。

新宿区内の帰宅困難者のうち約8万人は、地震発生後の行くあてが近くにはない買い物客等である。

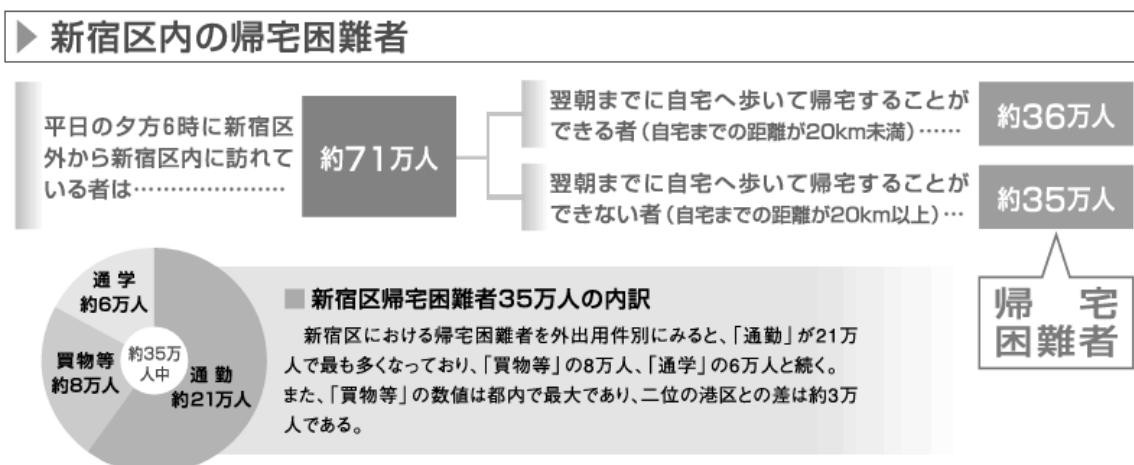


図 1 4 - 1 6 新宿区における帰宅困難者の内訳と繁華街の様相

(「新宿区における帰宅困難者対策報告書」(平成16年3月)より)

(施策例)

施策例 1 公共施設の休息・情報提供施設としての利用（東京都の例）

・東京都では、東京文化会館、東京芸術劇場、東京体育館を帰宅困難者の一時休息所として指定し、都立学校の学校防災マニュアルを準用して対応することとしている。また、東京国際フォーラム、都税事務所等の都有的施設も一時休息場所として利用することを検討している。

（東京都「震災時における昼間都民対策推進計画」進捗状況の概要及び聞き取り調査結果より）

施策例 2 企業による施設の提供（明治安田生命の例）

東京駅周辺防災隣組（東京駅・有楽町周辺地区帰宅困難者対策地域協力会）の加盟団体である明治安田生命では、施設の1階部分で帰宅困難者を一時的に收容することとしている。

明治安田生命における帰宅困難者一時收容

明治安田生命では、明治安田生命館、丸の内 MY PLAZA1 階アトリウム及び明治安田生命ビル 1 階の計約 2,000 m²を非常事態時や行政の要請等によって帰宅困難者に一時提供する計画であり、本来は従業員やテナント用に備蓄している食料・飲料水やマンホール式トイレを提供することも考えている。

（明治安田生命への聞き取り結果より）

〔参考〕東京駅周辺防災隣組加盟企業におけるアンケート結果

東京駅周辺防災隣組では、加盟企業に対し、帰宅困難者支援に関するアンケートを実施し、被災時のビルの一部開放可能性について、約半数が可能性はあると回答している（回収数 36 社）。

（東京駅周辺防災隣組の活動と「地区防災計画ガイドライン」（平成 18 年 3 月、財団法人都市防災研究所、東京駅周辺防災隣組）より）

施策例3 会館等の休息施設としての利用（新宿区の例）

- ・新宿区では、帰宅困難者対策として、東京厚生年金会館から施設利用の承諾を得るとともに、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と協定を締結し、買物等で新宿を訪れている帰宅困難者に対して一時的な休息場所や情報が得られる場所を提供してもらうこととしている。

新宿区における帰宅困難者収容対策の考え方

新宿区では新宿御苑が広域避難場所に指定されており、いざというときは帰宅困難者をそこに収容することも考えられるが、屋外ということもあり、休息施設としては問題がある。東京厚生年金会館は、約2千名を収容できる。

新宿区では、このほか、個別の映画館と帰宅困難者の休息施設としての協定を模索中。

（新宿区への聞き取り結果より）

新宿区地域防災計画 第10章 帰宅困難者対策 第4節 帰宅困難者対策の実施

(4) ターミナル駅周辺等での混乱防止対策

大量の帰宅困難者が滞留するターミナル駅周辺等の混乱を防止するには、個々の施設の対策に加えて、駅、集客施設、行政等が相互に連携・協力して地域全体としてパニックを防止する体制を構築する必要がある(施設のみの安全から地域全体の安全へ＝ゾーン・ディフェンスの考え方)。このため、企業や学校等の事業所においては、社員・学生を地震発生後、直ちに帰宅させることなく、交通機関のマヒを前提に社内にとどまることができるよう、飲料水や食糧等を備蓄しておくことが不可欠である。

買い物等で新宿区内を訪れている人々に対しては、一時的な休息や情報提供の場が必要である。このため、区では、東京厚生年金会館から施設利用の合意と、(社)全日本冠婚葬祭互助協会との協定を結び、その支援場所として確保している。

（新宿区地域防災計画より）

施策例4 ホテル等の休息施設としての利用1（さいたま市の例）

- ・さいたま市では、帰宅困難者への円滑な支援を行うため、平成12年から市内の5つのホテルと、さらに平成14年には新たに1つのホテルと協定を締結している。
- ・具体的な協力内容は、帰宅困難者のホテルへの受入れ、さいたま市が供給できない場合のホテルによる食料、生活必需品等の提供を行うものである。
- ・受入れを行うスペースは、宴会場、会議室等である。

帰宅困難者支援のための協定締結ホテル一覧

	ホテル名	所在地	協定締結日
1	浦和東武ホテル	さいたま市浦和区浦和仲町2丁目16番9号	平成12年1月17日
2	浦和ワシントンホテル	さいたま市浦和区高砂2丁目1番19号	平成12年1月17日
3	ホテルメッツ浦和	さいたま市浦和区高砂1丁目16番7号	平成12年1月17日
4	ホテルニュー埼玉	さいたま市南区南浦和2丁目44番17号	平成12年1月17日
5	プラザホテル浦和	さいたま市南区鹿手袋1丁目1番1号	平成12年1月17日
6	ラフレさいたま	さいたま市大宮区北袋町1丁目21番3号	平成14年10月10日

さいたま市と市内ホテルとの協定（平成12年1月17日締結）の概要

（趣旨）

さいたま市内に地震が発生した場合、鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という）に対して、一時的にホテルの施設を開放し、円滑な支援を行う。

（協力内容）

- (1) 帰宅困難者のホテル施設への受入れ
- (2) 市が供給できない場合の帰宅困難者への食料、生活必需品等の供給

ホテルが開放する施設は、宴会場、会議室等とする。ただし、前述の施設を利用している場合は、施設管理者の指示された場所とする。

（要請の方法）

市が協力を要請するにあたっては、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（経費の負担）

ホテルは、無償で施設の開放をするものとする。ただし、次の事項については、市が負担するものとする。

- (1) ホテルが帰宅困難者に供給した食糧、生活必需品等の経費
- (2) その他、協議により市が負担すべき経費

（協力期間）

協力期間は、災害発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合は、協議の上、期間を延長することができる。

（さいたま市地域防災計画より）

施策例5 ホテル等の休息施設としての利用2（練馬区の例）

- ・練馬区では、平成16年に光が丘のホテル、全日本冠婚葬祭互助協会、全東京葬祭業連合会と協定を締結し、帰宅困難者のために給水・給食支援を行うこと、一時休息場所を提供すること等を定めている。

練馬区とホテル（カデンツァ光が丘）の協定の概要

（業務の内容）

- (1)避難拠点運営連絡会等の区民防災組織や帰宅困難者に対して、給水・給食支援を行うこと
- (2)帰宅困難者に対して、一時休息場所を提供すること
- (3)その他災害時における必要な支援を行うこと

（練馬区地域防災計画（平成16年修正）資料編・練馬区ホームページより）

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/news/200409/n040907a.html>

施策例6 大学の休息施設としての利用（千代田区の例）

- ・千代田区では、これまで区内の5つの大学と協定を締結し、帰宅困難者等に係る対策を実施している。
- ・協定の具体的な内容は、地域住民及び帰宅困難者等の被災者への一時的な施設の提供や学生ボランティア組織の整備等である。

千代田区における大学との協定締結の方針

千代田区では、区内 11 大学に対し、「地域住民及び帰宅困難者等の被災者への一時的な施設の提供」、「学生ボランティア組織の整備」について提案を行い、協議が整った大学から協定の締結を進めていくこととし、これまでに明治大学、専修大学、東京電機大学、法政大学及び上智大学の5大学と協定を締結している。

千代田区と5大学の協定の概要

【協定名】

「大規模災害時における協力体制の整備に関する基本協定」

【協定の内容】

地域住民及び帰宅困難者等の被災者への一時的な施設の提供、学生ボランティア組織の整備、災害時の協力体制・内容、施設の提供期間、経費の負担等の基本的事項となっている。

このうち、明治大学、専修大学、東京電機大学、法政大学との間では細目を取り決め、具体的提供施設を決定し、区の備蓄物資を保管している。

・提供施設

エントランスホール、体育館等 合計 5,708 m²

・備蓄物資

毛布、ござ、携帯トイレ、タオル、ヘルメット、救護セット、給水パック等

(千代田区資料・ホームページより)

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/tokusyuu/kyotei/kako.htm>

2. 帰宅の円滑化

2. 1. 一時休憩施設の確保・帰宅支援情報の提供 (現状)

- ・ 発災時には多くの徒歩帰宅者の発生が予想される。
- ・ 新宿区の徒歩帰宅訓練で実施されたアンケート結果によれば、徒歩帰宅者のトイレ頻度は 8.2km/回という結果が得られており、徒歩帰宅者のためのトイレ提供場所が必要とされている。
- ・ また、できるだけ混乱を避けるとともに、徒歩帰宅中の疲労・負傷等を防ぐためにも、一時休憩施設の確保や帰宅支援情報の提供等が必要になる。

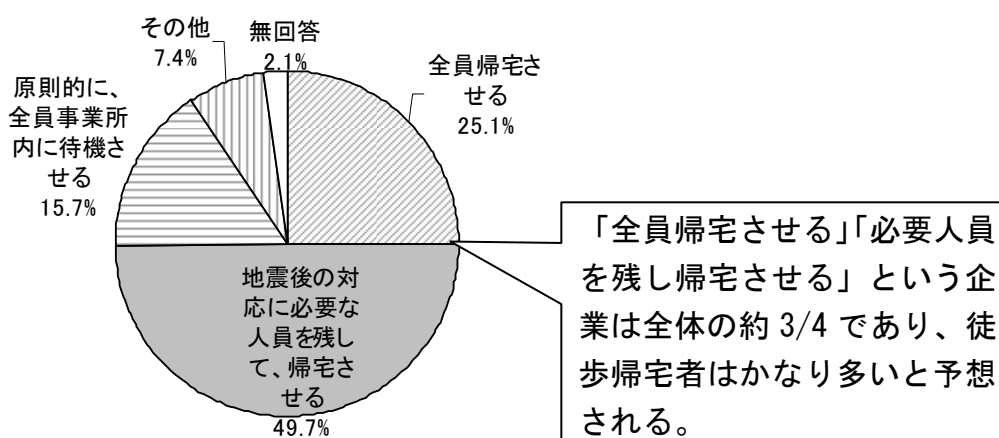


図 14-17 企業の地震時における従業員への対応 (港区アンケート結果)

(「港区内事業所の防災対策に関するアンケート結果」(港区、平成 18 年 3 月) より)

* 港区の事業所から業種に応じた数を考慮してアンケートを配布した。配布数 5,000 事業所、回収数合計 1,907 事業所 (回収率 38.1%)

表 14-8 徒歩帰宅者のトイレ頻度 (新宿区徒歩帰宅訓練時のアンケート結果)

有効アンケート回答者の総歩行距離	2253.8 km
トイレ合計回数	274 回
トイレ頻度	8.23 km/回

* 平成 16 年 1 月 17 日に新宿と日本赤十字社が主催して行われた災害時徒歩帰宅訓練で実施されたトイレ回数に関するアンケート調査結果 (訓練参加人数 276 名、アンケート有効回答数 112)

* 冬であり寒かった点、各エイドステーションで御茶や炊き出しのサービスが行われた点などから、トイレに行く回数が通常より多かった可能性があるとしている。
(「新宿区における帰宅困難者対策報告書」(平成 16 年 3 月) より)

(施策例)

施策例 1 帰宅支援の対象道路の指定 (東京都)

・東京都では、徒歩帰宅者に対する支援の一環として、都内の幹線道路を帰宅支援の対象道路 (16 路線) として指定し、沿道に帰宅支援ステーションを設置する計画である。

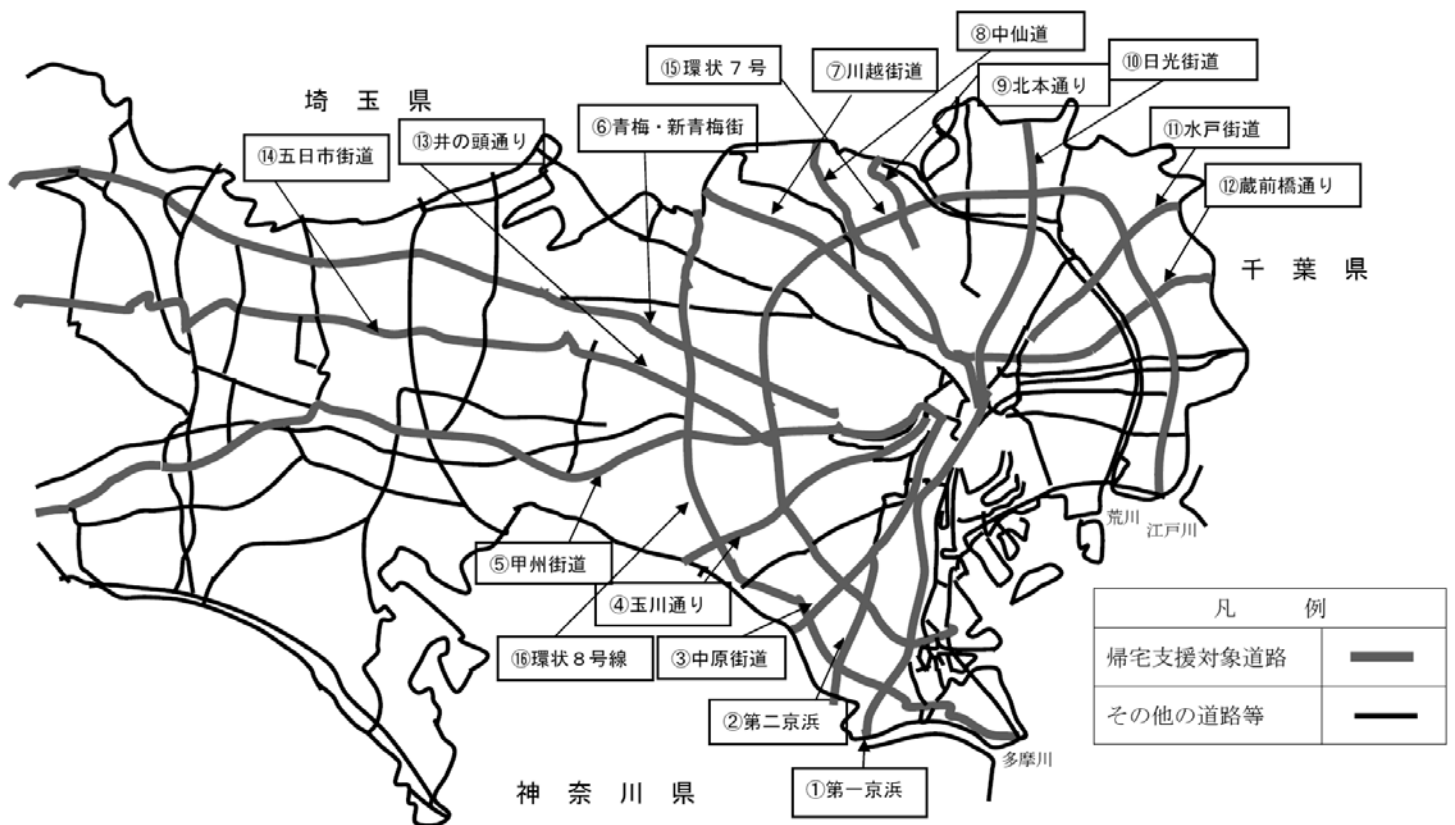


図 14-18 帰宅支援対象道路 (16路線)

(東京都地域防災計画より)

施策例2 都立学校における帰宅支援ステーションの設置

- ・東京都では、帰宅支援対象道路から半径2km以内の都立学校及び東京武道館に「帰宅支援ステーション」を設置し、徒歩帰宅者に対する水、トイレ、情報の提供を行うこととしている。
- ・具体的なステーションの立ち上げ、運用についてのマニュアルは、現在検討中である。
- ・なお、一覧に記載のない都立学校も「支援校」として同様の支援を行うこととしている（都教育庁）。

表 14-9 帰宅支援ステーションリスト（例）

路線名	区間	帰宅支援ステーション名	所在地
①第一京浜	日本橋～六郷橋	八潮高等学校	品川区東品川3-27-22
		工業高等専門学校	品川区東大井1-10-40
		芝商業高等学校	港区海岸1-8-25
		品川ろう学校	品川区南品川6-15-20
		城南養護学校	大田区東六郷2-18-19
		港養護学校	港区港南3-9-45
		六郷工科高等学校	大田区東六郷2-18-2
		晴海総合高等学校	中央区晴海1-2-1
		日本橋高等学校	中央区日本橋箱崎町18-14
②第二京浜	日本橋元標～多摩川大橋	三田高等学校	港区三田1-4-46
		大崎高等学校	品川区豊町2-1-7
		南高等学校	大田区中馬込3-11-10
③中原街道	中原口～丸子橋	小山台高等学校	品川区小山3-3-32
④玉川通り	三宅坂～二子橋	日比谷高等学校	千代田区永田町2-16-1
		赤坂高等学校	港区南青山2-33-77
		国際高等学校	目黒区駒場2-19-59
		広尾高等学校	渋谷区東4-14-14
		桜町高等学校	世田谷区用賀2-4-1
		駒場高等学校	目黒区大橋2-18-1
		芸術高等学校	目黒区大橋2-18-58
		目黒高等学校	目黒区祐天寺2-7-15
		青山高等学校	渋谷区神宮前2-1-8
		深沢高等学校	世田谷区深沢7-3-1
		園芸高等学校	世田谷区深沢5-38-1
		第一商業高等学校	渋谷区鉢山町8-1
		青鳥養護学校	世田谷区池尻1-1-4

（東京都ホームページより）

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/04saigaitaisaku/08sonotoki/08kitaku/08station/08frame-station.htm>

施策例3 コンビニエンスストア等の帰宅支援場所としての利用

- ・ 徒歩帰宅者に対する水・トイレ、情報の提供等の沿道支援について、コンビニ等各社と八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）が協定を締結している。
- ・ 支援を行う予定の店舗では、ステッカーを掲示し、できる範囲で支援を行う予定である。
- ・ なお、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）では協定を締結し、ガソリンスタンドにおいても、コンビニと同様の支援を実施することとしている。

平成17年9月現在で、協定締結会社は13社あり、協定内容は以下のとおりである。

(1) 大規模災害により交通が途絶した際、帰宅困難者に対し、

① 当該事業者は、水道水及びトイレを提供する。

② 当該事業者は、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供する。

(2) 協定に基づき支援に要した経費は、当該事業者が負担する。

(3) 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。



図 14-19 「災害時帰宅支援ステーション」ステッカー

表 14-10 締結会社リスト（八都県市合計13,306店舗（平成17年9月現在））

株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	株式会社サークルKサンクス
株式会社スリーエフ	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社デイリーヤマザキ	株式会社ファミリーマート
ミニストップ株式会社	株式会社吉野家ディー・アンド・シー
株式会社ローソン	国分グロースーズチェーン株式会社
株式会社ココストア	株式会社ポプラ
山田食品産業株式会社	

（千葉県ホームページより）

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bousai/taisaku/kitaku-shien/kyoutei2/index.htm

施策例 4 帰宅困難者支援場所の指定（千代田区の例）

- ・千代田区では、帰宅困難者の一時的な避難と円滑な帰宅を推進するため、従来、広域避難場所※として指定されていた皇居周辺の広大な広場を、帰宅困難者支援場所として指定している。
- ・この支援場所では、飲料水の提供や、帰宅困難者が帰宅のために必要な情報（災害の状況や道路の通行可能性等）の提供が受けられる。

※「広域避難場所」は、大規模な延焼火災やその他の危険から身を守るために避難する場所として、大規模公園、緑地、耐火建築物地域などのオープンスペースを東京都が指定するものである。東京都は、震災時における千代田区の地域危険度を測定した結果、大規模な延焼火災のおそれがなく、おおむね安全との結果が出たため、区内全域を避難を要しない地区内残留地区と指定し、平成 15 年 2 月 10 日をもって区内全ての広域避難場所の指定を解除した。

〔帰宅困難者支援場所〕

皇居外苑、北の丸公園、皇居東御苑(一部地域を除く)、日比谷公園(図の斜線部)

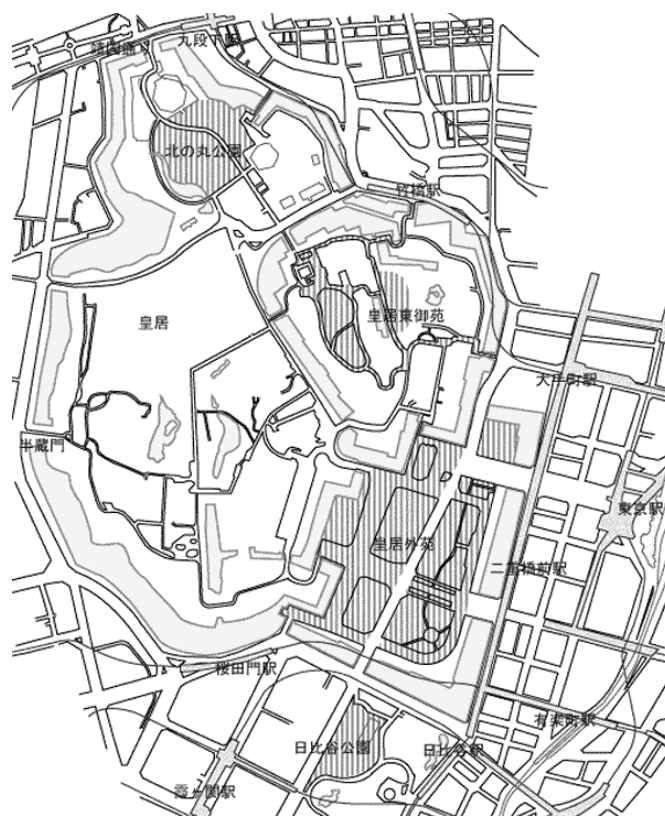


図 14-20 帰宅困難者支援場所

支援場所の機能

- ・帰宅困難者が帰宅のために必要な情報などの提供
- ・飲料水等の提供

支援場所の運用

千代田区(防災機関を含む)及び地域協力会

(千代田区ホームページより)

<http://www.city.chiyoda.lg.jp/dp/kitaku/kitaku.htm>

施策例5 帰宅困難者対策地域協会の整備（千代田区の例）

- ・千代田区では、多くの帰宅困難者の発生が予想されるが、職員のみでの対応は困難であることから、この対応を円滑に実施すべく、事業所から構成される帰宅困難者対策地域協会の整備を進めている。
- ・現在のところ、東京駅・有楽町駅周辺地区（62 事業所）、富士見・飯田橋駅周辺地区（25 事業所）の2つの地域協力が結成されている。さらに、今後、千代田区内の主要な鉄道網結節点となる四谷地区、秋葉原地区でも地域協会の結成を進めている。
- ・千代田区が進める地域協会の考え方では、地域協会は帰宅困難者の避難誘導、情報提供、水の配付などを区と協力して行うこととしており、また、区と地域協力が連携して徒歩帰宅訓練などを実施している。

④帰宅困難者避難訓練の実施

総合災害対策室

目的：災害時における事業所の責務としての自助・協力の精神を認識してもらい、防災意識、地域防災力の向上を図るとともに、区への訪問者に対しても、都市における災害時の対応等を通じた啓発を行い、二次的被害の減少を図るため。

内容：地域協会と区が協力し、帰宅困難者に対する情報や飲料水等の提供などの支援及び避難誘導、救助・救護訓練、帰宅歩行訓練等

対象者：区内事業所、区民、防災機関、ボランティア、その他

参加防災機関：陸上自衛隊、警視庁、東京消防庁、消防団等

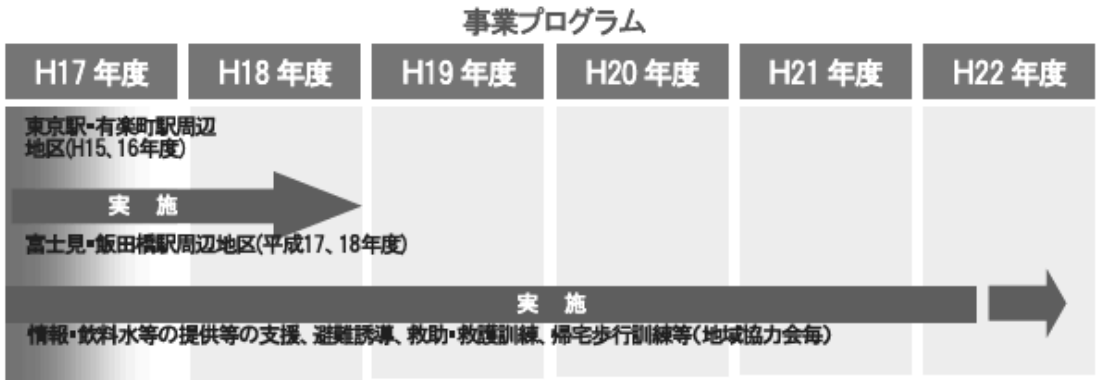


図 14-21 千代田区における地域協会との帰宅困難者避難訓練事業プログラム

（千代田区災害対策事業計画（平成18年6月）より）

施策例6 帰宅困難者対策に関する総合的な取り組み（新宿区の例）

- ・新宿区では、帰宅困難者に関する問題を検討し、区民、事業者向けパンフレットを作成した（平成16年3月）。
- ・パンフレット等を通じた普及・啓発、東京厚生年金会館等の徒歩帰宅者の一時休息場所としての利用、徒歩帰宅訓練の実施、支援ステーション設置訓練など徒歩帰宅支援対策を進めている。
- ・また、徒歩帰宅に関する10箇条の心得をPRしている。

表 14-11 新宿区における帰宅困難者対策に関する主な取り組み

事業所へのチラシ配付による普及啓発	平成13年度に新宿区帰宅困難者対策推進協議会を立ち上げ、帰宅困難者対策について検討し、5万部のチラシを各事業所に配って帰宅困難者対策の普及啓発を図った。
一時休息場所の提供	帰宅困難者対策として、東京厚生年金会館から施設利用の承諾を得るとともに、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と協定を締結し、買物等で新宿を訪れている帰宅困難者に対して一時的な休息場所や情報が得られる場所を提供してもらうこととしている。
帰宅困難者支援訓練	平成18年度は新宿区・千代田区が連携した徒歩帰宅訓練を実施。また、日本赤十字社による炊き出し支援、伊勢丹による帰宅困難者支援としての掲示板による情報提供なども併せて実施した。

（「新宿区における帰宅困難者対策報告書」（平成16年3月）及び聞き取り結果より）

帰宅困難者心得10か条（東京都作成）

- ①あわてず騒がず、状況確認
- ②携帯ラジオをポケットに
- ③つくっておこう帰宅地図
- ④ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ⑦安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧歩いて帰る訓練を
- ⑨季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- ⑩声を掛け合い、助け合おう

施策例 8 区施設の災害時帰宅支援ステーションとしての利用（板橋区の例）

- ・板橋区では、区内の幹線道路である中山道、川越街道の沿道にある4ヶ所の施設を2006年9月1日から板橋区災害時帰宅支援ステーションとして指定している。
- ・これらの施設には、案内表示や無線・臨時架設電話等の通信手段の整備や必要な資材備蓄などを行っていくこととしている。
- ・具体的な帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、情報（交通機関の運行状況や道路の被災状況等）の提供等である。

板橋区災害時帰宅支援ステーション

- ・成増社会教育会館(川越街道)
- ・大原社会教育会館(中山道)
- ・板橋東清掃事務所(同)
- ・区役所区民ホール(同)

(板橋区ホームページより)

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kitakukonnannansya.htm>

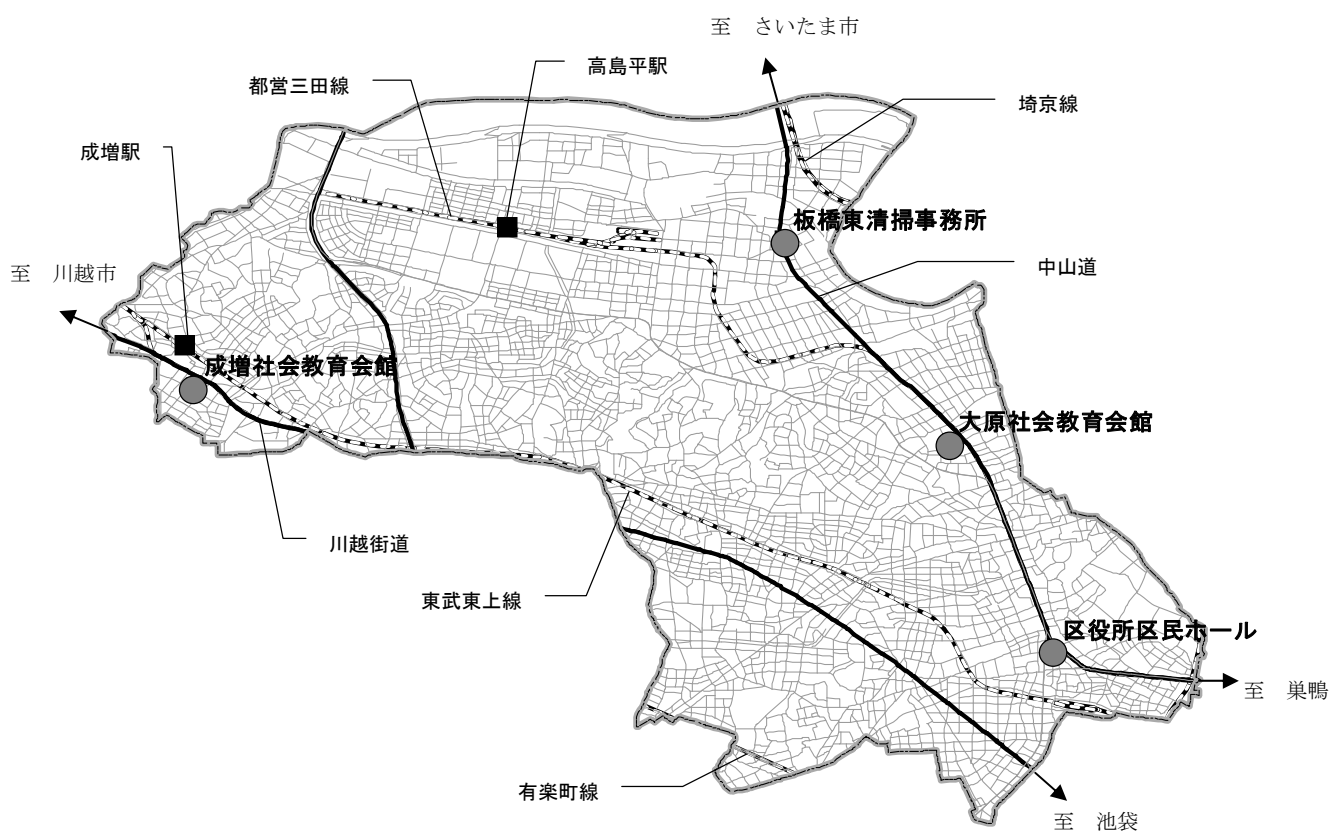


図 14-23 板橋区災害時帰宅支援ステーション

(数値地図 25000 (空間データ基盤) を基に作成)

施策例9 徒歩帰宅途上の飲料水の提供（社団法人全国清涼飲料工業会と東京都の協定）

- ・ 東京都は、全国清涼飲料工業会との間で平成17年に協定を締結し、徒歩帰宅者など給水を受けにくい人に容器入飲料を配付するため、容器入飲料を調達することとした。飲料水は水又は無糖茶等である。

協定を締結する一番の意義は、あらかじめ業界団体と調整（業界に対する、緊急要請を行うことの事前通知、連絡先の確認等）しておくことで、緊急時にスムーズな調達を行えるようにすることにある。

（東京都への聞き取り結果より）

災害時における容器入飲料の調達に関する協定

東京都を甲とし、社団法人全国清涼飲料工業会を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における容器入飲料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において容器入飲料を確保する必要があるときは、乙に対して、その調達について協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。この場合、乙の会員に対する要請は、乙への要請とみなす。

3 甲は、乙に対し容器入飲料の数量及び運搬先を指定の上供給を要請し、乙は当該場所において、甲又は甲の指定する者に引き渡すものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から要請のあったときは、可能な限り容器入飲料の供給に協力するものとする。

（容器入飲料の範囲）

第4条 甲が乙に対して供給を要請する容器入飲料は、原則として、水又は無糖茶等、災害時の飲料として適当なものとする。

（運搬）

第5条 容器入飲料の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁償）

第6条 この協定に基づき、乙が供給した容器入飲料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、乙が容器入飲料の供給・運搬終了後、乙の提出する納品書に基づき、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 この協定は、平成17年10月27日から適用する。

甲と乙とは、上記協定の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成17年10月27日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号

乙 社団法人全国清涼飲料工業会

代表者 会長 平本 忠晴

(東京都ホームページより)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2005/10/20fao300.htm>

施策例 10 自治体による徒歩帰宅訓練（新宿区・千代田区の例）

- ・新宿区は 2006 年 1 月 17 日に帰宅困難者のための対策訓練を行った。
- ・徒歩帰宅訓練を千代田区と合同で行ったほか、帰宅困難者支援場所運営訓練や帰宅困難者対策情報伝達等訓練を行った。

新宿区による訓練内容：

(1) 徒歩帰宅訓練

新宿区と千代田区は合同で、仮想帰宅困難者が千代田区の北の丸公園から新宿区の東京厚生年金会館まで歩く訓練を行った。両区境までは千代田区役所職員が引率し、そこから新宿区役所職員に引き継いだ。訓練の参加者は、途中、ガソリンスタンドでトイレを借りたり、工事中的場所やビルのガラスが頭上から落ちる危険がある箇所などを確認しながら歩いた。



(2) 帰宅困難者支援場所運営訓練

東京厚生年金会館前では、帰宅困難者支援場所運営訓練が行われた。会館の敷地内に徒歩帰宅者支援のための臨時拠点が設けられ、災害用伝言ダイヤルの体験や炊き出し等の訓練が行われた。



(3) 帰宅困難者対策情報伝達等訓練

訓練の参加者は、さらに、新宿伊勢丹本館前まで歩き、企業による帰宅困難者対策情報伝達等訓練を体験した。ここでは、伊勢丹が中心となって大きな掲示板を設置。ここに各方面の交通情報や災害の状況、帰宅までの道順を示した帰宅支援マップを貼り出し、災害時の情報を伝える試みを行った。ボードに危険情報と有益情報を色分けして貼るなどの工夫も見られた。また、携帯電話事業者による災害用伝言板のデモンストレーションなども行われた。



（新宿区ホームページより）

<http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/bousai/>

施策例 1 1 地域による徒歩帰宅訓練（富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会の例）

富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困難者対策協力会では、徒歩帰宅模擬体験訓練を実施している。その際、危険箇所等の確認を行い、知り得た模擬情報を徒歩帰宅情報共有ステーションや帰宅支援情報共有ホームページを通して共有し、帰宅に必要な情報の収集・提供を図っている。

主な徒歩帰宅訓練内容

(1) 帰宅支援情報共有訓練

徒歩帰宅者及び企業が災害時に徒歩帰宅に関して知り得た模擬情報を持ち寄り、北の丸公園他の徒歩帰宅情報共有ステーションや帰宅支援情報共有ホームページ「かえるべ www.kaeru.be」(PC版)等を通して共有し、各自が帰宅に必要な情報の収集・提供を行った。

(「徒歩帰宅情報共有ステーション」:北の丸公園、専修大学、法政大学、伊勢丹)

(2) 徒歩帰宅模擬体験訓練

富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困難者対策協力会は、北の丸公園を出発し、千葉、埼玉、多摩、神奈川方面へ模擬徒歩帰宅する一般参加者ととともに、下記訓練を行った。

- ・危険箇所・重要な箇所の確認(高架、橋、休憩・給水拠点等の確認)
- ・出発前の情報提供及び誘導ポイントの確認(徒歩帰宅をする前に必要な情報の収集・確認)
- ・帰宅支援情報共有ステーションでの情報の提供(紙、口頭)・入力・閲覧・共有
- ・徒歩帰宅中に携帯版・画像版「かえるべ」へ情報の入力・閲覧・共有

(徒歩帰宅支援情報共有サイト「かえるべ」より)

<http://kaeru.be/gaiyo.htm>

北の丸公園(スタート)～岩本町	
名前: CMPO	日付: 1月14日(土) 19時10分
(記入例)	
時間:	
場所:	
状況:	
<input type="checkbox"/> ○ 須田町高架	
名前: いしだ	日付: 1月17日(火) 10時57分
7:00 通行可能	
<input type="checkbox"/> × 万世橋 通行不可	
名前: 専修大学	日付: 1月17日(火) 11時4分
時間: 10:43	
場所: 万世橋	
状況: 崩落、通行不可	
<input type="checkbox"/> ○ 昌平橋 通行可	
名前: 専修大学	日付: 1月17日(火) 11時8分
時間: 10:55	
場所: 昌平橋	
状況: 通行可能	

施策例 1 2 災害時帰宅経路案内板の設置（郵便局）

- ・ 都内では、徒歩帰宅者を支援するため、東京都中央郵便局・世田谷郵便局・新宿郵便局・豊島郵便局・上野郵便局の5箇所の郵便局前に災害時帰宅経路案内板が設置されている。
- ・ この掲示板は現在地のほか、主要道路や鉄道が示されており、また方面別のスイッチがあり、帰宅したい方面のスイッチを押すことにより、どの帰宅経路をとるべきかがわかるようになっている。



図 1 4 - 2 4 新宿郵便局の案内板

施策例 1 3 条例における帰宅困難者対策の役割分担の明確化（千代田区の例）

- ・千代田区災害対策基本条例では、帰宅困難者対策として、区長、区民、事業者、帰宅困難者のそれぞれの責務を定めている。

千代田区災害対策基本条例で定めている関係者の責務

① 区長の責務として

- ・帰宅困難者となるおそれのある者に対する、避難訓練の実施
- ・帰宅困難者支援場所の整備
- ・国及び都に対する必要な要請と連携の強化など

② 区民の責務として

- ・帰宅困難者対策地域協力会の結成
- ・帰宅困難者の避難誘導や帰宅のための情報の提供など

③ 事業者の責務として

- ・災害時における情報の従業員等への周知
- ・帰宅困難者となった従業員等が、地域の混乱を生じさせることの無いよう配慮すること
- ・従業員等のための食糧、飲料水など生活必需物資の備蓄など

④ 帰宅困難者自身の責務として

- ・食糧及び飲料水の確保
- ・帰宅に必要な用具の確保
- ・家族との連絡手段の確保や帰宅経路の確認など

（千代田区災害対策基本条例概要版より）

3. 駅での混乱防止

3. 1. 来場者の誘導

(現状)

- ・ 地震が発生し鉄道が停止している場合、鉄道の再開を待つ人や運行状況を確認しようとする人が多くターミナル駅に集中し、来場者の誘導がうまくできないと、大きな混乱を引き起こす可能性がある。
- ・ ある大手鉄道会社の場合、大地震の場合には、駅が被災している危険性があるため駅の外に避難誘導する方針であり、ターミナル駅では構内から周辺に多くの人移動する必要が生じる。

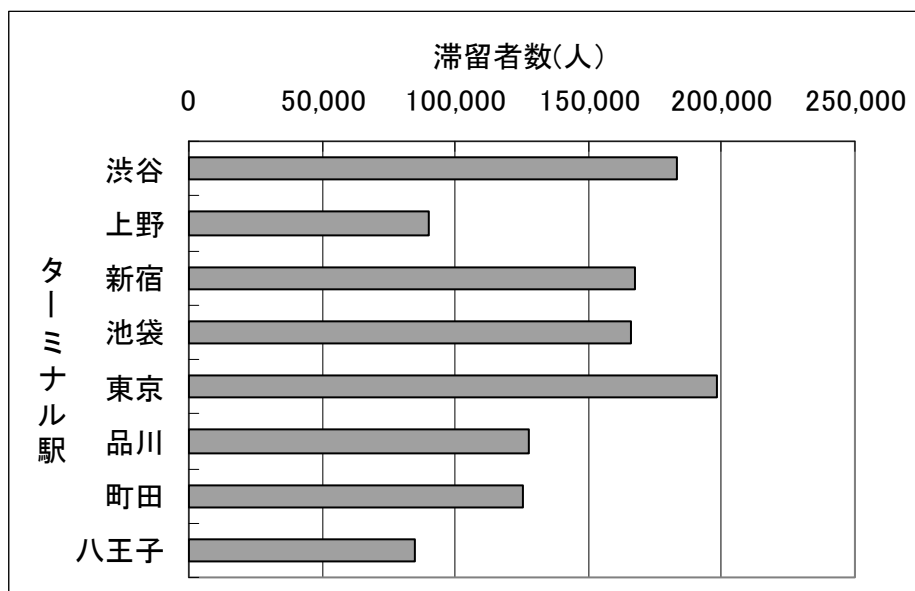


図 14-25 主要なターミナル駅別滞留者数

*平成10年パーソントリップ調査の昼12時の滞留者数をもとに設定
〔首都直下地震による東京の被害想定〕(東京都、平成18年3月)より)

(施策例)

施策例 1 地域防災計画に施策実施を位置づけ（東京都の例）

- ・東京都では、帰宅困難者対策の一環としてターミナル駅の混乱防止対策をあげている。
- ・その内容としては、ターミナル駅周辺等における混乱防止計画策定、滞留者誘導、情報提供、一時休憩所の用意があげられている。

東京都地域防災計画（震災編）より抜粋

第 13 章 帰宅困難者対策

第 2 節 帰宅困難者対策の推進

1 帰宅困難者に対する基本的対策

(4) ターミナル駅周辺等での混乱防止対策

「施設のみ安全から地域全体の安全へ」を混乱防止の基本的な考え方とするとともに、ターミナル駅周辺等、人が集まり、混乱の発生しやすい地域においては新たに混乱防止計画を策定し、滞留者の誘導、情報の提供などを行い、身体の変調や疲労を訴える人のために一時休憩所を用意する。

（東京都地域防災計画より）

3. 2. ターミナル駅への集中の回避 (現状)

- ・地震が発生し鉄道が停止している場合、帰宅を考えている人に対してあらかじめ適切な情報提供ができないと、運行状況を確認しようと多くの人がターミナル駅に集中し、大きな混乱を引き起こす可能性がある。

(施策例)

施策例 1 運行情報の提供（鉄道各社）

- ・各鉄道事業者では、ホームページで路線別の運行情報を随時提供しているほか、携帯電話のサービス等でも運行情報の提供を行っている。
- ・他社の路線でも、自社路線との乗り換えがある場合などは、駅や電車内において運行情報について随時アナウンス等を行っている。

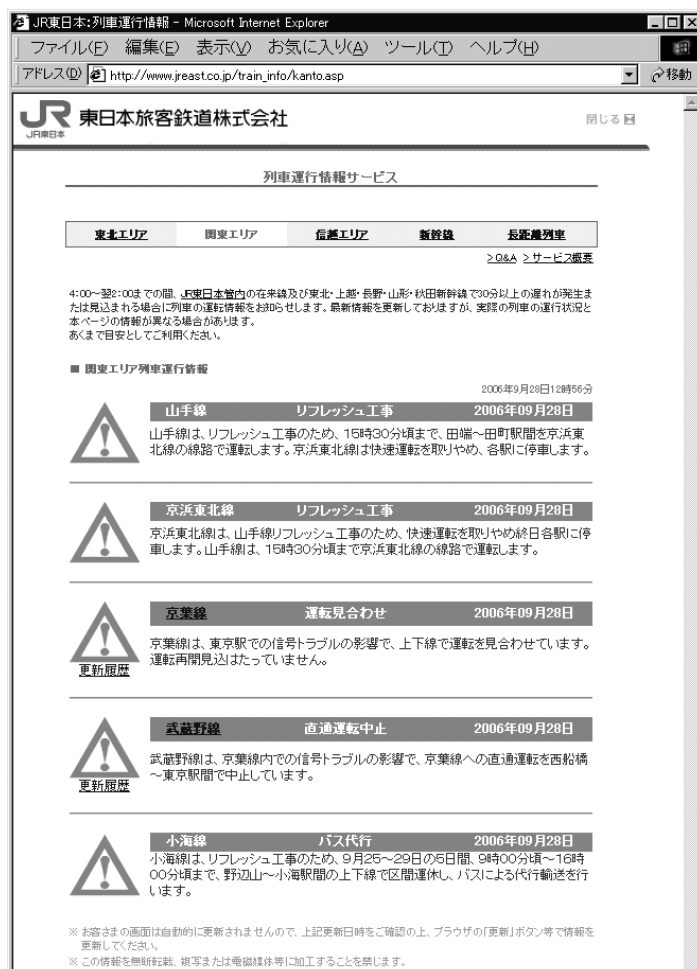


図 14-26 鉄道の運行情報の提供イメージ

(JR東日本ホームページより)

http://traininfo.jreast.co.jp/train_info/kanto.aspx

4. 代替交通機関による帰宅支援

(現状)

- ・ 家族等の安否が確認され、なおかつ企業等で食料・飲料水の備蓄がされている場合であっても、帰宅困難者が長期間にわたり企業等にとどまることには限界がある。
- ・ できるだけ早い段階で、鉄道が運行している区間まで代替バス等を利用して、多くの帰宅困難者を輸送できるようにすることが望ましい。

(施策例)

施策例1 バス・船舶による代替輸送のための協定締結（東京都の例）

- ・ 東京都では、帰宅困難者の代替輸送手段としてはバスや船舶等を考えている。
- ・ このうち輸送の主力となるバスについては、財団法人東京バス協会と、災害時に対応可能な範囲でバスを提供してもらうための包括的な協定を結んでいる。
- ・ 船舶については、関東旅客船協会、社団法人日本船主協会、社団法人日本外航客船協会等と人員の輸送に関する協定を結んでいる。



(東京都交通局ホームページより)

<http://www.kotsu.metro.tokyo.jp/index.html>

5. 救援活動の担い手として帰宅困難者に協力要請

(現状)

- ・ 都心部等においては、地震時には、多数の帰宅困難者が発生する一方で、救急・救助活動、救援活動のために必要な地域の対応力が大幅に不足する可能性がある。

(施策例)

施策例 1 条例による帰宅困難者の責務の明確化（千代田区、文京区）

- ・ 千代田区及び文京区では、災害に関する条例において、帰宅困難者が救援等の支援も行うべきである旨規定している。

千代田区災害対策基本条例 第3章 協助

（帰宅困難者の協助）

第 12 条 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなければならない。

（千代田区災害対策基本条例より）

文京区防災対策条例

第 35 条(帰宅困難者対策)

7 区、事業者、学校等は、災害時に、事業所、学校等に留まった帰宅困難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例より）

参考資料 15 帰宅困難者等に係るアンケートの集計結果と課題

1. 市区町村への照会の対象等

1. 1. 本照会の対象等

帰宅困難者に係る対策の現況と課題等の把握を目的として、首都直下地震の影響を受ける可能性の高い1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の全市区町村(島嶼部を除く)及び茨城県南部の25市町村を対象に、帰宅困難者対策に関する照会を行った。対象市区町村の全てから回答を得た。

実施期間:平成19年1月31日～2月28日

表 15-1 調査対象市区町村数

調査対象都県	調査対象市区町村数
茨城県南部	25
埼玉県	71
千葉県	56
東京都※	53
神奈川県	33
合計	238

※東京都は島嶼部を除く。

1. 2. 前提条件

大規模な直下地震が発生し、首都圏全域で交通機関が機能停止した状況を想定

1. 3. 本照会における用語の定義

大地震が発生すると、鉄道など公共交通機関が停止し、また道路も被災等により通行困難となることが考えられる。企業や学校に通う人々あるいは買い物客などの自宅を離れている人々は、外出先に取り残され、自宅へは徒歩しか帰宅手段が無くなることが予想される。このような人々について、それぞれ次のように定義して照会を実施した。

帰宅断念者	: 自宅が遠距離にある等の理由により、徒歩で帰宅することをあきらめ、被災場所周辺に滞留する人
遠距離徒歩帰宅者	: 遠距離にある自宅を目指して被災直後から徒歩で帰宅しようとする人
帰宅困難者	: 上記の帰宅断念者と遠距離徒歩帰宅者を合わせたもの

2. 帰宅困難者問題に対する認識等（市区町村への照会結果）

2. 1. 帰宅困難者に対する基本的な認識

（1）企業や学校からの帰宅困難者の発生

1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

					回答欄
①自市区町村内にある企業や学校から、帰宅困難者が	1. 相当数 発生する	2. 少数 発生する	3. ほとんど又は全く発生しない	4. わからない	

上記において、「相当数」とは、何らかの特別な対策を取らないと、混乱が発生するなど問題が生じるおそれがあるもの、「少数」とは、帰宅困難者は発生するものの、特段の問題を生ずるまでには至らない程度であるものとします。

■企業や学校からの帰宅困難者の発生に対する認識

・ 自市区町村内の企業や学校からの帰宅困難者（帰宅断念者＋遠距離徒歩帰宅者）が「相当数発生」と認識している市区町村の割合は、東京都区部で78%、東京都多摩で43%、神奈川県で42%である。

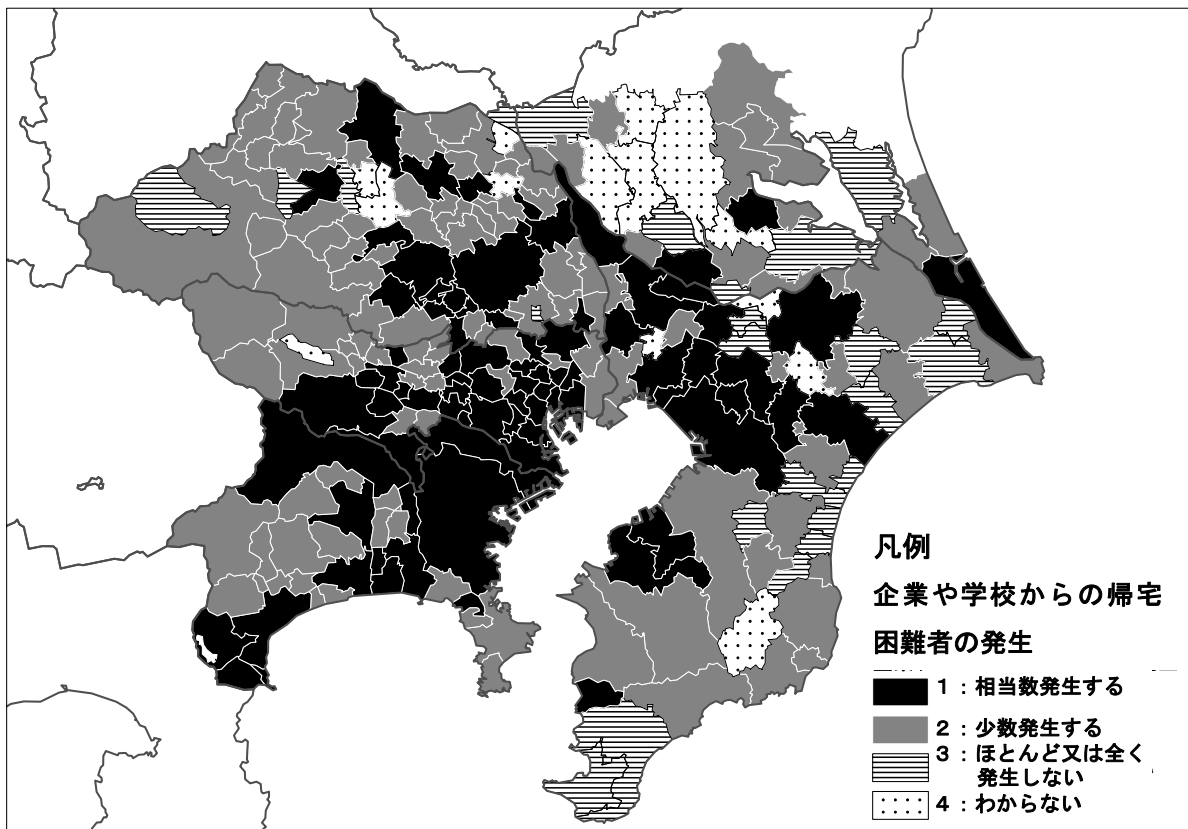
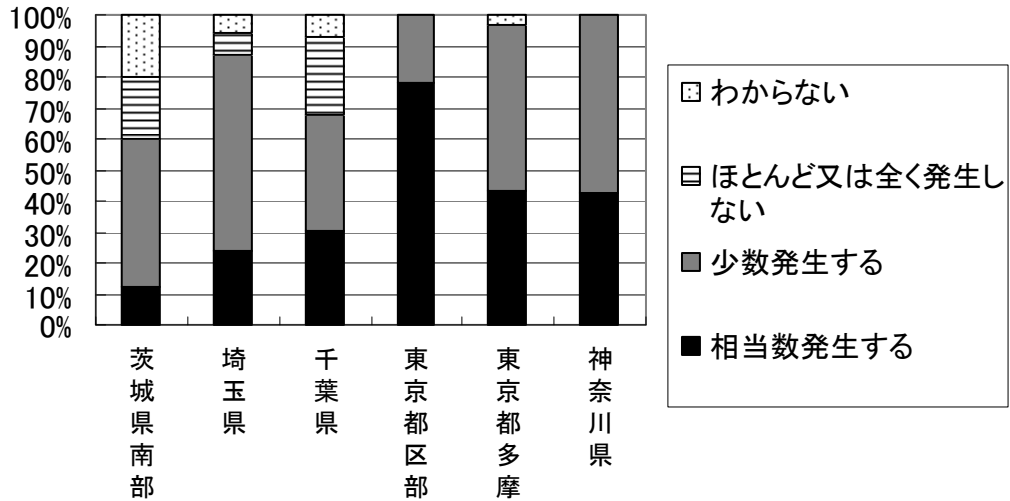


図 15-1 自市区町村内にある企業や学校から帰宅困難者が発生することの認識 (1 (1) ①)

(2) 買い物客等からの帰宅困難者の発生

1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

					回答欄
②自市区町村に来た買い物客等から、帰宅困難者が	1. 相当数発生する	2. 少数発生する	3. ほとんど又は全く発生しない	4. わからない	

上記において、「相当数」とは、何らかの特別な対策を取らないと、混乱が発生するなど問題が生じるおそれがあるもの、「少数」とは、帰宅困難者は発生するものの、特段の問題を生ずるまでには至らない程度であるものとします。

■買い物客等からの帰宅困難者の発生に対する認識

・ 自市区町村に来た買い物客等からの帰宅困難者（帰宅断念者＋遠距離徒歩帰宅者）が「相当数発生」すると認識している市区町村の割合は、東京都区部で70%、神奈川県で42%、東京都多摩で30%である。

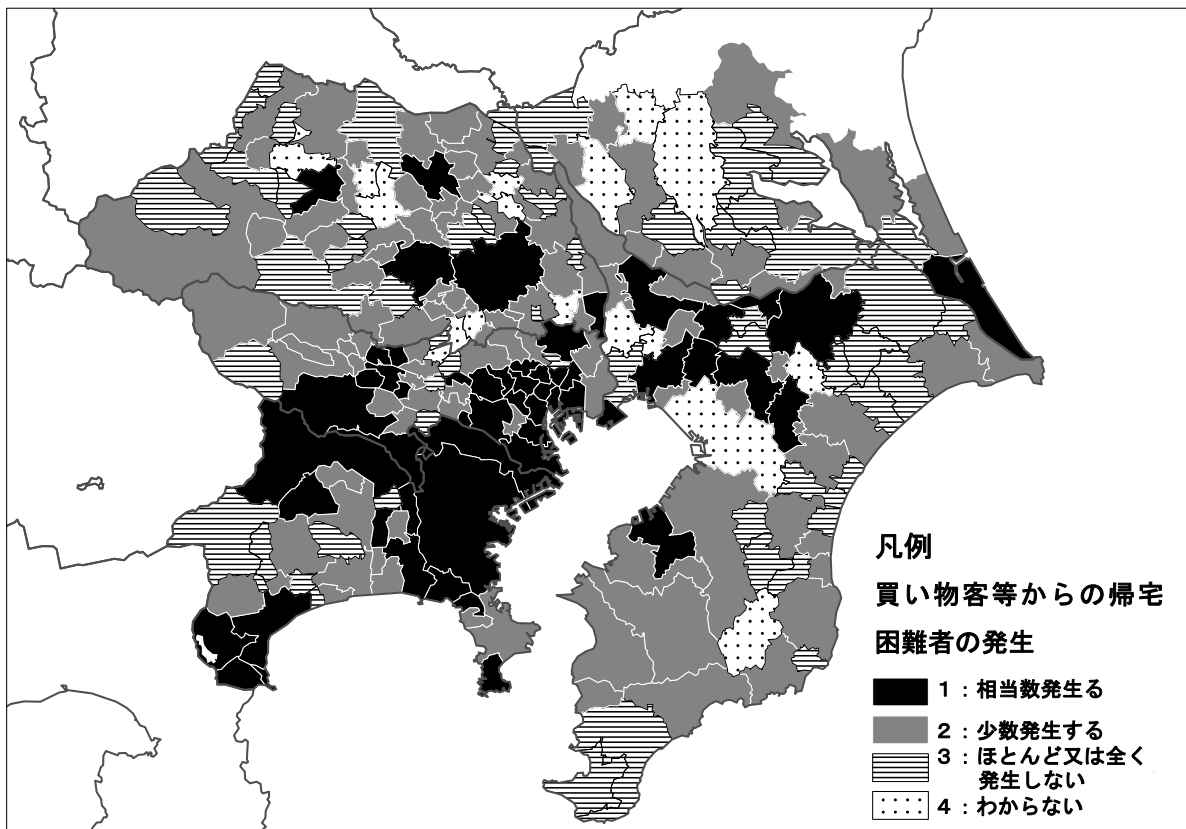
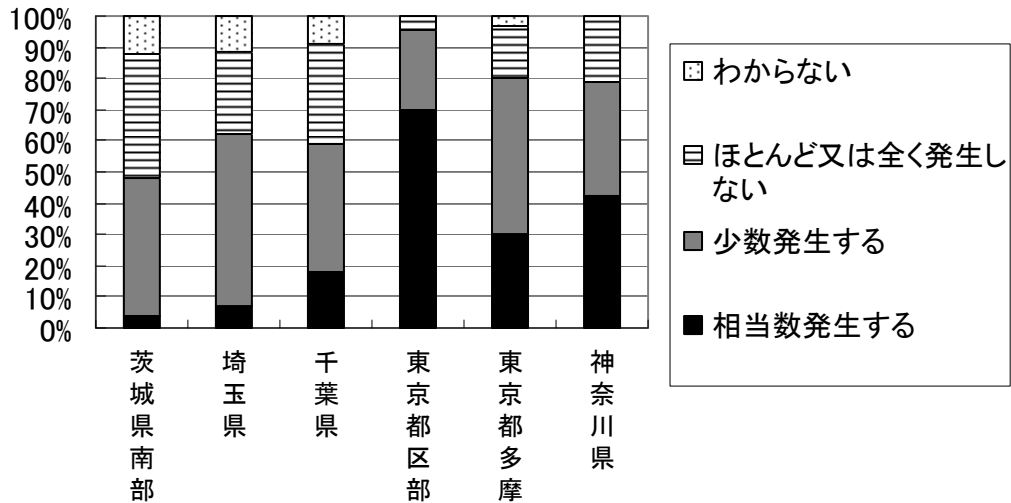


図 15-2 自市区町村に来た買い物客等から帰宅困難者が発生することの認識(1)(2)

(3) 遠距離徒歩帰宅者の通過

1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

					回答欄
③自市区町村の中を、遠距離徒歩帰宅者が	1. 相当数 通過する	2. 少数 通過する	3. ほとんど又は全く通過しない	4. わからない	

上記において、「相当数」とは、何らかの特別な対策を取らないと、混乱が発生するなど問題が生じるおそれがあるもの、「少数」とは、帰宅困難者は発生するものの、特段の問題を生ずるまでには至らない程度であるものとします。

■ 遠距離徒歩帰宅者の通過に対する認識

・ 自市区町村の中を遠距離徒歩帰宅者が「相当数通過」と認識している市区町村の割合は、東京都区部で 87%、神奈川県で 42%、東京都多摩で 37%である。

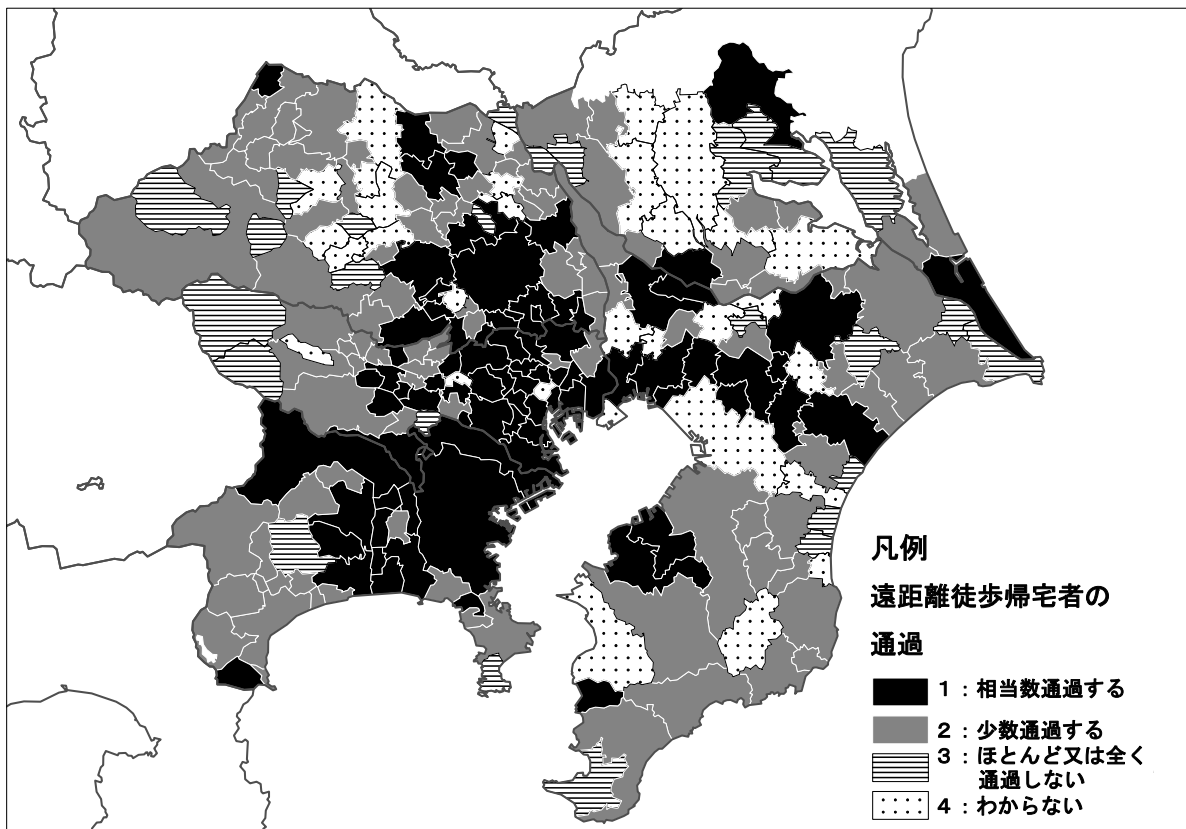
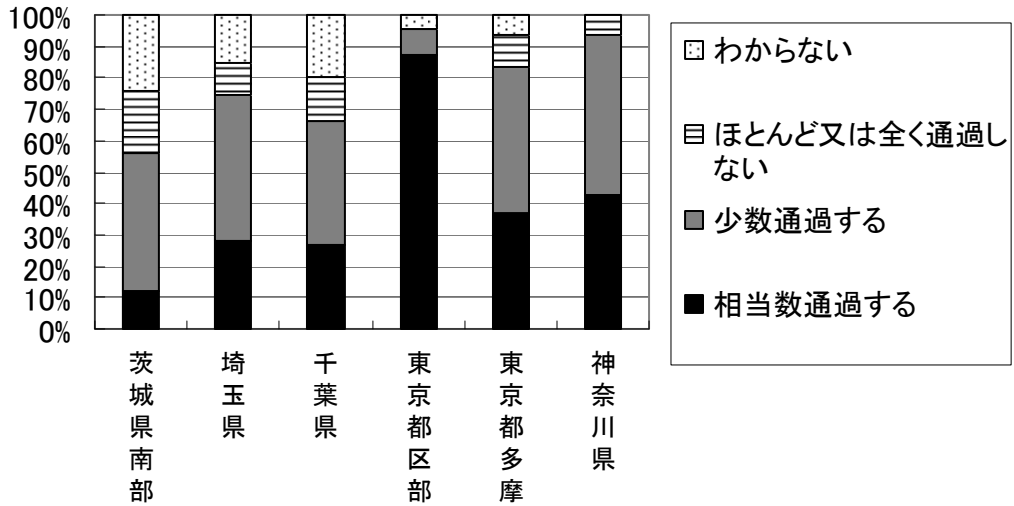


図 15-3 自市区町村の中を遠距離徒歩帰宅者が通過することの認識

(1 (1) ③)

2. 2. 帰宅困難者に関する懸念

(1) 帰宅困難者のための水の確保

1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大いにある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	-----------------	--------------	--------------------	----------

回答欄

①帰宅困難者のための水の確保が困難

■ 帰宅困難者のための水の確保に関する懸念

- ・ 帰宅困難者のための水の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で 83%、埼玉県と神奈川県がそれぞれ 73%である。その他の地域で 61%～52%である。

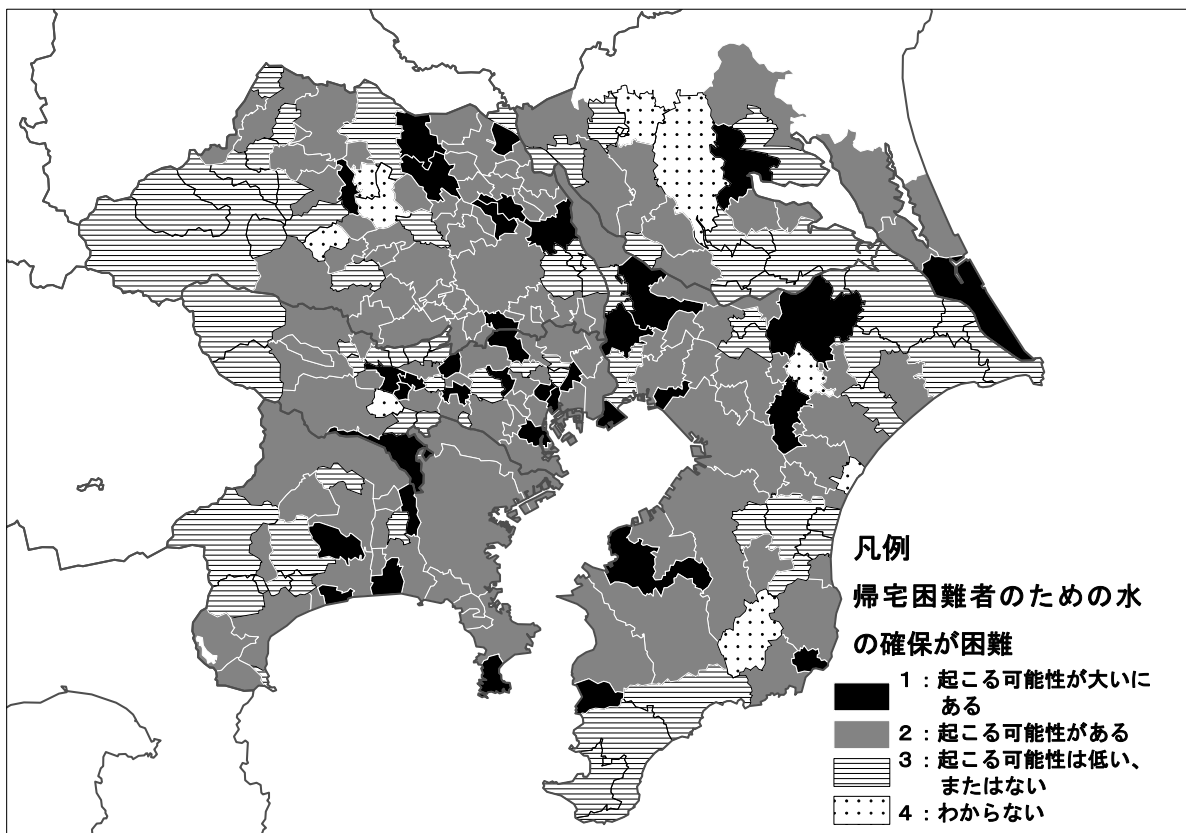
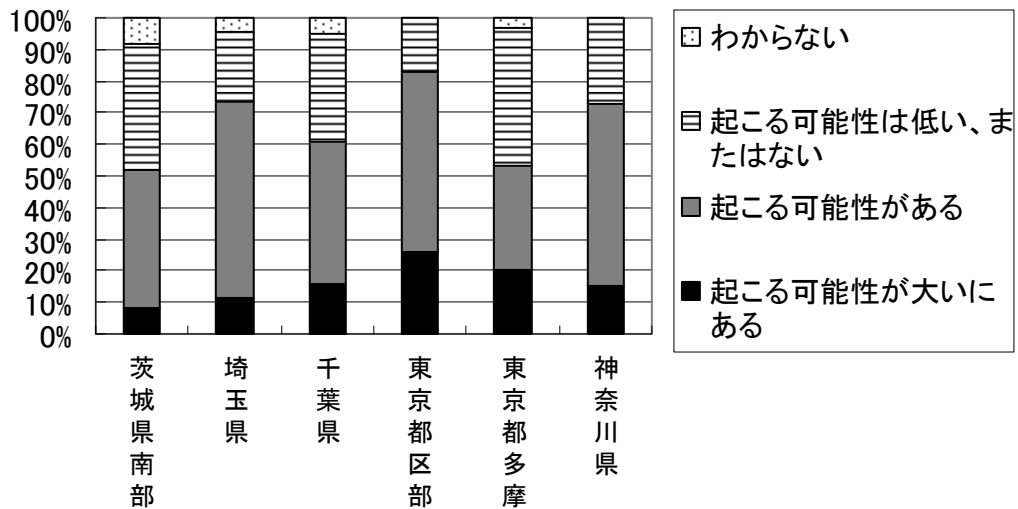


図 15-4 帰宅困難者のための水の確保に関する懸念 (1 (2) ①)

(2) 帰宅困難者のための食料の確保

1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大いにある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	-----------------	--------------	--------------------	----------

回答欄

②帰宅困難者のための食料の確保が困難

■ 帰宅困難者のための食料の確保に関する懸念

・ 帰宅困難者のための食料確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で79%、埼玉県で77%、東京都多摩で70%である。

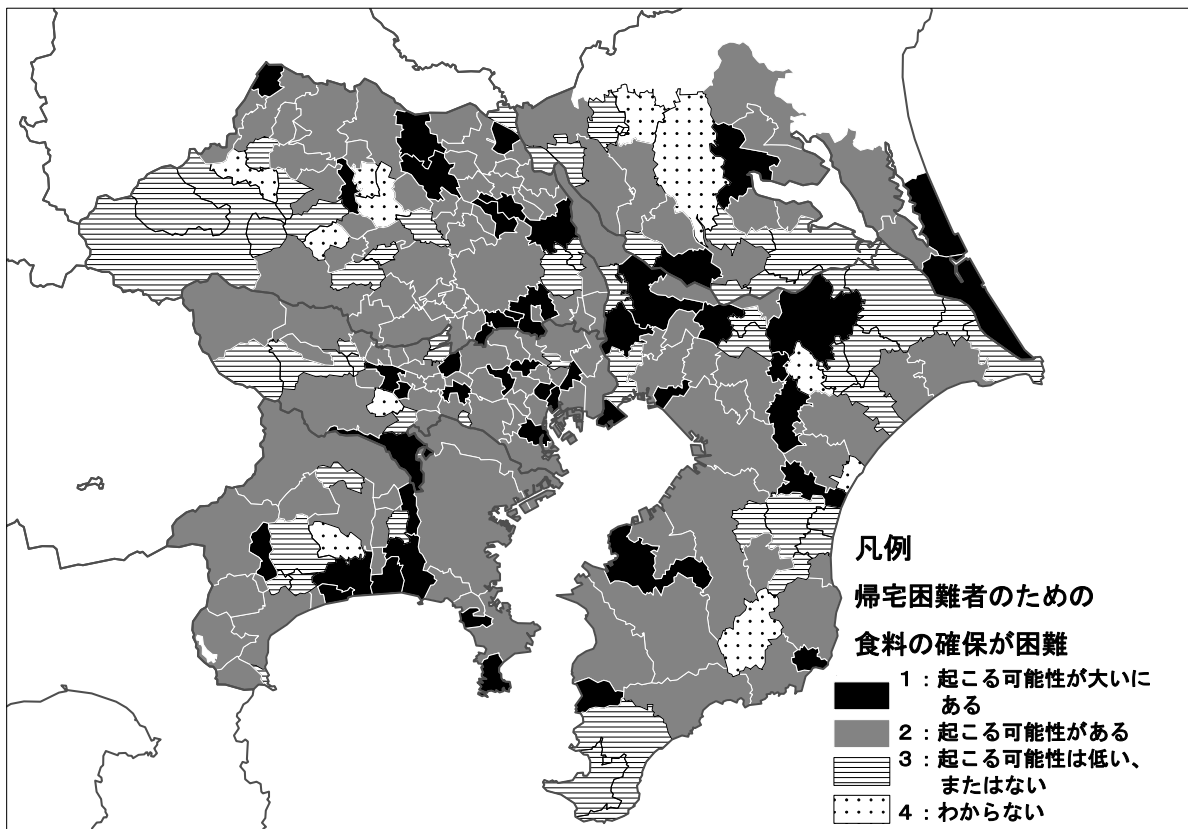
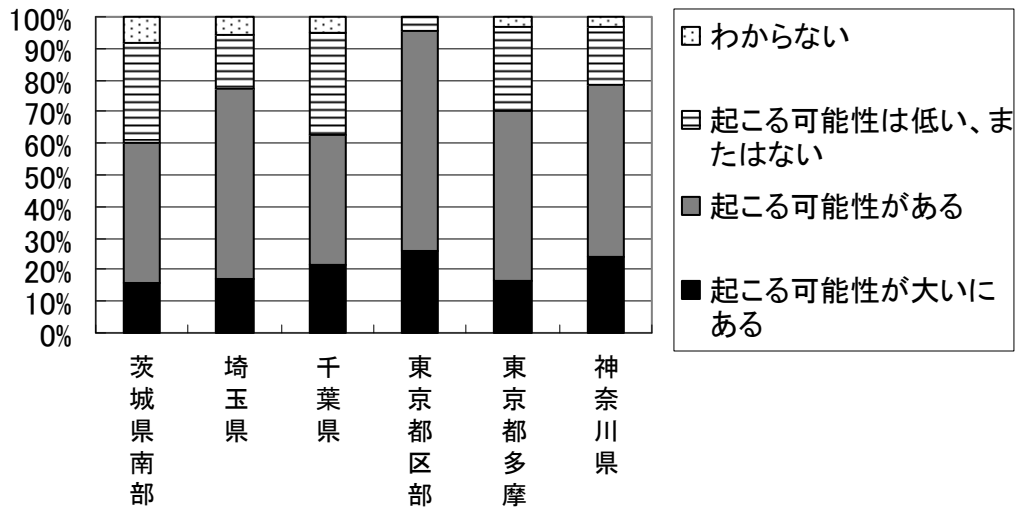


図 15-5 帰宅困難者のための食料確保に関する懸念 (1 (2) ②)

(3) 帰宅困難者のためのトイレの確保

1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大いにある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	-----------------	--------------	--------------------	----------

回答欄

③帰宅困難者のためのトイレの確保が困難

■ 帰宅困難者のためのトイレの確保に関する懸念

・ 帰宅困難者のためのトイレの確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で100%、神奈川県で85%、東京都多摩で83%、埼玉県で76%である。

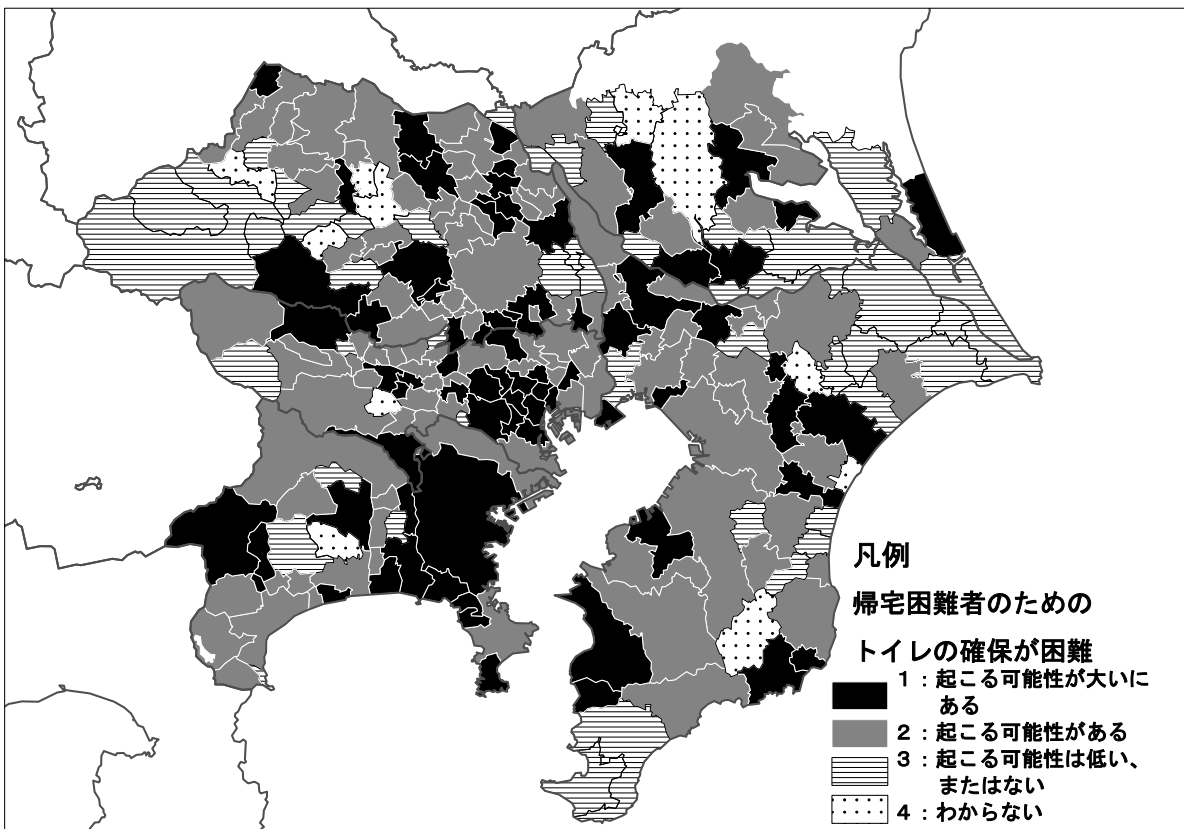
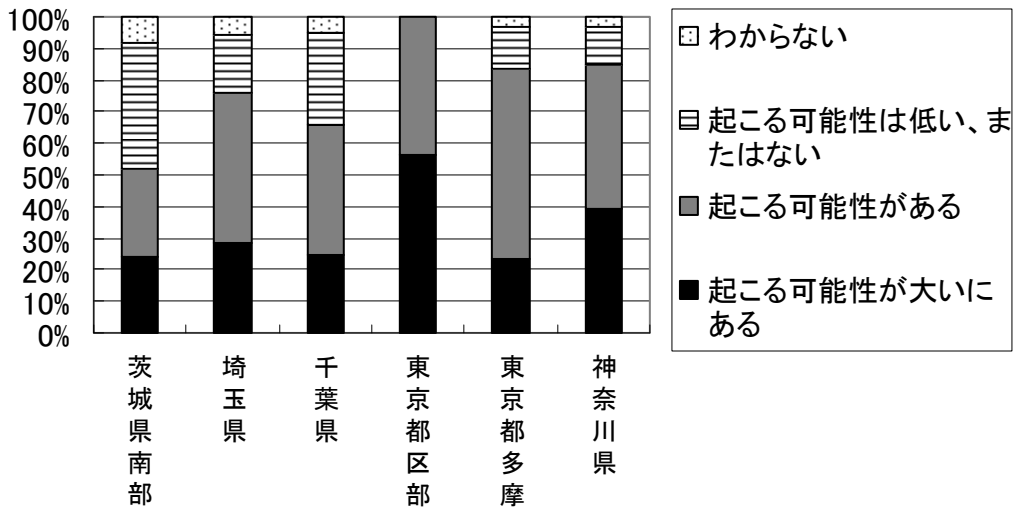


図 15-6 帰宅困難者のためのトイレ確保に関する懸念 (1 (2) ③)

(4) 帰宅困難者のための滞在場所の確保

1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大いにある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	-----------------	--------------	--------------------	----------

回答欄

④帰宅困難者のための滞在場所の確保が困難

■帰宅困難者のための滞在場所の確保に関する懸念

・ 帰宅困難者のための滞在場所の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で79%、埼玉県で77%、東京都多摩で73%である。

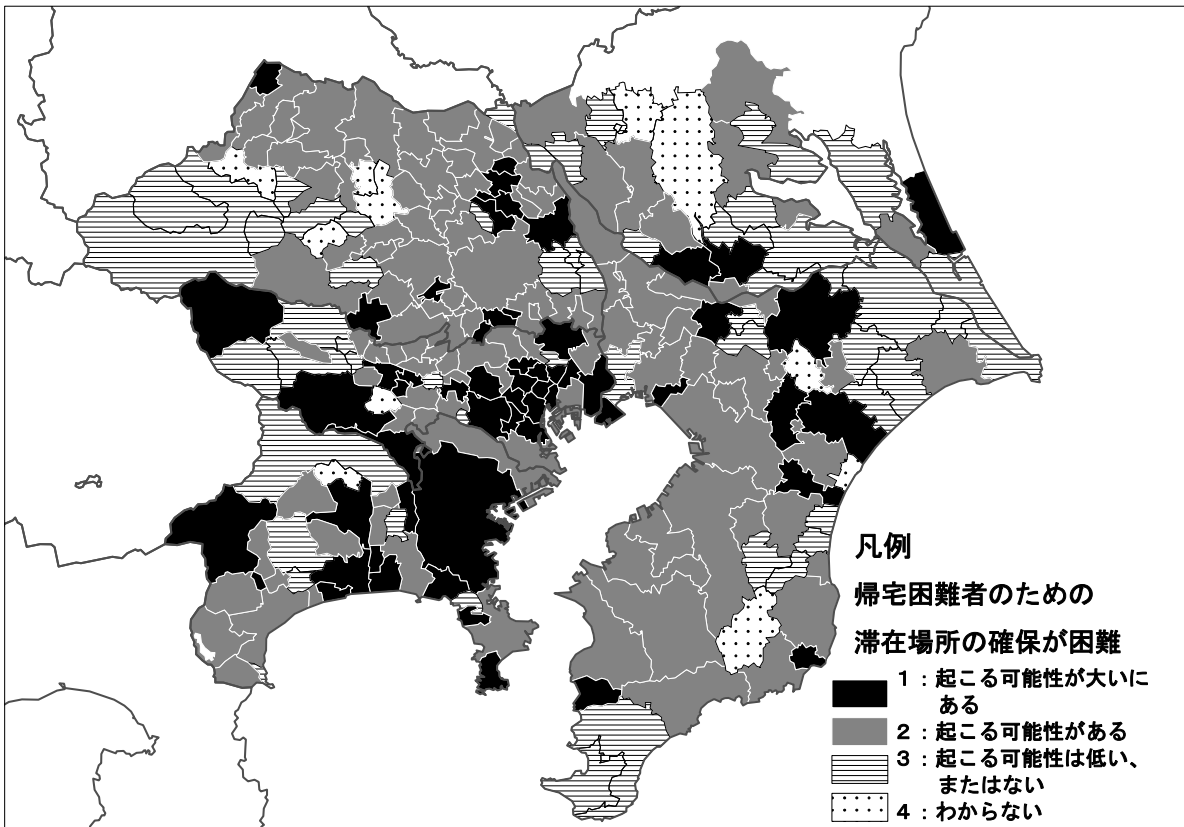
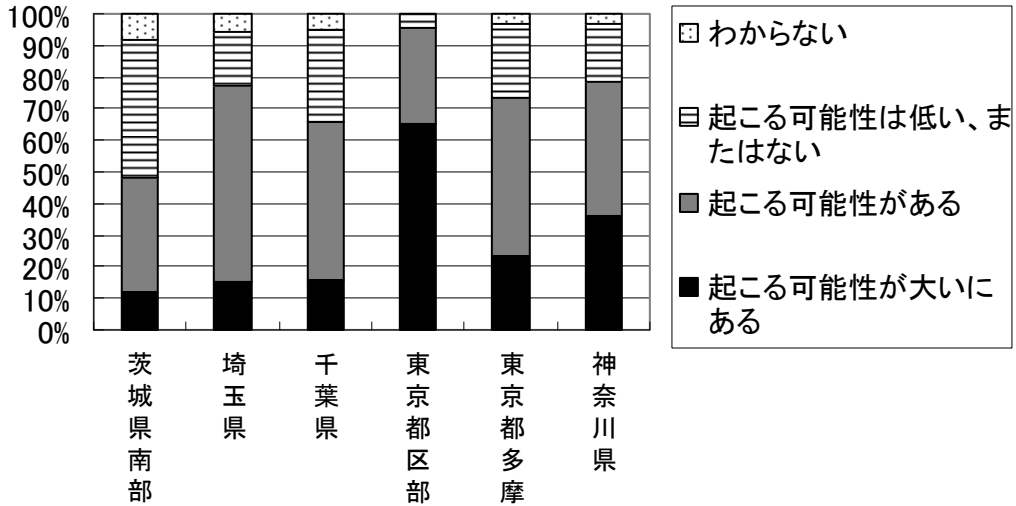


図 15-7 帰宅困難者のための滞在場所確保に関する懸念 (1 (2) ④)

(5) 帰宅困難者を救護する体制の確保

1) 帰宅困難者に対する基本的な認識

帰宅困難者の発生に関して、貴市区町村内で、次のような事象が発生するとお考えですか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大いにある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	-----------------	--------------	--------------------	----------

回答欄

⑤帰宅困難者を救護する体制の確保が困難

■ 帰宅困難者を救護する体制の確保に関する懸念

・ 帰宅困難者のための救護体制の確保について、困難な状況が「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で96%、神奈川県で91%、埼玉県で79%である。

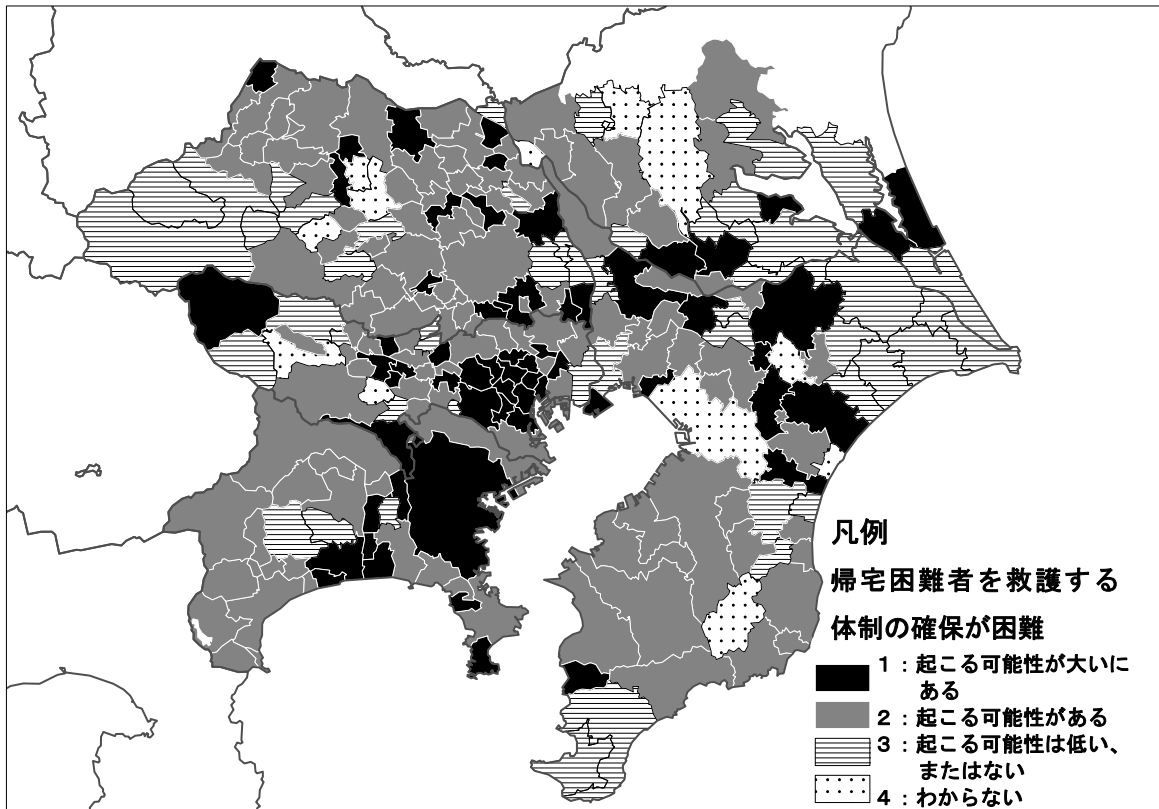
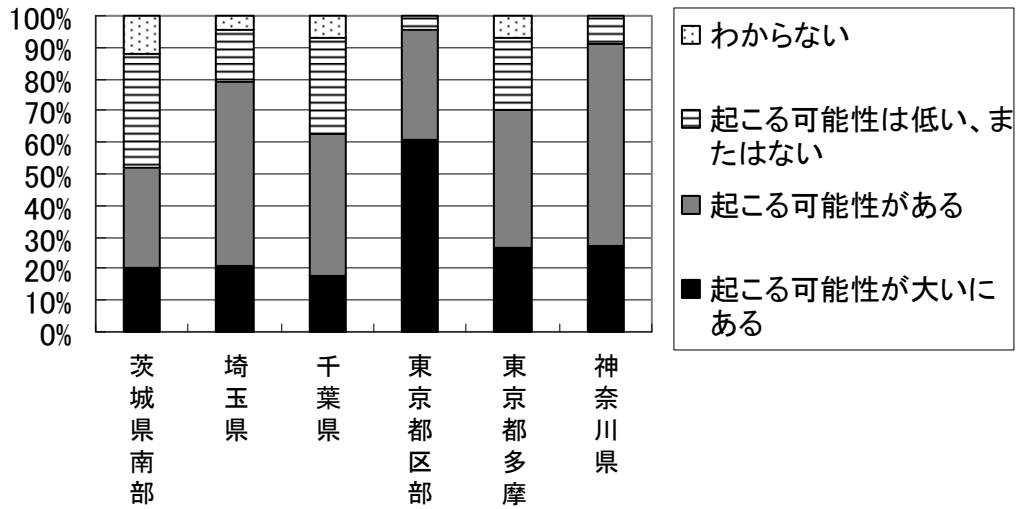


図 15-8 帰宅困難者を救護する体制の確保に関する懸念 (1 (2) ⑤)

3. 対策の現況及び課題（市区町村への照会結果）

3. 1. 安否確認の確実な実施

（1）これまでの専門調査会で提示された課題

- ・安否確認手段として、災害用伝言ダイヤルの認知度が低い。その他の安否確認手段の認知度はさらに低いものと考えられる。
- ・災害用伝言ダイヤルの伝言処理能力には限界があり、伝言が登録できない可能性がある。
- ・固定電話や携帯電話、Web それぞれ物理的な被災等により使用できなくなる可能性がある。
- ・一部のIP電話からは、災害用伝言ダイヤルに接続できない。

（2）市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例 1 安否確認手段の周知の実施

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1～4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
①家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するため、災害用伝言ダイヤル等（災害用ブロードバンド伝言板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む）の安否確認手段の周知	

■安否確認手段の周知の実施状況

・ 家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するための安否確認手段の周知をしている市区町村の割合は、東京都区部で 91%、埼玉県で 54%、神奈川県で 52%、東京都多摩で 50%である。

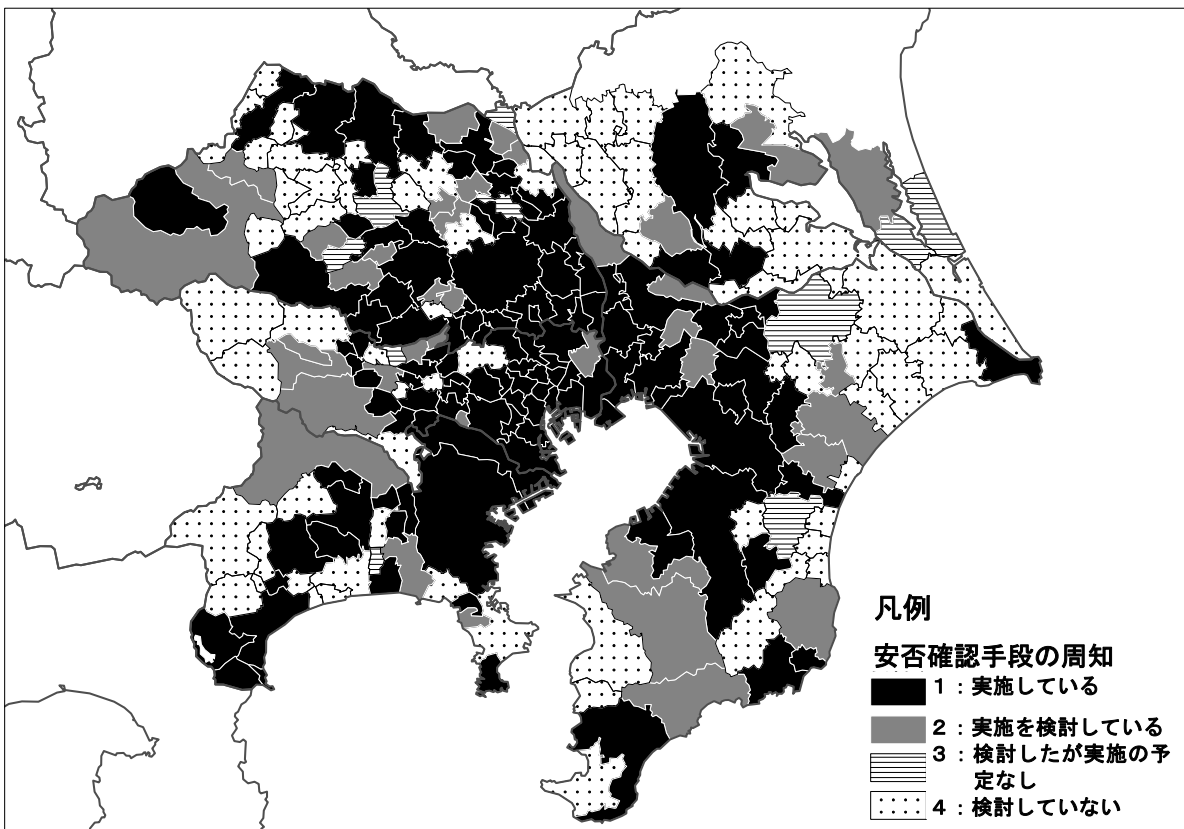
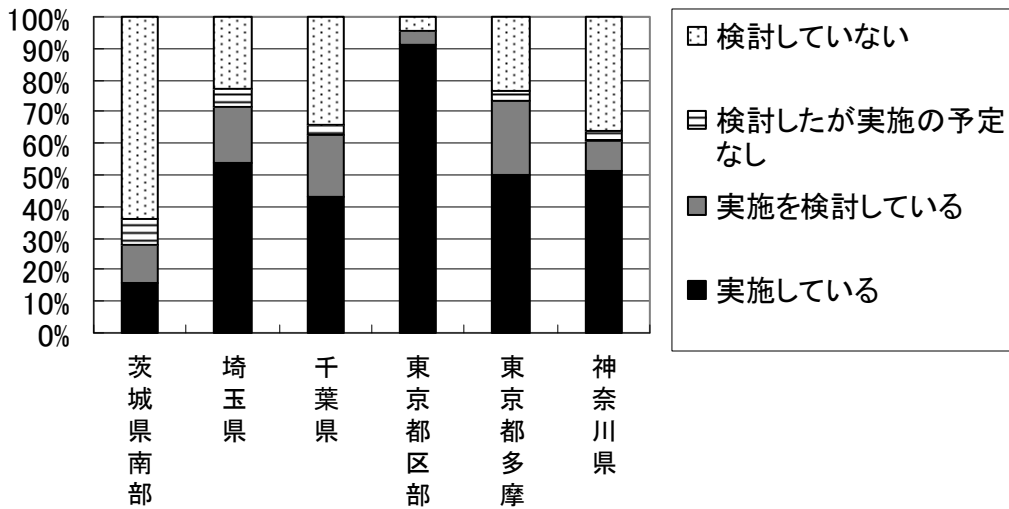


図 15-9 安否確認手段周知の実施状況 (1 (3) ア①)

施策例2 安否確認手段の周知の方法

4. ①家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するため、災害用伝言ダイヤル等（災害用ブロードバンド伝言板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む）の安否確認手段の周知

周知の手段として、どのような媒体等を使用しましたか／使うことを考えていますか。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

	回答欄
1. 市区町村の広報誌（※）	
2. パンフレット、チラシ（※）	
3. 市区町村のホームページ	
4. 防災訓練の場	
5. 市民向け講演会 （どのような講演会かご記入下さい）	
6. 企業・学校向け説明会 （どのような説明会かご記入下さい）	
7. その他	

■安否確認手段の周知の方法

- ・周知の具体的手段としては、「防災訓練の場」、「市区町村のホームページ」、「パンフレット、チラシ」が主なものとなっている。
- ・その他の例として「防災マップへの記載」、「防災フェア等防災関係のイベント時の広報」などもある。

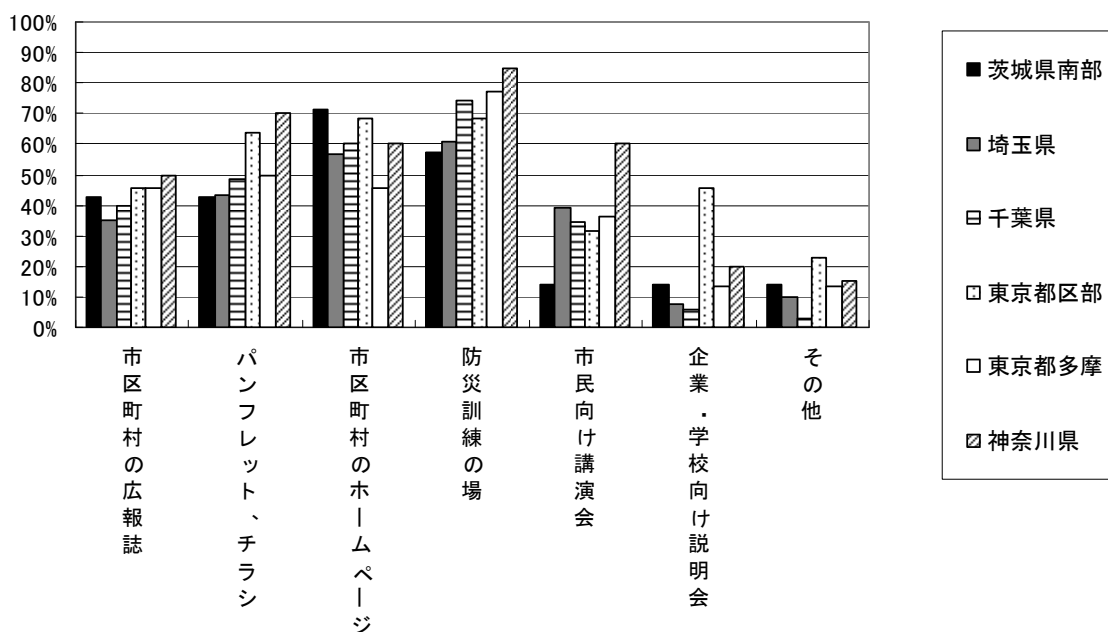


図 15-10 安否確認手段周知の具体的方法 (4①)

*母数は「1. (3) ア 対策の実施状況 ①安否確認手段の周知」において、「1. 実施している」「2.実施を検討している」のいずれかを選択している市区町村

■安否確認手段の周知手段の例

・ 周知だけでなく自ら安否確認手段を提供している自治体もある。



図 15-11 埼玉県の場合：彩の国災害時伝言板ネットワークシステム（その1）

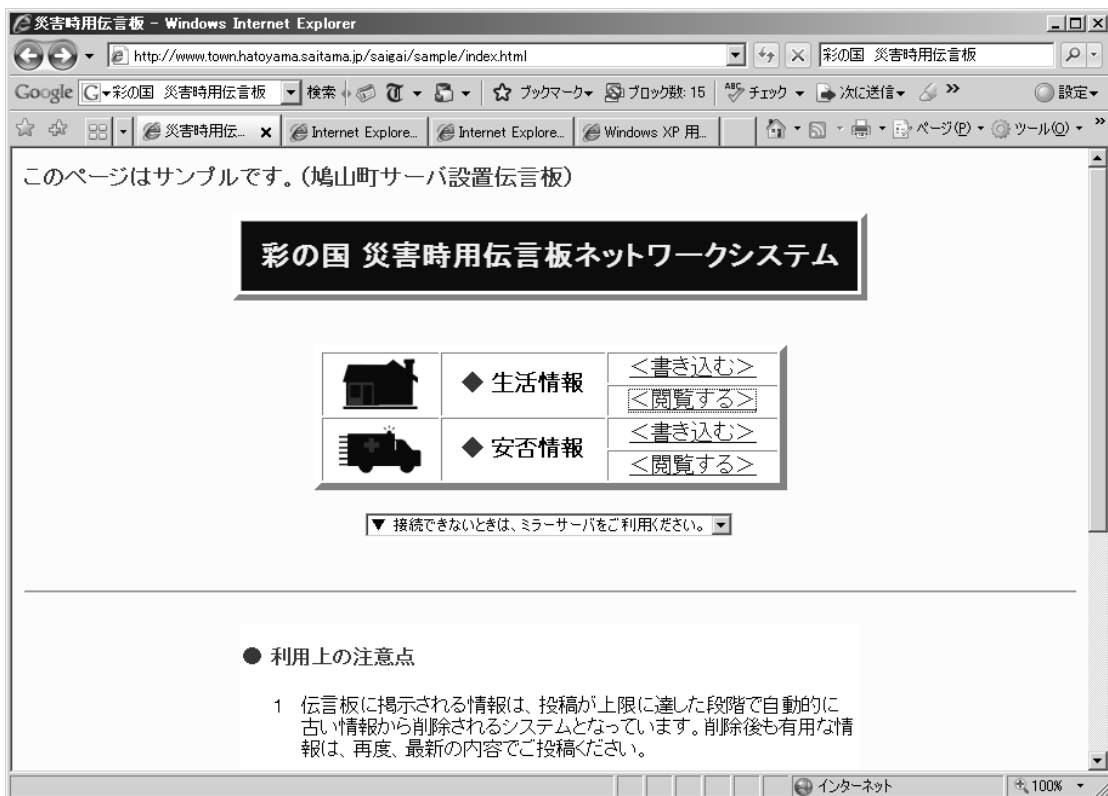


図 15-12 埼玉県の場合：彩の国災害時伝言板ネットワークシステム（その2）

施策例3 安否確認手段の周知の地域防災計画への位置づけ★

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけ している（記載している）	2. 地域防災計画には記載してい ない
-----	--------------------------------	------------------------

①家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制 するため、災害用伝言ダイヤル等（災害用ブロードバンド伝言 板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む）の安否確認手段の 周知	回答欄
---	-----

■安否確認手段の周知の地域防災計画への位置づけ

- ・ 災害伝言ダイヤル等安否確認手段の周知を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では 91%、東京都多摩では 63%、埼玉県では 47%、神奈川県では 42%である。

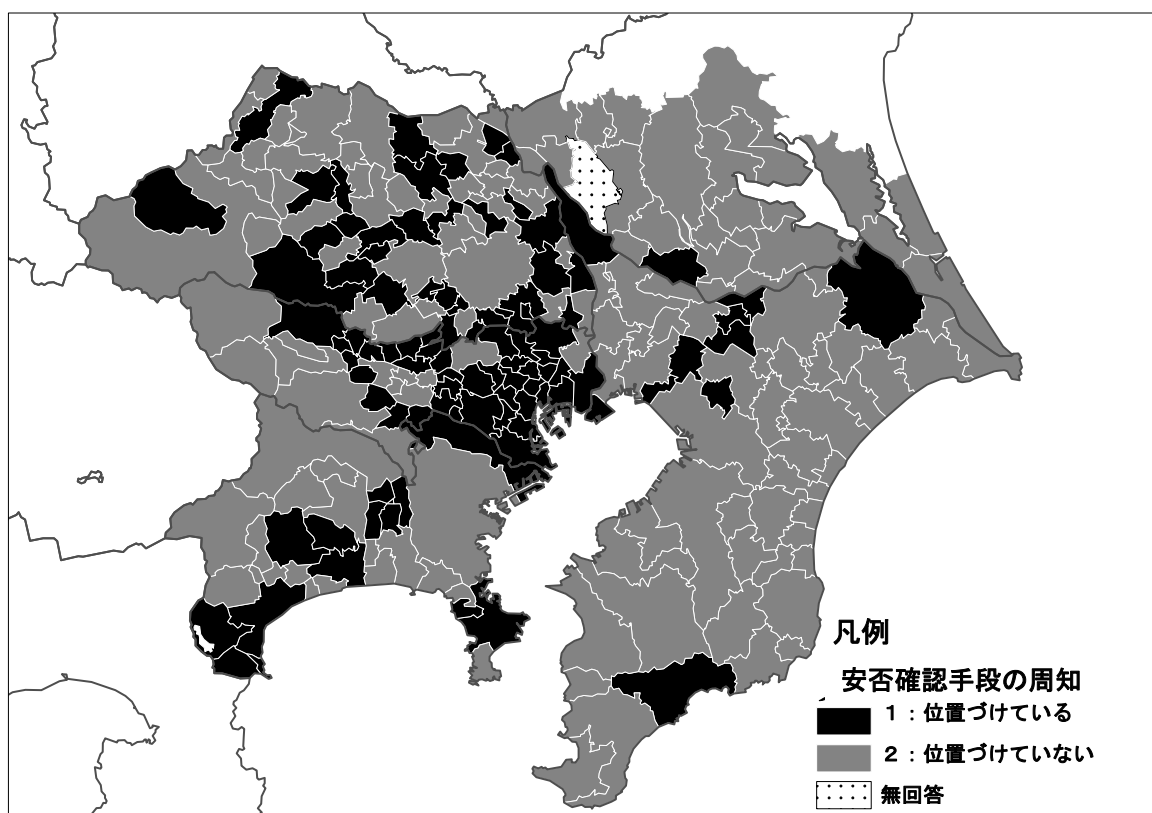
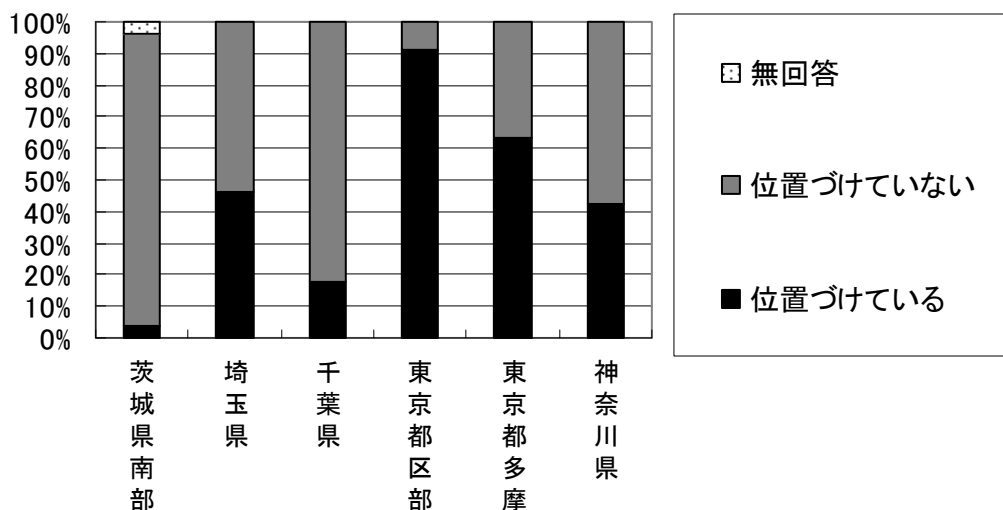


図 15-13 安否確認手段の周知の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ①)

3. 2. むやみに移動を開始しないことの周知

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ・「むやみに移動を開始しない」ことの必要性が十分に認識されていない。
- ・具体的施策については未検討又は検討途上の自治体が多い。
- ・「むやみに移動を開始しない」だけではなく、場合によっては他の適切な対応が求められることを周知しておくことが必要。
- ・いつ帰宅行動を開始すればよいのかということについて、示されていないことが多い。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例1 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の実施状況

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
②一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知	

■ 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の実施状況

- ・ 一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知している市区町村の割合は、東京都区部で57%であり、神奈川県で21%、東京都多摩で17%、埼玉県で10%である。
- ・ 地域別にみると、昼間人口が多くなる都心部や政令指定都市などで、周知している市区町村の割合が高くなっている。

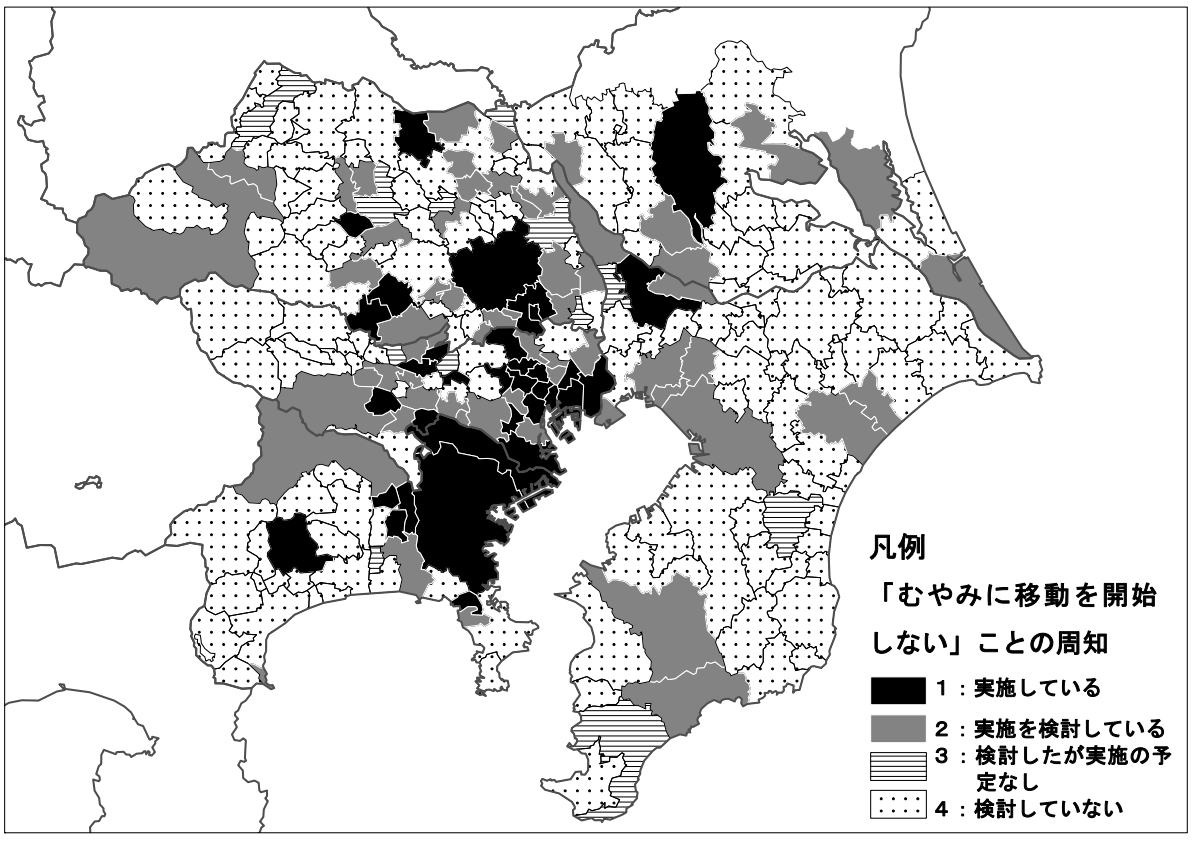
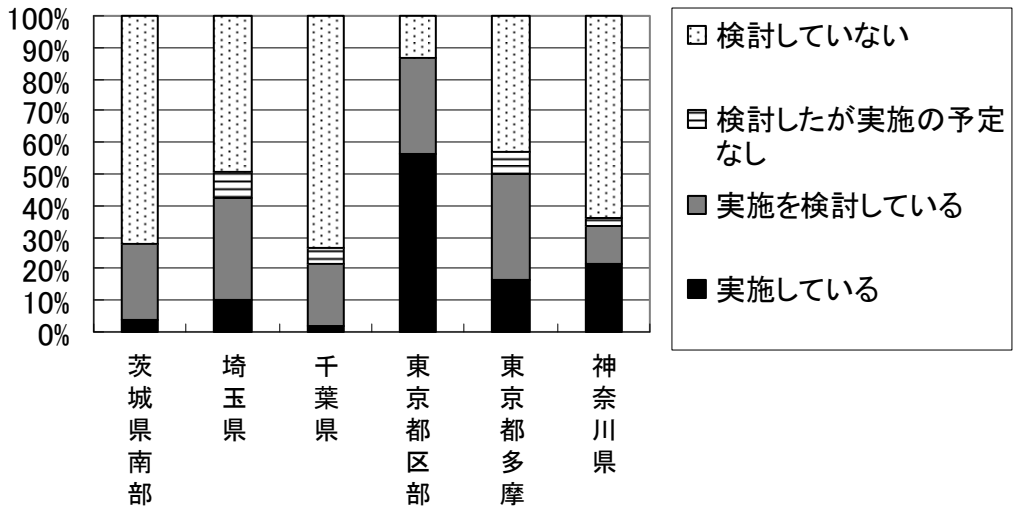


図 15-14 「むやみに移動を開始しない」ことの周知状況 (1 (3) ア②)

施策例2 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の方法

4. ②一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知

周知の手段として、どのような媒体等を使用しましたか／使うことを考えていますか。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。(※ 1.または2.とお答えの場合、見本を添付してください。)

	回答欄
1. 市区町村の広報誌 (※)	
2. パンフレット、チラシ (※)	
3. 市区町村のホームページ	
4. 防災訓練の場	
5. 市民向け講演会 (どのような講演会かご記入下さい)	
6. 企業・学校向け説明会 (どのような説明会かご記入下さい)	
7. その他	

■ 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の方法

- ・ 具体的周知方法は、「ホームページ」や「防災訓練の場」、「パンフレット、チラシ」が他の手段と比べて高い割合となっている。
- ・ 東京都区部で「企業・学校向け説明会」、神奈川県で「市民向け講演会」が他地域に比べて高い割合となっている。

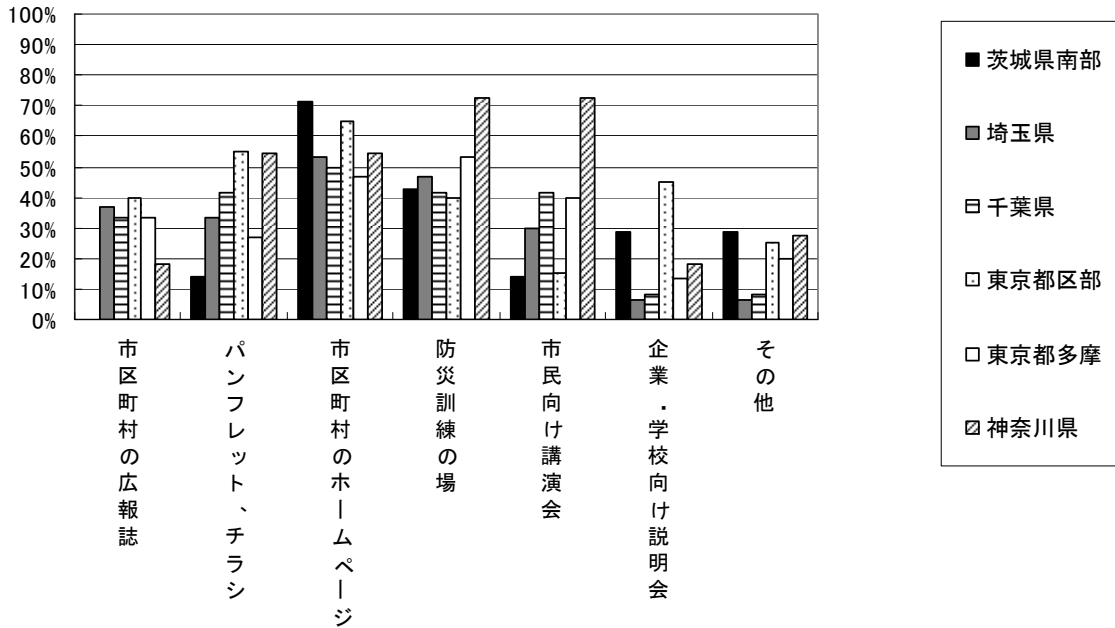


図 15-15 「むやみに移動を開始しない」ことの周知方法

*母数は、「1. (3) ア 対策の実施状況 ②むやみに移動を開始しないことの周知」において、「1.実施している」「2.実施を検討している」のいずれかを選択している市区町村

施策例3 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の地域防災計画への位置づけ★

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている（記載している）	2. 地域防災計画には記載していない
-----	---------------------------	--------------------

②一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知	回答欄
--	-----

■ 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の地域防災計画への位置づけ

・ 「むやみに移動を開始しない」ことの周知について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では39%、東京都多摩では40%、神奈川県では24%である。

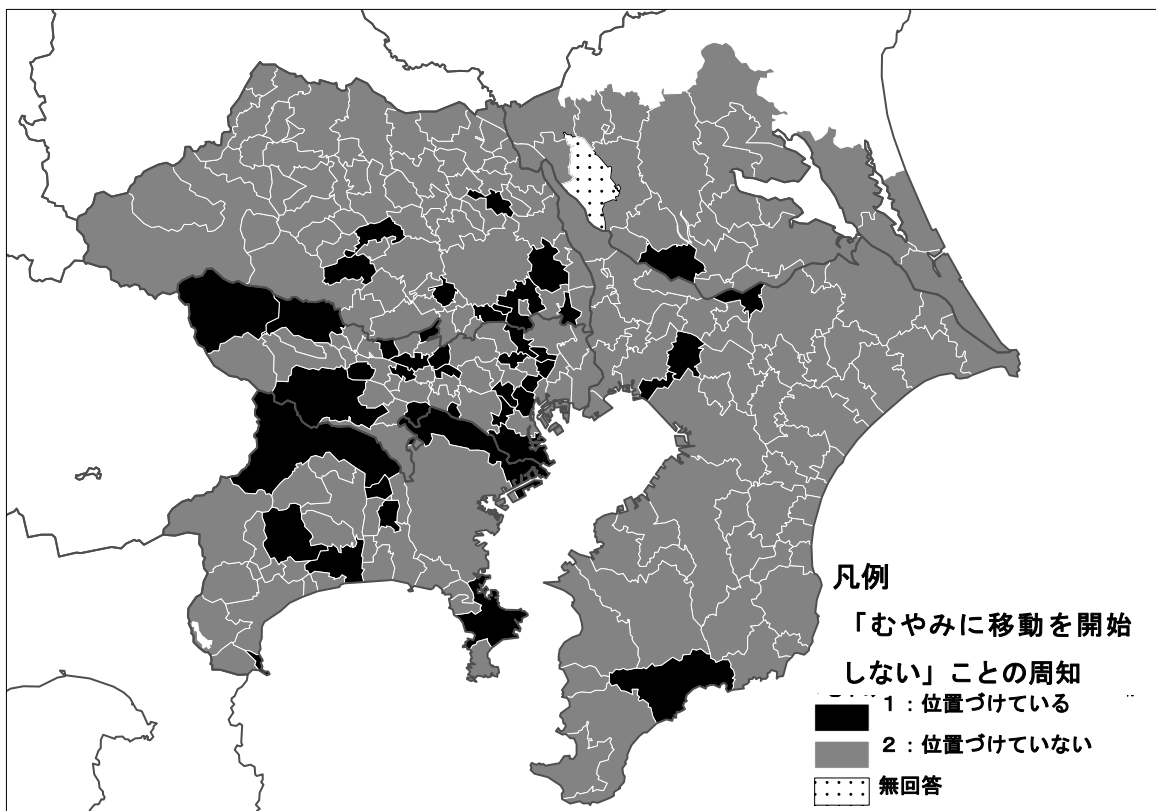
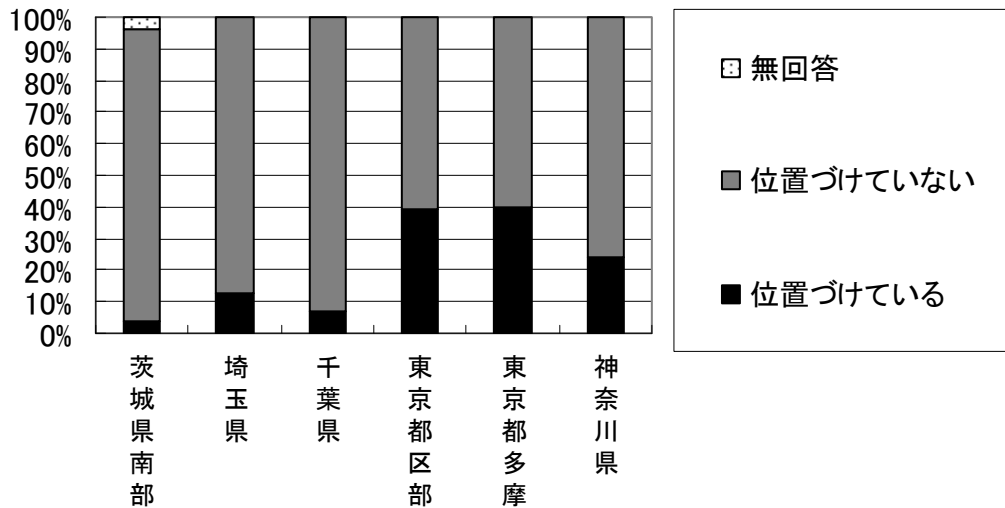


図 15-16 「むやみに移動を開始しない」ことの周知の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ②)

3. 3. 企業や学校における帰宅困難者及び帰宅者対策推進

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

施策例1 企業

- ・企業における食料や飲料水等の備蓄が進んでいない。
- ・従業員も最低限の防災グッズの保管や徒歩帰宅経路の確認などをしておくべきであるが、実際に実行している者は少ない。

施策例2 学校

- ・遠距離通学者が多い私立小中学校や高等学校、大学等では帰宅困難者が多数発生すると考えられる。安全のため、しばらく生徒等を保護しておく必要があり、災害時における保護者との連絡体制の充実と、水や食料等の備蓄が必要。
- ・遠距離通学する生徒・児童の中には携帯電話を持っていない者も多く、通学途中に地震が発生した場合に、家族等と連絡をとることが難しくなるおそれがある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例1 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
④学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨	

■企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の実施状況

- ・ 企業や学校にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨している市区町村の割合は、東京都区部で48%、神奈川県で24%、東京都多摩で20%、埼玉県で11%である。
- ・ 地域別にみると、「むやみに移動を開始しない」ことの周知と同様に、昼間人口が多くなる都心部や政令指定都市などで、備蓄を推奨している割合が高い。

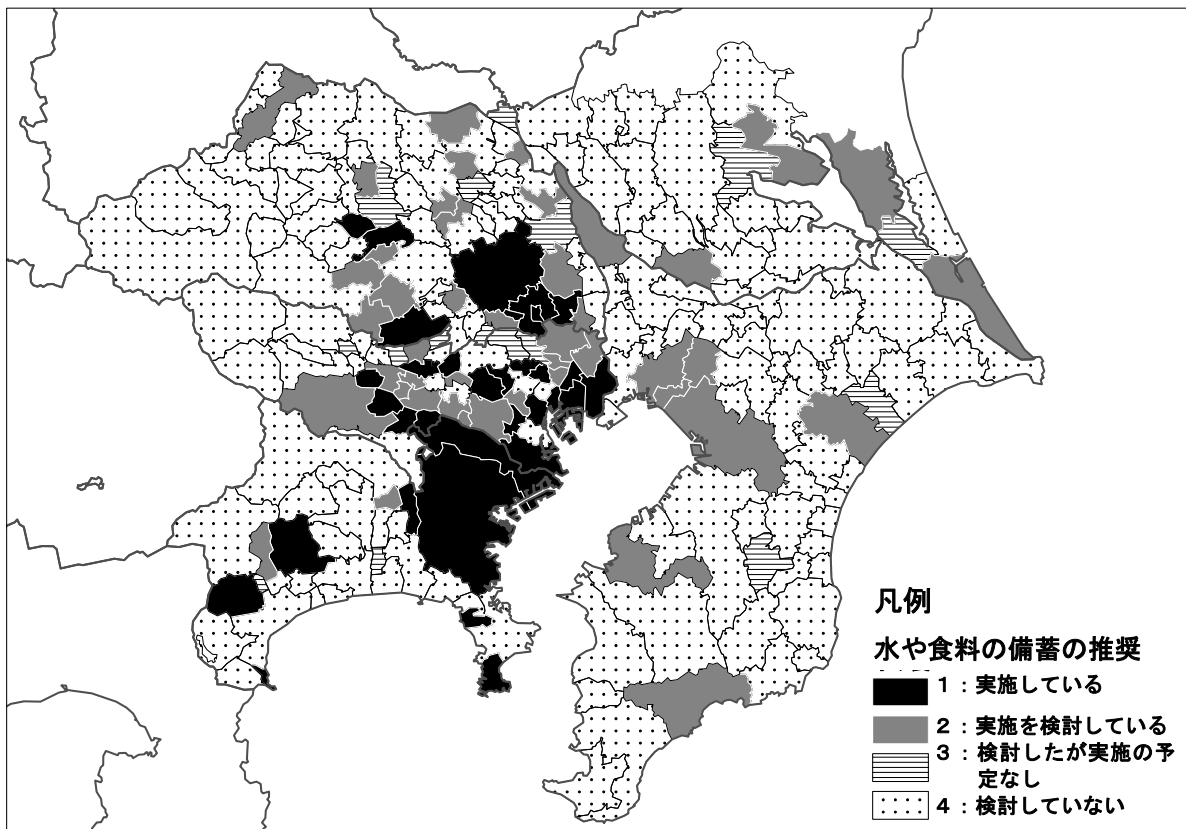
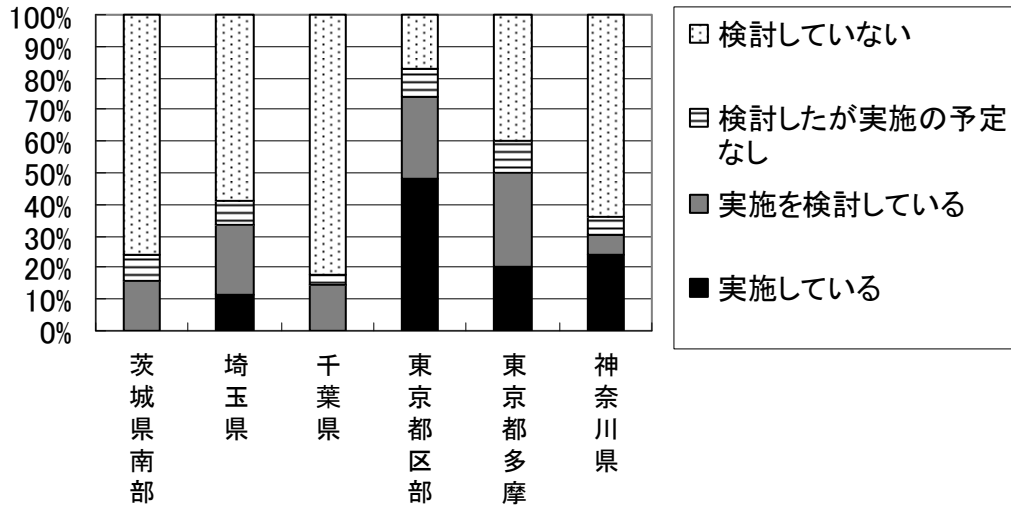


図 15-17 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨状況

(1 (3) ア④)

施策例2 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨方法等

4. ④学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨

具体的に何をどのような方法で推奨されていますか。

[]

■企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨方法

具体的な推奨の手段としては、以下のような例があげられている。

- ・ 「条例に記載」(文京区、渋谷区)
- ・ 「各種指導要綱への記載」
- ・ 「広報誌や事業所向け防災パンフへの記載」
- ・ 「防災研修の場等での説明」
- ・ 「相談があった場合の指導」

○企業向けの備蓄推奨パンフレットの記載内容(新宿区)

歩いて帰れない人達のために

自宅までの距離が遠く、歩いては帰れない人や、会社の復旧要員として残らなければならない方々のために、数日間宿泊できるように準備しておきましょう。

●地震に備えて備蓄をしている事業所 **25.9%**

*新宿区事業所防災アンケート(平成10年7月)調査結果より

- 飲料水、食料(三日分程度を目安に)
- 毛布、暖房用品、簡易トイレ
- 医療品、ラジオ、乾電池式ランタン(全般照明用)、自転車
- その他、災害時に必要と思われるもの

出所:「震災時の帰宅困難者対策」(新宿区)

事業所における備蓄物資購入の費用助成

防災の情報

区では、新しく制定された「千代田区災害対策基本条例」の協助（※）の理念に基づき、「地域における防災力」の向上を推進しています。そこで、町会等の自主防災組織と一体となって、日頃から地域の防災活動や災害時における災害要援護者の救出・救援など、減災対策に取り組む企業・事業所に対し、従業員や顧客のために備蓄する物資の費用の一部を助成します。

※「協助」＝区民、事業者、昼間区民等、千代田区にあるすべての人々が、相互に助け合い、支え合うことを言います。

1 対象となる企業等

区内で事業を営む事業者（※1）で、次の条件のすべてを満たすものとします。

- 1) 従業員数が概ね5人以上300人未満（※2）であること。
- 2) 町会に加入し、町会の推薦（※3）があること。
- 3) 最近1年間に納付すべき事業税及び住民税を完納していること。

※1…事業者とは、企業の他、学校法人・医療法人・特定非営利活動法人等の法人をいいます。

※2…同一の法人で区内に複数の事業所又は営業所等を有する場合は、町会の区域を単位として一つの法人とみなすことができます。

※3…町会の推薦は、町会活動に積極的に参加していることを条件としています。

2 補助率・額

対象経費の2分の1で、上限は10万円（1事業所1回限り）



施策例3 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけ している（記載している）	2. 地域防災計画には記載してい ない
-----	--------------------------------	------------------------

	回答欄
④学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断 念者用に水や食料の備蓄を推奨	

■企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の地域防災計画への位置づけ

・ 学校や企業に対し、帰宅断念者用に水や食料の備蓄を推奨することについて、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では70%、東京都多摩では47%、埼玉県では24%、神奈川県では21%である。

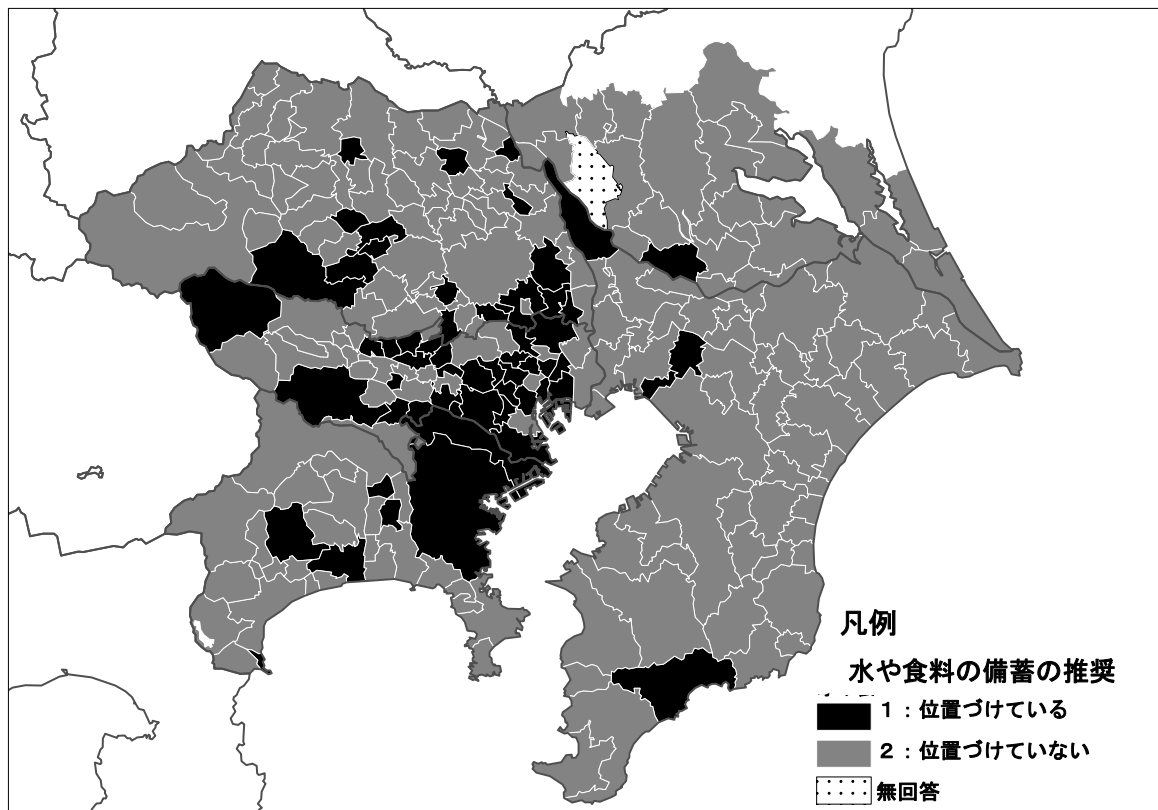
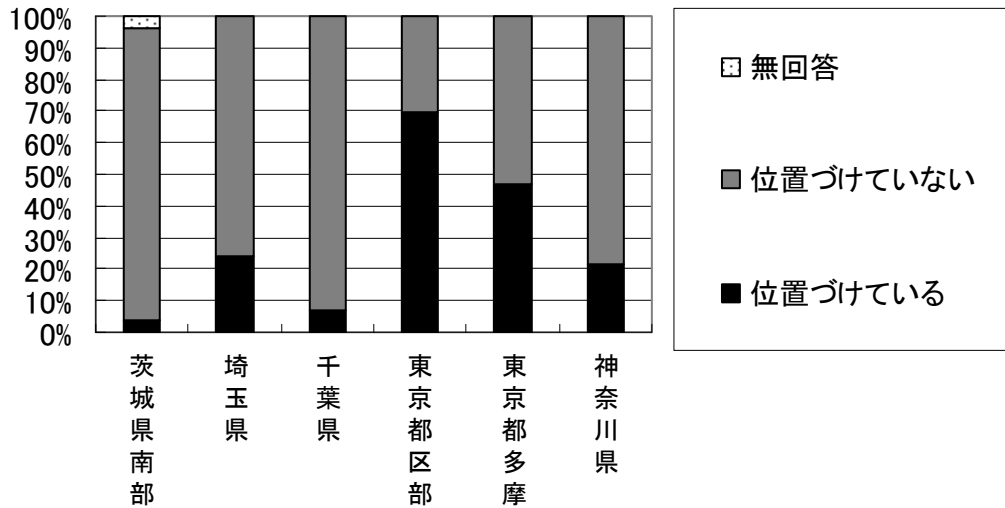


図 15-18 企業や学校に対する水や食料の備蓄の推奨の地域防災計画への位置付け (1 (3) ウ④)

3. 4. 一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における対策の推進

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ・一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の確保量が不十分
- ・被害が生じた場合の責任追及や、施設内の器具や商品等の損壊等の懸念から、一時収容施設等としての提供を忌避する事業者がある。
- ・対外的にアナウンスすることにより多数の人が集まって対応しきれなくなることへの懸念や、被害状況によっては、円滑に施設を開放できない場合もあるという懸念から、受け入れを事前に明らかにしない事業者がある。
- ・指定済みの一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所についての認知度が低い。
- ・一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所の実際の稼働状況等に関する情報提供の仕組みがない。
- ・帰宅困難者や帰宅者が欲する情報が一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所で提供できない。
- ・一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所における水、食料、トイレ等の確保が不十分
- ・停電や断水等が発生した場合、対応できなくなる可能性がある。
- ・具体的な施設運用計画等が定まっていない場合が多い。
- ・施設の管理者が替わった場合に、引き継ぎがなされていないことがある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例 1 帰宅困難者による避難所の利用への対応

2. (1) 避難所の利用

該当する番号1つを記入

回答欄	
-----	--

1. 避難所に、地域の避難者と同様に滞在することを認める
2. 避難所に、一時休息で立ち寄る程度なら認める
3. 避難所に、地域外の人が入ることは認めない
4. 避難所における帰宅困難者への対応は未定である
5. その他 { }

■帰宅困難者による避難所の利用への対応

- ・ 帰宅困難者による避難所の利用への対応について、地域の避難者と同様に、帰宅困難者が避難所で滞在すること、もしくは、一時的に休息することを認める市区町村の割合は、東京都区部・神奈川県で70%、東京都多摩で67%である。
- ・ 避難所に帰宅困難者が入ること自体を認めないとする市区町村は無い。
- ・ なお、「その他」と答えた市区町村の多くは、基本的には避難所への滞在を認める方向で回答している。

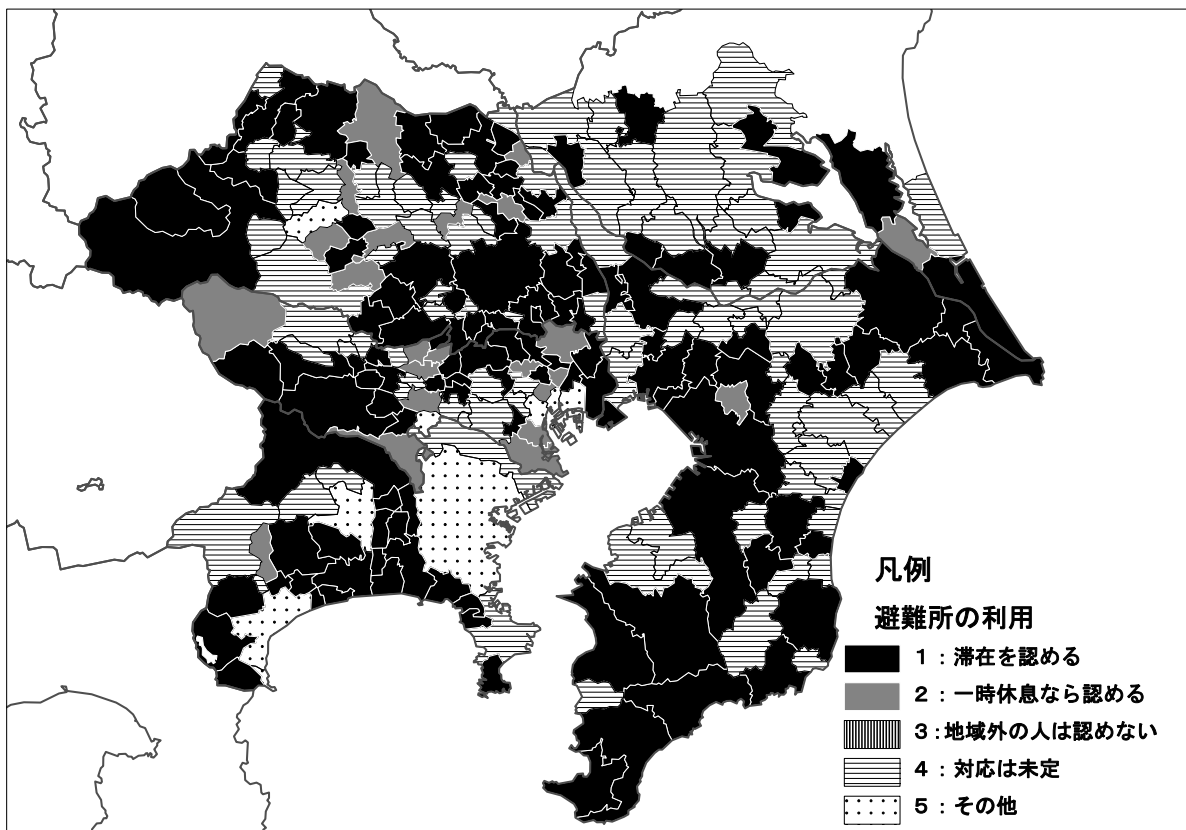
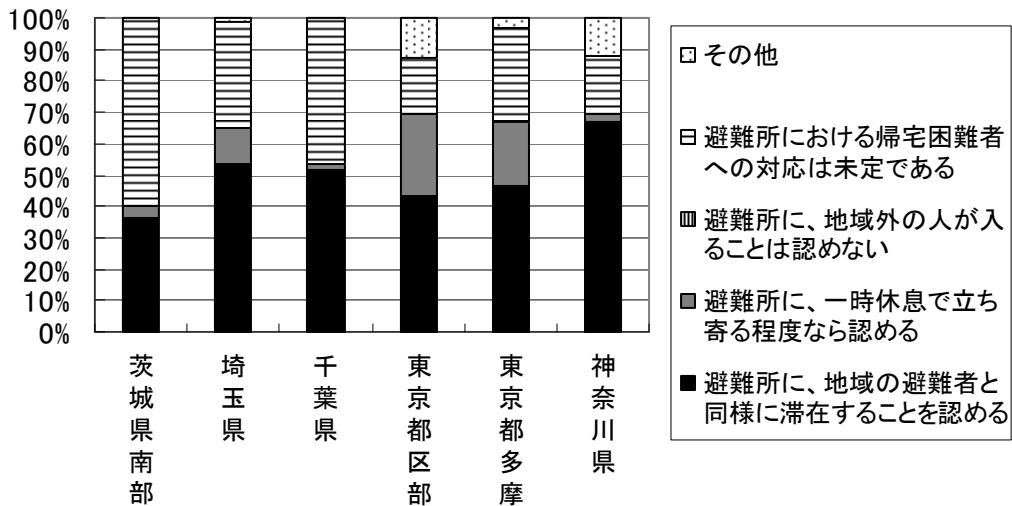


図 15-19 帰宅困難者による避難所の利用への対応 (2 (1))

■帰宅困難者の避難所の利用に関する「その他」の回答

- ・ 帰宅困難者の一時避難場所を別に設けている。
- ・ 帰宅困難者用の避難所であれば対応は可能であるが、その他の避難所については状況により帰宅を促すことも考えられる。
- ・ 都等が実施する支援ステーションへの誘導をはかるが緊急でやむを得ない場合は要救助者として扱う。
- ・ 避難所が混雑していなければ滞在を認める。混雑している場合は、最寄りの面積の広い避難所を案内する。
- ・ 来れば受入れる。第一次避難所が小中学校で、災害時対応として避難所運営マニュアルを作成し学校へ地域との連携を図ることとしている。その中で、区民か否かは問わないとしている。※応急的なものとして。
- ・ 避難所の運営については、運営するための組織として地域の町会等で委員会を設置しているが、一部の避難所については、トイレ及び情報等の提供を計画している。
- ・ 地域の方の自主的な運営を想定しているので、ケースバイケースになると考えている。
- ・ 実際には、地域の避難者と同様になると思われるが・・・

施策例 2 避難所に帰宅困難者が来ることによるスペース不足等混乱の懸念

2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを**1つ**選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大いにある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	-----------------	--------------	--------------------	----------

	回答欄
⑩地域の指定避難所に帰宅困難者が来ることにより、スペースや食料等の不足など、運営が混乱する	

■ 避難所に帰宅困難者が来ることによるスペース不足等混乱の懸念

・ 地域の指定避難所に帰宅困難者が来ることにより、スペースや食料等の不足など、運営が混乱する懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で 100%、神奈川県で 82%、東京都多摩で 70%、埼玉県で 68%である。

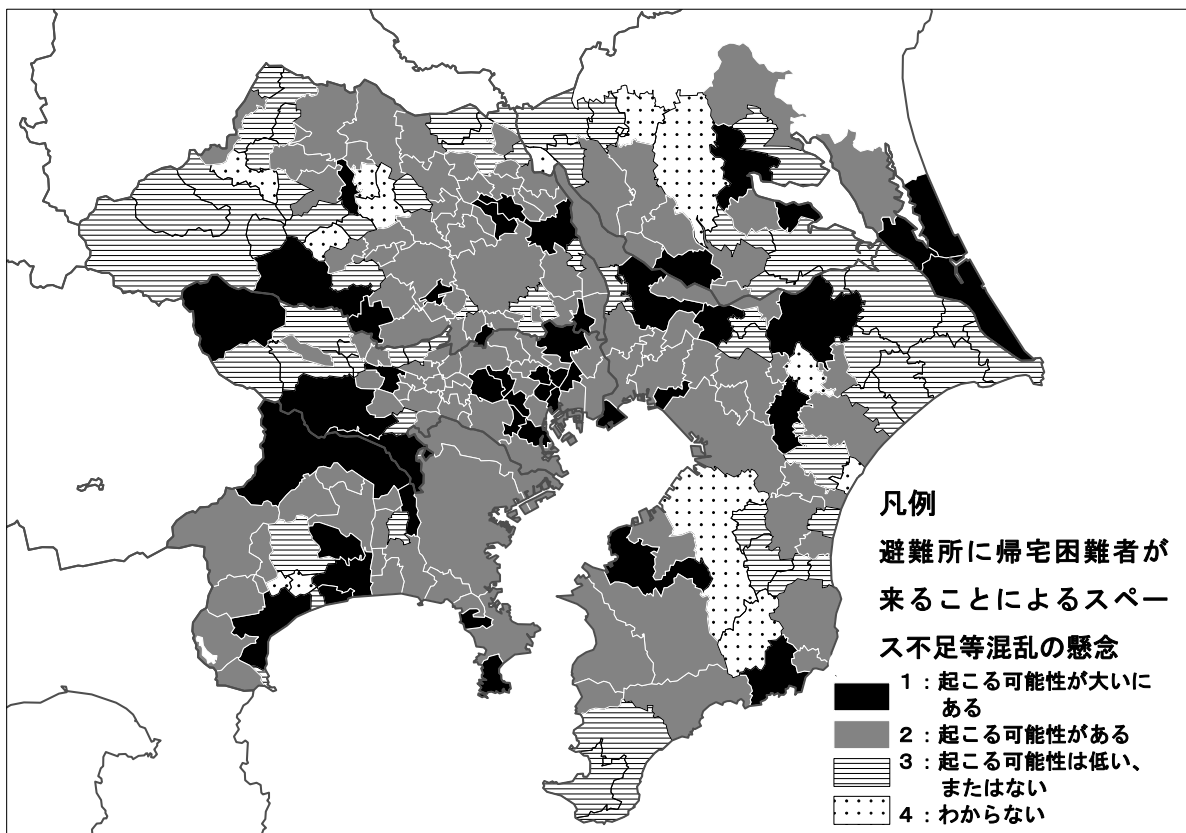
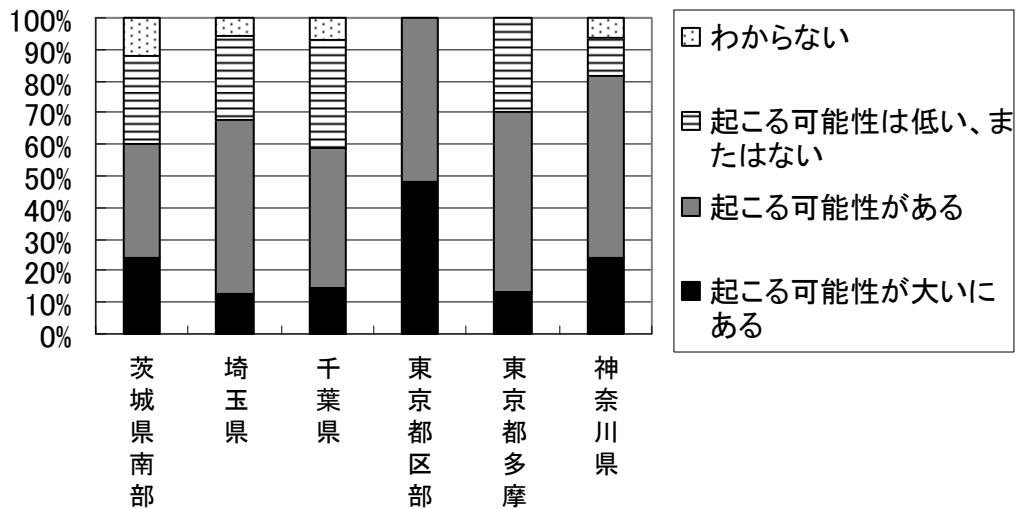


図 15-20 避難所に帰宅困難者が来ることによるスペース不足等混乱の懸念

(1 (2) ⑩)

施策例3 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
⑦幹線道路沿い等の避難所（市区町村が設置する小中学校体育館等の屋内避難所）に、遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備	

■ 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備状況

・ 幹線道路沿いの避難所に遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備している市区町村の割合は、東京都区部・東京都多摩で13%、神奈川県で12%である。

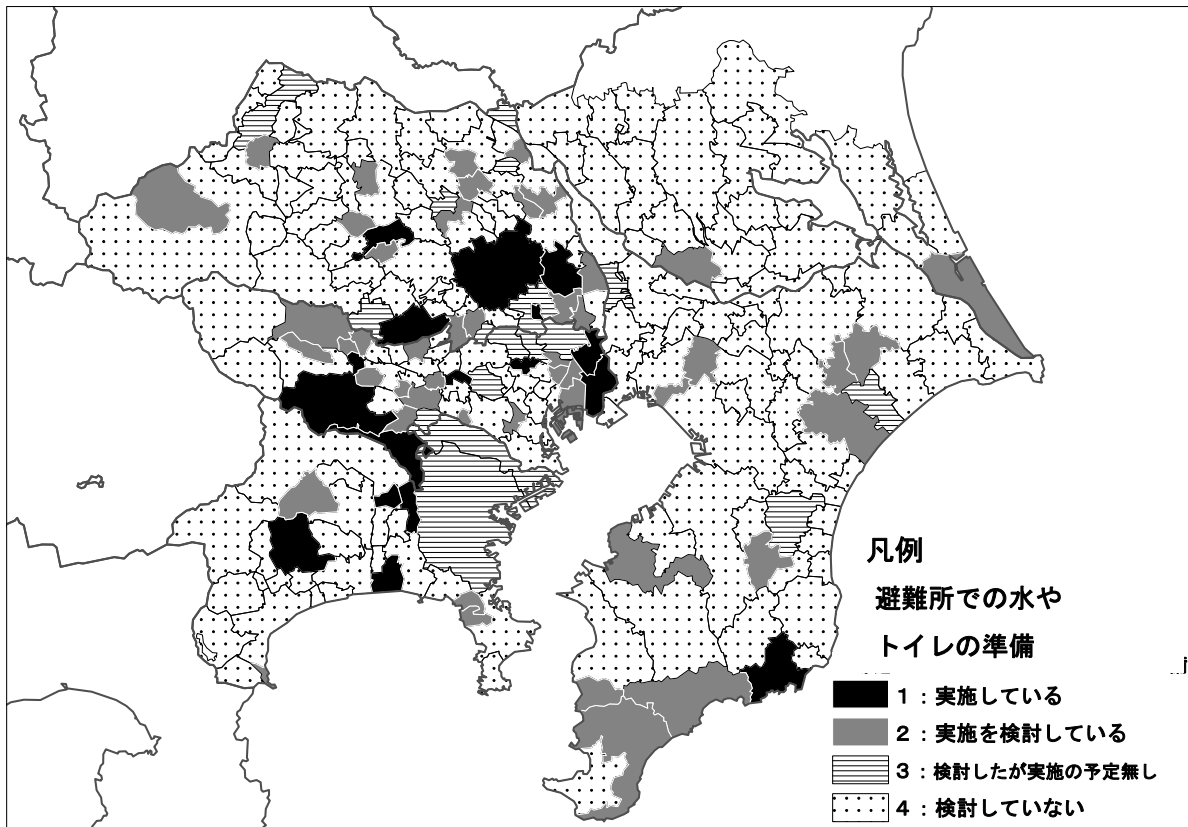
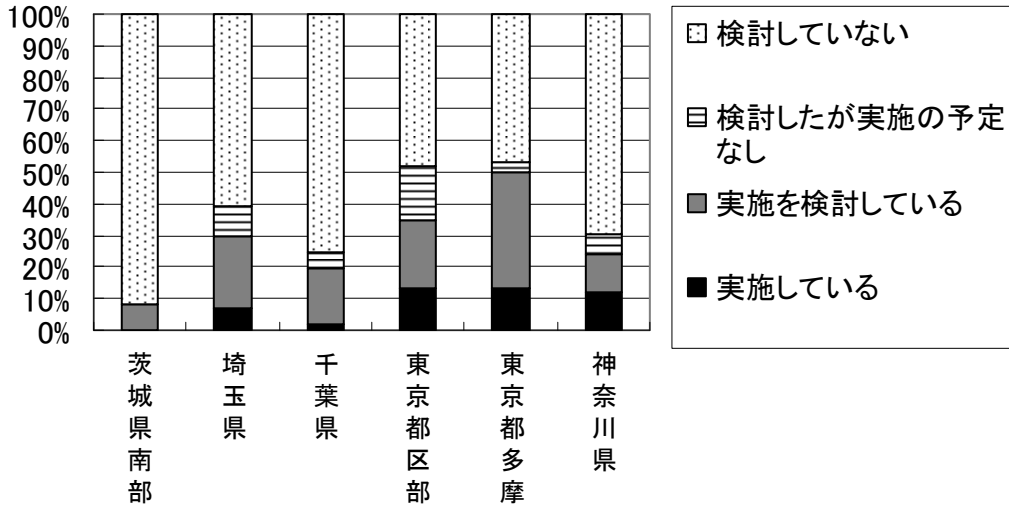


図 15-21 幹線道路沿いの避難所での遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレの準備状況 (1 (3) ア⑦)

施策例 4 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている（記載している）	2. 地域防災計画には記載していない
-----	---------------------------	--------------------

⑦幹線道路沿い等の避難所（市区町村が設置する小中学校体育館等の屋内避難所）に、遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備	回答欄
--	-----

■ 幹線道路沿い等の避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備の地域防災計画への位置づけ

・ 幹線道路沿いの避難所における遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は東京都多摩で40%、埼玉県で16%、東京都区部で13%、その他の地域では1割に満たない。

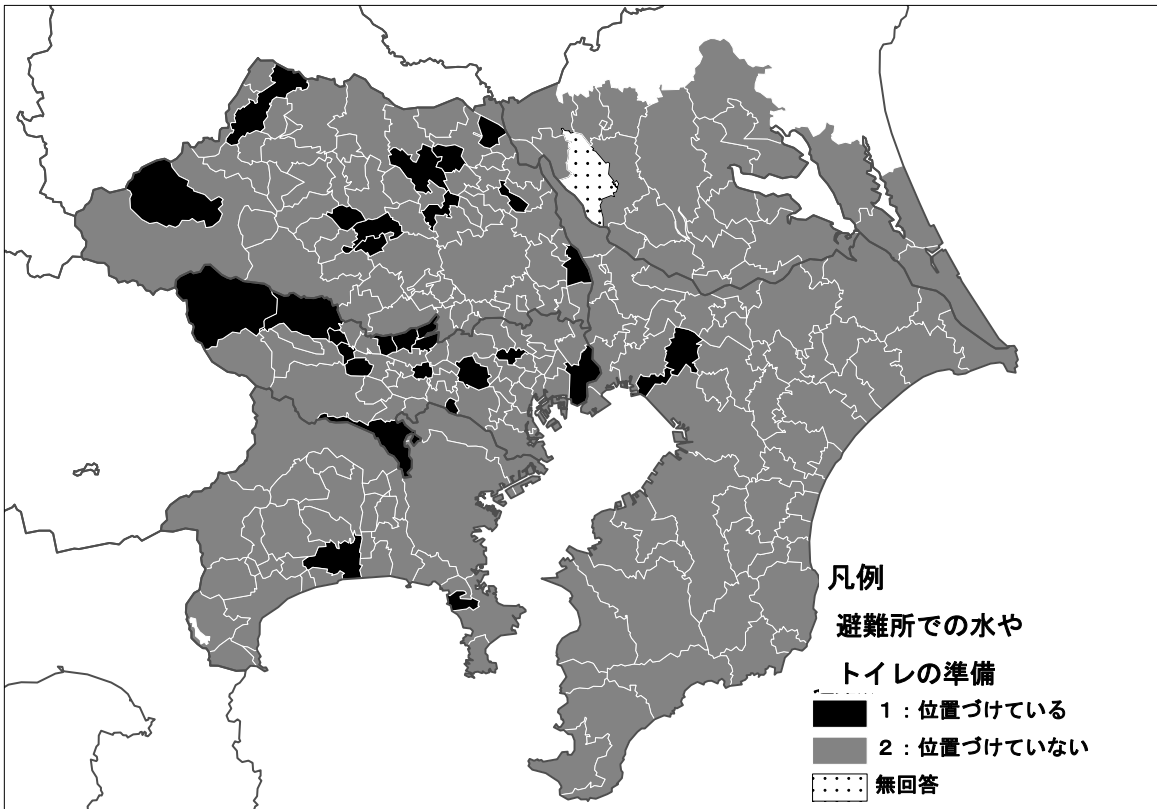
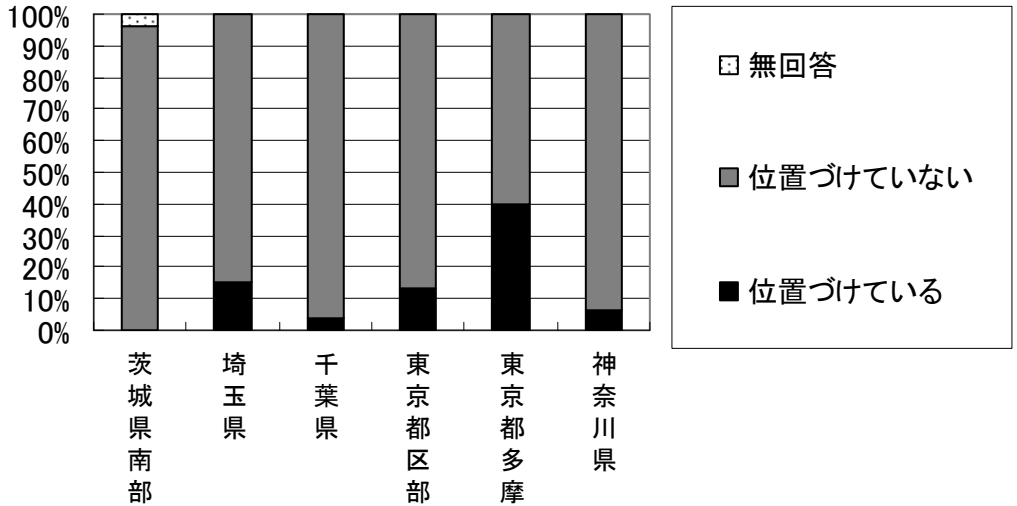


図 15-22 幹線道路沿い等の避難所での遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等の準備の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑦)

施策例5 避難所運営マニュアルでの帰宅困難者対応方法の記載

2. (4)

避難所の管理運営マニュアルに、帰宅困難者が来訪した場合の具体的対応方法が記載されていますか (当てはまるもの1つに○)

回答欄	
-----	--

1. 記載されている (※)
2. 記載されていないが、検討または作成中
3. 記載する予定はない

■ 避難所運営マニュアルでの帰宅困難者対応方法の記載

- ・ 避難所運営マニュアルに、帰宅困難者が来訪した場合の具体的な対応方法を記載している市区町村の割合は、神奈川県で9%、東京都多摩で7%、茨城県南部で4%である。その他の地域では0%である。

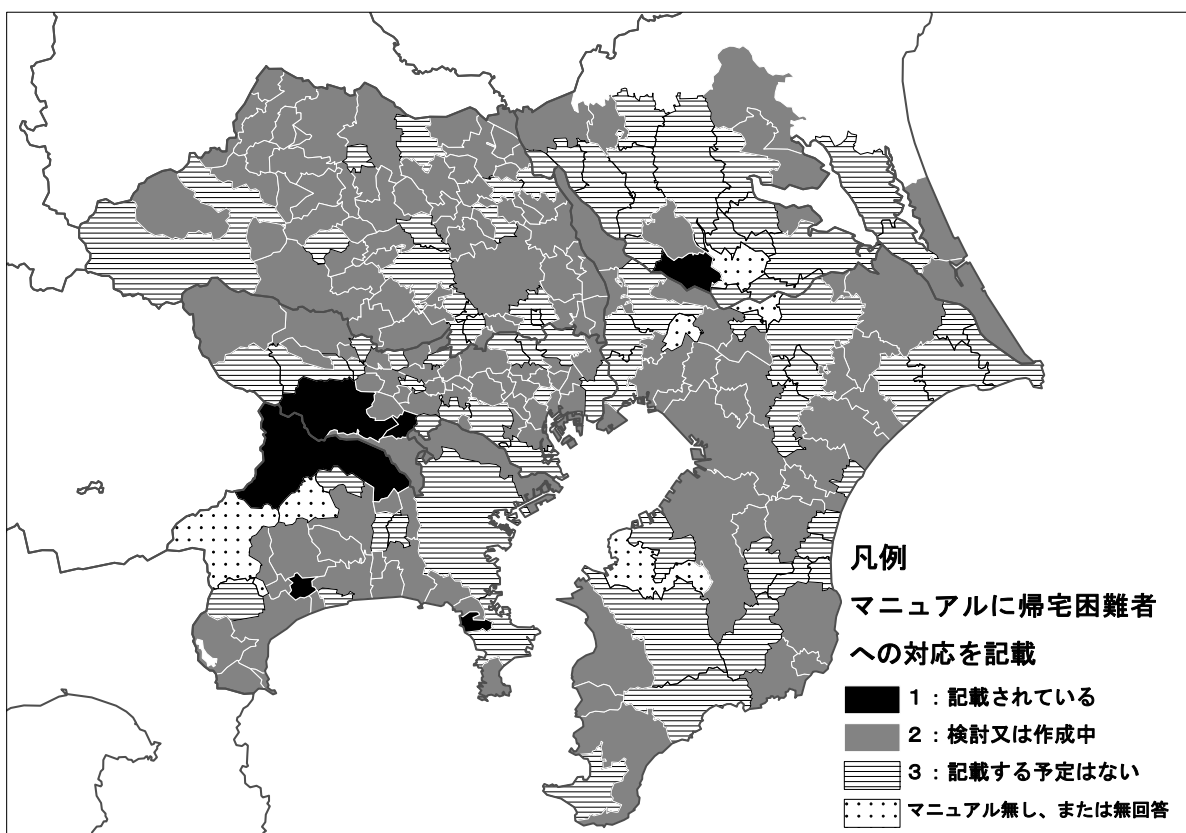
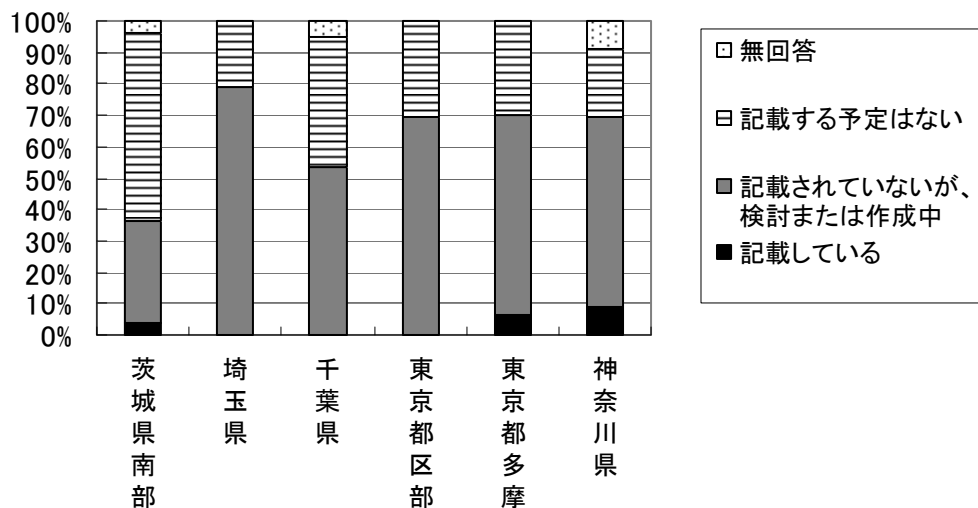


図 15-23 避難所運営マニュアルにおける帰宅困難者対応方法の記載状況

(2 (4))

○避難所運営マニュアルの例（八王子市）

帰宅困難者への対応

- ①交通機関の不通による帰宅困難者等は、一般の避難者とは別のスペースで受け入れる。
- ②帰宅困難者等は、短期間で避難所を出入する可能性が高いので、出入記録を確実にとり、災害対策本部へ適宜報告する。
- ③帰宅困難者等に対し、交通機関の復旧見通しなどの情報提供に努めるとともに、必要に応じて飲料水、食糧等の提供を行う

（八王子市避難所運営マニュアルより）

施策例6 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

⑤ホール等の公共施設や学校（高校や国公私立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保	回答欄
--	-----

■帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保状況

- ・ ホール等の公共施設や学校（高校や国公私立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保している市区町村の割合は神奈川県で45%、東京都多摩で17%、東京都区部で13%、その他では1割に満たない。
- ・ 具体的な施設名をみると、神奈川県の場合は、避難所となる小中学校をあげている市区町村も多く、また、東京都は、徒歩帰宅支援ステーションとして位置づけられている高校が多い。

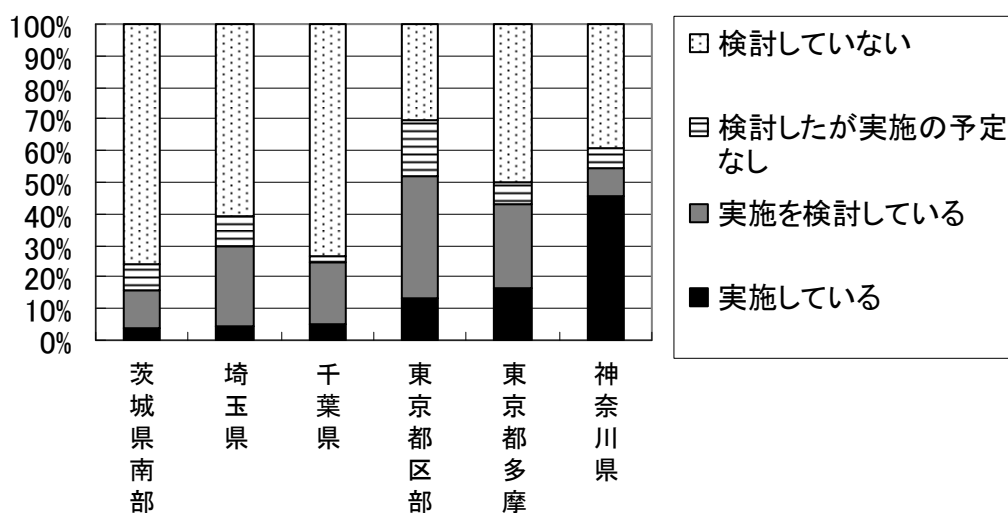


図 15-24 公共施設の確保状況 (1 (3) ア⑤)

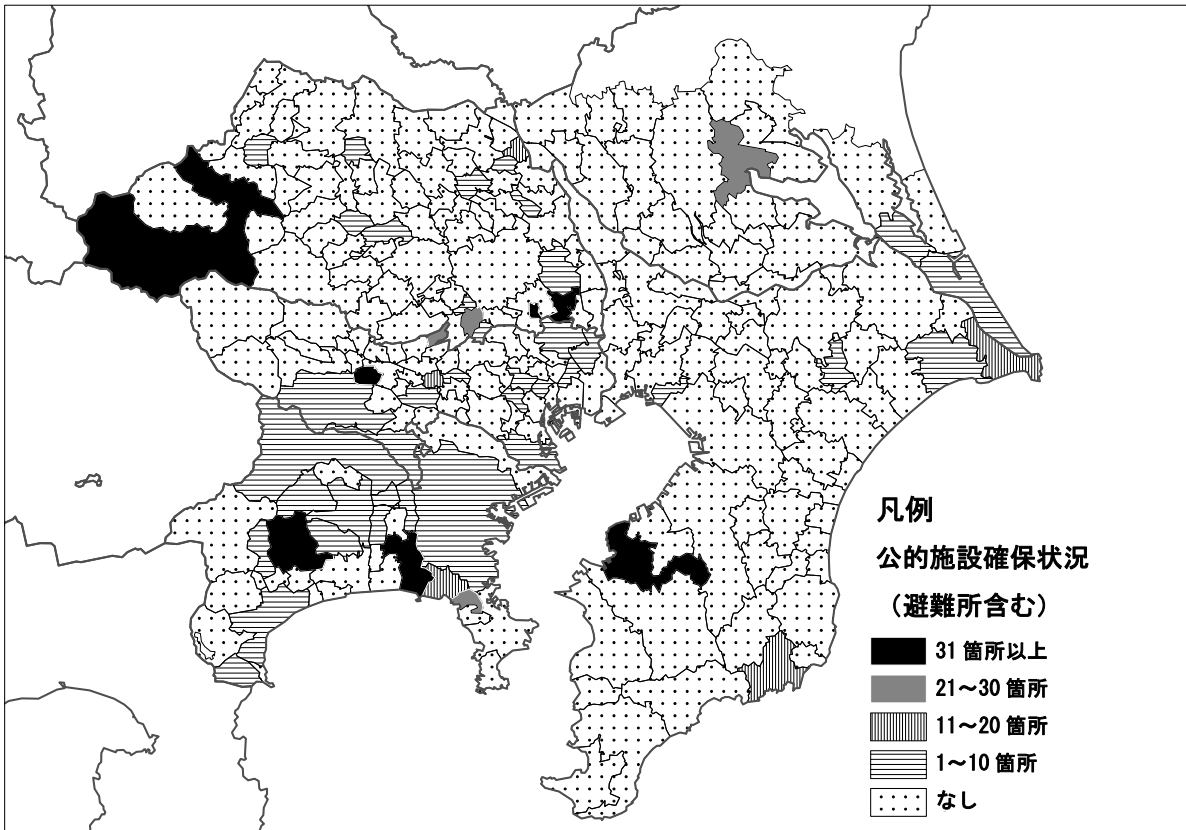


図 15-25 公共施設の確保状況 (避難所含む)

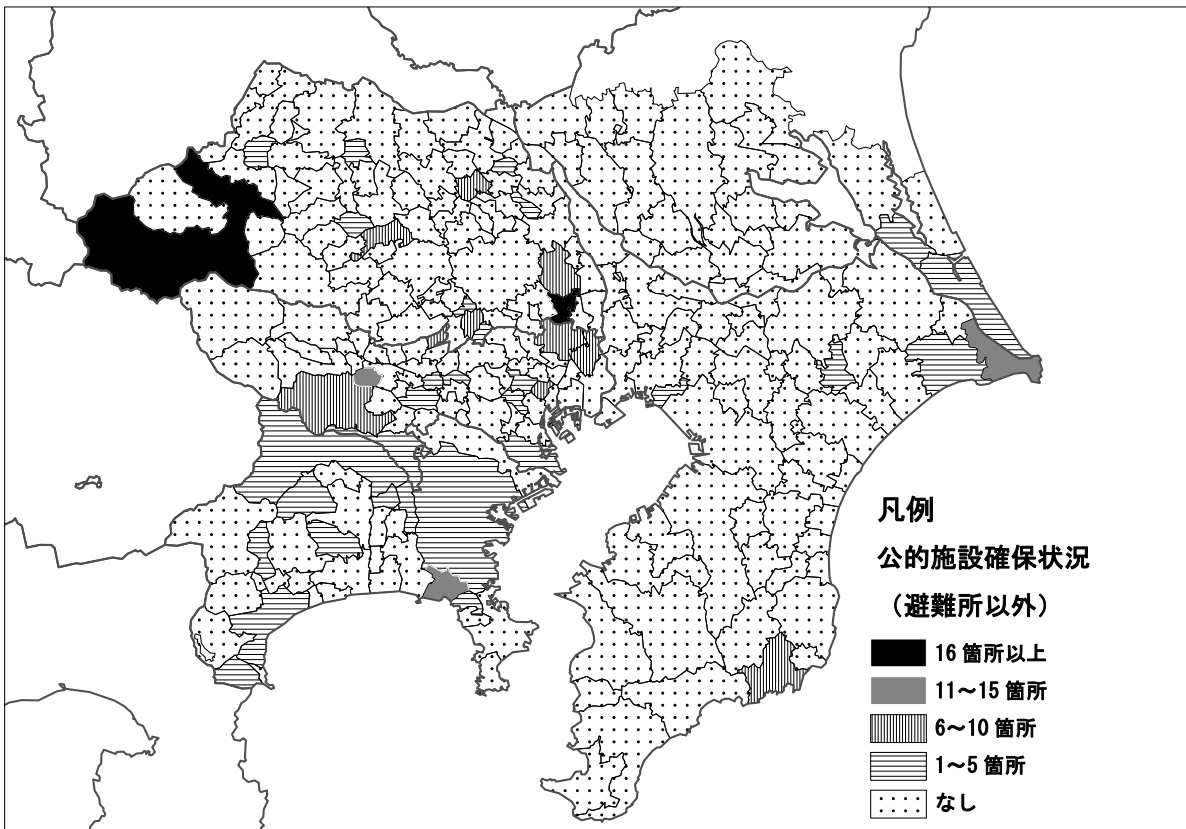


図 15-26 公共施設の確保状況 (避難所含まない)

施策例7 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の種別

4. ⑤ホール等の公共施設や学校（高校や国公立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保

施設名を列举してください。ただし、同種の施設が多数ある場合には、「都立高校3校」のように、施設種別と施設数を記入頂くのでも構いません。

[]

■帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の種別

- ・ 市区町村が帰宅困難者の一時収容のために確保している公共施設は、公立高校、市民会館等、公立小中学校等が多い。

表 15-2 帰宅困難者の一時収容に用いる公共施設の種別

種別	市区町村数
公立高校	26
市民会館等	21
公立小中学校	18
大学	10
避難所(*)	7
保育園・児童センター等	5
私立学校	4
図書館・博物館	3
屋内競技場	3
国際会議場	1
消費生活センター	1
広域避難場所	1
公園	1
「その他」	1

*一つの市区町村で複数の高校をあげている場合でも、高校という種類の公共施設1つとカウントしている。一方、一つの市区町村でも、高校及び大学をあげている場合は、それぞれをカウントしている。

*もともと「避難所」と記載されているもの。

施策例 8 帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている（記載している）	2. 地域防災計画には記載していない
-----	---------------------------	--------------------

⑤ホール等の公共施設や学校（高校や国公立大学等）を帰宅断念者の一時収容用に確保	回答欄
---	-----

■帰宅断念者の一時収容に用いる公共施設の確保の地域防災計画への位置づけ

- ・ ホール等の公共施設や学校を帰宅断念者の一時収容用に確保することについて、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、神奈川県では39%、東京都多摩では30%、東京都区部では26%、埼玉県では17%である。

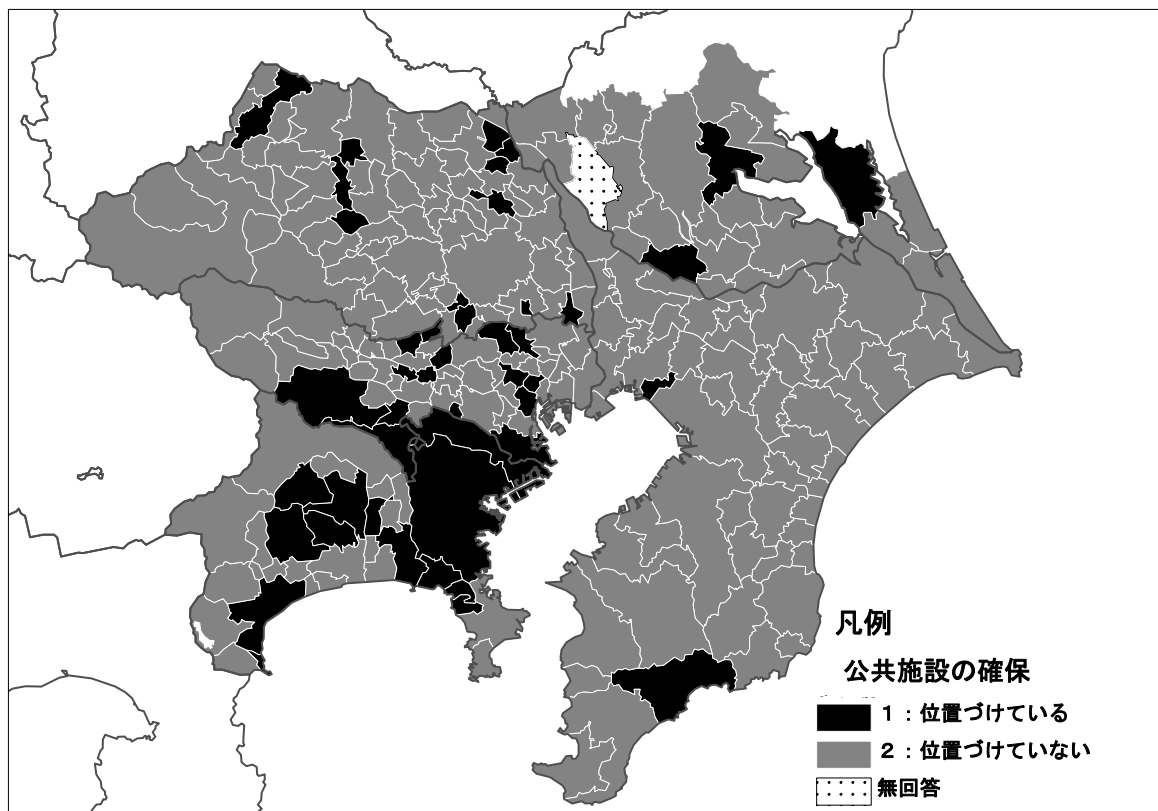
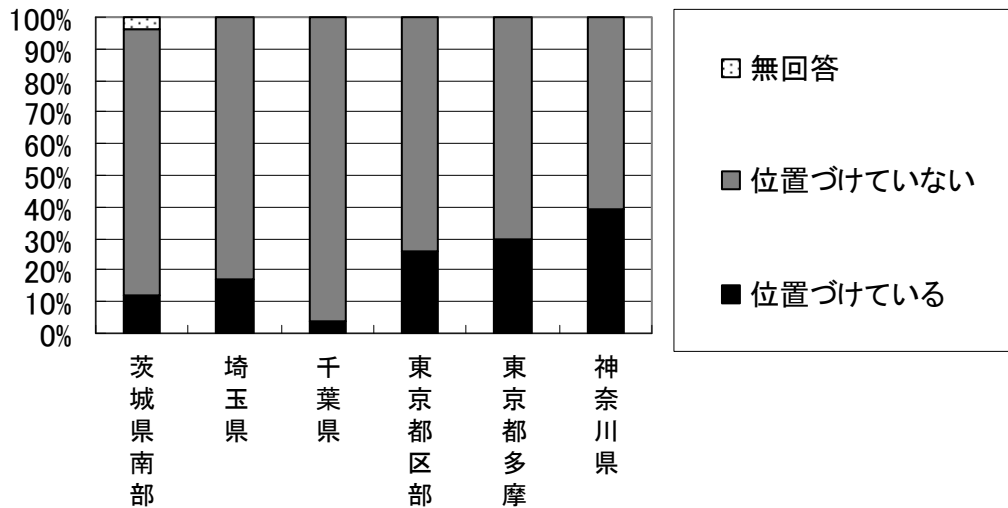


図 15-27 ホール等の公共施設や学校を一時収容用に確保することの地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑤)

施策例9 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定の締結

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

⑥民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結	回答欄
---	-----

■帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定の締結状況

- ・ 民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等を締結している市区町村の割合は、神奈川県で18%、東京都区部で17%、その他の地域では1割に満たない。
- ・ 東京都区部に関しては、「実施を検討している」市区町村をあわせると48%が民間施設との協定を検討している。
- ・ 協定を締結していると回答したのは、全体で18市区町村である。

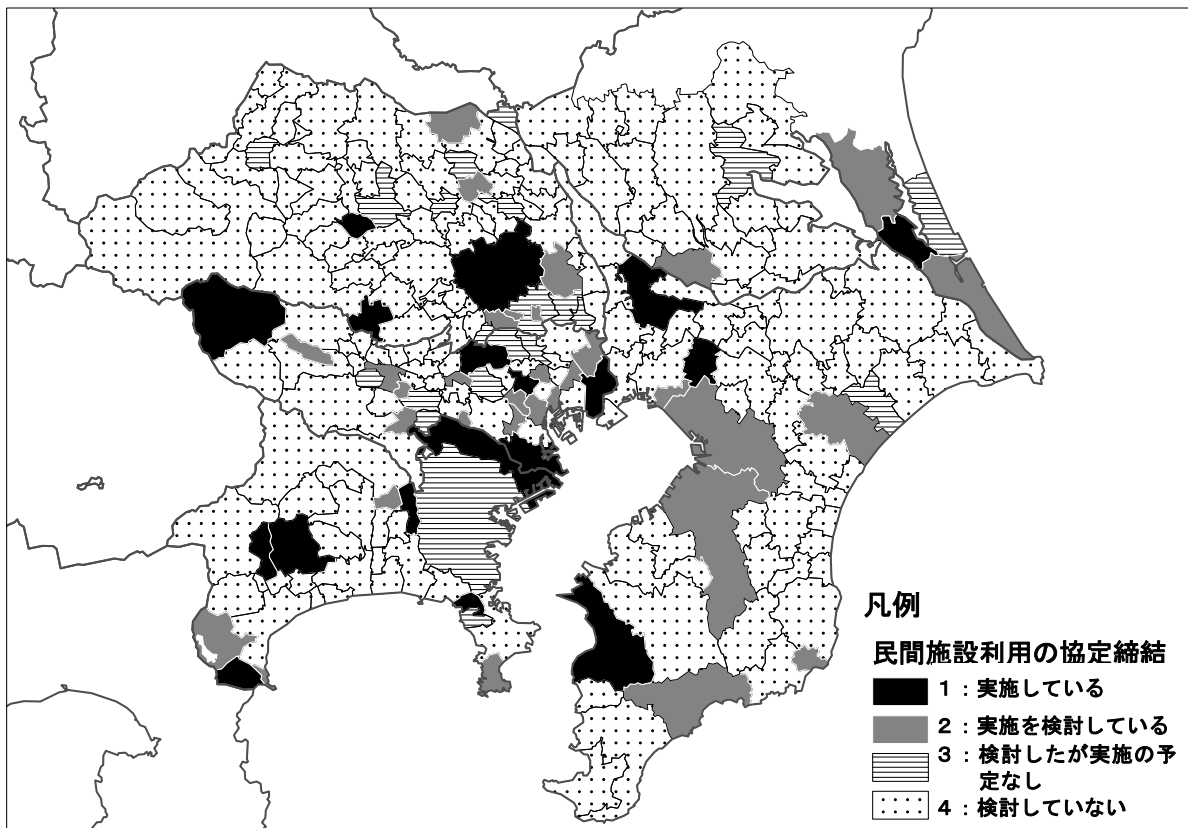
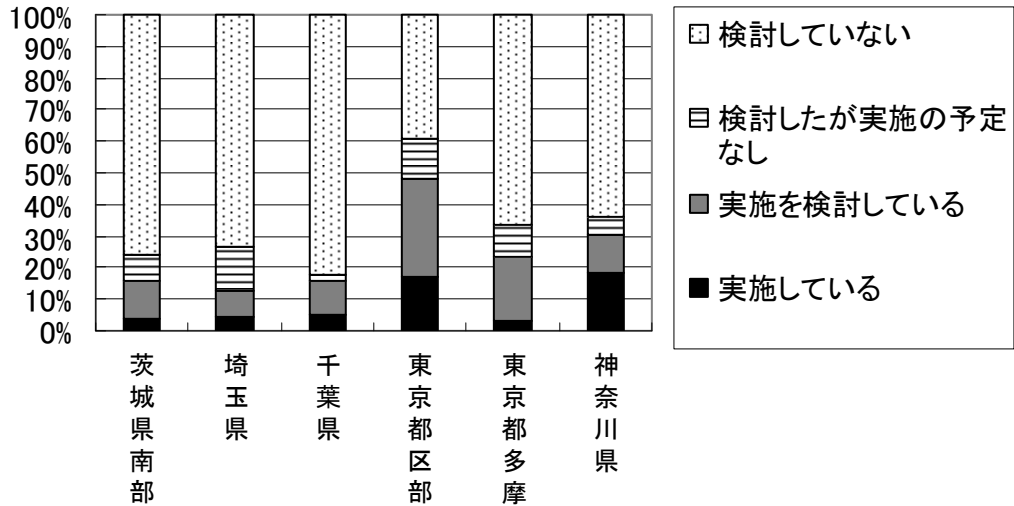


図 15-28 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定の締結状況

(1 (3) ア⑥)

4. ⑥民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結

施設名を全て列挙してください。

[]

■帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等を結んでいる施設

- ・市区町村が帰宅困難者の一時収容のために締結している大規模集客施設の種別は次の表のとおりである。
- ・ショッピングセンター・スーパー、冠婚葬祭関連施設等と協定が締結されている。

表 15-3 大規模集客施設等との協定締結状況

種別	市区町村数
ショッピングセンター・スーパー	5
冠婚葬祭関連施設	3
簡易保険保養センター	2
旅館組合	2
スポーツクラブ	1
ファミリーレストラン等	1
ホール	1
ホテル	1
屋内競技場	1
私立高校	1
百貨店	1
郵便局	1
合計	20

*上の表であげているのは協定締結済みのものであり、協定を検討中のものは含まない。なお、例えば一つの市区町村で複数のショッピングセンターをあげている場合でも、ショッピングセンターという民間施設1つとカウントしている。一方、一つの市区町村でも、ショッピングセンター及び結婚式場をあげている場合は、それぞれをカウントしている。

4. ⑥民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結

一時収容施設の利用期間、一時収容時の管理体制、費用負担、施設の器物破損時の対応等はどうのようなものになっていますか。

[]

■協定上の利用期間、費用負担等

- ・民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結における取り決め状況は次のとおりである。なお、自由回答形式のため、一部未回答のものもある。
- ・協定は締結しても、具体的な取り決めがなされていない場合が多い。
- ・費用負担については市区町村が負担することとしている場合が多い。

表 15-4 利用期間

内容	種別・市区町村数
定めていない	18
未回答	2
合計	20

表 15-5 一時収容時の管理体制

内容	種別・市区町村数
定めていない	7
施設職員等	10
未回答	3
合計	20

表 15-6 費用負担

内容	種別・市区町村数
市区町村が負担	11
定めていない	7
協議により決める	2
合計	20

表 15-7 施設の器物損壊時の対応

内容	種別・市区町村数
定めていない	13
市区町村が負担	5
未回答	2
合計	20

施策例10 帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定締結の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている（記載している）	2. 地域防災計画には記載していない
-----	---------------------------	--------------------

	回答欄
⑥民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結	

■帰宅断念者の一時収容に用いる民間施設との協定締結の地域防災計画への位置づけ

・ 民間施設を帰宅断念者の一時収容用に利用する協定の締結について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部で 17%、神奈川県で 15%、埼玉県で 7%である。

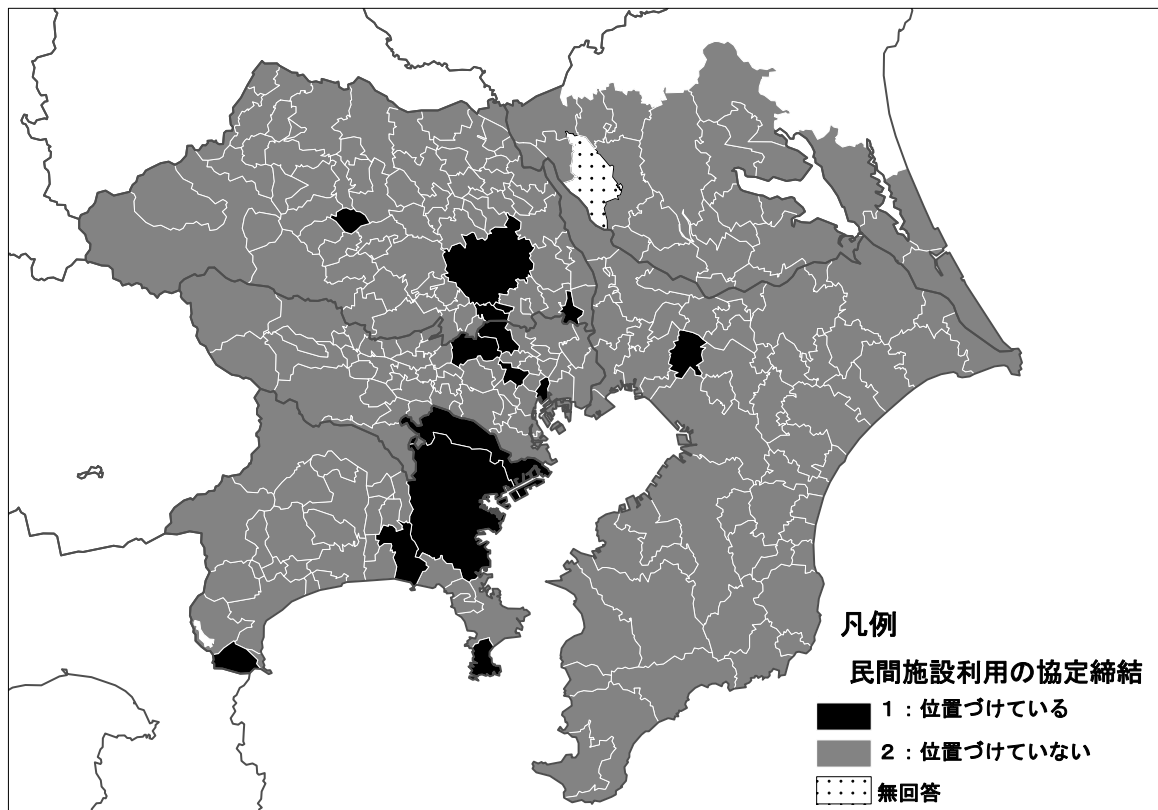
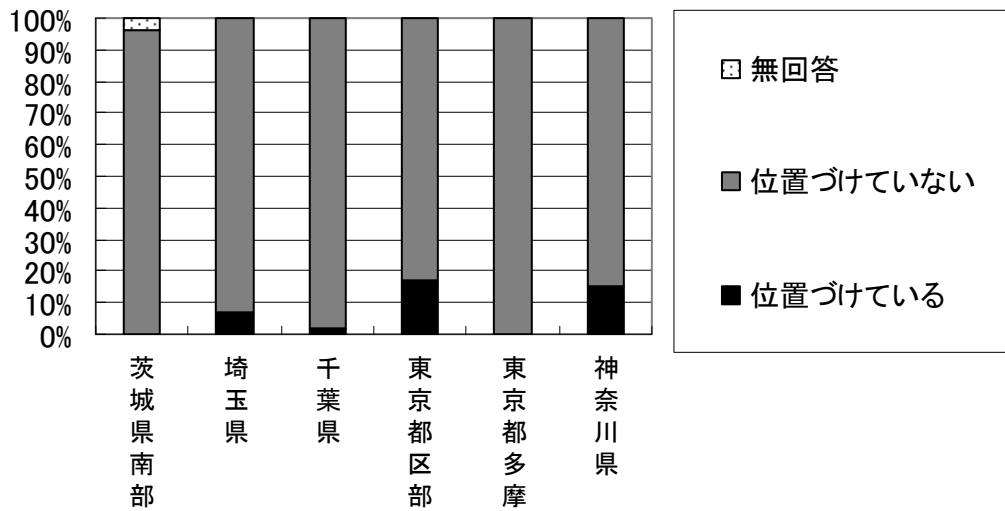


図 15-29 民間施設を帰宅断念者の一時収容用に利用する協定締結の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑥)

施策例 1 1 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
⑧遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供	

■遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供状況

- ・ 遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供する市区町村の割合は、東京都区部で22%、東京都多摩で20%、神奈川県で15%、埼玉県で11%、その他では1割に満たない。
- ・ 実施を検討している市区町村を含めると、東京都多摩で60%、東京都区部で57%である。

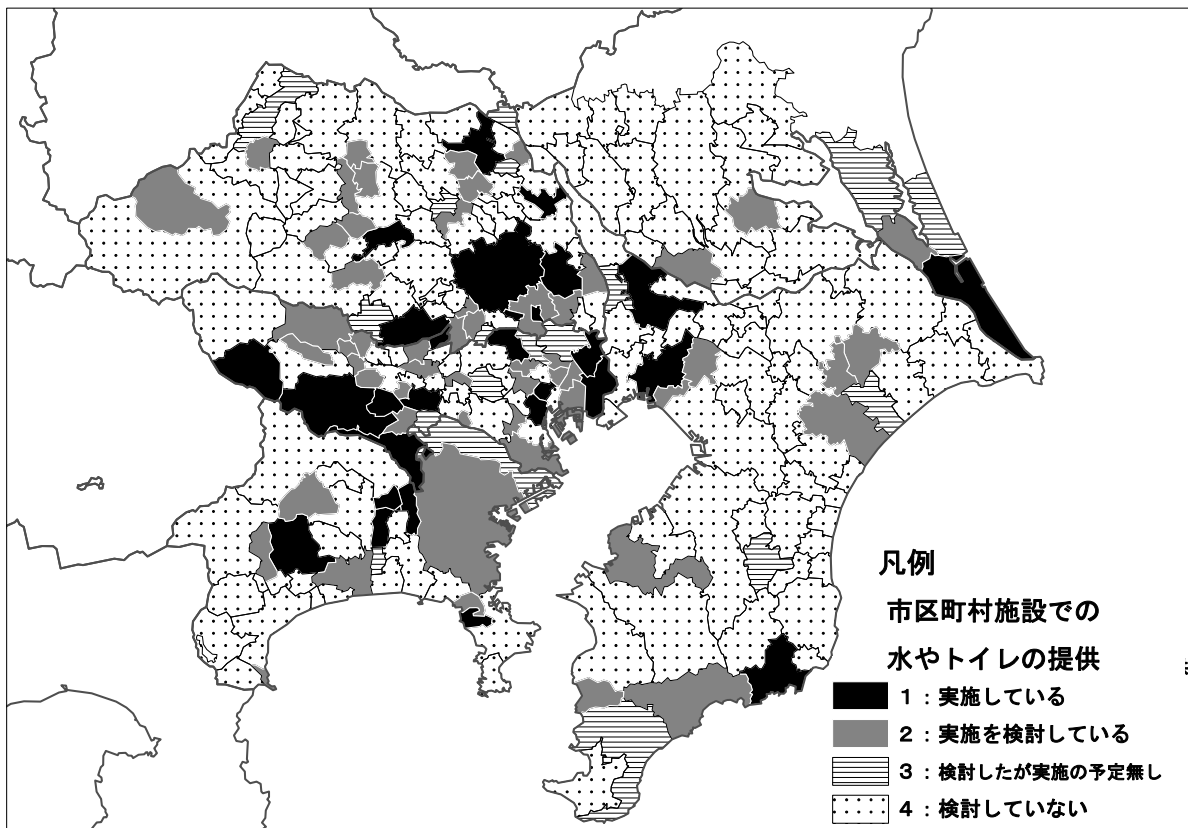
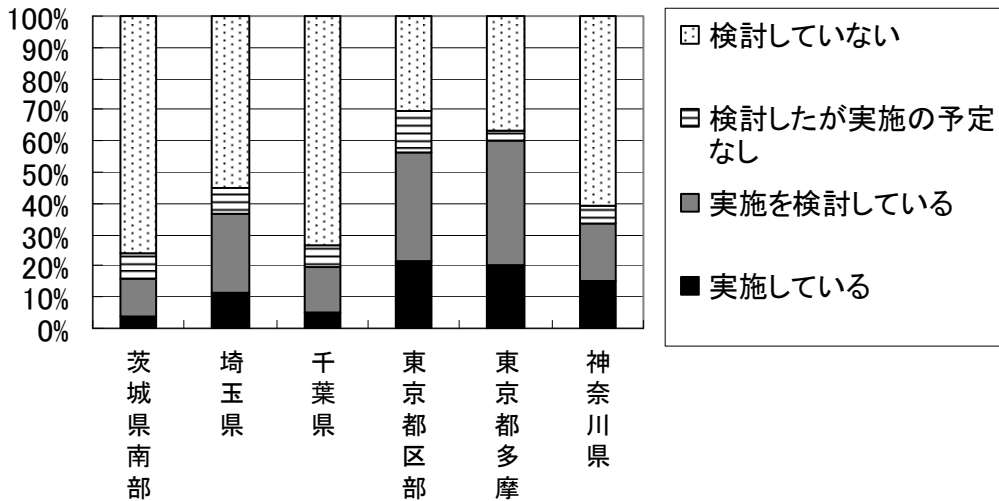


図 15-30 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供(1 (3) ア⑧)

施策例 1 2 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供 の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけて いる (記載している)	2. 地域防災計画には記載して いない
-----	-----------------------------------	------------------------

	回答欄
⑧遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設 において、水やトイレ等を提供	

■ 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供の地域防災計画への位置づけ

・ 遠距離徒歩帰宅者に対する市区町村施設での水やトイレ等の提供を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で 60%、東京都区部で 44%、埼玉県で 21%である。その他の地域では 1 割に満たない。

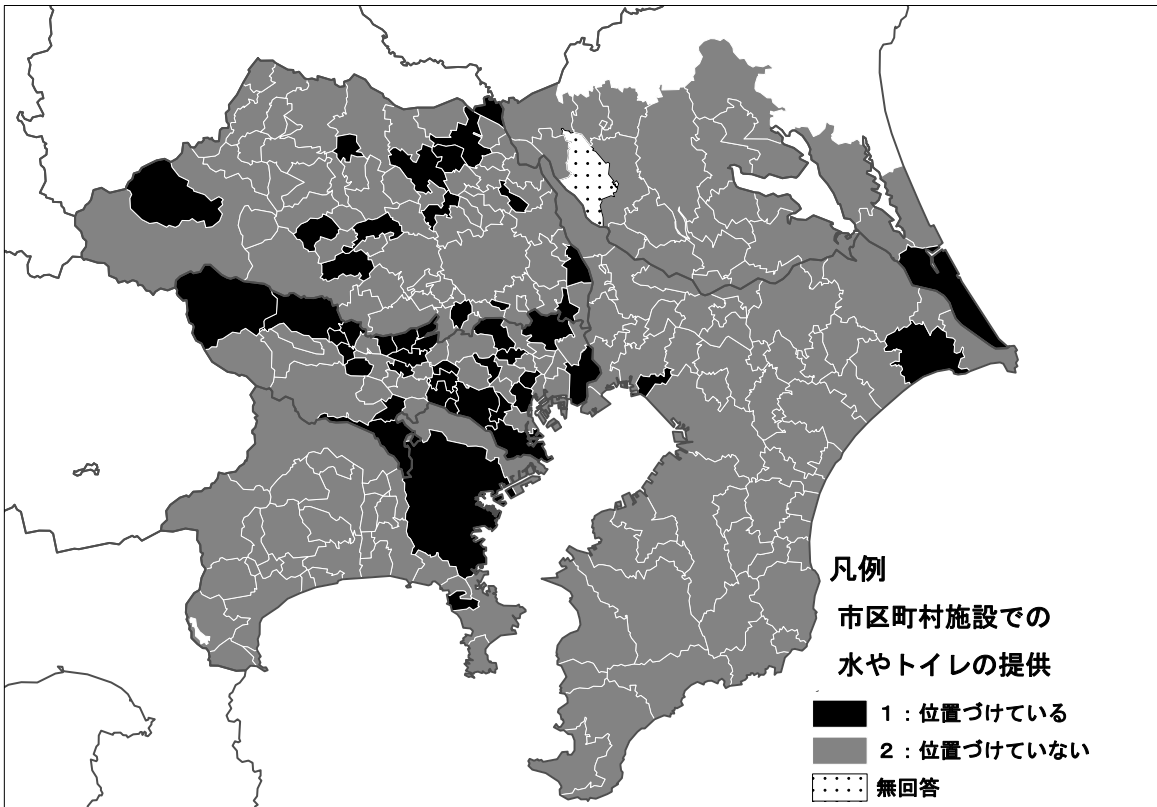
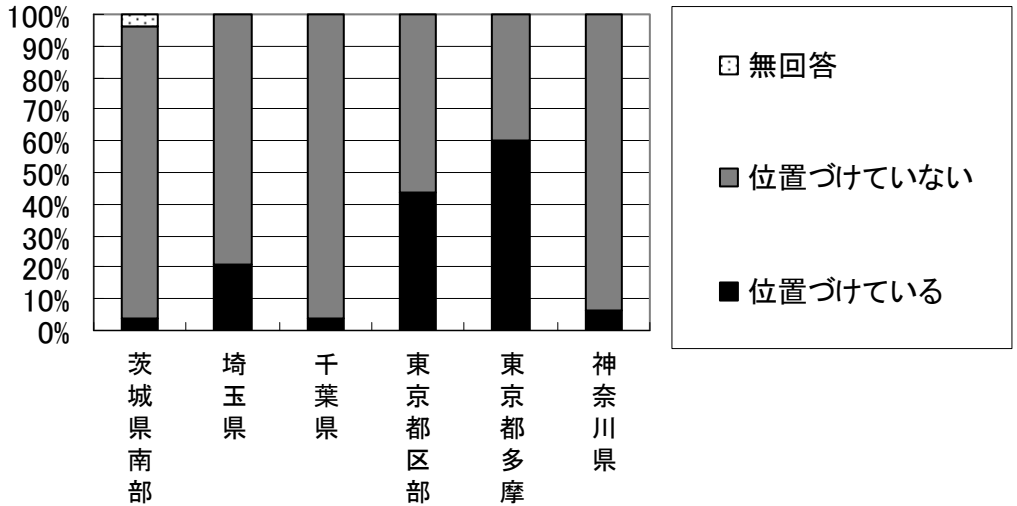


図 15-3 1 遠距離徒歩帰宅者への市区町村施設における水やトイレ等の提供の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑧)

施策例 13 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定の締結

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1～4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

⑨遠距離徒歩帰宅者に対する沿道等での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定等を締結	回答欄
---	-----

■遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定の締結状況

- 遠距離徒歩帰宅者に対する沿道での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定を締結している市区町村の割合は、神奈川県で12%、東京都区部で9%である。「実施を検討している」を含めると、東京都区部で43%、東京都多摩で20%、埼玉県で18%である。

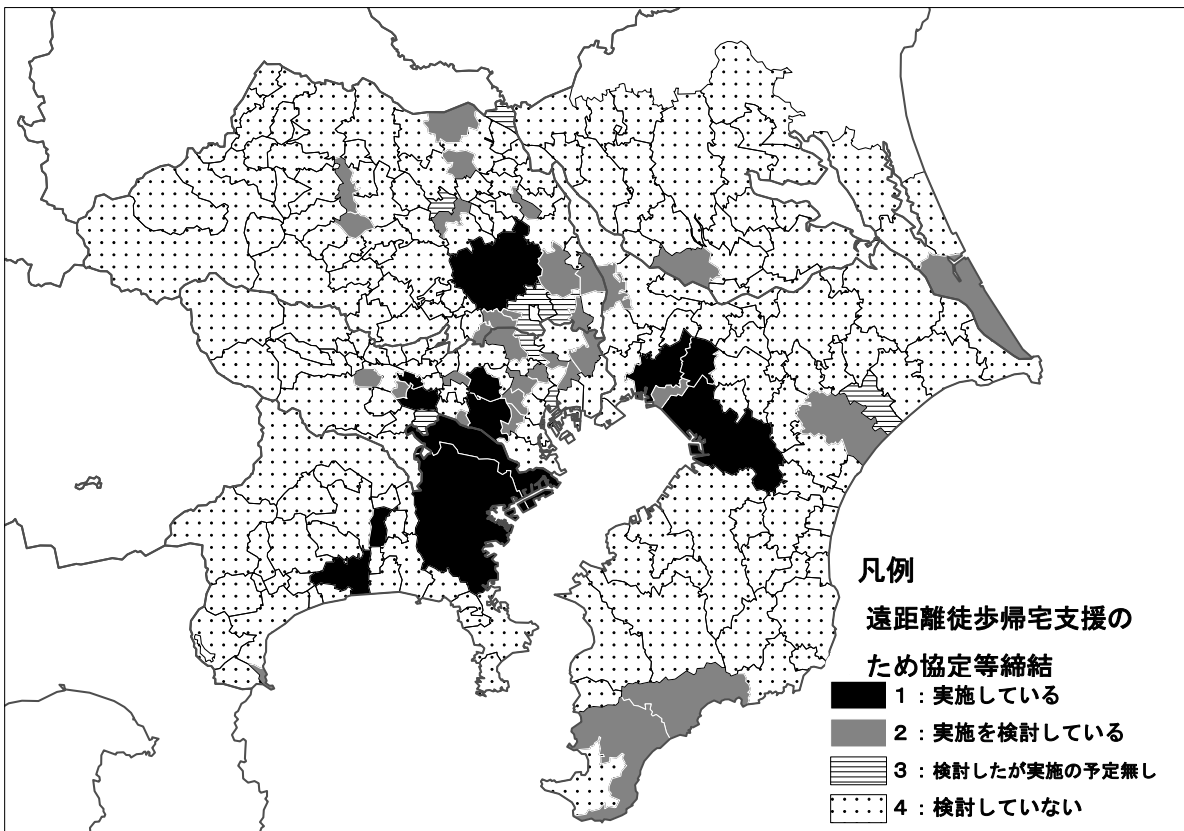
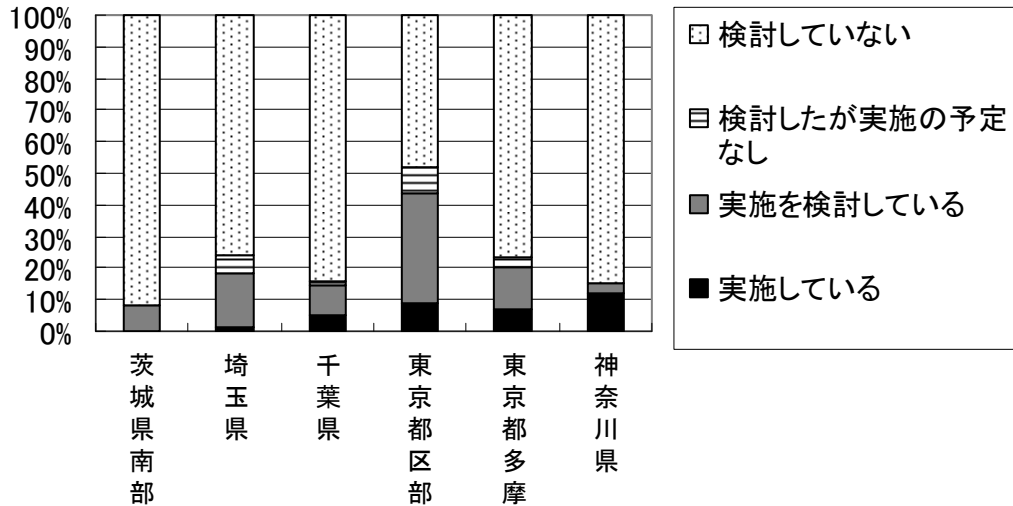


図 15-3 2 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定の締結状況 (1 (3) ア⑨)

施策例 1 4 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定締結の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけて いる（記載している）	2. 地域防災計画には記載して いない
-----	-------------------------------	------------------------

	回答欄
⑨遠距離徒歩帰宅者に対する沿道等での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定等を締結	

■ 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定締結の地域防災計画への位置づけ

・ 遠距離徒歩帰宅者に対する沿道での支援について、民間事業者やボランティア団体等との協定締結を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、埼玉県で11%、東京都区部で9%である。

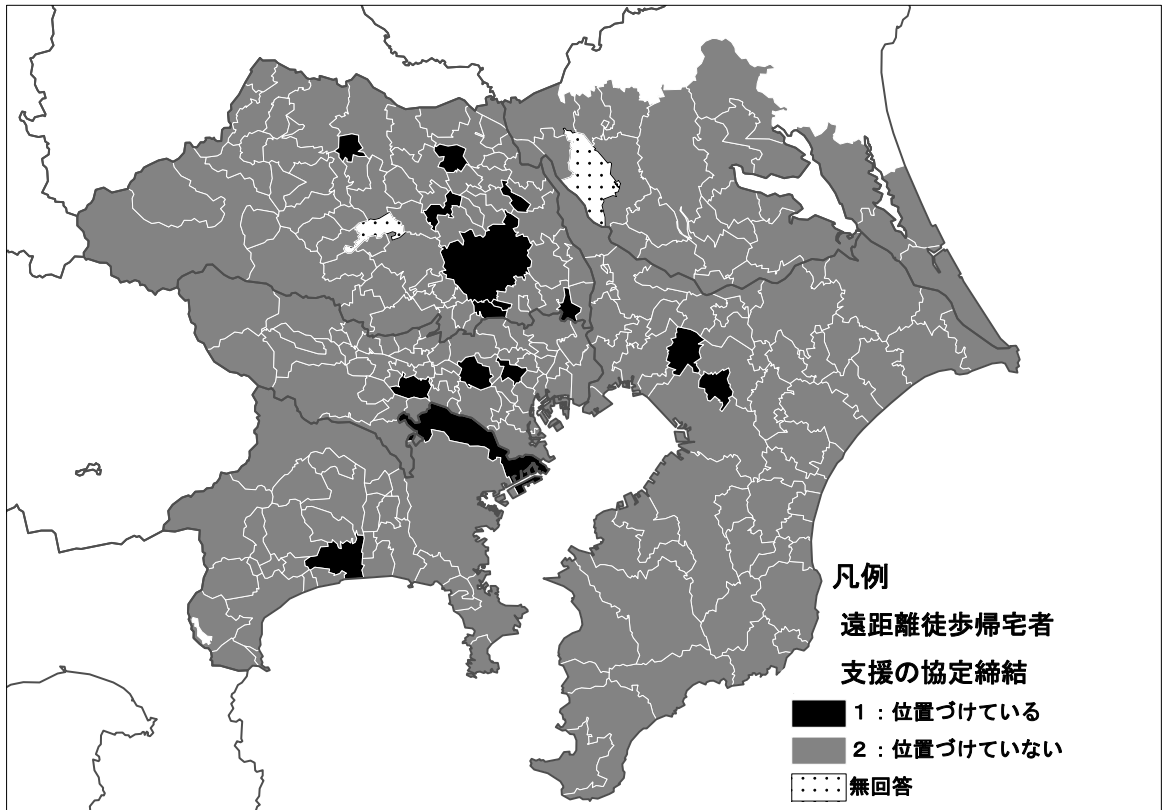
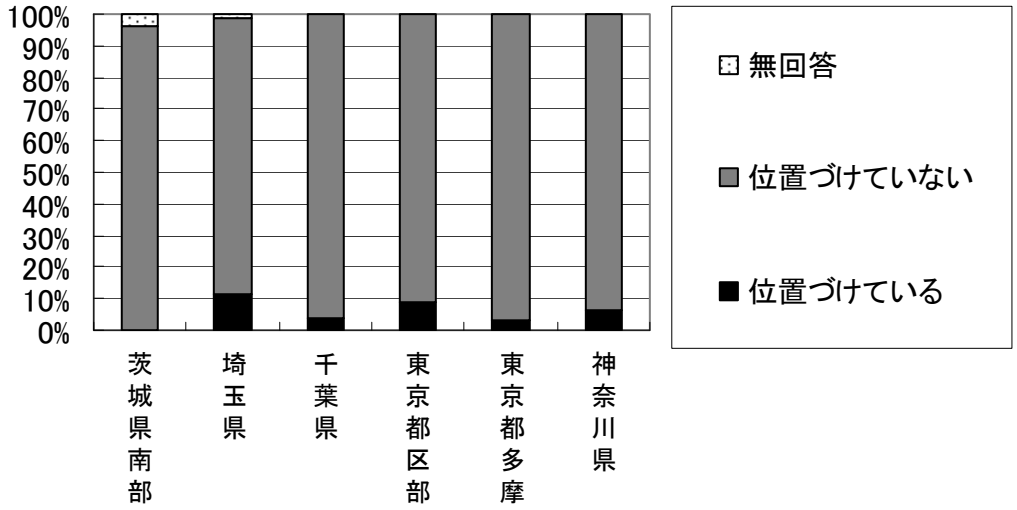


図 15-33 遠距離徒歩帰宅者の帰宅支援に対する民間事業者等との協定締結の地域防災計画への位置づけ

(1 (3) ウ⑨)

施策例 15 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定の締結

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1～4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
⑮民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結	

■ 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定の締結状況

- ・ 民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結している市区町村の割合は、神奈川県で18%、東京都区部で13%である。
- ・ 東京都区部では実施を検討している区の割合が他地域に比べて大きく、実施している区とあわせると39%である。
- ・ 物資支援協定を締結していると回答したのは、全体で17市区町村である。

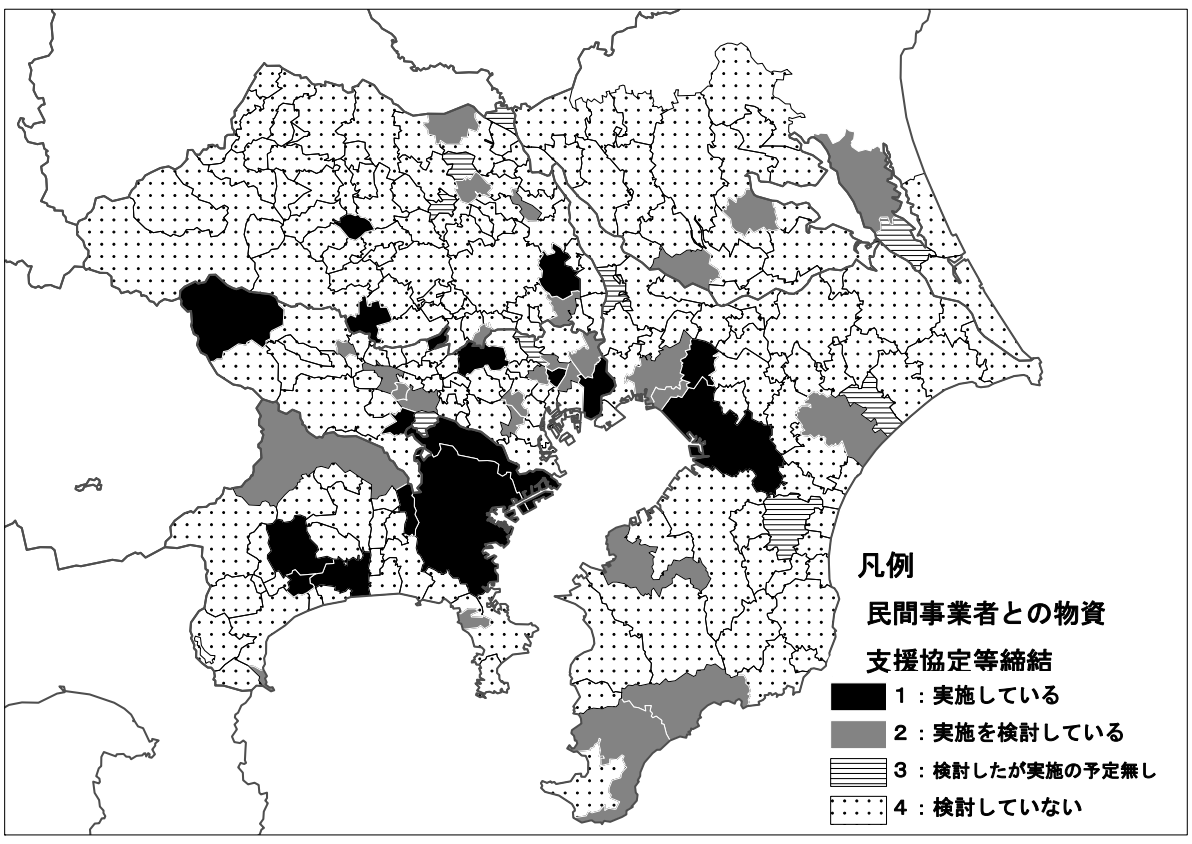
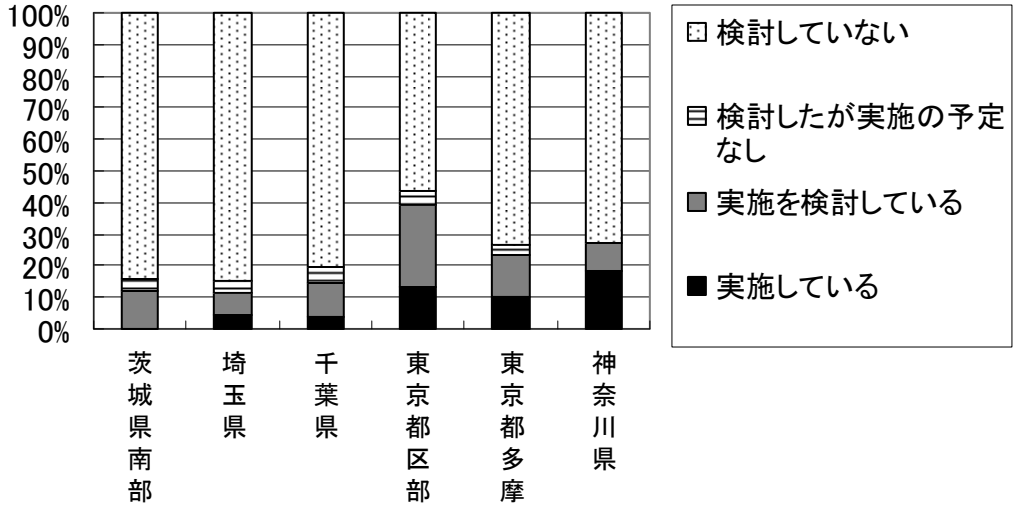


図 15-34 帰宅困難者の支援に係る民間事業者との物資支援協定等の締結状況 (1 (3) ア⑮)

⑮民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結

どのような物資について、どのような事業者等と支援協定等を締結していますか。
施設名を全て列挙してください。

{

}

■物資支援協定等を結んでいる民間事業者

- ・ 市区町村と物資支援協定等を結んでいる民間事業者として、ショッピングセンター等小売店、飲料メーカーなどが挙げられている。ただし、これらは必ずしも帰宅困難者のみを対象としたものではない。
- ・ 一つの市区町村で、最大19種類の民間事業者と協定を結んでいるところもある。

表 15-8 物資支援協定等を結んでいる民間事業者

種別	市区町村数	種別	市区町村数
ショッピングセンター	5	ヘリコプター会社	1
米穀小売商組合	4	ホテル	1
飲料メーカー	3	医療関係	1
コンビニエンスストア	3	介護保険サービス関係	1
郵便局	3	冠婚葬祭関連施設	1
LPガス協会	2	産業振興連合会	1
生活協同組合	3	資源リサイクル事業協同組合	1
農業共同組合	2	獣医師会	1
飲食店関係	1	小売店舗協議会	1
CATV 会社	1	大学	1
建設関係	2	大型店連絡協議会	1
石油商業組合	1	百貨店	1
ストーマ用品協会	1	災害対策応援協議会	1
トラック協会	1	不動産関係	1
ファミリーレストラン等	1	薬局	1
流通団地運営協議会	1		

○市区町村とホテルとの給水・給食支援協定の例（練馬区）

（業務の内容）

- （1）避難拠点運営連絡会等の区民防災組織や帰宅困難者に対して、給水・給食支援を行うこと
- （2）帰宅困難者に対して、一時休息場所を提供すること
- （3）その他災害時における必要な支援を行うこと

（練馬区地域防災計画（平成16年修正）資料編・練馬区ホームページより）

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/news/200409/n040907a.html>

施策例 16 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定締結の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている (記載している)	2. 地域防災計画には記載していない
-----	-------------------------------	--------------------

	回答欄
⑮民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結	

■ 帰宅困難者支援に係る民間事業者との物資支援協定締結の地域防災計画への位置づけ

・ 民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等の締結を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、神奈川県で18%、東京都区部・埼玉県で9%である。

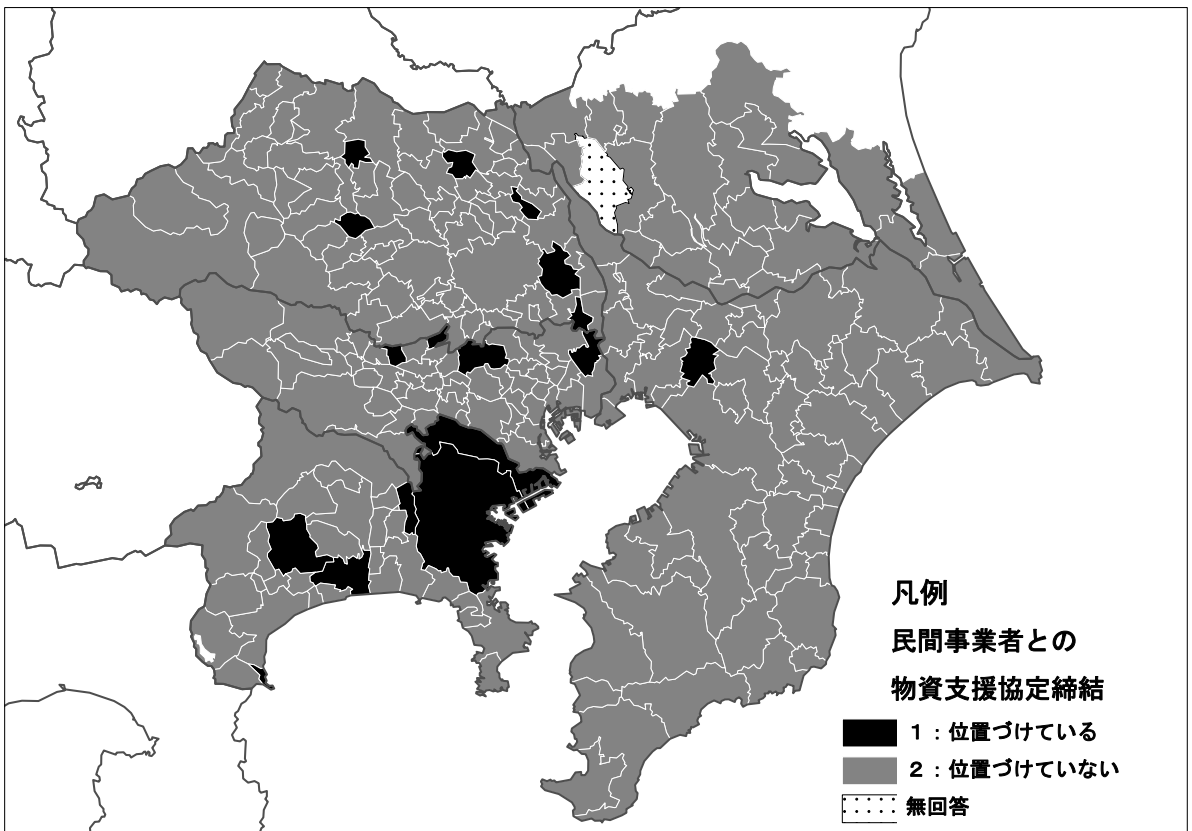
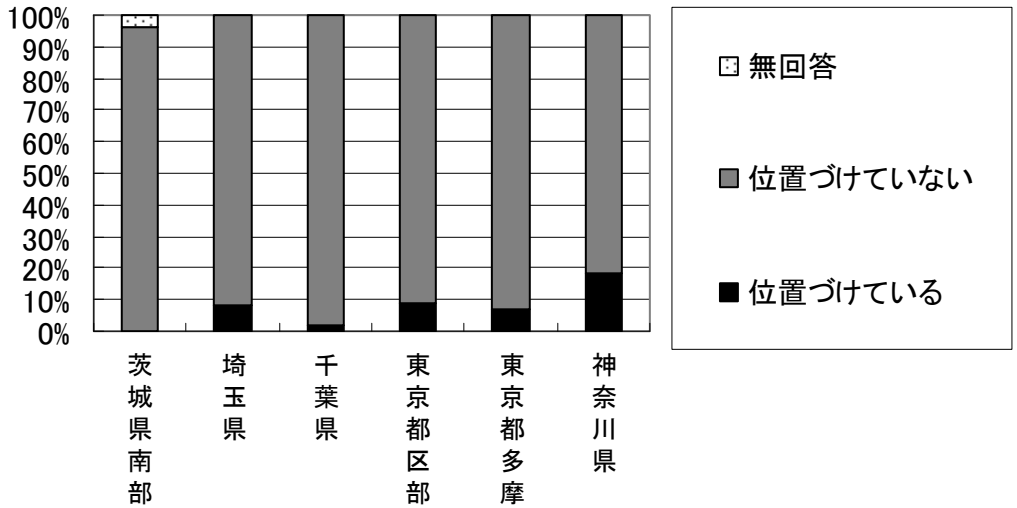


図 15-35 帰宅困難者の支援に係る民間事業者との物資支援協定等の締結の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑮)

3. 5. 徒歩帰宅者の円滑な誘導

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ・混雑が増すと歩行速度が極端に遅くなる。
- ・群集密度が非常に高くなると、集団転倒等により、死傷者が発生する可能性がある。
- ・橋梁等のボトルネックとなる箇所で混乱する可能性がある。
- ・徒歩帰宅中に落下物や延焼火災により被災する危険性がある。
- ・ビルの倒壊等により一部の道路の通行が困難になる可能性がある。
- ・徒歩帰宅者が車道にはみ出ること、緊急通行車両の通行の支障となる可能性がある。
- ・誤った情報の流布により混乱が生じるおそれがある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例 1 徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する懸念に対する認識

1. (2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大いにある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	-----------------	--------------	--------------------	----------

	回答欄
⑥路上の危険物や火災に囲まれる等により、徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する	

■ 徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する懸念

・ 路上の危険物や火災に囲まれる等により、徒歩帰宅者の中に怪我人が発生することへの懸念については、「起こる可能性が大いにある」又は「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で 91%、東京都多摩で 70%、神奈川県で 58%、その他では 5 割に満たない。

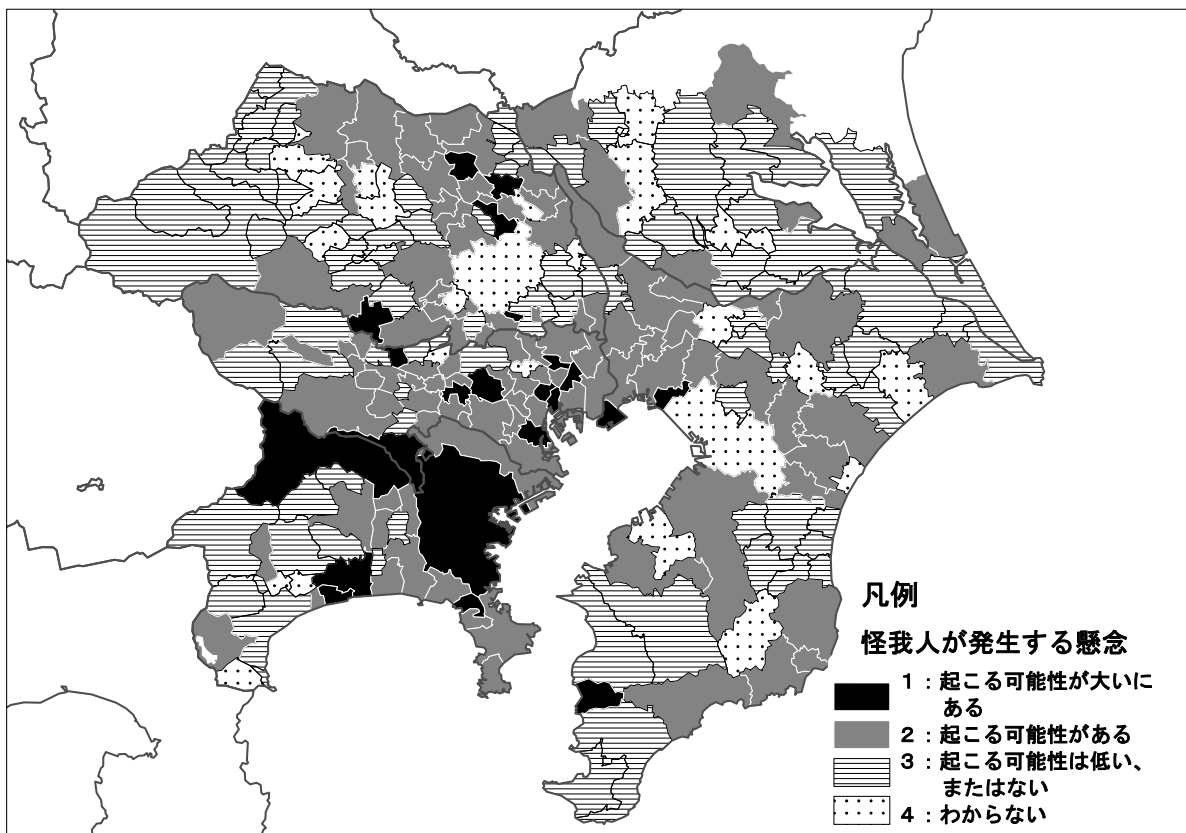
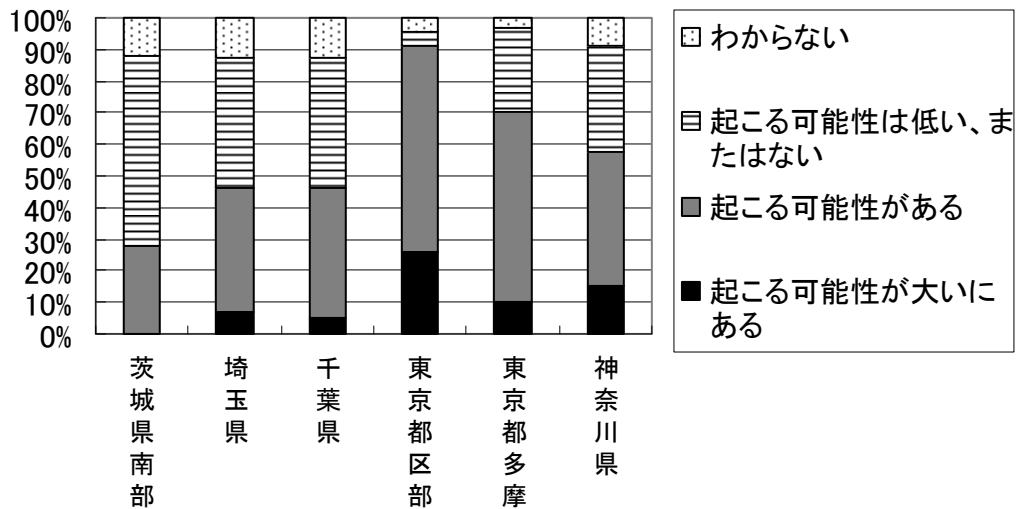


図 15-36 徒歩帰宅者の中に怪我人が発生する懸念 (1 (2) ⑥)

施策例2 帰宅困難者の滞留により災害応急活動等に支障が生じる懸念

1. (2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大にある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	----------------	--------------	--------------------	----------

	回答欄
⑦多数の帰宅困難者等が、路上に滞留する等により、災害応急活動等に支障が生じる	

■帰宅困難者の滞留により災害応急活動等に支障が生じる懸念

- ・ 多数の帰宅困難者等が、路上に滞留する等により、災害応急活動等に支障が生じることへの懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で 96%、神奈川県で 55%、東京都多摩で 53%である。

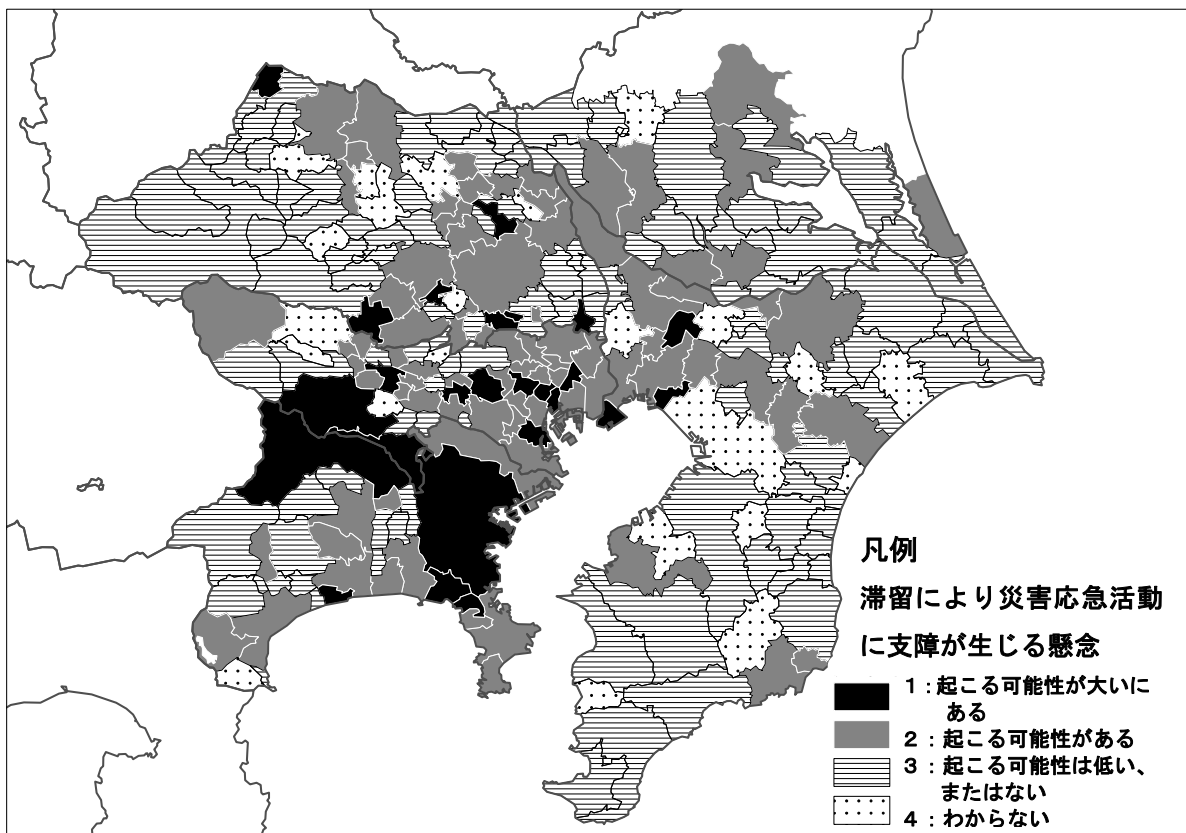
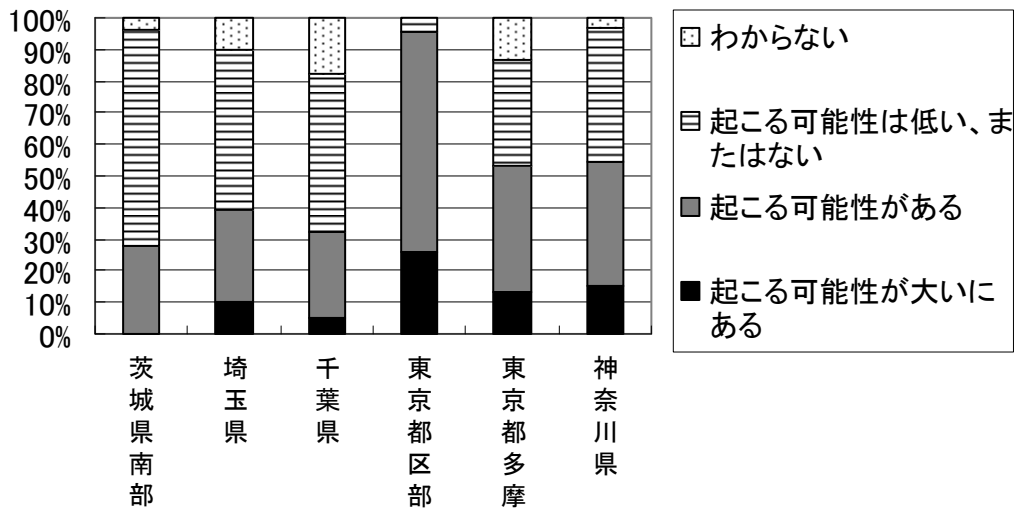


図 15-37 多数の帰宅困難者等が路上に滞留する等により応急活動等に支障が生じる懸念 (1 (2) ⑦)

施策例3 徒歩帰宅者が車道にあふれ出し、災害応急活動等に支障が生じる懸念

2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを**1つ**選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大いに ある	2. 起こる可能性が ある	3. 起こる可能性は低い、 またはない	4. わからない
-----	---------------------	------------------	------------------------	----------

	回答欄
⑧多数の徒歩帰宅者が通過し車道にあふれ出す等により、災害応急活動等に支障が生じる	

■ 徒歩帰宅者が車道にあふれ出し、応急活動に支障が生じる懸念

・ 多数の徒歩帰宅者が通過し車道にあふれ出す等により、災害応急活動等に支障が生じる懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」とする市区町村の割合は、東京都区部で 96%、東京都多摩で 60%、神奈川県で 58%、その他では 5 割に満たない。

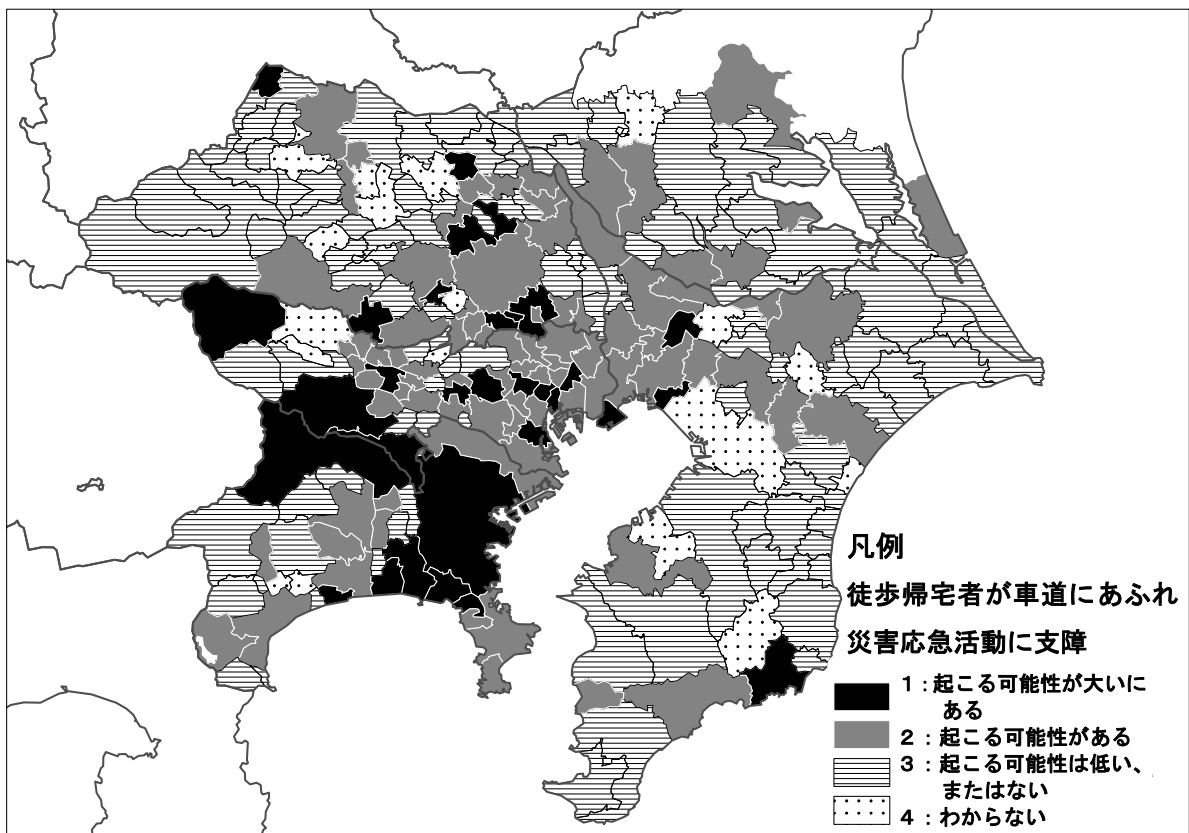
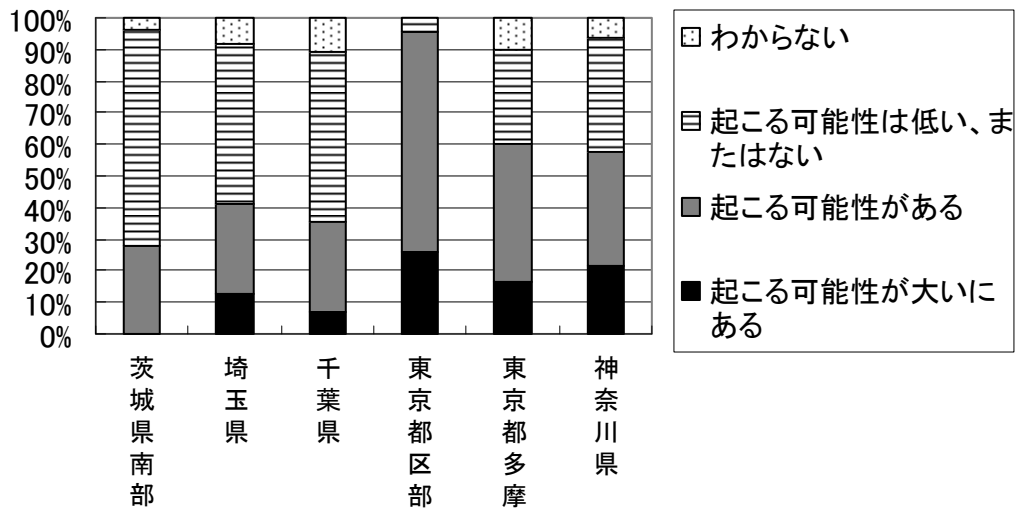


図 15-38 徒歩帰宅者が車道にあふれ出し、応急活動に支障が生じる懸念

(1 (2) ⑧)

3. 6. 駅における混乱の防止

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ・ターミナル駅等に多数の帰宅困難者や帰宅者が集中すると混乱するおそれがある。
- ・駅のコンコース等の空間があっても、余震等により安全が確保できない懸念があり、駅外に誘導する対応がとられる場合が多い。
- ・帰宅困難者や帰宅者は、鉄道等の交通機関の運行状況や道路の交通規制の状況、一時収容施設・休憩施設、徒歩帰宅支援場所などに関する様々な情報を求めて駅等に集まってくる事が予想されるが、こうした情報を総合的に提供する仕組みがない。
- ・運行状況や復旧見込み等に関する情報の提供を的確に行わないと、帰宅困難者や帰宅者がさらに駅に集中するおそれがある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例 1 駅前等における混乱の発生の懸念

1. (2) 帰宅困難者に関する懸念

帰宅困難者の発生により、様々な問題が起こる可能性があります。次のような各事象について、貴市区町村ではどのように捉えていますか。それぞれの事象について1~4のうち該当するものを1つ選び、回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 起こる可能性が大にある	2. 起こる可能性がある	3. 起こる可能性は低い、またはない	4. わからない
-----	----------------	--------------	--------------------	----------

	回答欄
⑨ 駅前等に多数の帰宅困難者等が集中し、パニック等の混乱が発生する	

■ 駅前等における混乱の発生の懸念

・ 駅前等に多数の帰宅困難者等が集中し、パニック等の混乱が発生する懸念について、「起こる可能性が大いにある」及び「起こる可能性がある」と回答した市区町村の割合は、東京都区部で91%、神奈川県で70%、東京都多摩で63%、埼玉県・千葉県で46%である。

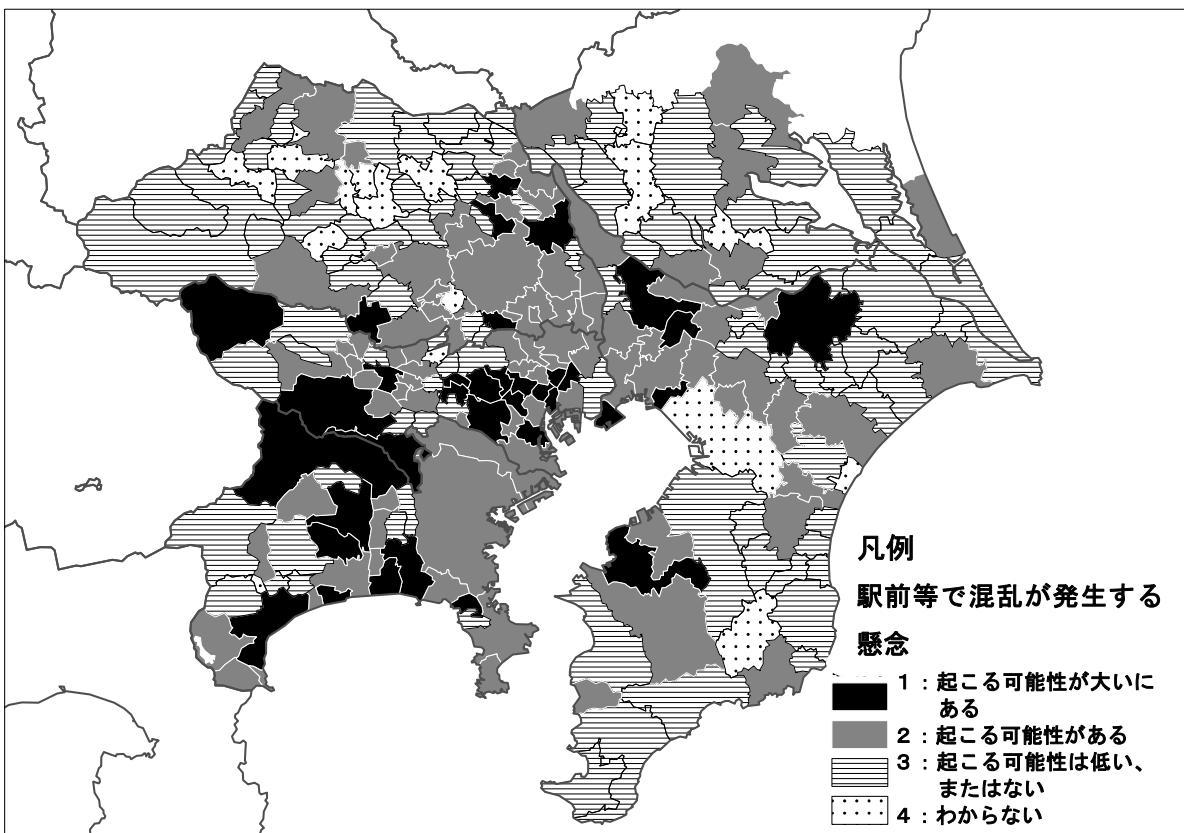
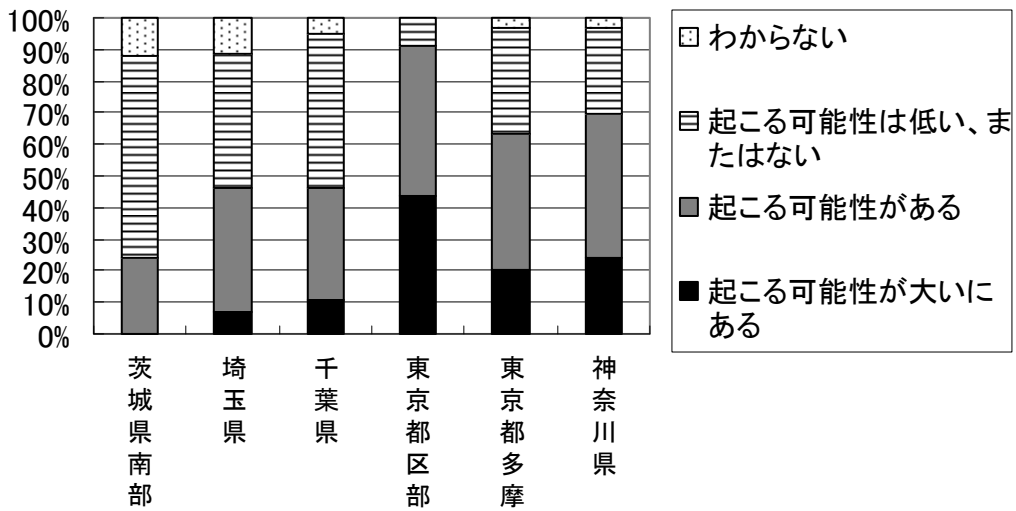


図 15-39 駅前等における混乱の発生の懸念 (1 (2) ⑨)

施策例2 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の実施

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1～4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

⑩ 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供。	回答欄
---	-----

■ 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の実施

・ 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報を提供する市区町村の割合は、神奈川県で 21%、東京都多摩 20%、東京都区部で 13%である。その他では 1 割に満たない。

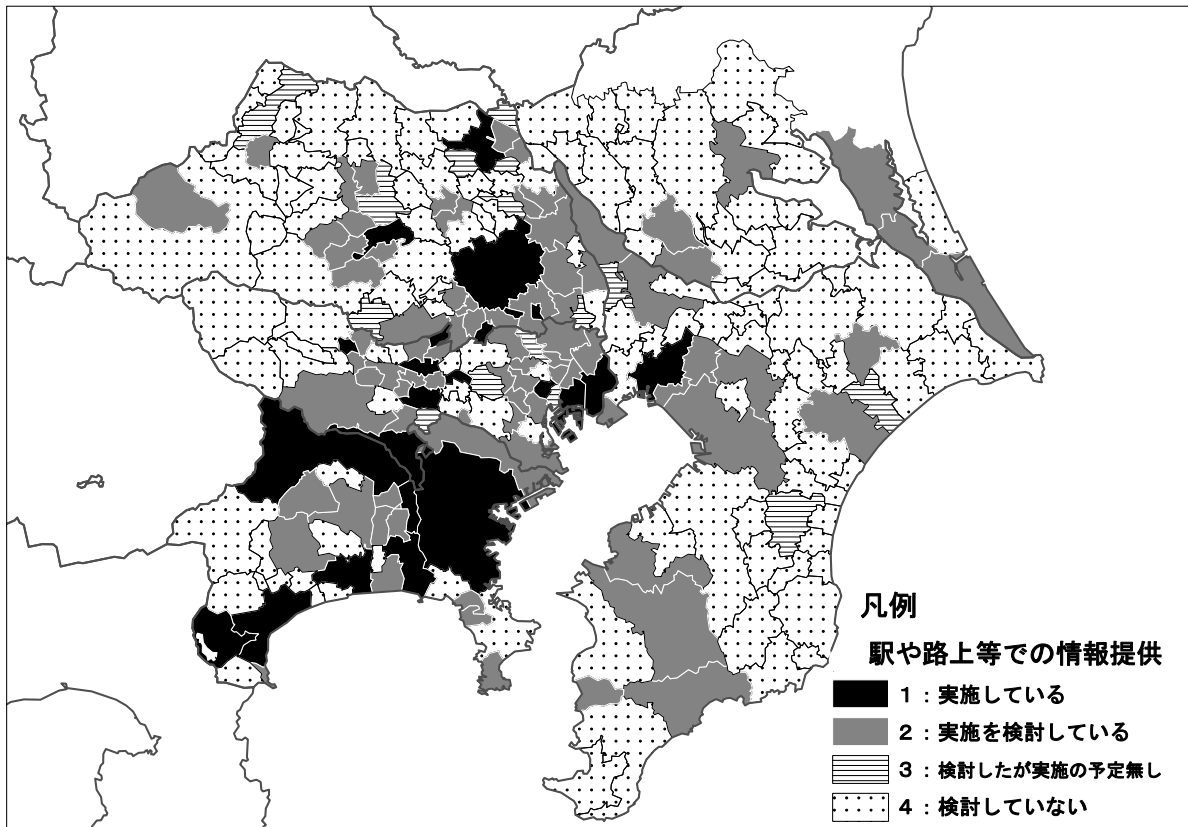
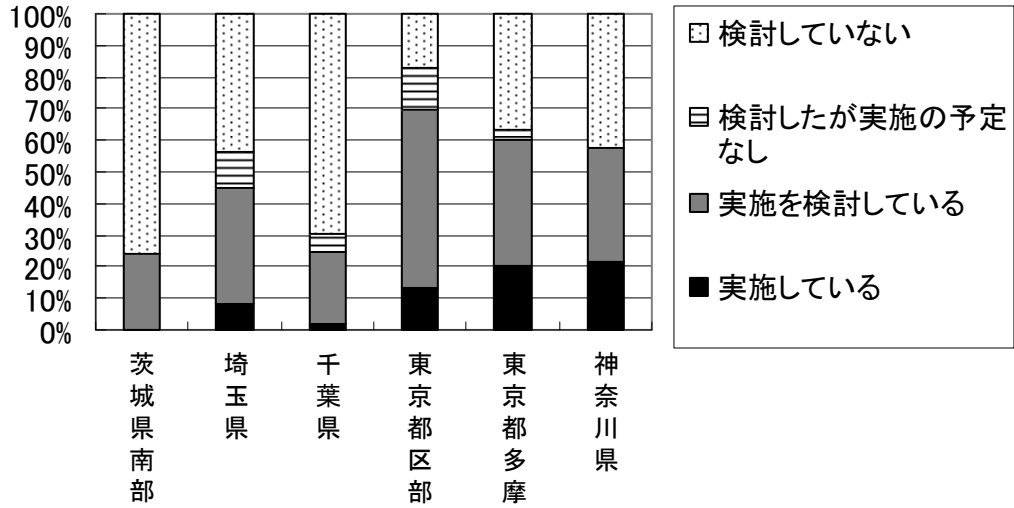


図 15-40 駅や路上等での情報提供実施状況 (1 (3) ア⑩)

施策例3 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の内容

4. ⑩駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供

どのような情報を流す予定ですか。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

	回答欄
1. 「むやみに移動を開始しないで下さい」など移動を思いとどまらせる呼びかけ	
2. 「〇〇公園で休息をとることができます」など、帰宅困難者が近辺で利用可能な支援に関する情報	
3. 「帰宅するときには〇〇に気を付けて下さい」といった帰宅する際の注意事項	
4. 「帰宅には〇〇道路を使って下さい」など帰宅路の選択に係る呼びかけ	
5. 鉄道等公共交通機関の運行等の状況に関する情報	
6. 道路の被災状況や火災情報など帰宅路の状況に関する情報	
7. 帰宅途中で利用できる支援場所等に係る情報	
8. 内容については特に定めていない	
9. その他	

■ 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の内容

・ 駅や路上等で帰宅困難者に提供する情報の具体的内容については、「鉄道等公共交通機関の運行等の状況に関する情報」、「道路の被災状況や火災情報など帰宅路の状況に関する情報」が多い。「内容については特に定めていない」という回答も多い。

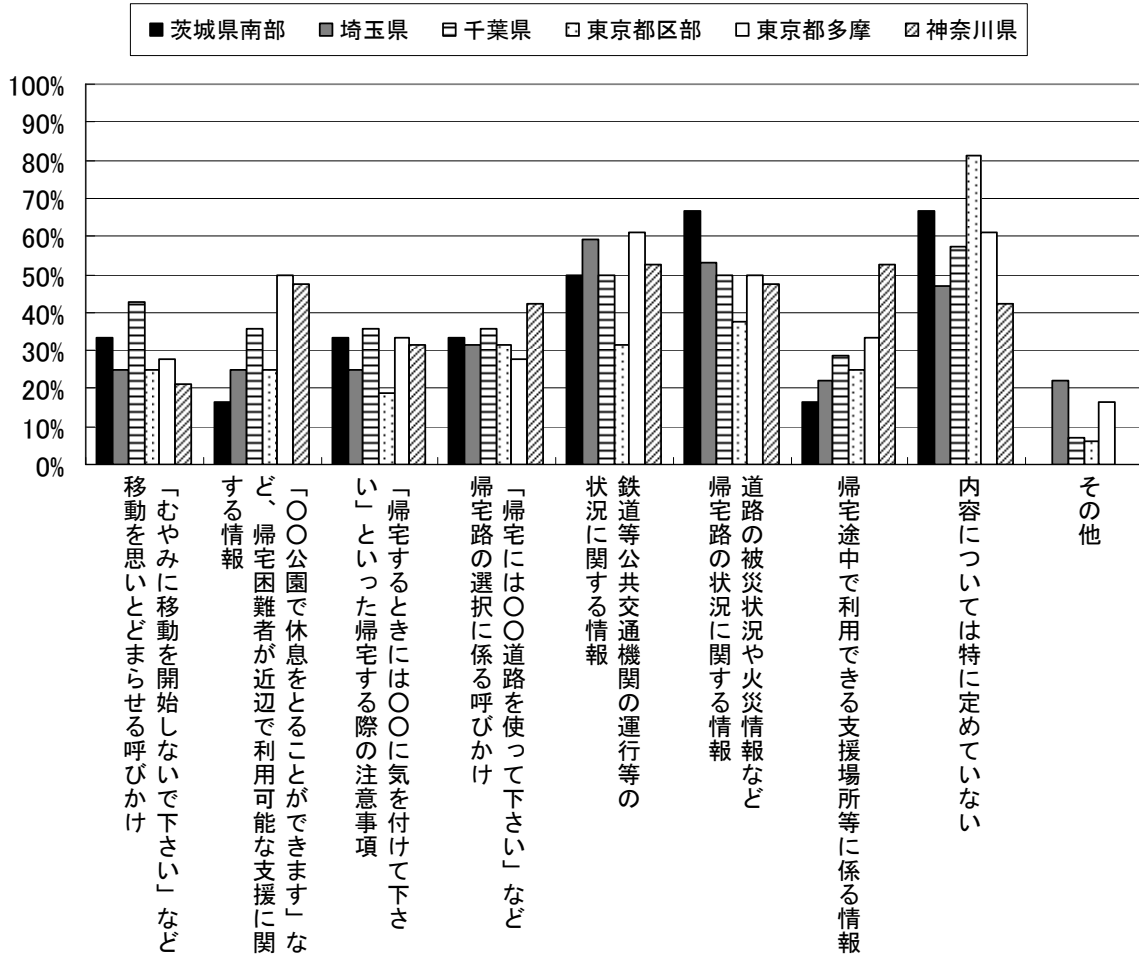


図 15-4 1 駅や路上等で提供する情報（4⑩）

*母数は、「1.（3）ア対策の実施状況 ⑩駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供」において、「1.実施している」「2.実施を検討している」のいずれかを選択している市区町村

施策例 4 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている（記載している）	2. 地域防災計画には記載していない
-----	---------------------------	--------------------

	回答欄
⑩ 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供	

■ 駅や路上等での帰宅困難者に対する情報提供の地域防災計画への位置づけ

・ 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報の提供を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で 73%、東京都区部で 61%、神奈川県で 42% である。

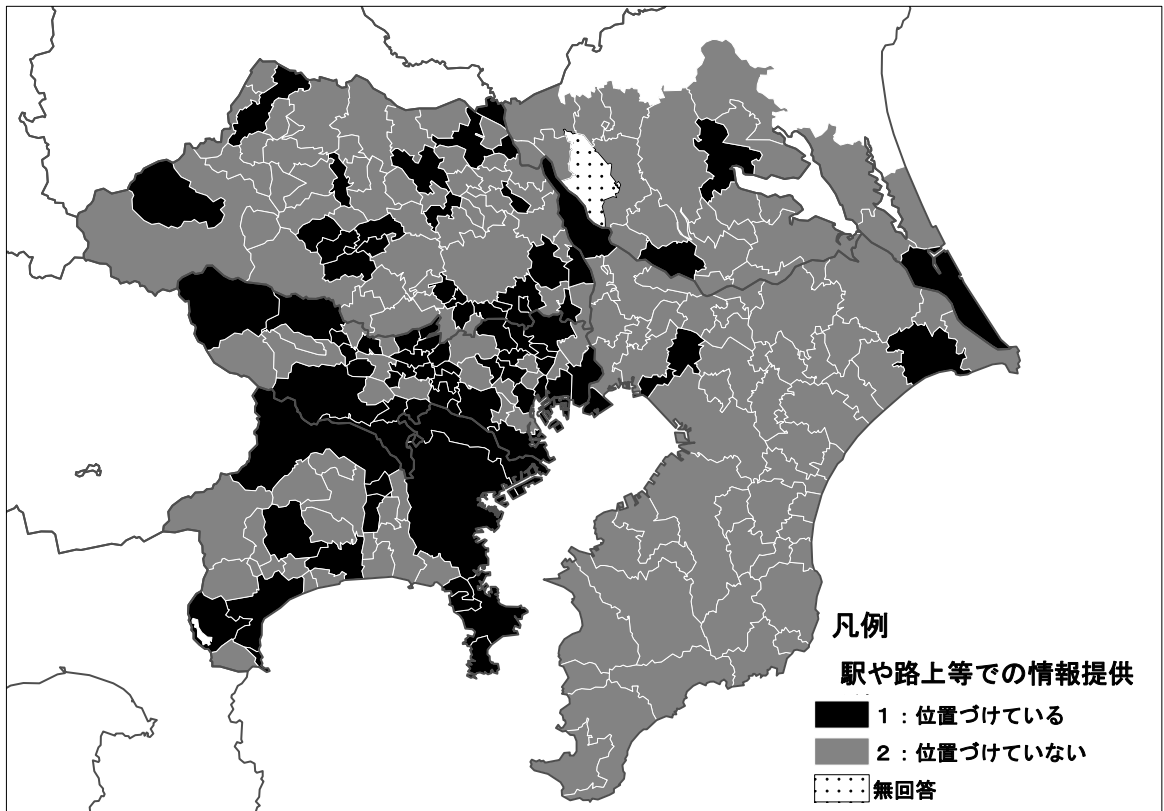
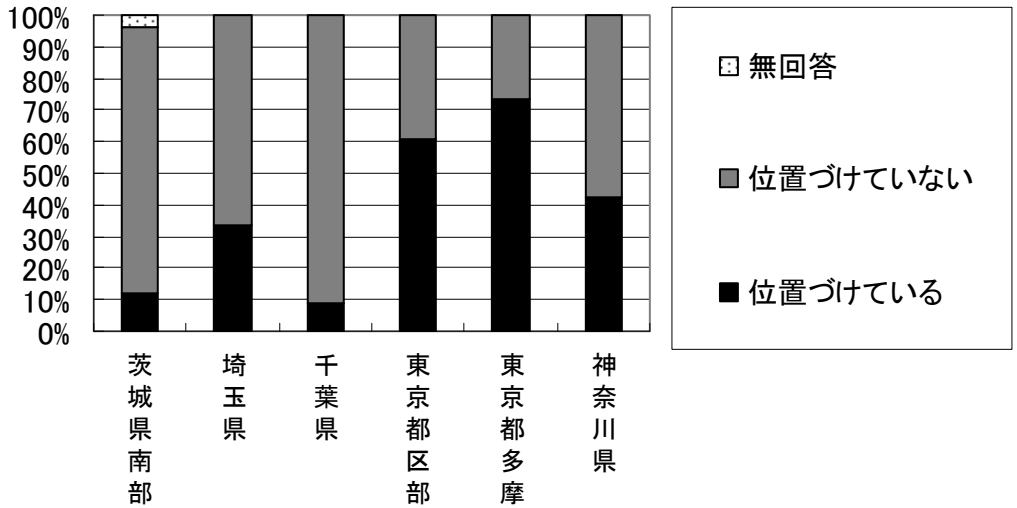


図 15-42 駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供の地域防災計画への位置づけ（1（3）ウ⑩）

施策例5 駅等での帰宅困難者問題に対する自由回答

3. 帰宅困難者問題に関する課題等、工夫

帰宅困難者問題にあたり、心配ごとや現状での課題等がございましたら、ご記入下さい。他の市区町村の参考となるよう、何か工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

また、関連文書等があれば、添付してください。

5. 帰宅困難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における帰宅困難者対策等について意見・要望等がございましたらご記入下さい。また、貴市区町村で、帰宅困難者対策でユニークな取り組みを実践されている学校、企業、団体などをご存知でしたら、ご教示ください。

■ 駅等での帰宅困難者問題

- ・ 帰宅困難者に関して以下のような課題、意見等が挙げられている。
- ・ 「当区では、ターミナル駅があり帰宅困難者は、都の被害想定で23万人が見込まれており、対策は急務である、帰宅困難者の食料・水は備蓄しておらず、避難所における備蓄も地域住民のためのものである。」
- ・ 「帰宅困難者が駅に集中し、周辺にある避難所に多数の人が避難してくることが予想される。その際、避難所を運営するうえで地域の住民との間で、トラブル等が発生することが懸念される。」
- ・ 「東海地震の警戒宣言が発せられた場合、私鉄の折り返し駅となっているため、その際の駅前滞留者の対応に苦慮すると思われる。」
- ・ 「各鉄道会社の駅での対応方法等、実践的な活動マニュアルを都と鉄道会社で作成していただきたい。さらに市区町村と駅との具体的な対応については、そのマニュアルに基づき定めていければと考える。」

施策例6 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1～4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

① 駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備	回答欄
----------------------------------	-----

■ 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備状況

・ 駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備を実施している市区町村の割合は、神奈川県で24%、東京都区部で13%である。

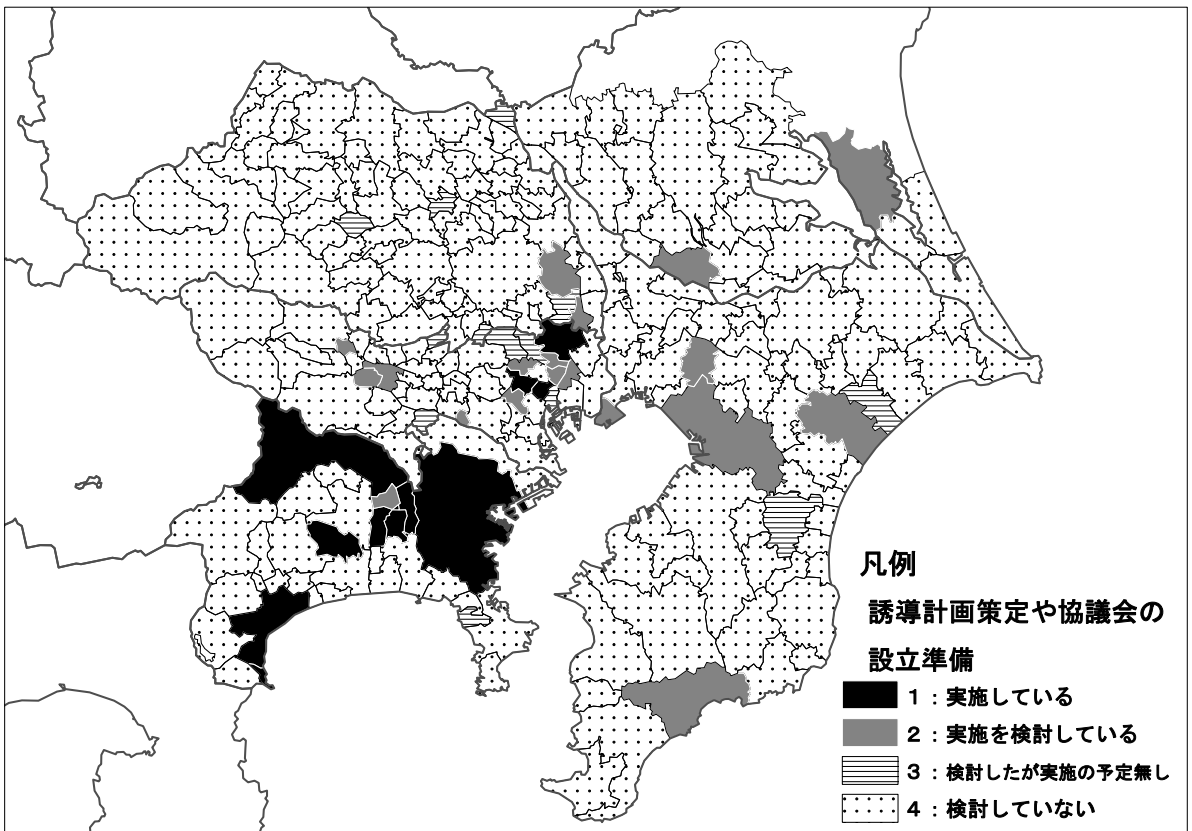
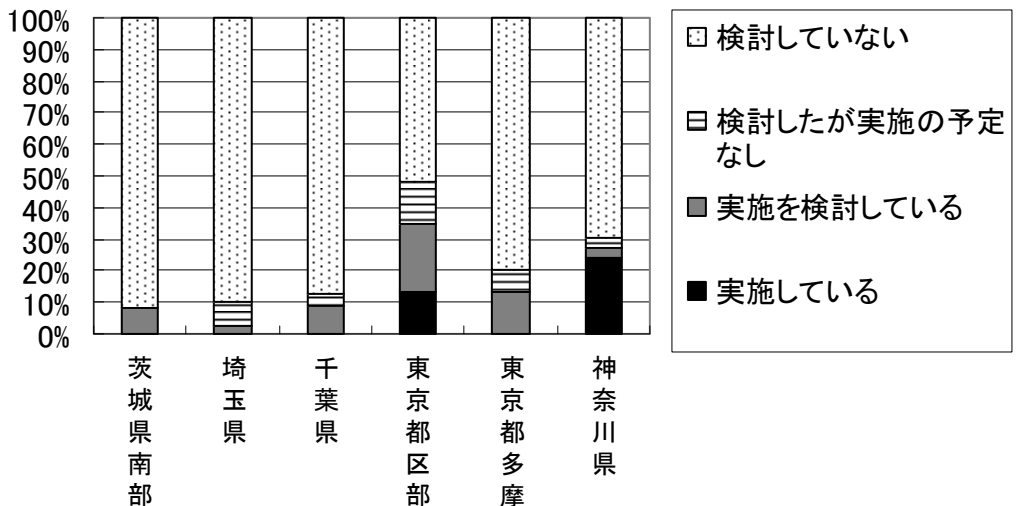


図 15-43 駅周辺での混乱防止のための誘導計画策定や協議会の設立等の準備状況 (1 (3) ア⑪)

施策例7 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている (記載している)	2. 地域防災計画には記載していない
-----	-------------------------------	--------------------

	回答欄
① 駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備	

■ 駅周辺の混乱防止のため誘導計画策定や協議会の設立準備の地域防災計画への位置づけ

・ 駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等を地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で 17%、東京都区部で 13% である。その他では 1 割に満たない。

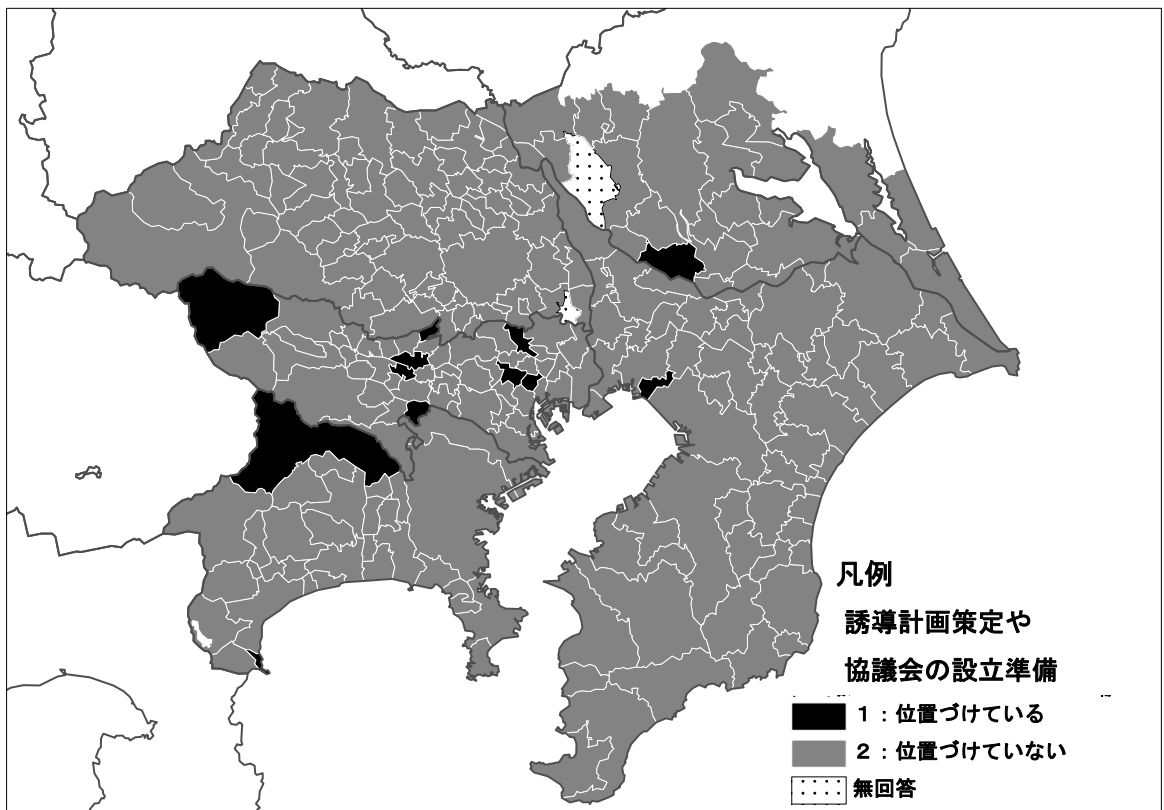
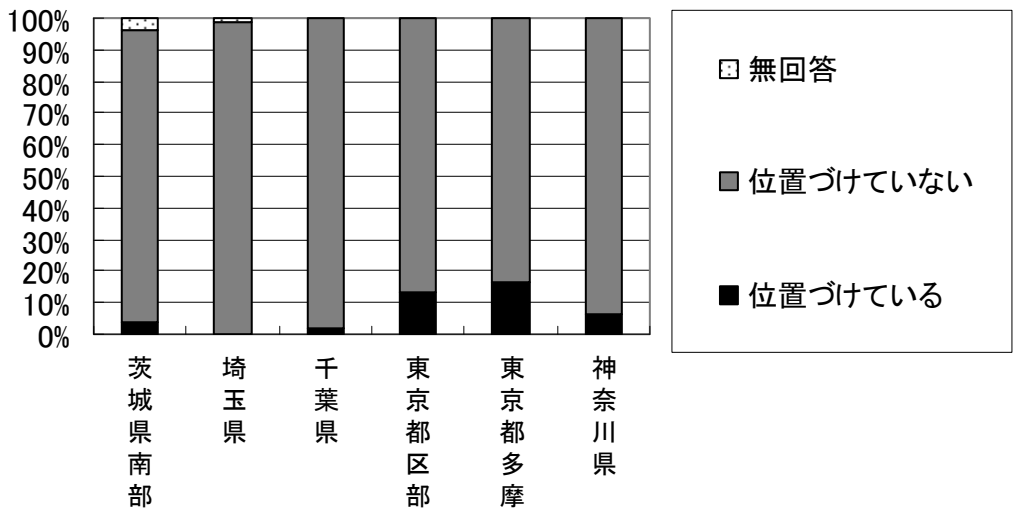


図 15-44 駅周辺での混乱防止のための誘導計画策定や協議会の設立等の準備の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑪)

3. 7. 代替交通機関の確保

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ・どこからどこへ、どれだけの代替交通輸送が必要となるのかということについての事前予測が非常に難しいこともあって、具体的な代替交通輸送の運用計画は策定されていない。
- ・有力な代替交通手段であるバス等は、現状では緊急通行車両扱いではないため、災害時において、通行証発行の手続きが迅速・円滑に進まない可能性がある。
- ・バス等の輸送能力では、一部の輸送の代替しかできない。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例 1 公共交通機関等との連携

3. 帰宅困難者問題に関する課題等、工夫

帰宅困難者問題にあたり、心配ごとや現状での課題等がございましたら、ご記入下さい。他の市区町村の参考となるよう、何か工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

また、関連文書等があれば、添付してください。

5. 帰宅困難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における帰宅困難者対策等について意見・要望等がございましたらご記入下さい。また、貴市区町村で、帰宅困難者対策でユニークな取り組みを実践されている学校、企業、団体などをご存知でしたら、ご教示ください。

■代替交通機関の確保

- ・代替交通機関の確保については、複数の市区町村にまたがる問題であるため、個々の市区町村への照会では直接質問していないが、次のような課題・意見等が挙げられている。
- ・「帰宅困難者を町域外に移送することで対策が終了するものでなく、次の市町との連携や公共交通機関との連絡調整が必要であることから、連携・連絡調整の役割を県に担っていただきたい。」
- ・「大震災時に大量の帰宅困難者を輸送する手段はなく、徒歩帰宅を原則とするが、高齢者、病弱者など自力で遠距離を徒歩帰宅することが困難な人に対しては代替輸送手段を確保する。このため、応急対策活動との調整を図りながら、滞留者の移送のための代替輸送を検討する。」

3. 8. 帰宅断念者のボランティアとしての活用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ・ボランティアとして、帰宅困難者のマンパワーを活用する余地が大きいものと考えられるが、その具体的な方策はほとんど定まっていない。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例1 帰宅断念者をボランティアとしての活用する方策の準備

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
⑭ 帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備	

■帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の準備状況

- ・ 帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備しているのは1市区町村のみであり、その協定先は大学である。
- ・ 実施を検討しているものを含めると東京都区部で30%、東京都多摩で17%、その他では1割に満たない。

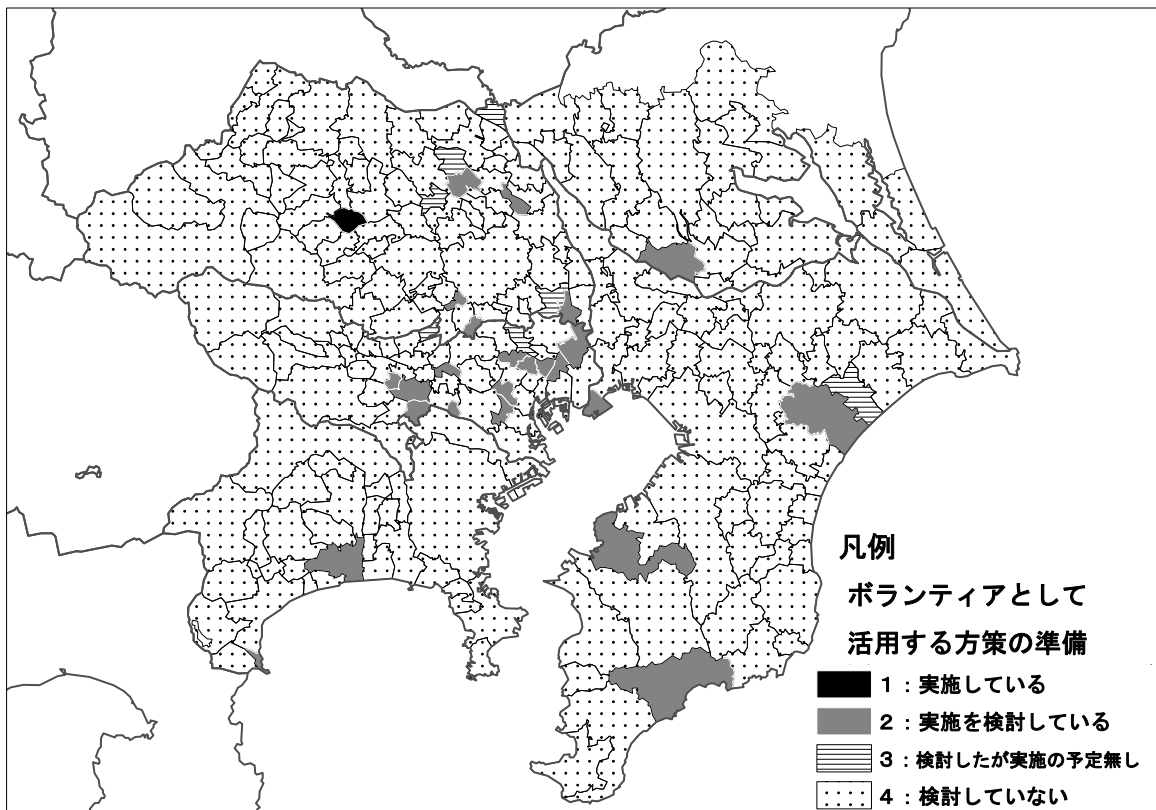
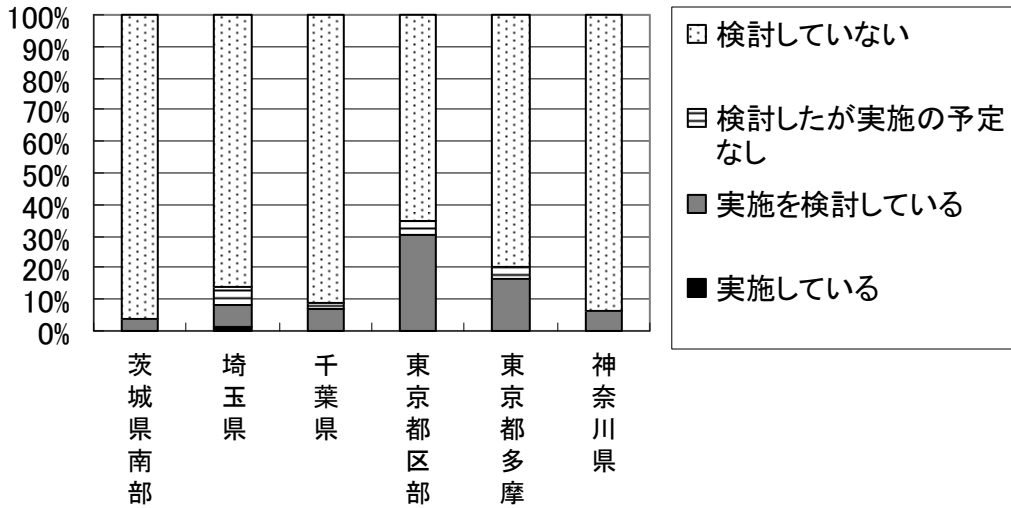


図 15-45 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の準備状況

(1 (3) ア⑭)

施策例2 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている (記載している)	2. 地域防災計画には記載していない
-----	-------------------------------	--------------------

	回答欄
⑭ 帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備	

■帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の地域防災計画への位置づけ

・ 帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部・茨城県南部で4%、埼玉県で3%である。

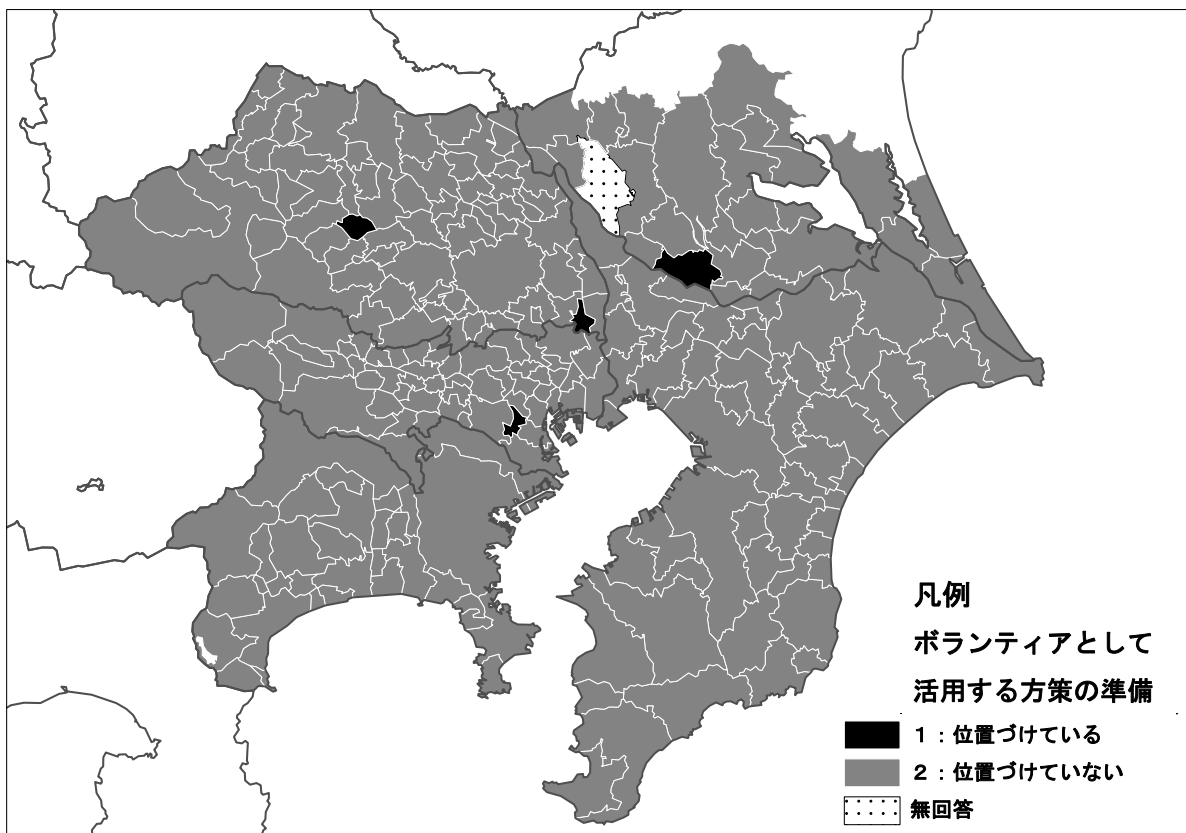
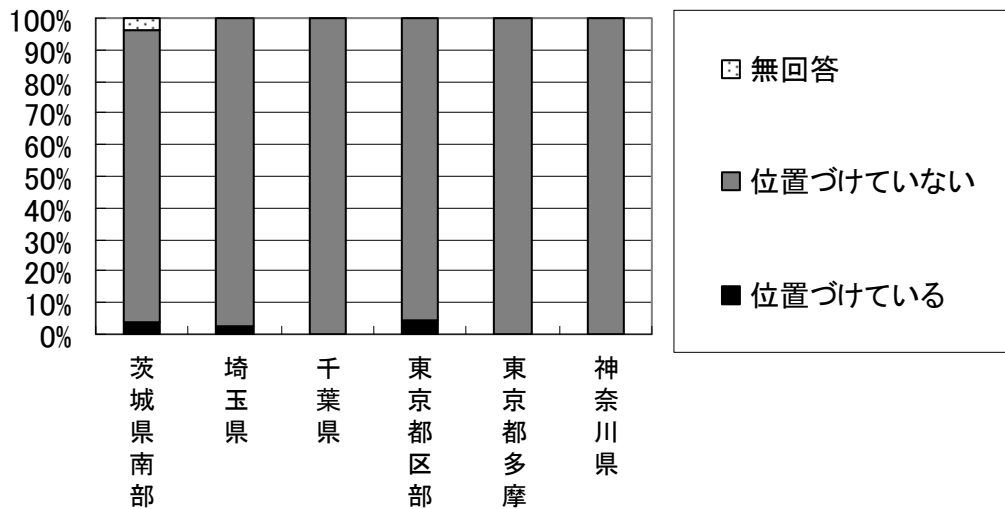


図 15-46 帰宅断念者をボランティアとして活用する方策の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑭)

3. 9. 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- ・生徒・児童は、仮に鉄道等公共交通機関が再開しても、混乱期に帰宅することによって事故等に巻き込まれる可能性が高くなる懸念がある。
- ・身体障害者等が外出中に地震が発生した場合、健常者と比べて帰宅がより困難になる。
- ・他地方からの旅行者等は首都圏の地理に不案内、頼る先が少ない等により、より困難な状況におかれることになる。
- ・外国からの観光客などで日本語ができない人は、より困難な状況に置かれることになる。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例 1 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1～4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
⑬帰宅困難者のうち、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要援護者に対して何らかの支援を準備	

■ 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備状況

- ・ 帰宅困難者の中の災害時要援護者への支援の準備を「実施している」のは、東京都区部で9%である。
- ・ 「実施を検討している」を含めると、東京都区部では43%、東京都多摩で37%、神奈川県で27%、埼玉県で24%である。

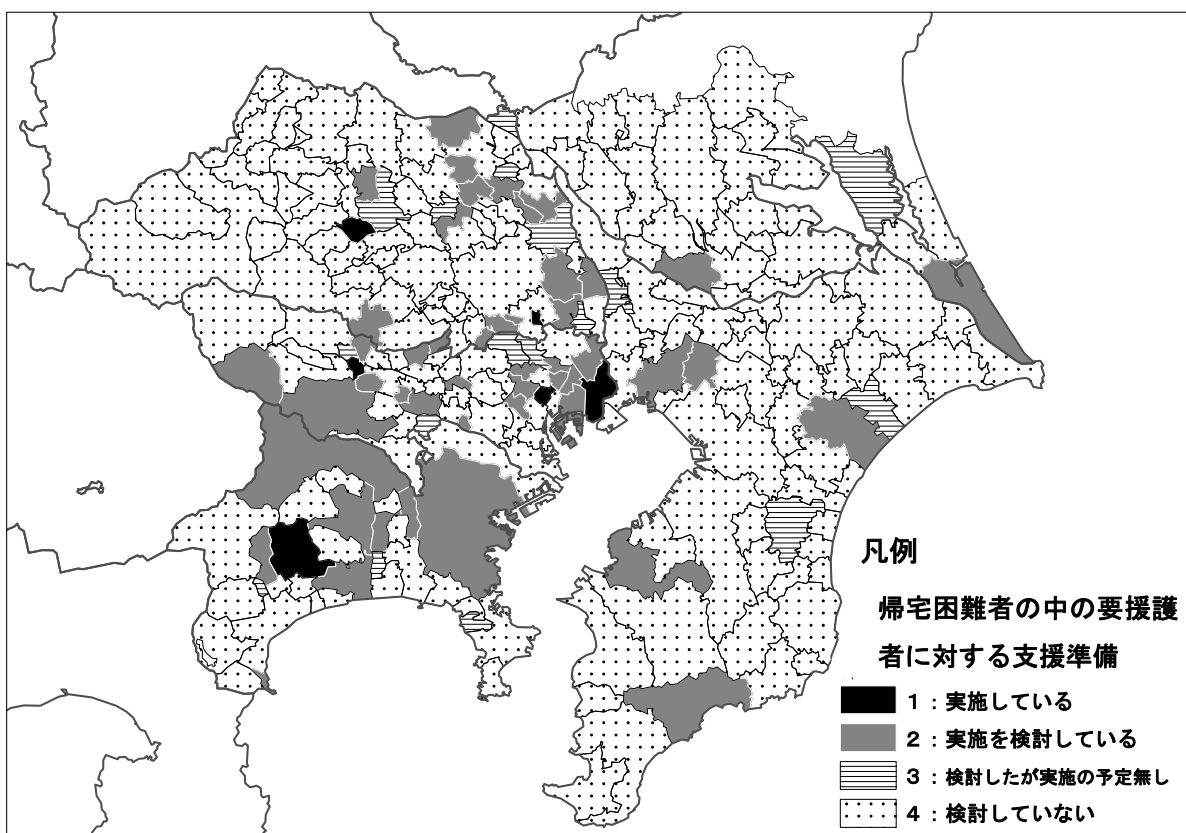
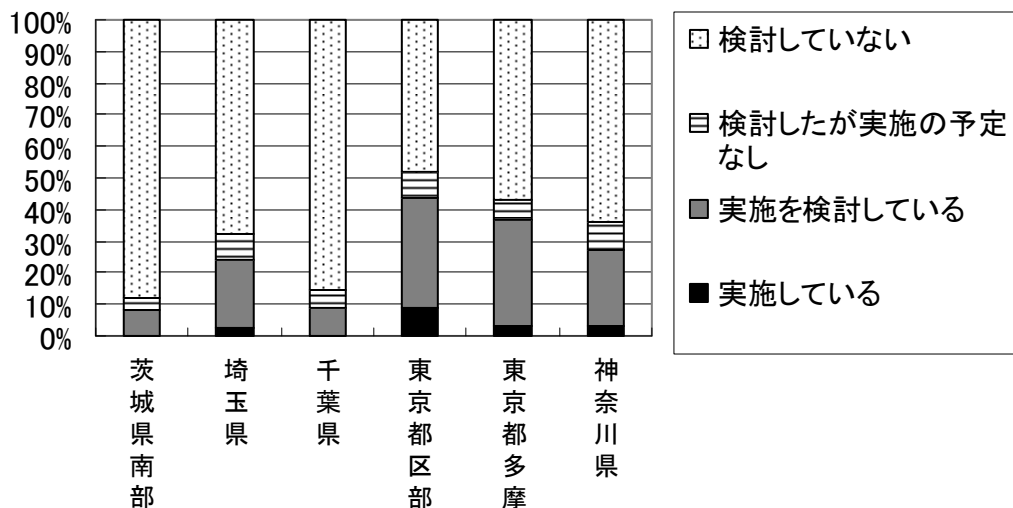


図 15-47 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の準備

(1 (3) ア⑬)

■帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の内容

- ・ 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の内容としてあげられているものは、「通訳ボランティア確保」、「福祉避難所」、「代替交通手段の提供」等である。

表 15-9 帰宅困難者のうち、災害時要援護者に対する支援

支援内容	自治体数
通訳ボランティア確保	9
福祉避難所(2次避難所)準備	6
代替交通手段の提供	6
乳幼児への粉ミルク・紙おむつ等準備	4
救護所への受け入れ	3
障害者用トイレの備蓄	2
外国語による誘導標識の	2
医師等によるメンタルケアの実施	2
支援ボランティアの確保	2
高齢者への支援	1
おかゆやスープの備蓄	1

施策例2 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている（記載している）	2. 地域防災計画には記載していない
-----	---------------------------	--------------------

	回答欄
⑬帰宅困難者のうち、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要援護者に対して何らかの支援を準備	

■ 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の地域防災計画への位置づけ

・ 帰宅困難者の中の災害時要援護者への支援の準備を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都多摩で 17%、埼玉県・神奈川県で 9%、茨城県南部で 8%である。東京都区部や千葉県ではそのような位置づけを行っている市区町村はない。

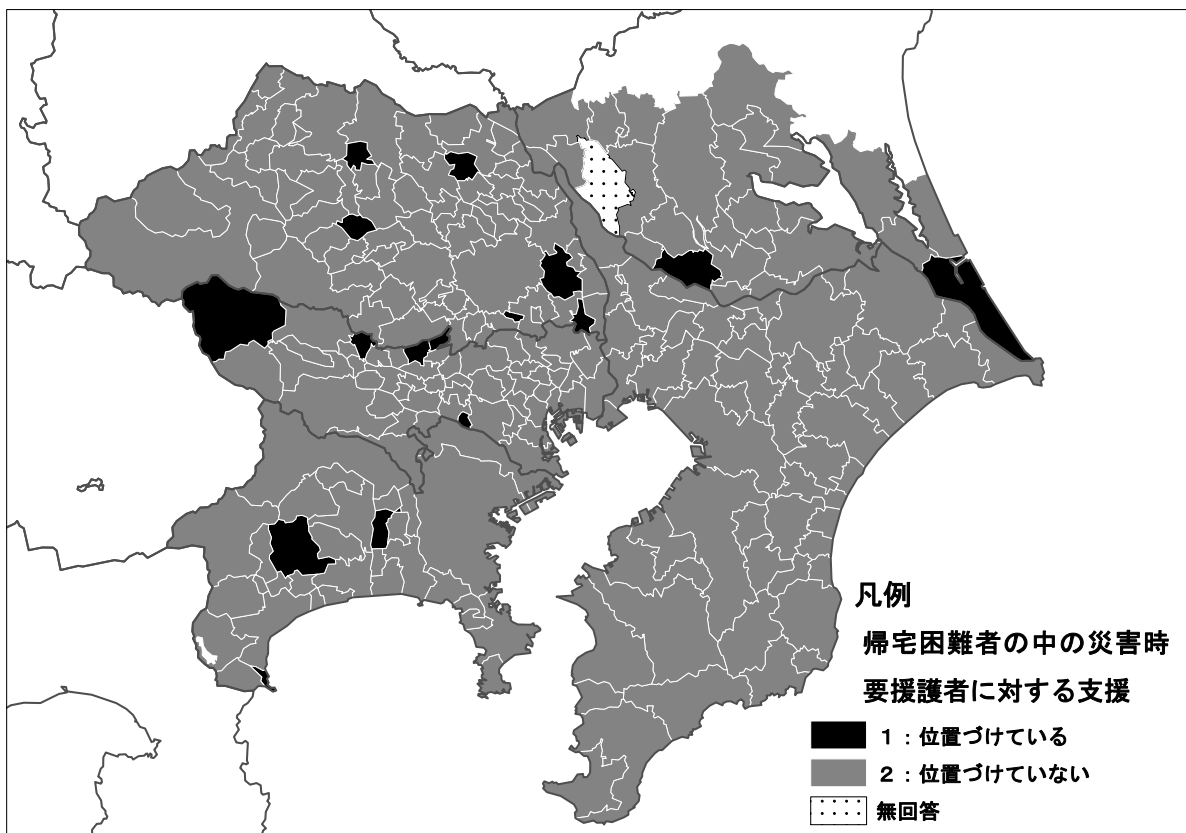
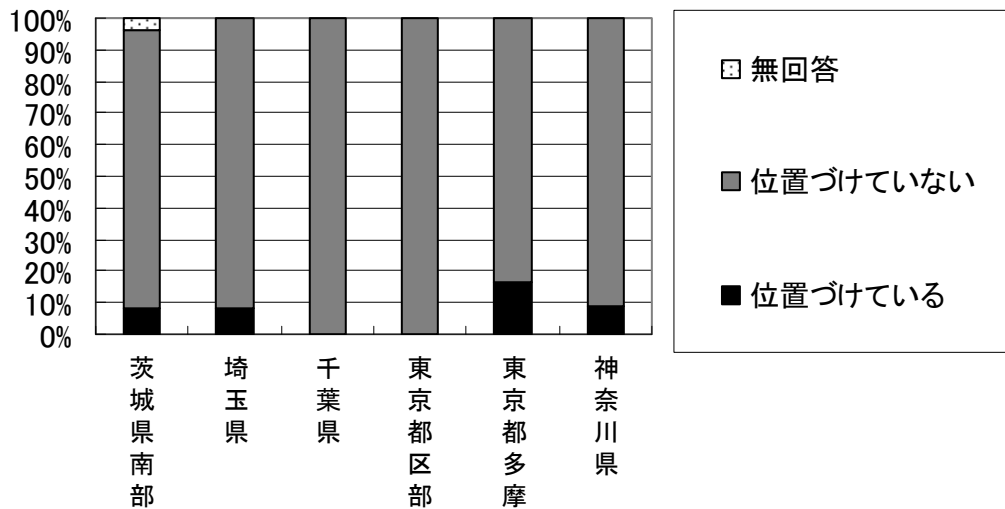


図 15-48 帰宅困難者の中の災害時要援護者に対する支援の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑬)

4. 帰宅困難者及び帰宅者問題全般に関わる総合的な施策

4. 1. これまでの専門調査会で提示された課題

本章は、総合的な今後の施策の方向性のみを示した章であるため、課題は挙げられてない。施策の方向性として、「帰宅困難者及び帰宅者の心得の作成と周知」、「帰宅困難者及び帰宅者に対するワンストップ情報提供システムの構築」、「発災時の行動モデルの作成と周知」、「情報提供に関する新技術の活用」があげられている。

4. 2. 市区町村照会結果から把握・確認した事項

施策例 1 情報提供システムの構築

3. 帰宅困難者問題に関する課題等、工夫

帰宅困難者問題にあたり、心配ごとや現状での課題等がございましたら、ご記入下さい。他の市区町村の参考となるよう、何か工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

また、関連文書等があれば、添付してください。

5. 帰宅困難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における帰宅困難者対策等について意見・要望等がございましたらご記入下さい。また、貴市区町村で、帰宅困難者対策でユニークな取り組みを実践されている学校、企業、団体などをご存知でしたら、ご教示ください。

■情報提供システムの構築

- ・ 市区町村から次のような意見があり、関係機関の情報を集約し提供することの重要性が指摘されている。
- ・ 「各事業者、自治体、警察・消防等の把握情報をリアルタイムに提供するシステムが必要ではないかと考えています。区役所等の自治体においては、事実上広域情報の把握は困難であり、把握システムがないと現実には帰宅困難者への情報提供が出来ないので。」
- ・ 「隣接する都県と埼玉県との災害情報の相互提供を実施する必要が求められるのではないかと。」

施策例2 帰宅困難者心得の周知の実施

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1～4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

③ “帰宅困難者心得〇カ条” のような、帰宅困難者のための心得の周知	回答欄
------------------------------------	-----

〇心得の例：東京都による帰宅困難者心得 10 か条

- ①あわてず騒がず、状況確認
- ②携帯ラジオをポケットに
- ③つくっておこう帰宅地図
- ④ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
- ⑤机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- ⑥事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- ⑦安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧歩いて帰る訓練を
- ⑨季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
- ⑩声を掛け合い、助け合おう

■ 帰宅困難者心得の周知の実施状況

・ “帰宅困難者心得〇カ条” のような、帰宅困難者のための心得を周知している市区町村の割合は、東京都区部で 65%、東京都多摩で 20%である。

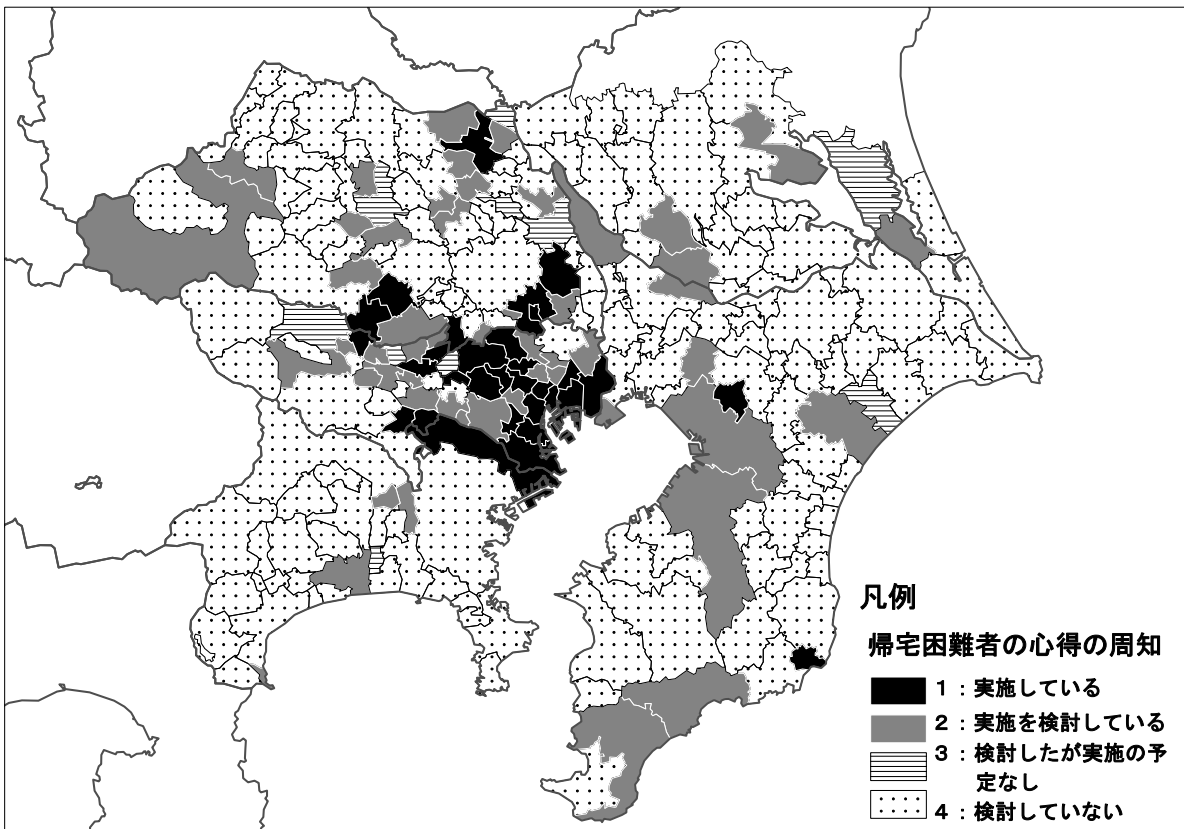
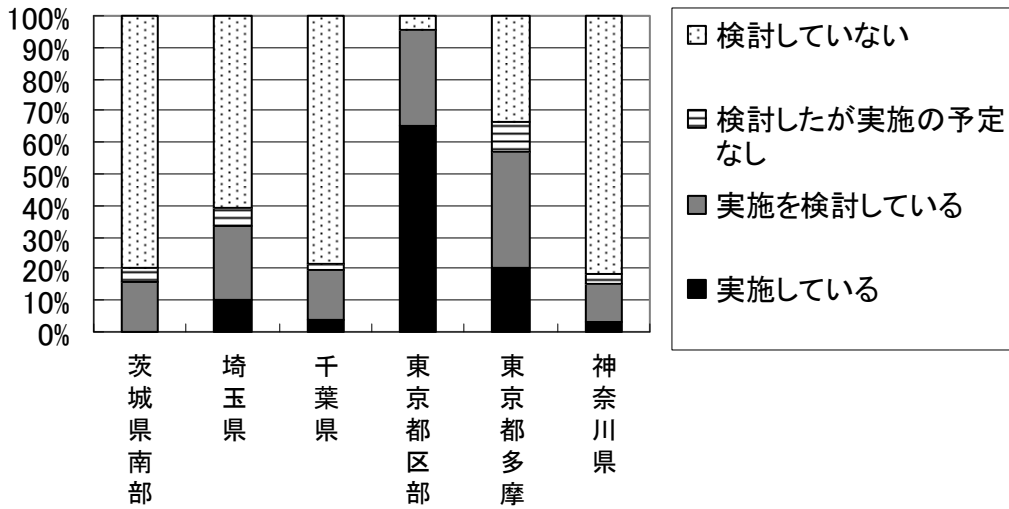


図 15-49 帰宅困難者心得に関する周知の実施状況 (1 (3) ア③)

施策例3 帰宅困難者心得の周知の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている（記載している）	2. 地域防災計画には記載していない
-----	---------------------------	--------------------

③ “帰宅困難者心得〇カ条” のような、帰宅困難者のための心得の周知	回答欄
------------------------------------	-----

■ 帰宅困難者心得の周知の地域防災計画への位置づけ

・ 帰宅困難者的心得の周知について、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部では78%、東京都多摩では57%である。

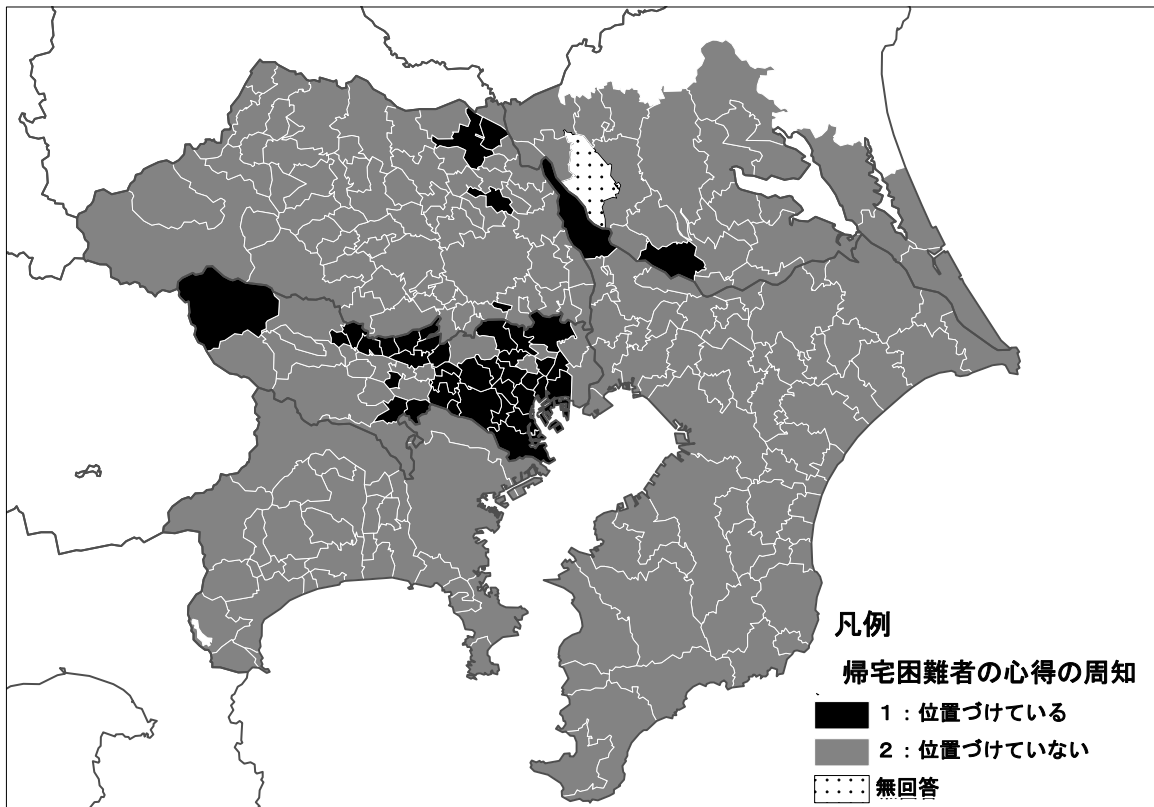
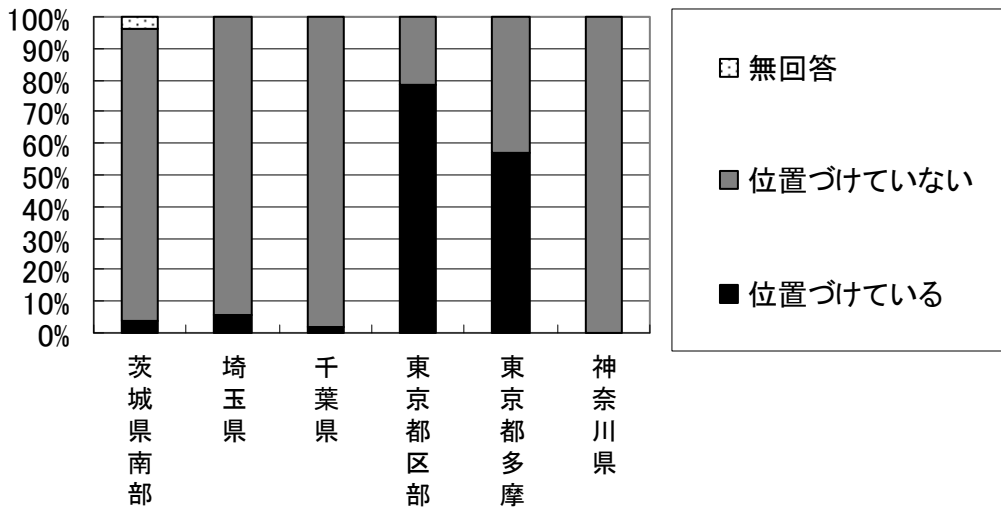


図 15-50 帰宅困難者心得の周知に関する地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ③)

施策例 4 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施

1. (3) ア 対策の実施状況

帰宅困難者に対して、貴市区町村では何らかの事前対策を考えているでしょうか。考えられる次のような対策のそれぞれの実施状況について、1~4のうち該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 実施している	2. 実施を検討している	3. 検討したが実施の予定なし	4. 検討していない
-----	-----------	--------------	-----------------	------------

	回答欄
⑫平時の防災訓練で、帰宅困難者も想定した訓練の実施	

■ 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施状況

- ・ 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練を実施している市区町村の割合は、東京都区部で30%、神奈川県で24%である。
- ・ 「実施を検討している」市区町村を含めると、東京都区部では61%、神奈川県で39%、東京都多摩で27%、埼玉県で24%である。

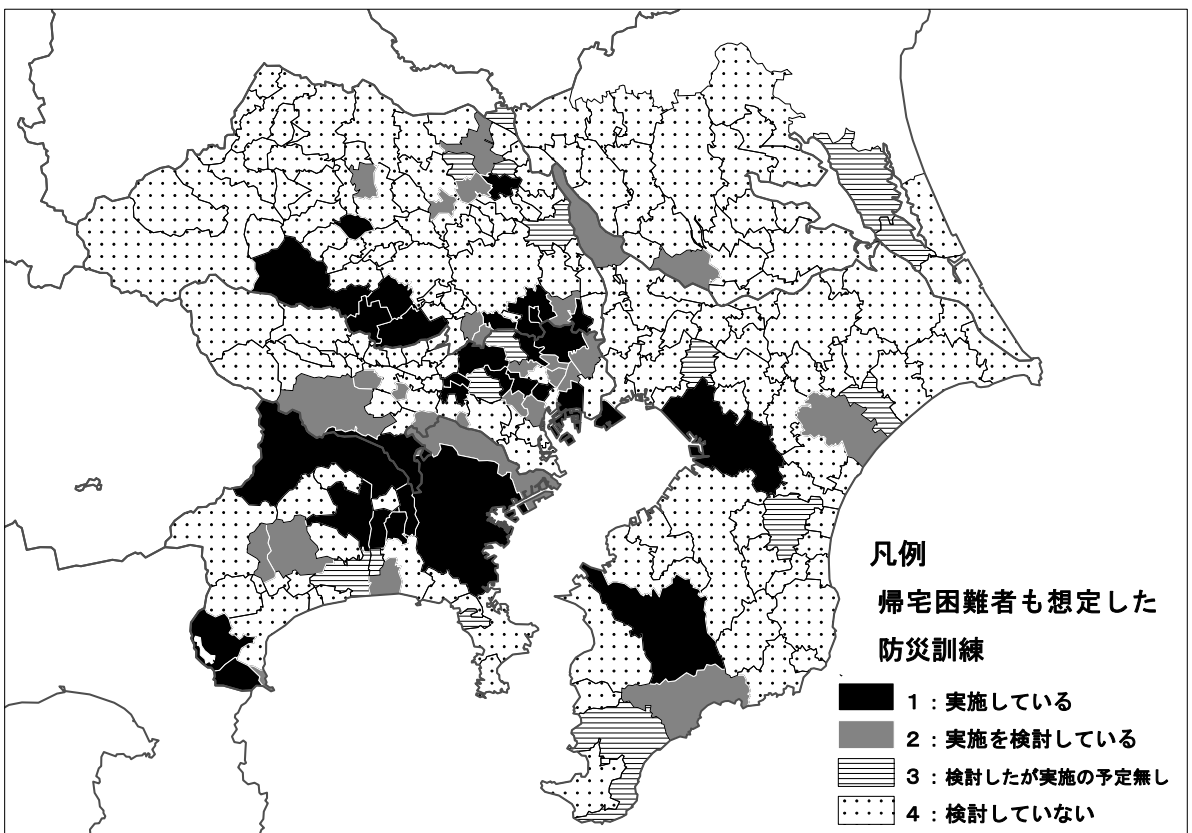
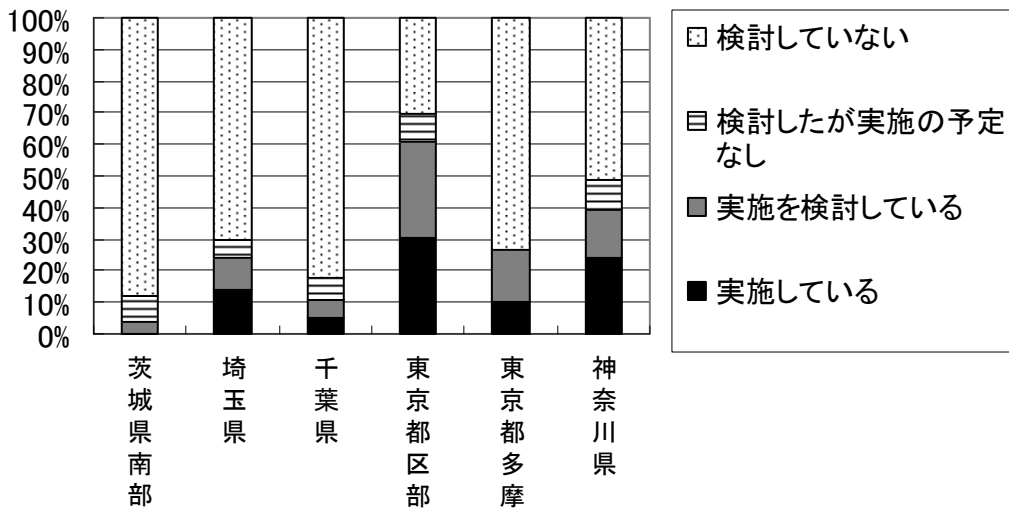


図 15-51 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施状況

(1 (3) ア⑫)

施策例5 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の内容

4. ⑫帰宅困難者について、どのような内容の訓練でしたか。訓練実施に関する具体的な関係資料等があれば添付して下さい。

■訓練の内容

- ・ 訓練内容として、徒歩帰宅訓練、一時収容場所までの誘導訓練、情報伝達訓練を挙げる自治体が多い。

表 15-10 訓練の内容 (4⑫)

訓練	自治体数
徒歩帰宅訓練	18
収容場所までの誘導訓練	8
情報伝達訓練	6
災害伝言ダイヤル体験利用	4
船舶・バスによる輸送訓練	4
防災組織との連携訓練	3
仮設トイレ組み立て	2
炊き出し	2
混乱防止対策訓練	2
避難所等での受け入れ訓練	2
帰宅者支援訓練	1
帰宅者支援図上訓練	1

施策例6 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の地域防災計画への位置づけ

1. (3) ウ 各対策の地域防災計画上の位置づけ

前問アの各対策について、貴市区町村の地域防災計画上記載されているでしょうか。各対策について該当するものを1つ選び回答欄に番号を入力してください。

選択肢	1. 地域防災計画に位置づけている（記載している）	2. 地域防災計画には記載していない
-----	---------------------------	--------------------

⑫平時の防災訓練で、帰宅困難者も想定した訓練の実施	回答欄
---------------------------	-----

■ 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の地域防災計画への位置づけ

・ 平時の防災訓練で帰宅困難者も想定した訓練の実施を、地域防災計画に位置づけている市区町村の割合は、東京都区部で48%、東京都多摩で37%である。その他の地域では2割に満たない。

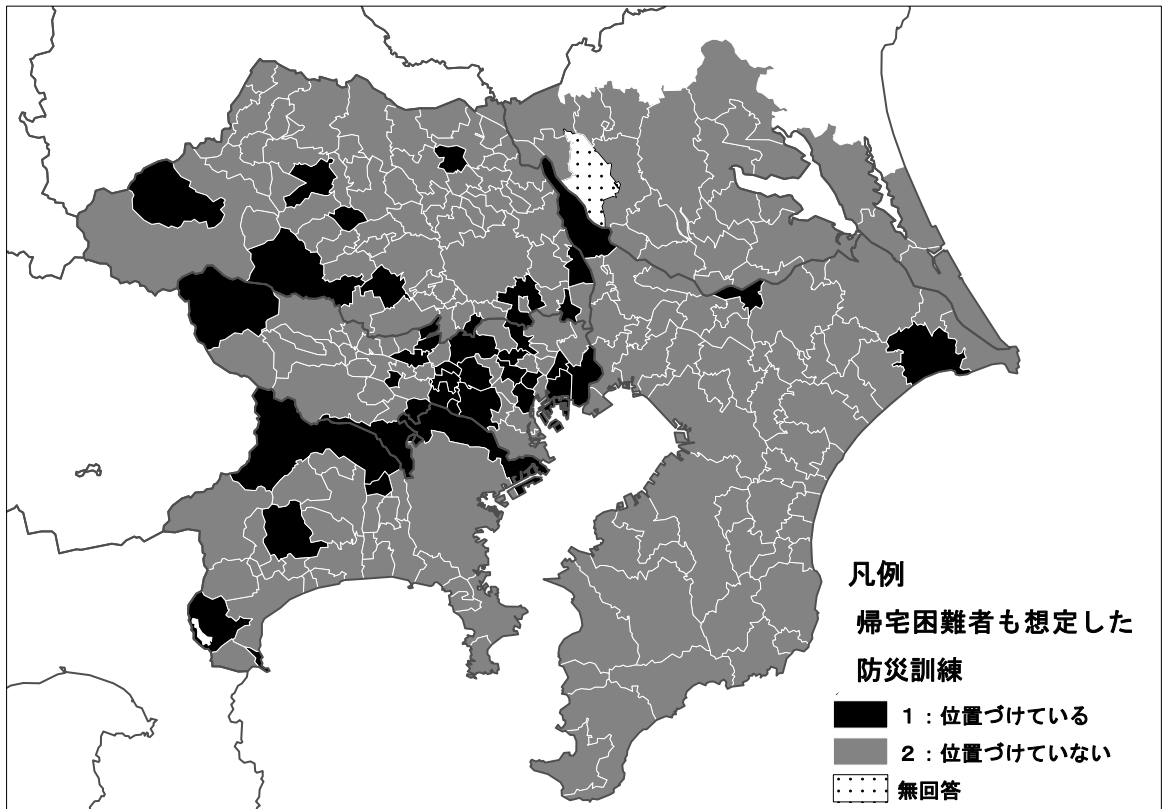
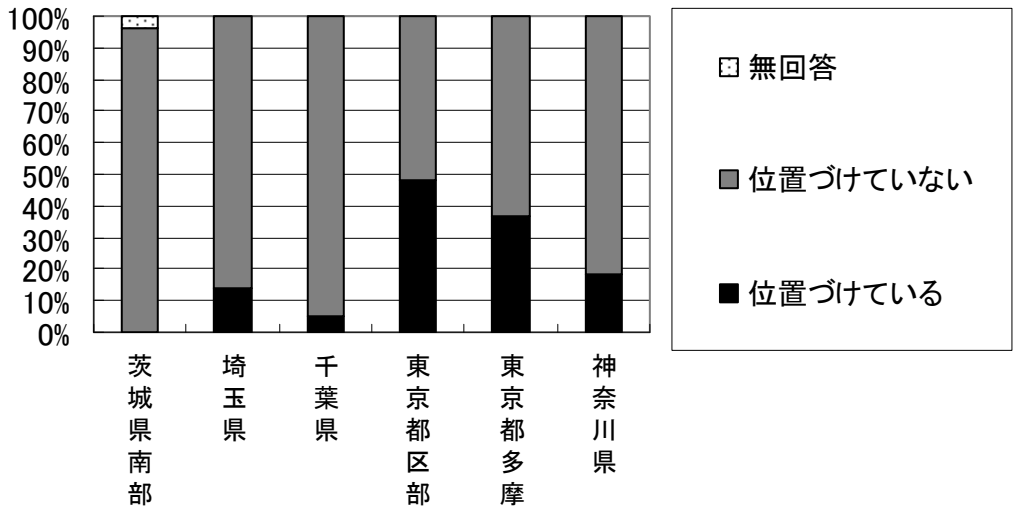


図 15-5 2 帰宅困難者も想定した訓練の実施の地域防災計画への位置づけ (1 (3) ウ⑫)

施策例7 帰宅困難者問題に関する課題、工夫、意見・要望等

3. 帰宅困難者問題に関する課題等、工夫

帰宅困難者問題にあたり、心配ごとや現状での課題等がございましたら、ご記入下さい。他の市区町村の参考となるよう、何か工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

また、関連文書等があれば、添付してください。

5. 帰宅困難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における帰宅困難者対策等について意見・要望等がございましたらご記入下さい。また、貴市区町村で、帰宅困難者対策でユニークな取り組みを実践されている学校、企業、団体などをご存知でしたら、ご教示ください。

■帰宅困難者問題に関する課題、工夫、意見・要望等

①広域性に係る問題等

- ・ 「帰宅困難者対策については、一自治体のみにとどまらず、状況によっては県内のみならず県域を越えて広域連携の必要があることから、広域自治体である都道府県の積極的な関わりが重要であると思われる。」
- ・ 「帰宅困難者対策について、特に徒歩で帰宅する方々に対しては、各市区町村が連携するとともに、行政界を超えた広域的な支援が必要となるため、初動期から迅速に支援を行うことができるよう、体制を整備願います。」
- ・ 「帰宅困難者においては、広範囲での対応が必要になることが想定されるため、広域的な対応が不可欠と思われる。そのことから、都道府県が中心となった対応策をお願いしたい。」
- ・ 「大規模災害により町指定の避難所に避難住民及び帰宅困難者で一時収容しきれなかった場合、帰宅困難者を他市町へ移動してもらう場合の調整が不安である。」

②財政上の問題等

- ・ 「市の予算内で帰宅困難者用の備蓄品まで用意するのは事実上不可能に近く、帰宅困難者用の備蓄品については、都県に計画的配備をして欲しい。」
- ・ 「国が企業や学校等へ帰宅困難者が出ないように積極的な取り組みを促すとともに、食糧等の備蓄に対する補助制度を設けるなどして、帰宅困難者対策の促進を図るべきである。」

③状況が想定できないことの不明確さ

- ・ 「帰宅困難者については、市町村で人数を想定できないため、具体的な対策に取り組むことが難しいと考える。」
 - ・ 「状況が想定できないため、備蓄や一時収容スペースが十分か判断付かない。」
 - ・ 「徒歩帰宅の通過人数が具体的に把握できない。」
- ④実効性の確保に係る問題
- ・ 「地域防災計画には、いくつかの対応策が記載されているものの、全く実践的な備えが伴っていない。」
- ⑤応急対策上の優先度の問題
- ・ 「大規模災害により町指定の避難所に避難住民及び帰宅困難者で一時収容しきれなかった場合、避難住民と帰宅困難者の対応の優先順位の決め方。」
 - ・ 「水・食料についてはどうしても優先順位が市内・帰宅困難者の順という風潮が考えられるが、その対応には管内の避難者、帰宅困難者双方の認識の捉え方について、双方から不満の声が上がるのが予想される。その対応が課題である。」
- ⑥準備・検討の不足の問題等
- ・ 「事業所の防災計画及びマニュアルの策定がすすんでいない。また、必要性に対する意識が希薄である。」
 - ・ 「帰宅困難者対応を直接担当する部課が決まっていない。」
- ⑦非常時における対応力不足の問題
- ・ 「帰宅困難者が多数発生した場合、駅周辺での混乱や路上への滞留が予想されるが、それに対する誘導及び情報提供等の対応が、災害発生当初に人命救助を最優先している中で、どれほど可能か課題と考えている。」
- ⑧交通のボトルネックの問題
- ・ 「本市区町村は大河川に囲まれており、橋梁が崩落した場合には、市区町村内外への移動が困難になる。職住近接の特徴から、市区町村内では相当数の帰宅困難者は発生しないと考えられるが、都県境の自治体として都県への遠距離徒歩帰宅者が滞留する可能性は高い。舟運による帰宅困難者輸送などの方法も検討が必要である。」
 - ・ 「当市区町村は、北、西側を全て河川で囲われております。よって、他都県との往来には国道、自動車道、JR を使用する以外、方法がございません。震災により、橋が全て崩壊した場合、他都県からの通勤、通学者が帰宅出来ずに、当市区町村で足止めになり、多数の帰宅断念者が発生するという事態が懸念されます。また、都県からの通勤、通学者が、対岸の市で同じ事態に遭

遇することも懸念されます。当市区町村ではそれだけの帰宅断念者を一時保護する為の施設等がなく、計画を立てられません。よって、路上に溢れた帰宅断念者が暴徒化し、食糧の略奪行為等の発生も懸念されます。そういった場合、自衛隊による渡河橋等の架橋により状況を改善することが可能かと思われます。この様な事態に陥った場合、国土交通省、土木事務所から自衛隊要請手段は構築されているのか、また、自衛隊による渡河橋等の架橋が可能か、可能なら地震発生後からどの程度で架橋できるのか、が懸案事項となっております。」

5. 帰宅困難者対策の実施状況と地域防災計画への位置づけ

(全体集計)

5. 1. 帰宅困難者対策の実施状況

- ・ 帰宅困難者対策の実施状況を調査対象地域全体で集計すると、①安否確認手段の周知が50%で最も高い。②むやみに移動を開始しないことの周知、③帰宅困難者心得の周知、④水や食料の備蓄の推奨、⑤公共施設や学校を一時収容のために確保、⑫帰宅困難者も想定した訓練の実施が13～14%である。

■実施している ■実施を検討している □検討したが実施の予定なし □検討していない □無回答

- ①家族等の安否確認ができない人があわてて帰宅することを抑制するため、災害用伝言ダイヤル等（災害用ブロードバンド伝言板、携帯電話の災害用伝言版サービス含む）の安否確認手段の周知
- ②一斉に徒歩帰宅をすることによって混乱が起こることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」ことを住民や学校、企業等へ周知
- ③“帰宅困難者心得〇カ条”のような、帰宅困難者のための心得の周知
- ④学校や企業にしばらく留まることを可能にするために、帰宅断念者に水や食料の備蓄を推奨
- ⑤ホール等の公共施設や学校（高校や国公立大学等）を帰宅断念者の一時収容に確保
- ⑥民間施設の大規模集客施設等を帰宅断念者の一時収容に利用するための協定等の締結
- ⑦幹線道路沿い等の避難所（市区町村が設置する小中学校体育館等の屋内避難所）に、遠距離徒歩帰宅者用の水やトイレ等を準備
- ⑧遠距離徒歩帰宅者が通る幹線道路沿い等の市区町村施設において、水やトイレ等を提供
- ⑨遠距離徒歩帰宅者に対する沿道等での支援について、民間事業者やボランティア団体等と協定等を締結
- ⑩駅や路上等での帰宅困難者に資する情報（被災情報、交通情報、休息場所情報など）提供。
- ⑪駅周辺での混乱防止のため、誘導計画策定や協議会の設立等の準備
- ⑫平時の防災訓練で、帰宅困難者も想定した訓練の実施
- ⑬帰宅困難者のうち、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要援護者に対して何らかの支援を準備
- ⑭帰宅断念者を災害対応のボランティアとして活用する方策を準備
- ⑮民間事業者との帰宅困難者支援に係る物資支援協定等を締結

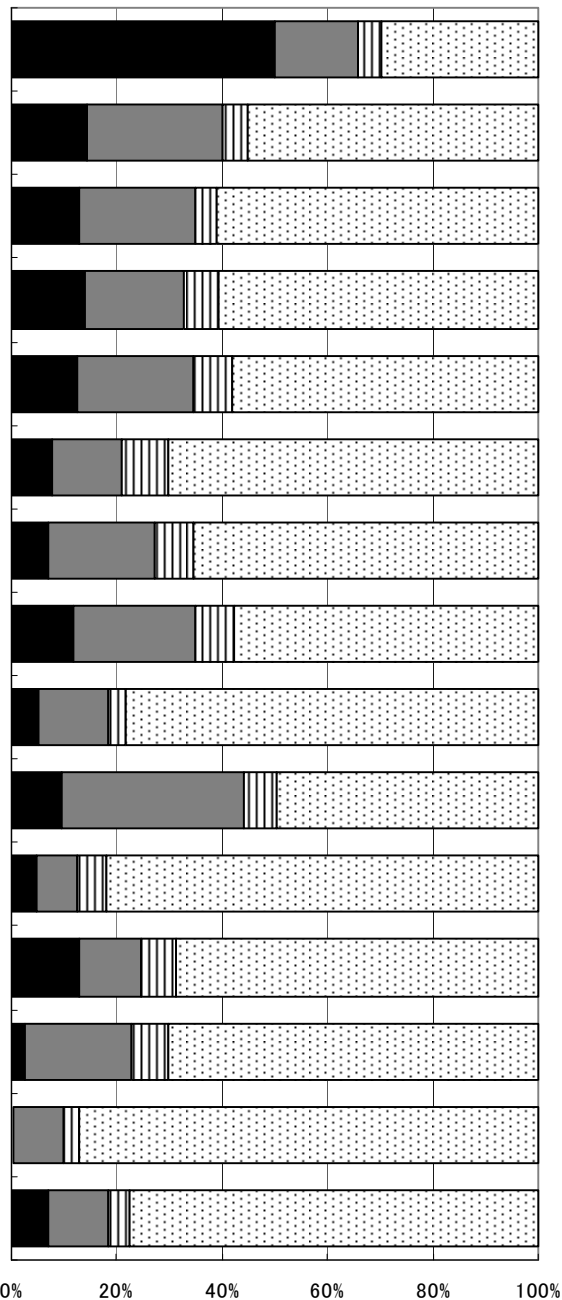


図 15-53 帰宅困難者対策の実施状況（1（3）ア①～⑮）
地域防災計画への位置づけの状況（全体集計）

5. 2. 帰宅困難者対策の地域防災計画への位置づけ

・ 帰宅困難者対策の地域防災計画への位置づけの状況を、調査対象地域全体で集計すると、①安否確認手段の周知が 41%、⑩駅や路上での情報提供が 34%と比較的高いほか、④水や食料の備蓄の推奨が 25%、⑧幹線道路沿いの市区町村施設で水やトイレを提供が 20%である。

■ 位置づけている ■ 位置づけていない □ 無回答

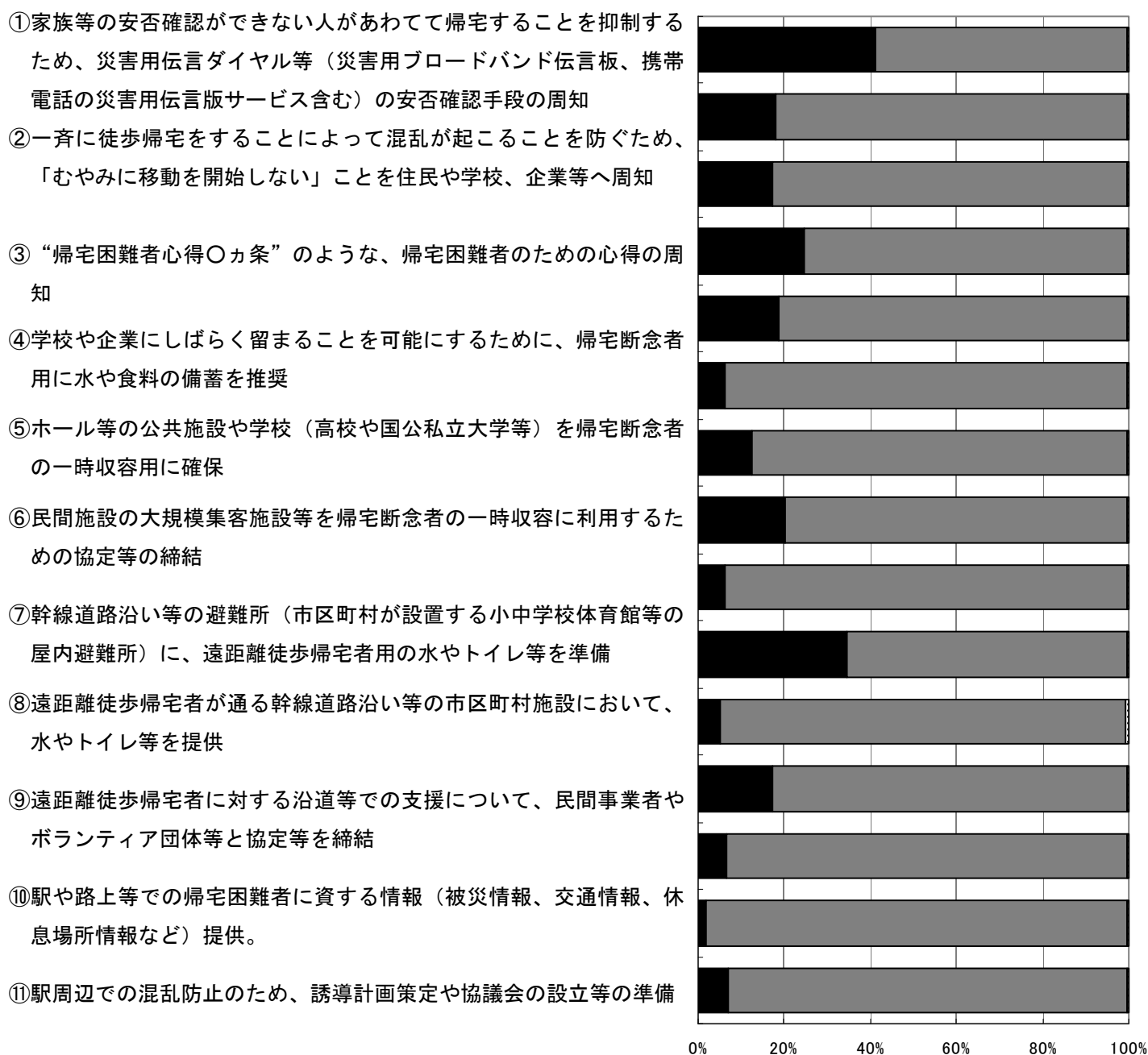


図 15-5 4 地域防災計画への位置づけの状況（1（3）ウ①～⑩）

参考資料 1 6 帰宅困難者対策等に関する参考資料

1. 帰宅困難者向け収容施設を有するビルの建設例

渋谷駅前再開発事業では、災害時の帰宅困難者を収容するスペースを持った大規模ビルが開発される予定である。

都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度（都市再生特別地区）が創設されている。

○渋谷駅再開発事業に関する新聞報道等

- ・東京急行電鉄は東京・渋谷駅前に高さ 185 メートルの高層複合ビルを建設する。ミュージカル専用劇場や大地震の際に 6000 人程度の帰宅困難者を収容する公共ホールも設ける。2012 年春の完成が目標で総投資額は 500 億—800 億円。国や他の事業者も含め 1 兆円規模という渋谷再開発が動き出す。

（日本経済新聞 2007/9/15）

- ・東京急行電鉄は 3 日、渋谷駅前の東急文化会館跡地に、商業施設やミュージカル劇場、ホールなどが入る高層複合ビルを建設すると発表した。水や毛布などを備蓄し、害発生時には帰宅困難者の一時避難所として提供する。（中略）東急と隣接権利者でつくる協議会は同日、都市再生特別措置法に基づく都市計画を東京都に提出した。認可されれば、通常 800% 程度の容積率が 1370% まで緩和される。（後略）

（毎日新聞 2007/10/4）

高層ビルの建設が決まった渋谷東急文化会館跡地

東急電鉄は 9 月 20 日と 22 日、渋谷駅東口・東急文化会館跡地の再開発事業について周辺住民説明会を行い、同地区に国内最大規模のミュージカル専用施設などが入る高さ約 180 メートルの複合高層ビルを建設すると発表した。

（中略）地域に貢献する公共機能として、中層部・文化施設内のエキシビジョンホールなどを、大地震などの災害時帰宅困難者向けの収容施設とする計画もまとめた。災害時には約 6 千人を収容できるという。ビル内にこうした機能を持たせることで、容積率の緩和を図った。（後略）

（渋谷経済新聞（株式会社花形商品研究所）2007/09/22）

<http://www.shibukei.com/headline/4659/index.html>

2. 防災に関する委員会アンケート（日本経団連防災に関する委員会）

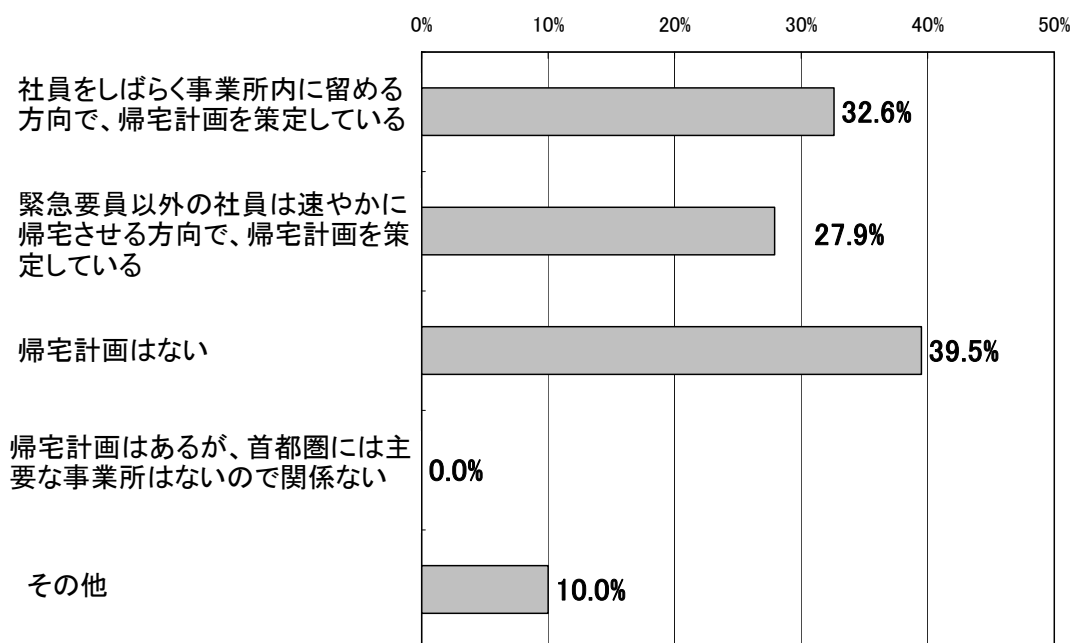
日本経団連の加盟企業に対する防災アンケート調査において、首都直下地震時の社員の帰宅計画についてきいたところ、「社員を事業所に留める方向」とするものが約 33%、「緊急要員以外の社員は速やかに帰宅させる」とするものが約 28%であり、企業の対応は分かれている。

○アンケート調査概要

- ・実施期間:2007年5月18日～6月18日
- ・回答数:190企業、15団体 回答率 65.1%
- ・調査項目
 1. 「企業の地震対策の手引き」(2003年7月)の「日頃の地震対策」への対応状況
 2. 業界団体としての防災に関する活動状況

○アンケート結果抜粋 [帰宅計画（首都直下型地震を想定）]

「問:首都直下型地震が起こった際には、多数の人が慌てて帰宅行動をとることで混雑や混乱が生じ、危険が増大することが予想されています。内閣府の中央防災会議では、企業に対して社員をしばらく事業所内に留めることを求める方向で具体的な施策を検討中ですが、首都直下型地震の際の社員の帰宅計画は、どのようなものですか。(複数回答)」



出典：日本経団連防災に関する委員会、「防災に関する委員会アンケート調査結果概要」
 2007年10月22日をもとにグラフを作成
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/083.pdf>

3. 防災案内板の整備状況

千代田区は、沿道の案内板に一時避難場所、防災倉庫等の防災情報を記載した総合防災案内板を整備している。東京都も、観光客向けの案内板を道路標識とともに整備している。

○千代田区総合防災案内板

- ・一時避難場所、防災倉庫、防災井戸、防災船着き場の位置を記載した「総合防災案内板」を千代田区内 141 箇所に整備。
- ・広告収入を元に H17 年度から PFI 方式で維持管理
- ・総合案内板以外に東京都が設置するエリアマップ(歩行者用観光案内標識)が 44 基設置されている。これは観光客向けに設置されたものである。

(千代田区区民生活部地域振興課への聞き取り結果)



写真 16-1 千代田区総合防災案内板

○歩行者用観光案内標識

- ・東京都の事業で、観光客に対する情報提供を意図した案内板がある。交通バリアフリー法をきっかけに整備が始まった。
- ・設置の場合は、都道の場合、道路標識と併せて設置される。区道の場合、区が補足的な情報を付ける場合がある。
- ・地図面は 1/1000 スケールで 1km 四方の広域地図、凡例、ピクトグラムがセットになっている。国交省の「道路の移動円滑化ガイドライン」に準拠。
- ・千代田区の総合防災案内板もこれをベースとしている。
- ・都内全域で 490 基(うち、9 割が区部)整備され、H19 年度 100 基追加予定。

(都産業労働局観光部振興課への聞き取り結果)



写真 16-2 歩行者用観光案内標識

4. 地域防災計画における帰宅支援に係る記載内容

一都三県の地域防災計画における帰宅支援に係る記載内容は異なる。

○東京都の地域防災計画から帰宅支援にかかる部分について抜粋

- ・一時収容施設の確保[第 10 章第 3 節]
 - －所管で受け入れが可能なものを一時収容施設として指定し、都民・事業者に周知する
 - －広域的な立場から、事業者団体に対して、外出者の一時収容について協力を求める。必要に応じて、一時収容場所の提供に関する協定を締結することにより、区市町村が当該団体の加盟事業者との間で協定が締結できるよう努める。
- ・鉄道運行情報の提供[第 10 章第 5 節(1)]
 - －鉄道事業者からの情報を集約し、災害情報提供システムなどを活用して、都民に提供する。
- ・帰宅道路に係る情報の提供[第 10 章第 5 節(3)]
 - －都は、帰宅支援の対象道路として策定した 16 路線について都民へ周知を図る。
 - －都は、16 路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これら情報を災害情報提供システムなどを活用して都民に提供する。
- ・徒歩帰宅者への支援[第 10 章第 5 節(4)]
 - －平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。
 - －全都立学校(島しょを除く。)及び東京武道館を帰宅支援ステーションに指定し、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行う。
 - －帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。
 - －帰宅支援ステーションに指定された都立学校への連絡手段の確保に努める。
 - －沿道の私立学校等との協定を締結して新たな帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討する。

等

○千葉県の地域防災計画からの抜粋

- ・八都県市首脳会議(防災・危機管理対策委員会)における対応[第 3 章第 14 節 3(2)]
 - ウ 徒歩帰宅支援

やむを得ず徒歩で帰宅する人々の支援のため、幹線道路沿いなどに所在するガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の施設を「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として位置づけ、一時休憩所として飲料水、トイレ、情報提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結するなど帰宅経路における環境の整備を行う。

- ・千葉県の対応[第 3 章第 14 節 3(3)]
 - 国や八都県市との協議を踏まえ、次のとおり検討を進める。

- ②関係自治体や防災機関等の協力により徒歩帰宅訓練を実施し、通勤・通学者等の防災意識の向上や支援方策の検証・検討を行う。
- ④防災情報ターミナルちば整備事業の一環として、防災ポータルサイトを開設し、防災メールの配信や地上デジタルテレビ放送などを活用した防災情報の提供を行う。
- ⑤災害時徒歩帰宅者支援ステーションについて他事業者への拡大など協力事業者の増加を図る。

○埼玉県の地域防災計画からの抜粋

埼玉県は、地域防災計画において帰宅困難者支援について次のとおりの支援内容を示している。

- ・情報の提供、広報[第3章第15節第3、1]
 - 帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。
 - －テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報
 - －県ホームページに「災害時用伝言板」を開設
- ・水、食料の配布[第3章第15節第3、2]
 - －避難所等において、水、食料の配布
- ・休憩所提供の要請等[第3章第15節第3、2]
 - －公共施設等の一部を休憩所・トイレとして解放、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請

○神奈川県はの帰宅困難者支援

- ・神奈川県は地域防災計画に帰宅困難者対策を盛り込んでいないが、三田市(神奈川県、横浜市、川崎市)共同の取組として、日産自動車(株)横浜工場ほか4社と、地震等の災害時に交通の途絶により発生する帰宅困難者を支援するため、(1)水道水(2)トイレ(3)各種の災害情報(4)一時的な休憩の場の提供を内容とする協定を締結している。
- ・支援の内容
 - 帰宅困難者に対し、
 - ア 水道水やトイレを提供する。
 - イ ラジオやテレビ等で知り得た災害情報の提供を行う。
 - ウ 一時的に休憩の場を提供する。
 - なお、本協定に賛同した店舗(事業所)を「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、別紙「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する予定。
- ・協定の相手方
 - 日産自動車株式会社横浜工場、神奈川日産自動車株式会社、日産プリンス神奈川販売株式会社、株式会社日産サテリオ湘南、横浜マリノス株式会社

出典：神奈川県ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/press/0705/091/index.html>

5. 災害時対応自動販売機

全国で自販機（飲料系）は約250万台あり、このうち、災害時に無料で商品を提供する自販機は、約4500台と推定されている。

- ・日本自動販売機工業会によれば、災害対応自販機には以下の三種類があり、2007年1月末時点で、合計で全国で約4,500台が出荷されている。このうち、おおよそ約半数が商品を提供する自販機(②と③)である。

- ① 災害時に情報のみ提供をする自販機
- ② 災害時に商品(無料)のみ提供する自販機
- ③ 災害時に情報と商品(無料)の両方を提供する自販機

(日本自動販売機工業会への聞き取り結果)

- ・停電時でも使えるよう非常用バッテリー付きが多く、手動で無料に切り替える方式と、無線による遠隔操作で切り替える方式がある。
- ・電光掲示板が附属し、災害情報を提供できるものもある。



写真 16-3 災害時対応自動販売機の例

6. ガソリンスタンドでの支援

一都三県は、それぞれの地域内のガソリンスタンドの組合と協定を締結して、徒歩帰宅者の支援を行ってもらうようにしている。

○東京都石油業協同組合

災害時にはガソリンスタンドは地域の拠点として、被害状況や支援情報の提供、地域住民の安否や連絡情報の取り次ぎなど、出来る限りの対応を実施いたします。また、帰宅困難者に対しては、サービスルームを休憩所として解放するなど、積極的に支援いたします。

地域住民の皆様へ正確な情報の提供を実施

- ガソリンスタンドは、テレビ、ラジオなどで常に正確な情報を収集し、来店者に積極的に提供いたします。
- 近隣の道路、建物などの被害状況マップの作成を実施。
- 安否情報や避難所、病院、営業店舗など生活情報の提供。
- 災害対策本部や災害ボランティアセンターなどからの広域被害情報や被災支援情報の提供。
- 地域住民の皆様に対する危険物取り扱いの指導等。

掲示板の設置

- ガソリンスタンド内に掲示板を設置して各情報を張り出し、誰でも自由に見られるようにします。
- 住民の皆様同士が連絡事項などの張り紙をできるように掲示板を解放します。
- 夜間など、閉店時でも外から見える場所に掲示板を設置します。



帰宅困難者を支援します

東京には多くの事業所や学校や買い物・娯楽施設が集中しており、大災害が発生した場合、すみやかに自宅に帰ることができない帰宅困難者が多く発生します。東京における直下型地震の被害想定調査によれば、帰宅困難者は371万人にもものぼると推定されており、そのような帰宅困難者に対しては、ガソリンスタンド内のサービスルームを休憩所として解放いたします。また、情報を提供し、帰宅または避難を安全にできるよう支援いたします。

出典：<http://www.toseki.or.jp/saigai/index.htm>

○神奈川県石油組合連盟の例

神奈川県・横浜市・川崎市と当組合が、大規模地震発生等の災害時に備えて、「災害時の徒

歩帰宅者支援に関する協定」を締結しております。

神奈川県石油組合加盟のガソリンスタンド全店の店頭、「災害時帰宅者支援ステーション」ポスター(右)を掲示しております。また、神奈川県・横浜市・川崎市と当組合が締結しました協定により、災害発生時に、加盟ガソリンスタンドのスタッフが行う、徒歩帰宅者の主な支援方法を定めております。



災害時徒歩帰宅者支援事業ポスター

支援内容 1 「一時休憩所として飲料水、トイレを提供する」

1. 徒歩帰宅者の一時休憩所です。(避難所ではありません。)

徒歩帰宅者が帰宅途中の交通情報や飲料水等の提供を受けるため、給油所に一時休憩するために立ち寄ることができます。ただし施設上、避難所となるものではありません。

2. ガソリンスタンドの商品である清涼飲料水等は、無料提供ではありません。

災害時のボランティア活動として、各ガソリンスタンドの判断に委ねていますが、必ずしも無料提供するものではありません。

3. ガソリンスタンドのボランティア活動です。

ボランティアで、トイレの使用、テレビ・ラジオ情報、道路情報などの提供を行っております。

支援内容 2 「情報提供」

1. 常に停電でない限りラジオ、テレビで情報が得られるようにしておきます。

災害時には、電話は使用不能状態になる可能性が高いので、停電でない限り、ラジオ・テレビはつけたままにして、常に情報を提供できるようにします。

2. 地図等による「通行可能な道路の情報」提供を致します。

組合加盟ガソリンスタンドでは、ガソリンスタンド周辺地図を1部常備しております。災害時、通行可能な道路情報を提供するために、地図などを閲覧できるようにいたします。ただし、地図をコピーして配るものではありません。

支援内容 3 「可能な範囲の支援活動を」

災害発生時には給油所の施設・設備や経営者・従業員も被災して、徒歩帰宅者に十分な支援が出来ないことも予想されます。あくまでも「災害発生時の状況下で判断して、可能な範囲の支援活動」を、ボランティアで行っております。

出典：<http://www.sekiyukumiai.or.jp/life/knowledge/toho.htm>

○千葉県石油商業組合の例

災害時徒歩帰宅者支援ステーションとは ▶▶

大地震等の災害時に主要交通機関が麻痺した場合、自宅まで歩いて帰らなければならない俗に帰宅難民と呼ばれる帰宅困難者※のために、ガソリンスタンドを一時休憩所として利用できるよう、千葉県と協定を結び帰宅困難者を支援することになっています。

※石油商業組合員のみとなります。詳しくはあなたの街のサービスステーションをご覧ください。

災害時ガソリンスタンドは徒歩帰宅者を支援します

一時休憩所として
利用できます。

交通被害状況などの
情報を提供します。

飲料水を提供します。

トイレを提供します。

このポスターが目印です ▶▶



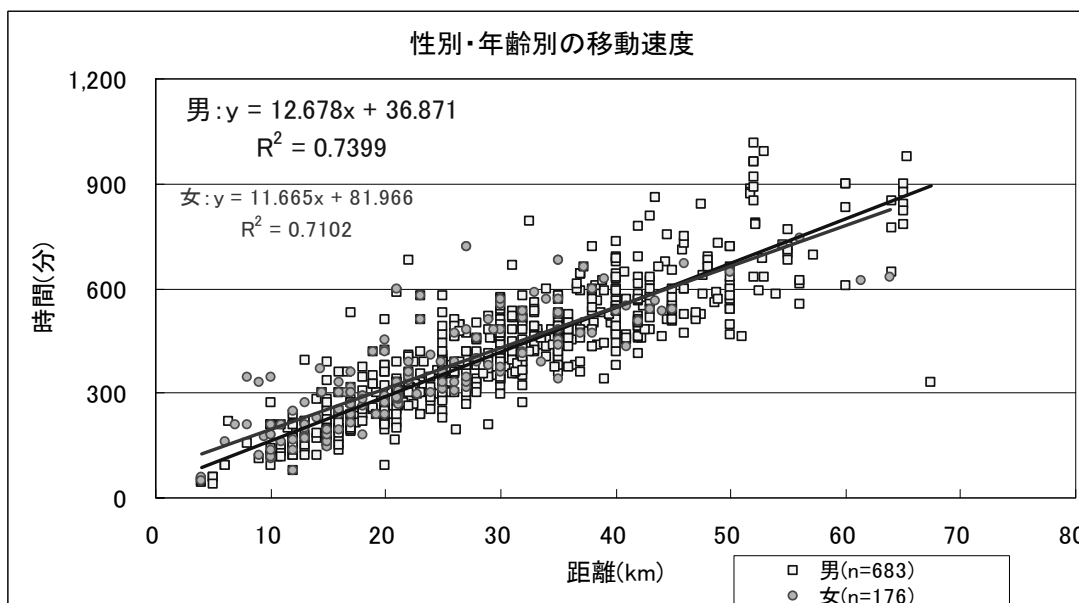
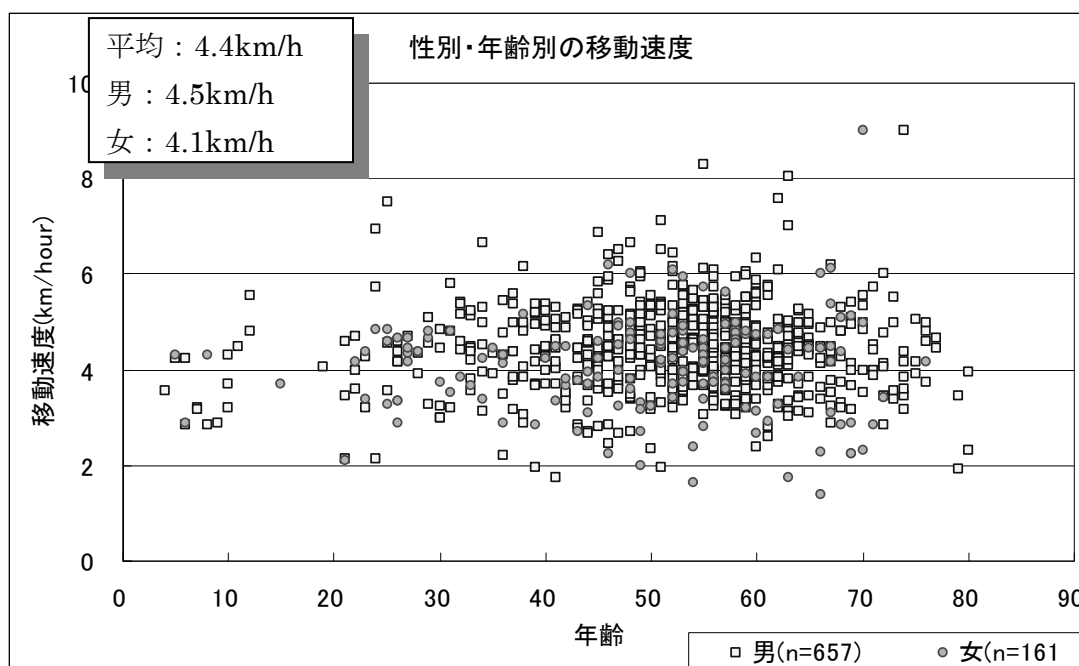
日本ではここ10年余りの間に大きな地震が発生し、最近でもそのために多くの災害をもたらしました。そういった時、自宅まで歩いて帰らなければならない人々のために、千葉県石油商業組合は県下全域の組合員給油所に「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」を設置いたしました。一時休憩所として利用したり、情報はもちろん飲料水の提供や、トイレの利用等、お近くのガソリンスタンドで安心してご利用いただけます。

出典：<http://www.chibaseki.jp/saigai/index.html>

7. 徒歩帰宅訓練による歩行時間等のデータ（帰宅難民の会）

「帰宅難民の会」の徒歩帰宅訓練のデータによれば、平均的移動速度は約 4km/h である。年齢、性別によるばらつきの差は顕著ではない。また、体の疲労・痛みに関しては、移動距離によってまちまちであり明確な傾向が見られず、個人差が大きい。

○移動速度



出典：『帰宅難民の会』記録集（第1回～第3回）の報告を基にデータ化

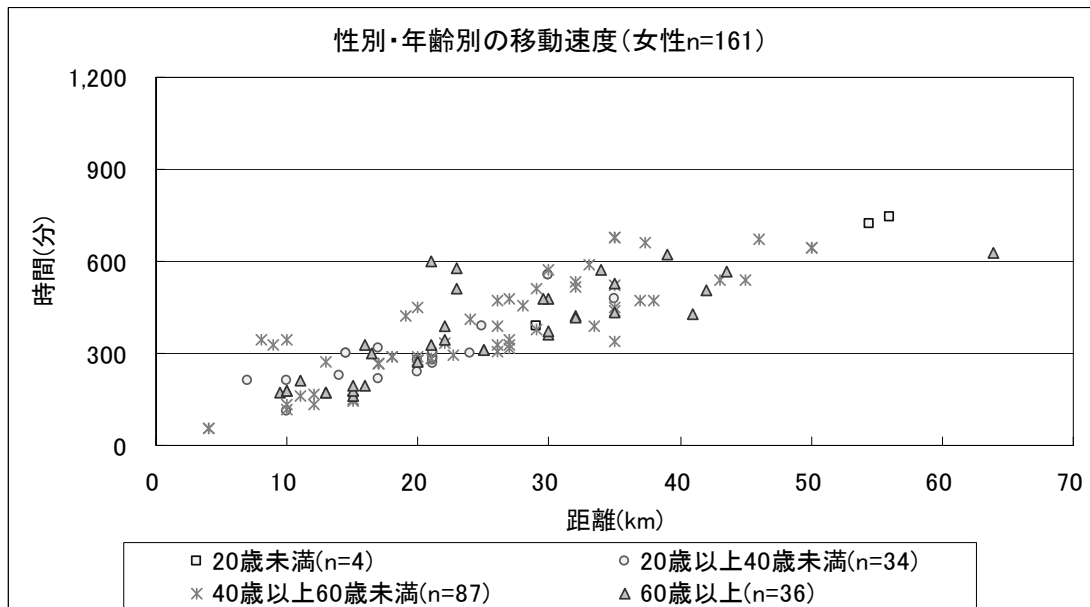
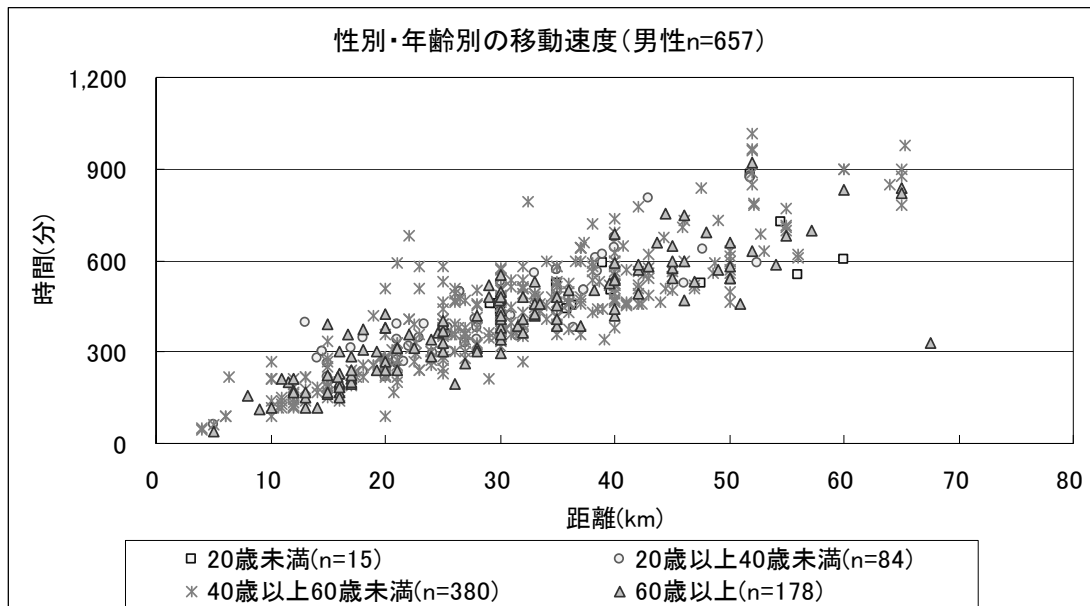


図 16-1 徒歩帰宅訓練における移動速度

出典：『帰宅難民の会』記録集（第1回～第3回）の報告を基にデータ化

8. 帰宅困難者の代替輸送に関する基礎データ

帰宅困難者の搬送手段としてバス、舟運による代替輸送が考えられる。
 バス事業者のバス台数は、都内では約8千台、首都圏では約1万5千台程度である*。

*平成18年版都市交通年報、(財)運輸政策研究機構による。本資料における首都圏の集計対象範囲は、東京駅を中心とした半径50kmの圏内であるが、特に交通が不便な地域、大半が50km圏外にある行政区域は除外されている。

○バスの台数

表 16-1 各バス会社のバス保有台数

事業者名	台数	都内事業者	事業者名	台数	都内事業者
東京都交通局	1,481	●	臨港グリーンバス	10	
東武バスイースト	115	●	相模鉄道	194	
東武バスウエスト	290	●	相鉄バス	75	
東武バスセントラル	260	●	江ノ島電鉄	199	
東急バス	886	●	江ノ電バス	2	
京成電鉄	658	●	小湊鉄道	131	
船橋新京成バス	92		千葉中央バス	95	
松戸新京成バス	90		東洋バス	70	
習志野京成バス	46		成田空港交通	3	
国際興業	835	●	阪東自動車	50	
西武バス	768	●	千葉海浜交通	52	
西武自動車	4	●	船橋バス	9	
京浜急行バス	693	●	千葉内陸バス	53	
羽田京急バス	60	●	東京ベイシティ交通	82	
横須賀京急バス	9		関東鉄道	100	
横浜京急バス	7		茨城急行自動車	44	
京王電鉄バス	453	●	大利根交通自動車	13	
京王バス東	126	●	多摩バス	75	
京王バス中央	57	●	川越観光自動車	71	
京王バス南	62	●	朝日自動車	177	
関東バス	369	●	京成タウンバス	43	
ケイピーバス	17	●	京成トランジットバス	24	
小田急バス	451	●	ちばグリーンバス	36	
立川バス	200	●	千葉シーサイドバス	10	
シティバス立川	5	●	ちばシティバス	26	
西東京バス	232	●	ちばフラワーバス	25	
横浜市交通局	1,008		ちばレインボーバス	45	
川崎市交通局	333		ジェイアール東海バス	39	
神奈川中央交通	1,628				
横浜神奈交バス	14				
相模神奈交バス	13				
藤沢神奈交バス	14		合 計	15,318	
川崎鶴見臨港バス	300		都 内 合 計	8,022	

出典：平成18年版都市交通年報、(財)運輸政策研究機構

河川舟運の輸送力については、例えば荒川（竹芝棧橋～川口）で、4万6千人／日程度である。

○舟運の輸送能力の試算

■河川舟運（荒川）

使用する船舶

- ・屋形船
 - －係留地は、東京港、墨田、北品川が多い
 - －約 60 隻あり、その総定員数は約 5 千人※
 - －速力は 10 ノット
- ・水上バス
 - －係留地は東京港、川口が多い
 - －約 20 隻あり、その総定員数は 6600 人※
 - －速力は 11 ノット前後

※「平成 17 年度大都市圏の広域防災拠点ネットワークにおける異種輸送手段の結節機能の強化に関する検討調査」、国土交通省による

試算手順

- ・竹芝棧橋を基点として、川口までの往復を繰り返すとする。
- ・竹柴棧橋から荒川河口まで約 8km、荒川河口から川口まで約 22km であるため、合計 60km の往復になる。
- ・屋形船及び水上バスの利用を想定して平均速度を約 10 ノットとすると、往復に要する時間は 3.2 時間（60km / (10 ノット × 0.514m/s)）となる。さらに乗降に各 30 分要すると考えると、往復に要する時間は 4.2 時間となる。大規模地震が発生した状況では、対応人員等の確保を前提とした上で、昼夜を問わず緊急輸送の実施が求められると考えられるため、24 時間の対応を前提として 1 日あたり 4 往復の輸送を想定する。
- ・1 日 4 往復の場合、(5,000+6,600) × 4 ≒ 4 万 6 千人を輸送できると試算される。

9. 帰宅困難者の心がけ

八都庁市では、帰宅困難となる場合に備え、一人一人に必要な心がけを広報している。例：情報の収集、安否の確認、帰宅経路の確認、帰宅グッズの準備等

○八都庁市で広報している心がけ

(1) まずは、情報の収集から

大規模災害時に、被害の状況がわからないままに行動すると、思わぬ危険にあったり、応急活動の妨げになることがあります。むやみに移動を開始せず火の始末などの必要な措置を行い、被害情報等を確認し、適切な行動を心がけましょう。

- ・ 携帯ラジオにより正確な情報を把握する
- ・ 噂話や出所不明な情報は、信用しない
- ・ 一人ひとりが冷静な判断と、適切な行動をとる
- ・ 不要、不急の電話はかけない
- ・ 不確かな情報は他人に伝えない



(2) 家族の安否の確認は

災害時の家族等との連絡先は、遠くの親戚など、事前に家族内で決めておきましょう。また、NTTの災害用伝言ダイヤル(171)を活用することで、安否などに関する伝言を録音、再生することができます。

- ・ 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生（災害用伝言ダイヤル）
- ・ 携帯電話「伝言板サービスの利用」
NTT ドコモ災害用伝言板サービス
au by KDDI、Tu-Ka by KDDI 災害用伝言板サービス
ソフトバンクモバイル災害用伝言板サービス
- ・ 連絡先カードの用意（遠くの親戚など）
- ・ 家族の写真（家族を探すとき役に立つ）
- ・ 事前に避難場所の確認
- ・ 声をかけ合い、助け合おう

(3) 帰宅経路を考える

徒歩による帰宅ルートを平常時に確認しておきましょう。

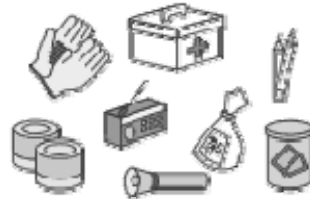
- ・ 徒歩、バスにより町並みを記憶する
- ・ 危険個所を把握する
- ・ 昼と夜では、風景が一変する
- ・ 住宅街の細い道は、危険が多い

- ・ 利用可能施設（休憩場所）を確認する
- ・ 通行止め、交通規制を想定し、迂回路も検討する

(4) 帰宅グッズを備えよう

徒歩により帰宅する場合、状況によっては事前の準備が必要となります。

- ・ 職場にはスニーカー
- ・ 携帯ラジオ
- ・ 地図、懐中電灯・防寒着、手袋・携帯食料、飲料水



(5) 徒歩帰宅者への支援

八都県市では、災害時に徒歩で帰宅する人たちのために、一部コンビニエンスストア等やガソリンスタンドと徒歩帰宅者支援の協定を結んでいます。これらのステッカーを提示している店舗では、トイレ、水道水を利用できるほか、道路交通情報などを入手できます。

出典： <http://www.8tokenshi-bousai.jp/info/info02.html>

10. 帰宅支援グッズの例

帰宅困難時に備え、必要な携行品をパッケージ化した支援グッズが市販されている。主なものは、携行非常食、水、医薬品等である。

○主な帰宅支援グッズの内容例

表 16-2 帰宅支援グッズの内容

販売元	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
内容	¥5,000	¥15,960	¥8,295	男性用:¥6,510 女性用:¥6,647	¥9,555	¥7,260	¥15,645
携行バッグ		○	○	○ ウエストポーチ	○ ウエストポーチ	○ ウエストポーチ	○
非常食	○	○	○	○	○	○	○
水	○	○	○	○	○	○	○
ラジオ	○ 手回し発電	○	○	○		○ 手回し発電	○ 手回し発電
ライト		○	○ ホイッスル・ コンパス付	○ ラジオに附属			○ ラジオに附属
乾電池	○	○		○			
笛		○			○	○	○ コンパス付
靴・スリッパ	○ スリッパ	○ スニーカー					
手袋・軍手	○	○	○	○		○	○
マスク			○	○	○	○	○
絆創膏等セット	○		○	○	○	○	
簡易トイレ		○			○	○	○
冷暖用品			○ サバイバル ブランケット	○ サバイバル ブランケット	○ サバイバル ブランケット	○ サバイバル ブランケット	○ カイロ・ サバイバル ブランケット
タオル	○	○	○	○	○		○
ティッシュ	○ ウエットティッシュ 大		○	○ ウエットティッシュ (女性用のみ)	○		○ ウエットティッシュ・ ポケットティッシュ
その他	簡易バケツ ローソク ガムテープ	フード (防水・防災) 帽子 ソックス 万能ひも テーピングテープ 心得帳 居所を知らせる反射板 10円硬貨	防災マニュアル 帰宅支援マップ シューズバッグ マルチツールナイフ	生理用品 (女性用のみ)	下着 コンパス ストロー浄水器 ポンチョ	ヒップバッグ	防煙フード レジャーシート ポンチョ 三角巾 帽子 応急手当マニュアル 緊急連絡先記入カード うちわ

出典：各社のホームページカタログから作成

1 1. 一斉に帰宅することのデメリット

大地震発災時に一斉に帰宅した場合には、沿道において以下に示すような状況が想定され、死傷者等の発生や、応急活動への支障などさまざまな問題が発生する。

- ・余震等による建物倒壊、落下物等による死傷者の発生
- ・火災延焼による死傷者の発生
- ・膨大な徒歩帰宅者の集中による路上等の混乱、集団転倒の発生



図 16-2 イメージ図 1 (案)



図 16-3 イメージ図 2 (案)

福岡県避難支援マップ

前原市 避難所等一覧
 避難所等の一覧を表示します。詳細を見たい避難所等をクリックしてください。

※地図上のデータについては、作成時期より現状を正確に反映していない場合があります。ご利用にあたっては十分ご注意ください。



《前原市からのお知らせ》
 ・避難所等に避難される場合は、市役所総務課へ電話してください。事前に開設状況を確認してください。
 ・避難の際は、ブロック塀のそばや狭い道、がけ、川べりの辺りなどは避け避難してください。
 ・日ごころから、近所の避難所・避難場所等の位置を確認し、避難経路を決めておきましょう。
 ・問い合わせ
 前原市役所 総務部総務課生活安全係
 電話 092-323-1111

前原市役所周辺の地図が表示されます。地図内には、表示設定で選択した施設が表示されます。

地図で表示する施設を選択できます。ここでは、避難所、避難場所が選択されています。

このページの表示オプション、施設種類の表示
 このオプションを表示することができます。
 表示したいカテゴリにチェックを入れて下さい。

- 避難所・避難場所 (公民館、学校等)
- 避難場所 (公園、グラウンド等)
- 福祉避難所 (特別養護老人ホーム等)
- 徒歩帰宅者支援ステーション(災害時、徒歩で帰宅することになった人が、水道水やトイレ等の支援を受けられる事ができる店舗)
- コーピエ等
- ガラシヤスタンド・自動車販売店
- 病院 (災害拠点病院・救急病院・救急診療所)

避難する際は、避難所の開設状況を事前にご確認ください。

近隣市市区町村の避難所等

<ul style="list-style-type: none"> ■ (特)寿班 ■ 加布里公民館 ■ 健康福祉センター(あごら) ■ 前原区中学校 ■ 前原東中学校 ■ 長瀬公民館 ■ 東原小学校 ■ 鹿原小学校 ■ 鹿山公民館 ■ 信士小学校 ■ 伊都文化会館 ■ 前原市健康運動場 ■ 前原西中学校 ■ 前原南小学校 ■ 鹿原小学校 ■ 信士小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いわら保育園 ■ 加布里小学校 ■ 前原市立体育館 ■ 前原中央公民館 ■ 長瀬小学校 ■ 磯ノ郷人の家 ■ 渡多江公民館 ■ 鹿山小学校 ■ 信士小学校 五丸分校 ■ 加布里小学校 ■ 前原市磯ノ郷人の家(ラビール前原) ■ 前原中学校 ■ 長瀬小学校 ■ 渡多江小学校 ■ 信士小学校五丸分校 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伊都文化会館 ■ 福祉センター-前原市健康館 ■ 前原小学校 ■ 前原中学校 ■ 前原南小学校 ■ 鹿原公民館 ■ 鹿原公民館 ■ 渡多江小学校 ■ 信士公民館 ■ 前原市健康福祉センター「あごら」 ■ 前原小学校 ■ 前原東中学校 ■ 東原小学校 ■ 鹿山小学校
---	--	---

表示する施設を選択すると、前原市内の該当施設の一覧が表示されます。

福岡県避難支援マップ

前原市 避難所等一覧
 避難所等の一覧を表示します。詳細を見たい避難所等をクリックしてください。
※地図上のマーキングについては、各広域圏により現状を正確に反映していない場合があります。ご利用にあたっては十分ご注意ください。



徒歩帰宅支援ステーションが地図内に表示されます。

このページの主要なマーキング、周辺施設の表示
 次の各施設を表示することができます。
 探したいカテゴリにチェックを入れて下さい。

- 避難所・避難場所
 - 避難所 (公民館、学校等)
 - 避難場所 (公園、体育館等)
 - 福祉避難所 (特別養護老人ホーム等)
- 徒歩帰宅支援ステーション(災害時、徒歩で帰宅することになった人が、水道水やトイレ等の支援を受けられる店舗)
 - コンビニ等
 - カフェ・コンビニ・自動販売機

徒歩帰宅支援ステーションを選択します。

- 病院
 - 災害拠点病院・救急病院・救急診療所
- ※災害拠点病院・・・地域の医療機関で対応できない重傷者等に特に医療を
 ※救急病院・救急診療所・・・24時間の救急医療に対応し、事故による傷病者

避難する際は、避難所の開設状況を事前にご確認ください。

- 近隣の市区町村の避難所等
- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ am/pm 福岡前原駅前店 ■ セブンイレブン前原上町中央店 ■ セブンイレブン前原成歩江店 ■ ファミリーマート前原永成店 ■ ボプラ前原倉庫店 ■ (株)アズマビル ■ (株)新出光セルフ流通江 ■ (有)大倉石油店セルフ前原東 ■ JA赤島本店 ■ JA石井石油店赤島 ■ 九州興産(株)前原 ■ 前原石油 ■ 福岡Jキャスト前原店 | <ul style="list-style-type: none"> ■ セブンイレブン前原原田店 ■ セブンイレブン前原北新地店 ■ セブンイレブン前原北新地店 ■ ボプラ前原原田店 ■ ローション前原原田店 ■ (株)ネクステージ九州Deeステージ前原 ■ (有)五海石油セルフステーション前原 ■ (有)五海石油店前原中央 ■ JA赤島金山石油店 ■ コウロード東洋(株)DEEセルフ業務前原 ■ 福岡興産石油(株) ■ 大倉石油販売(株)サンクエイ前原 | <ul style="list-style-type: none"> ■ セブンイレブン前原三徳店 ■ セブンイレブン前原南島台店 ■ ファミリーマート前原加布里店 ■ ボプラ前原原田店 ■ ローション前原北新地店 ■ (株)ネクステージ九州原田寺掛油断 ■ (有)五海石油有田石油店 ■ JA赤島長赤油断 ■ JA赤島長赤油断 ■ 安全島産(株) ■ 福岡興産石油(株)前原西 ■ 大倉興産(株)前原 |
|---|--|---|

前原市内の徒歩帰宅支援ステーションの一覧が表示されます。

福岡県避難支援マップ

前原市 避難所等一覧
 避難所等の一覧を表示します。詳細を見たい避難所等をクリックしてください。

※地図上のデータについては、作業時間により現状を正確に反映していない場合があります。ご利用にあたっては十分に注意下さい。



《前原市からのお知らせ》
 ・避難所等に避難される場合は、市役所に精算へ電話致していただき、事前に関係状況を確認してください。
 ・避難の際は、ブロック塀のそばや狭い道、塀や、川べりの近くはなるべく避けて避難してください。
 ・日ごころが、近所の避難所・避難場所等の位置を確認し、避難経路を決めておきましょう。
 ・問い合わせ先
 前原市役所 総務部総務課生活安全係
 電話 092-323-1111

地図上にカーソルを合わせると施設の名称が表示されます。ここでは、伊都文化会館を選択しています。

この地図の支援ステーション、病院情報の表示。次の各施設を表示することができます。ほしいカテゴリにチェックを入れて下さい。

- 避難所・避難場所
 - 避難所 (公民館、学校等)
 - 避難場所 (公園、グラウンド等)
 - 福祉避難所 (特別養護老人ホーム等)
- 徒歩帰宅者支援ステーション(災害時、徒歩で帰宅することになった人が、水道水やトイレ等の支援を受けられる事ができる店舗)
 - コンビニ等
 - ガソリンスタンド・自動販売店
- 病院
 - 災害拠点病院・救急病院・救急診療所

※災害拠点病院・・・地域の医療機関で対応できない重症者等に24時間対応し、地域の中核的な医療機関。
 ※救急病院・救急診療所・・・24時間の救急医療に対応し、事故による傷病者や疾病を幅広く救急患者を受け入れる医療機関。

避難する際は、避難所の関係状況を事前にご確認ください。

福岡県前原市各町の避難所等

<ul style="list-style-type: none"> ■ (株)寿長 ■ 加布平公民館 ■ 健康福祉センター(あごら) ■ 前原西中学校 ■ 前原東中学校 ■ 長湊公民館 ■ 東風小学校 ■ 前原小学校 ■ 雲山公民館 ■ 前原小学校 ■ 伊都文化会館 ■ 前原西中学校 ■ 前原南小学校 ■ 前原小学校 ■ 信士小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いづら保育園 ■ 加布平小学校 ■ 前原市市民体育館 ■ 前原中央公民館 ■ 前原南公民館 ■ 長湊小学校 ■ 前原市市民の家(リポート前原) ■ 前原中学校 ■ 長湊小学校 ■ 渡辺江小学校 ■ 前原健康福祉センター「あごら」 ■ 前原小学校 ■ 前原中学校 ■ 東風小学校 ■ 雲山小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伊都文化会館 ■ 解放センター前原市原住館 ■ 前原小学校 ■ 前原中学校 ■ 前原南小学校 ■ 東風公民館 ■ 前原公民館 ■ 渡辺江小学校 ■ 信士公民館 ■ 前原健康福祉センター「あごら」 ■ 前原小学校 ■ 前原中学校 ■ 東風小学校 ■ 雲山小学校
---	--	--

一覧から選択することもできます。

消防防災安全課

福岡県

トップページ 国民保護 安全・安心 ライフライン リンク集

防災メール・まもるくん 防災情報 火事と救急 交通情報 福岡県TOP

福岡県避難支援マップ

施設の詳細を表示します。

《前原市からのお知らせ》
 ・避難所等に避難される場合は、市民生活対策課へ電話をさせていただきます。事前に開設状況を確認してください。
 ・避難の跡ま、ブロック塀のそばや狭い道、がけ、川べりのまはなるべく避けて避難してください。
 ・日ごころから、近所の避難所・避難場所等の位置を確認し、避難経路を決めておきましょう。
 ・問い合わせ先 前原市役所 総務部総務課生活安全係
 電話 092-923-1111

施設名	伊都文化会館
種別	避難場所
所在地	819-1119 前原市前原東2-2-7
問い合わせ先	323-1128(伊都文化会館)、 323-1111(前原市総務課)
備考	

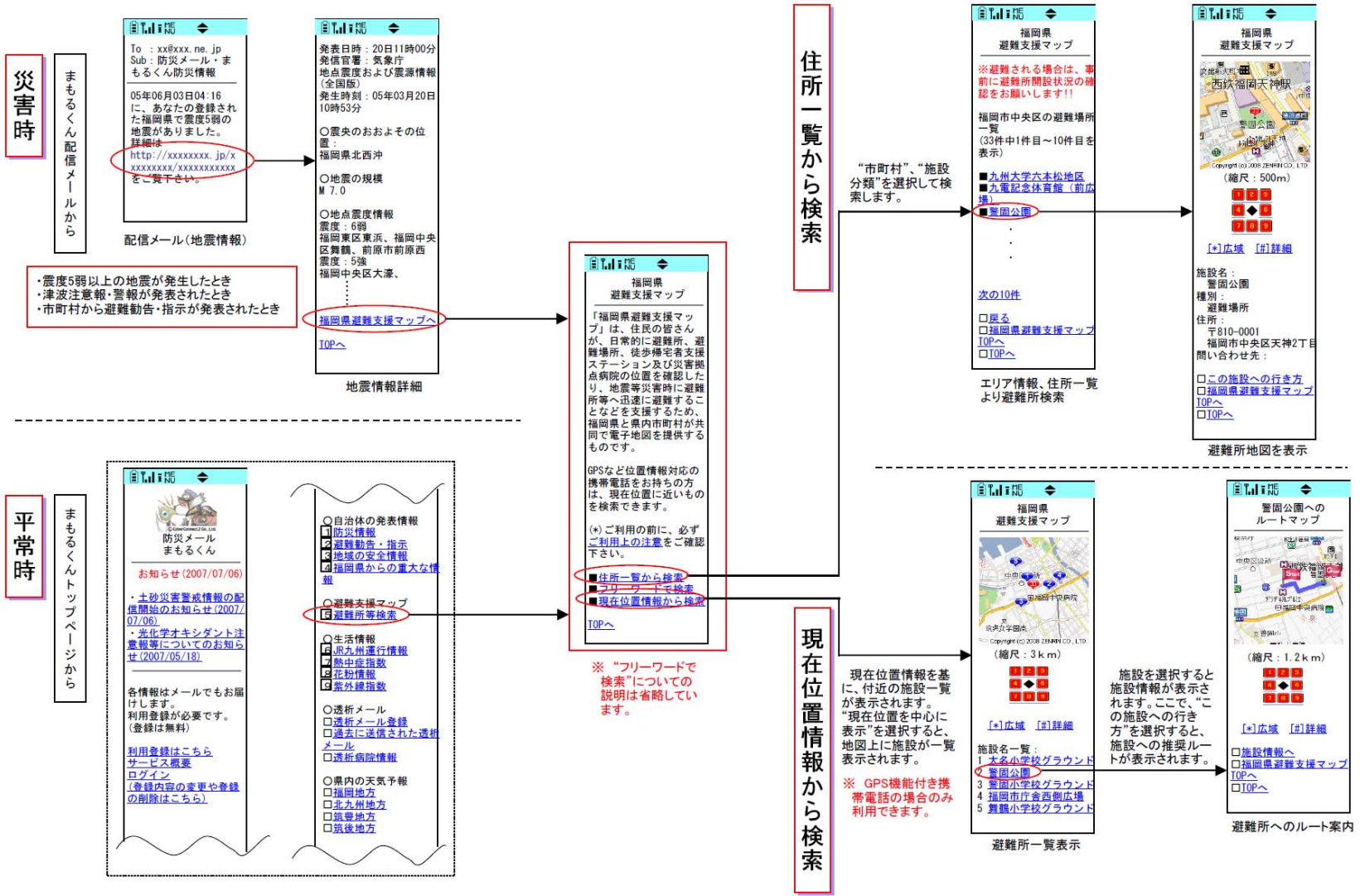
戻る

福岡県避難支援マップTOP

選択した施設の周辺地図と、連絡先などが表示されます。

出典：福岡県 <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/shienmap/index.html>

1. 2. 携帯電話版



480